

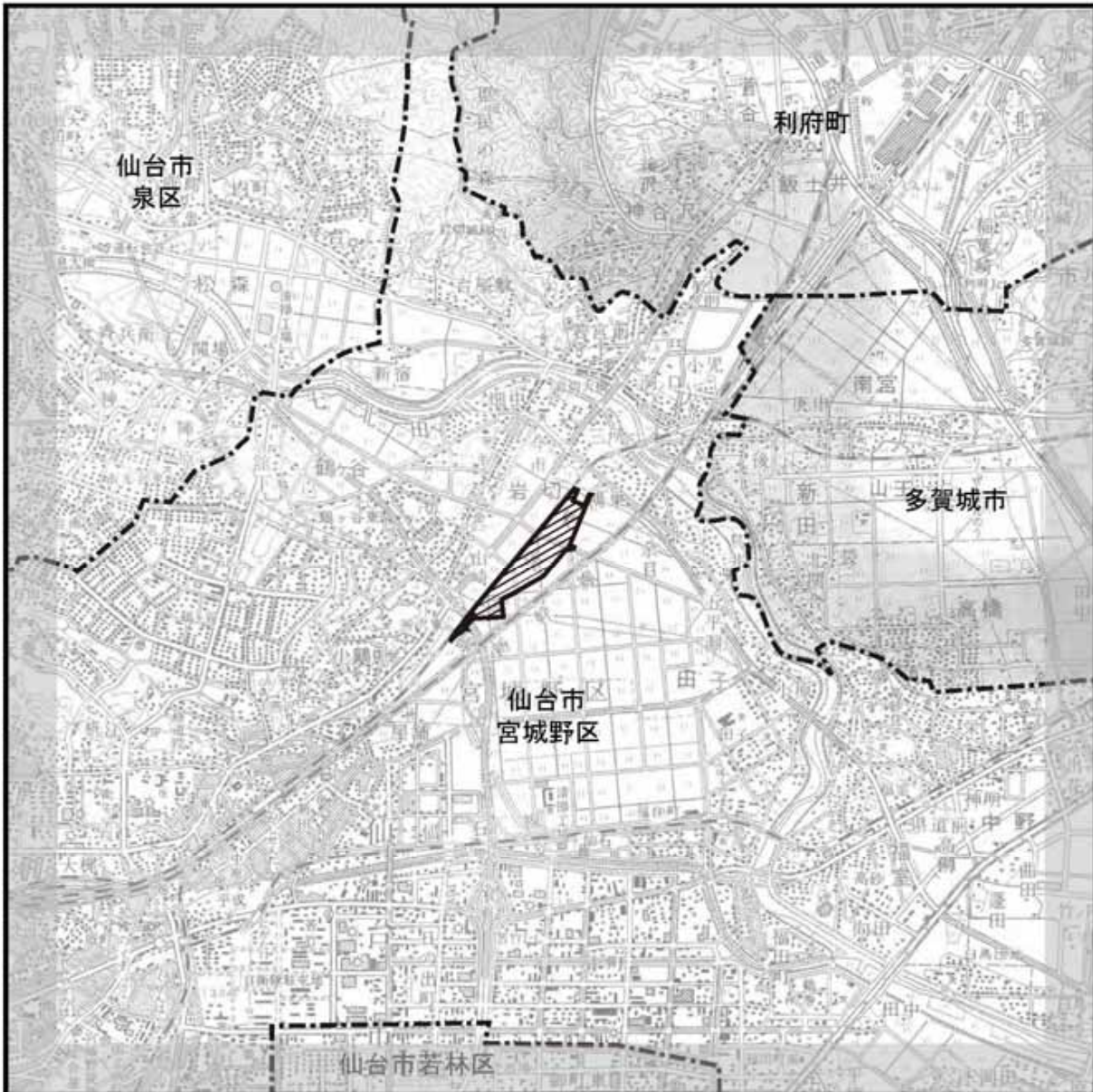
6. 地域の概況

6. 地域の概況

地域概況を整理する調査範囲(以後、「調査範囲」と示す)は、「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」(平成 11 年 11 月仙台市)に示されている概況調査範囲(5～10 km)及び表 5-1 に示す事業の実施に伴う大気環境, 植物の生育・動物の生息環境, 景観資源, 眺望景観等への影響範囲を考慮して, 図 6-1 に示す計画地を中心とした 8 km 四方の範囲とした。

「仙台市環境影響評価技術指針」(平成 25 年 5 月改定)では、「環境影響評価の対象とする地理的範囲は, 原則として仙台市域(海域を含む)のうち当該事業により環境影響が及ぶ可能性のある範囲とし, 必要に応じて仙台市の隣接地域を含んで実施することができる」と記されている。計画地から 1.3km 以上離れている利府町においては, 影響範囲が 1.5km である景観への環境影響が及ぶ可能性があるものの, 事前調査の結果により, 影響範囲内に眺望地点が存在しないことから, 本事業による環境影響が及ばないと判断した。そこで, 仙台市域ではない利府町を環境影響評価の対象から除外した。

また, 苦情の状況や社会的状況等の統計情報等については, 前述の調査範囲を含めた仙台市及び多賀城市全域を対象を広げ, 発生源の状況等については, 大気環境や水環境等の影響範囲を踏まえ, 図 5-1 に示す関係地域の範囲内で整理した。



凡 例




-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 地域概況の調査範囲

図 6-1 地域概況の調査範囲



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

6.1 自然的状況

6.1.1 大気環境

(1) 気象

計画地最寄りの気象観測所として、仙台管区気象台(仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第3合同庁舎)がある。仙台管区気象台の位置を図 6.1-1 に示す。

仙台管区気象台における平成18年～平成27年の10年間の気象の概況及び平成27年の気象の概況は、表 6.1-1 及び表 6.1-2 に示すとおりである。

ア 気温の状況

平成18年～平成27年の10年間の平均気温は12.9℃、月平均最高気温の平均値は23.9℃、月平均最低気温の平均値は4.9℃である。

平成27年の平均気温は13.7℃、月最高気温の平均値は24.8℃、月最低気温の平均値は5.5℃である。

イ 降水量の状況

平成18年～平成27年の10年間の平均年間降水量は1,340.6mmである。平成27年の年間降水量は1,444.5mmと過去10年間の平均値に対して約8%多い。

ウ 日照時間、全天日射量及び雲量の状況

平成18年～平成27年の10年間の平均年間日照時間は1,869.1時間、10年間の全天日射量の月平均値は12.8MJ/m²、10年間の雲量の月平均値は7.2である。平成27年の日照時間の合計値は2,102.8時間、全天日射量の月平均値は13.8MJ/m²、雲量の月平均値は7.2である。

エ 風向・風速の状況

平成18年～平成27年の10年間の年間平均風速は3.1m/秒、風向は西北西が卓越している。

平成27年の年間平均風速は3.2m/秒、風向は年間を通して北北西が卓越しており、月別では5月～8月までが南東、他の月は北北西または西北西の風が卓越している。



凡 例




-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 仙台管区気象台

図 6.1-1 仙台管区気象台の位置



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

表 6.1-1 気象の概況(仙台管区気象台：平成 18 年～平成 27 年)

月	項目	気温(°C)			降水量 (mm)	日照時間 (時間)	全天 日射量 (MJ/m ²)	雲量	平均風速 (m/秒)	最多風向
		平均	最高	最低						
1 月		1.8	11.3	-4.8	30.5	156.9	8.6	6.3	3.5	西北西
2 月		2.2	13.4	-5.0	40.5	152.1	11.0	6.5	3.6	西北西
3 月		5.3	19.4	-2.5	79.8	177.4	14.0	6.5	3.7	西北西
4 月		10.2	23.0	0.9	100.7	185.7	16.5	6.7	3.6	西北西
5 月		15.7	27.5	6.8	123.0	197.3	18.3	7.4	3.2	西北西
6 月		19.5	30.3	11.5	149.6	151.9	16.8	8.2	2.8	西
7 月		23.2	33.1	16.7	166.1	123.3	14.2	8.7	2.4	南南東
8 月		24.9	34.7	17.7	137.3	151.2	14.9	8.1	2.4	南南東
9 月		21.4	31.8	12.7	201.7	141.6	12.8	7.7	2.9	南南東
10 月		16.0	26.1	6.6	160.1	158.4	11.1	6.7	3.1	西北西
11 月		10.0	21.0	0.8	74.4	141.4	8.3	6.5	3.1	西北西
12 月		4.6	15.3	-2.4	77.1	131.8	6.9	6.7	3.3	西北西
年間		12.9	23.9	4.9	1,340.6	1,869.1	12.8	7.2	3.1	西北西

注) 年間における各項目は以下のとおり。

気 温：月平均気温，月平均最高（低）気温の 10 年間における平均値

降 水 量：10 年間の平均年間降水量

日照時間：10 年間の平均年間日照時間

平均風速：月平均風速の 10 年間における平均値

最多風向：月最多風向の 10 年間における最多風向

出典：気象庁 HP「過去の気象データ検索」<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php> (平成 28 年 7 月閲覧)

表 6.1-2 気象の概況(仙台管区気象台：平成 27 年)

月	項目	気温(°C)			降水量 (mm)	日照時間 (時間)	全天 日射量 (MJ/m ²)	雲量	平均風速 (m/秒)	最多風向
		平均	最高	最低						
1 月		2.6	11.8	-3.4	41.5	152	8.3	7.1	4	西北西
2 月		3.0	13.8	-4.3	30.0	139.1	10.4	7.1	3.8	西北西
3 月		6.8	19.7	-1.6	184.5	210	15.5	6.5	3.6	西北西
4 月		11.7	26.9	1.3	100.5	204	17.5	7	3.1	北北西
5 月		18.0	30.6	9.1	45.0	273.3	22.6	6.7	3.2	南東
6 月		20.0	29.0	10.8	130.5	167.5	17.9	8.4	3.2	南東
7 月		24.8	35.1	17.1	54.5	191.1	18.3	8	2.4	南東
8 月		24.3	36.6	17.5	219.5	129.6	13.1	8.4	2.6	南東
9 月		20.5	32.3	13.8	441	136.6	12.5	7.8	3	北北西
10 月		15.5	26.5	5.8	8.0	215.8	13.8	5.6	3.7	北北西
11 月		10.7	20.8	0.8	144.5	130	7.8	7.3	2.9	北北西
12 月		5.9	14.0	-1.1	45.0	153.8	7.7	6.6	3.2	北北西
年間		13.7	24.8	5.5	1,444.5	2,102.8	13.8	7.2	3.2	北北西

注) 年間における各項目は以下のとおり。

気 温：月平均気温，各月最高（低）気温

降 水 量：月合計降水量の年間における合計値

日照時間：月合計日照時間の年間合計値

平均風速：月平均風速の年間における平均値

最多風向：月最多風向の年間における最多風向

出典：気象庁 HP「過去の気象データ検索」<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php> (平成 28 年 7 月閲覧)

(2) 大気質

ア 大気汚染の状況

調査範囲内には大気汚染常時監視測定局として、一般環境大気測定局が5局(福室(旧高砂), 岩切, 鶴谷, 中野, 多賀城Ⅱ), 自動車排出ガス測定局が1局(苦竹)設置されており, 各測定局の測定項目等は, 表 6.1-3 に示すとおりである。

常時監視測定局の位置は, 図 6.1-2 に示すとおりである。

表 6.1-3 大気汚染常時監視測定局測定項目

測定局種別	地点 No.	測定局名	二酸化 いおう	二酸化 窒素	光化学 オキシダント	浮遊粒子状 物質	微小粒子状 物質	非メタン 炭化水素
一般環境大気	1	福室 ^{※1} (旧 高砂)	—	○	○	○	—	—
	2	岩切	—	—	○	○	○ ^{※5}	—
	3	鶴谷	—	○	○	○	—	—
	4	中野 ^{※2}	—	—	○	—	○	—
	5	多賀城Ⅱ ^{※3}	○	○	○	○	—	○
自動車排出ガス	6	苦竹	○ ^{※4}	○	—	○	—	

※1 福室測定局は, 平成 26 年 7 月より高砂測定局から名称変更している。

※2 中野測定局は, 平成 25 年 3 月に調査範囲外から現在の位置へ移設したことから, 平成 24 年度以降のデータのみ収集。

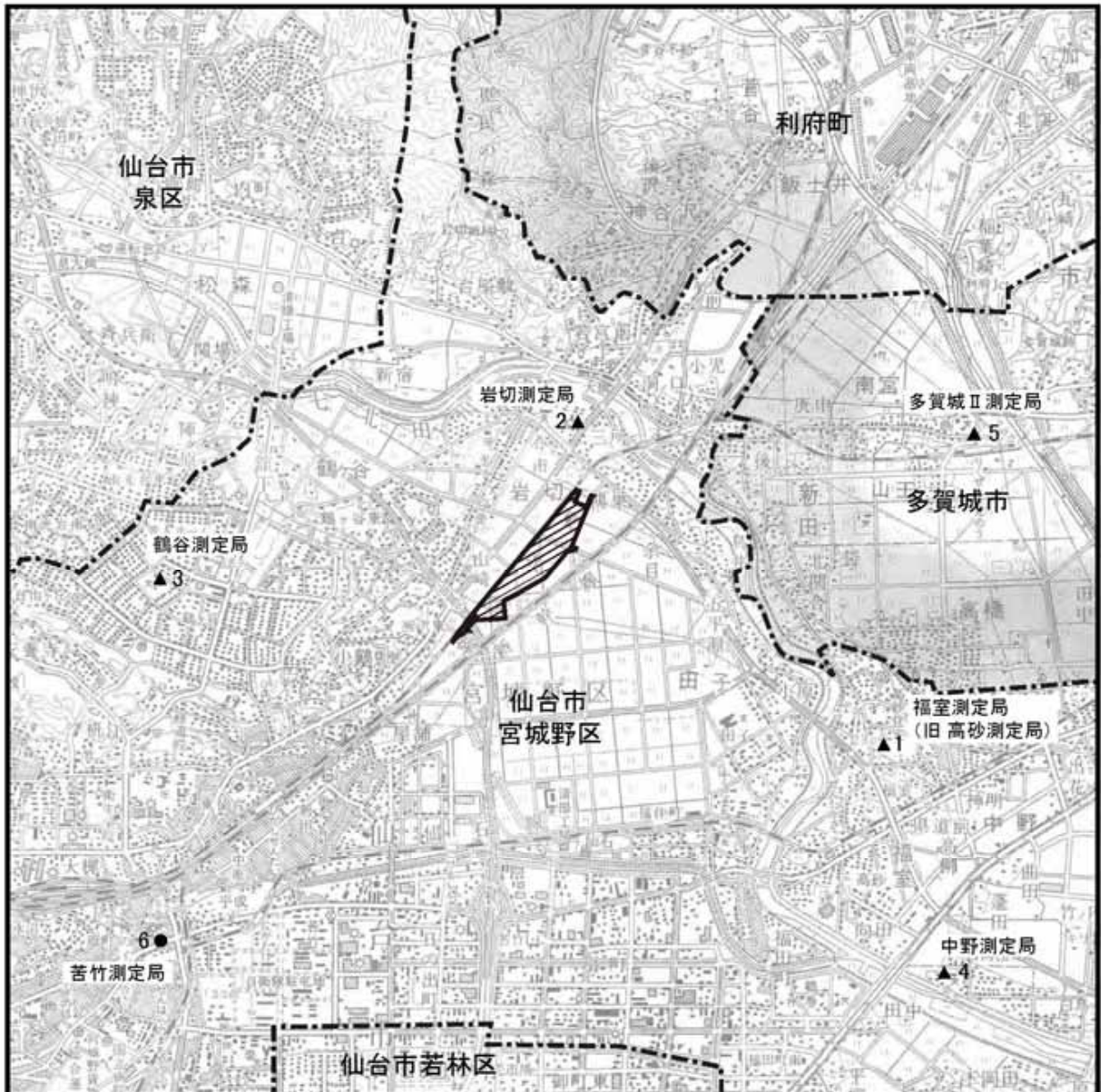
※3 多賀城Ⅱ測定局は, 平成 21 年 2 月 28 日に測定を休止した。

※4 苦竹測定局において, 平成 23 年度は二酸化いおうを測定していない。





※5 岩切測定局においては, 平成 26 年 10 月より微小粒子状物質の測定を開始している。

出典: 「公害関係資料集」(平成 22 年度～平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

「平成 21 年版宮城県環境白書」(宮城県)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 一般環境大気測定局(1~5)
-  : 自動車排出ガス測定局(6)

出典:「公害関係資料集」(平成22年度～平成26年度測定結果)(仙台市環境局)
「平成21年版宮城県環境白書」(宮城県)

図 6.1-2 大気測定局の位置



S=1:50,000
0 500 1000 2000m

二酸化いおう(SO₂)

平成 26 年度における二酸化いおう測定結果は表 6.1-4、平成 22 年度～平成 26 年度までの 5 年間における年平均値及び日平均値の 2%除外値の経年変化は表 6.1-5 に示すとおりである。

平成 26 年度における自動車排出ガス測定局の苦竹測定局の 1 時間値の最高値は 0.013ppm、日平均値の 2%除外値は 0.002ppm であり、短期的評価及び長期的評価ともに環境基準を達成している。

苦竹測定局における経年変化は、年平均値、日平均値の 2%除外値ともに、平成 25 年度ならびに平成 26 年度の測定値は、平成 22 年度の測定値より 0.001ppm 減少している。

表 6.1-4 二酸化いおう測定結果(平成 26 年度)

種別	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価					長期的評価		
						1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
						時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日
自動車排出ガス	苦竹	商	361	8579	0	0	0.0	0	0.0	0.013	0.002	○	0

注) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

・短期的評価：1 時間値の日平均値または各 1 時間値を環境基準と比較して評価する。

・長期的評価：日平均値の 2%除外値を環境基準と比較して評価する。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。

出典：「公害関係資料集」(平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-5 二酸化いおう経年変化(平成 22 年度～平成 26 年度)

単位：ppm

種別	測定局	項目	年度				
			22	23	24	25	26
自動車排出ガス	苦竹	年平均値	0.001	—	(0.001)	0	0
		日平均値の 2%除外値	0.003	—	(0.002)	0.002	0.002

注 1) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

2) ()内の数値は有効測定時間未満の測定値。

出典：「公害関係資料集」(平成 22 年度～平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

二酸化窒素(NO₂)

平成 26 年度における二酸化窒素測定結果は表 6.1-6、平成 22 年度～平成 26 年度までの 5 年間における年平均値及び日平均値の年間 98% 値の経年変化は表 6.1-7 に示すとおりである。

平成 26 年度における日平均値の年間 98% 値は、0.020～0.029ppm であり、全測定局で環境基準の長期的評価及び仙台市環境基本計画の定量目標値を満足している。

また、経年変化は、年平均値、日平均値の年間 98% 値ともに、いずれの測定局でも横ばい傾向を示しており、平成 26 年度が最も小さい値となっている。

表 6.1-6 二酸化窒素測定結果(平成 26 年度)

種別	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
							時間	%	時間	%	日	%	日	%		
大一般環境	福室(旧高砂)	1住	364	8602	0.008	0.054	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0
	鶴谷	1低層	363	8660	0.009	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0
排出ガス	苦竹	商	362	8658	0.016	0.059	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0

注 1) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

・長期的評価：日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価する。

2) 仙台市環境基本計画の定量目標値：日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。

3) 福室測定局は、平成26年7月より高砂測定局から名称変更している。

出典：「公害関係資料集」(平成26年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-7 二酸化窒素経年変化(平成 22 年度～平成 26 年度)

単位：ppm

種別	測定局	項目	年度				
			22	23	24	25	26
一般環境大気	福室(旧高砂)	年平均値	0.011	0.010	0.010	0.011	0.008
		日平均値の年間98%値	0.024	0.025	0.026	0.025	0.021
	鶴谷	年平均値	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009
		日平均値の年間98%値	0.021	0.026	0.024	0.024	0.020
自動車排出ガス	苦竹	年平均値	0.021	0.020	0.018	0.018	0.016
		日平均値の年間98%値	0.036	0.035	0.033	0.035	0.029

注 1) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

2) 仙台市環境基本計画の定量目標値：日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。

3) 福室測定局は、平成26年7月より高砂測定局から名称変更している。

出典：「公害関係資料集」(平成22年度～平成26年度測定結果)(仙台市環境局)

光化学オキシダント(Ox)

平成 26 年度における光化学オキシダント測定結果は表 6.1-8, 平成 22 年度～平成 26 年度までの 5 年間における昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数及び時間数の経年変化は表 6.1-9 に示すとおりである。

平成 26 年度における昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間は、福室測定局で 212 時間(41 日), 岩切測定局で 96 時間(19 日), 鶴谷測定局で 238 時間(42 日), 中野測定局で 213 時間(43 日)発生し、昼間の 1 時間値の最高値は福室測定局で 0.103ppm, 岩切測定局で 0.098ppm, 鶴谷測定局で 0.105ppm, 中野測定局で 0.103ppm と、いずれの測定局も環境基準(0.06ppm)を超えている。

また、福室測定局, 岩切測定局, 鶴谷測定局における経年変化を見ると、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数は、平成 23 年度が最も多く、その後平成 25 年度にかけて減少したが、平成 26 年度に大きく増加している。昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数は、平成 22 年度～平成 23 年度に比べて、平成 24 年度～平成 25 年度に大きく減少したが、平成 26 年度に大きく増加している。

表 6.1-8 光化学オキシダント測定結果(平成 26 年度)

種別	測定局	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値の最高値	昼間の日最高 1 時間値の平均値
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
大一般環境	福室 (旧高砂)	1 住	365	5414	0.033	41	212	0	0	0.103	0.045
	岩切	1 住	365	5409	0.028	19	96	0	0	0.098	0.039
	鶴谷	1 低層	359	5295	0.035	42	238	0	0	0.105	0.045
	中野	1 住	351	5188	0.032	43	213	0	0	0.103	0.045

- 注 1) 昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。
 2) 環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
 ・短期的評価：各 1 時間値を環境基準と比較して評価する。
 3) 福室測定局は、平成 26 年 7 月より高砂測定局から名称変更している。
 出典：「公害関係資料集」(平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-9 光化学オキシダント経年変化(平成 22 年度～平成 26 年度)

種別	測定局	項目	年度					
			22	23	24	25	26	
一般環境 大気	福室 (旧 高砂)	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた	日数(日)	49	49	35	23	41
			時間数(時間)	219	234	117	82	212
	岩切	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた	日数(日)	11	22	8	12	19
			時間数(時間)	49	58	29	45	96
	鶴谷	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた	日数(日)	39	52	27	20	42
			時間数(時間)	203	227	88	76	238
	中野	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた	日数(日)	12	—	(0)	10	43
			時間数(時間)	46	—	(0)	30	213

- 注 1) 昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。
 2) 環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
 3) ()内の数値は有効測定時間未満の測定値。
 4) 中野測定局は平成 25 年 3 月に調査範囲外から現在の場所に移設して測定を始めた。
 5) 福室測定局は、平成 26 年 7 月より高砂測定局から名称変更している。
 出典：「公害関係資料集」(平成 22 年度～平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

浮遊粒子状物質 (SPM)

平成 26 年度における浮遊粒子状物質測定結果は表 6.1-10、平成 22 年度～平成 26 年度までの 5 年間における年平均値及び日平均値の 2%除外値の経年変化は表 6.1-11 に示すとおりである。

平成 26 年度において、いずれの測定局においても 1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数はなく、また、日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日もなかったことから、短期的評価及び長期的評価とも環境基準を達成している。

また、経年変化は、年平均値、日平均値の 2%除外値ともに概ね横ばい傾向を示している。

表 6.1-10 浮遊粒子状物質測定結果(平成 26 年度)

種別	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価					長期的評価			
						1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	
						時間	%	日	%					mg/m ³
大 一般環境 気	福室 (旧高砂)	1 住	364	8706	0.018	0	0	0	0	0.127	0.047	○	0	
	岩切	1 住	360	8664	0.018	0	0	0	0	0.132	0.044	○	0	
	鶴谷	1 低層	363	8704	0.018	0	0	0	0	0.097	0.043	○	0	
排 自動 出 ガス 車	苦竹	商	362	8682	0.021	0	0	0	0	0.105	0.054	○	0	

注 1) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

- ・短期的評価：1 時間値の日平均値または各 1 時間値を環境基準と比較して評価する。
- ・長期的評価：日平均値の 2%除外値を環境基準と比較して評価する。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。

2) 福室測定局は、平成 26 年 7 月より高砂測定局から名称変更している。

出典：「公害関係資料集」(平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-11 浮遊粒子状物質経年変化(平成 22 年度～平成 26 年度)

単位：mg/m³

種別	測定局	項目	年度				
			22	23	24	25	26
一般環境 大 気	福室 (旧 高砂)	年平均値	0.019	0.016	0.018	0.017	0.018
		日平均値の 2%除外値	0.055	0.043	0.045	0.054	0.047
	岩切	年平均値	0.020	0.018	0.016	0.017	0.018
		日平均値の 2%除外値	0.047	0.044	0.039	0.042	0.044
	鶴谷	年平均値	0.019	0.021	0.018	0.019	0.018
		日平均値の 2%除外値	0.048	0.044	0.037	0.044	0.043
自 自動 出 ガス 車	苦竹	年平均値	0.014	0.022	0.021	0.021	0.021
		日平均値の 2%除外値	0.039	0.053	0.053	0.059	0.054

注 1) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

2) 福室測定局は、平成 26 年 7 月より高砂測定局から名称変更している。

出典：「公害関係資料集」(平成 22 年度～平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

微小粒子状物質(PM2.5)

平成 26 年度における微小粒子状物質測定結果は表 6.1-12、平成 23 年度～平成 26 年度までの 4 年間における年平均値及び日平均値の年間 98% 値の経年変化は表 6.1-13 に示すとおりである。

平成 26 年度における年平均値は 9.4～13.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、いずれの測定局においても 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回っていることから、環境基準の長期基準を満足している。また、日平均値の年間 98% 値は 27.8～32.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、いずれの測定局においても 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回っていることから、環境基準の短期基準を満足している。なお、日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数は、岩切測定局で 1 日、中野測定局ならびに苦竹測定局で 4 日であった。

また、苦竹測定局における経年変化は、年平均値、日平均値の年間 98% 値ともに、概ね横ばい傾向を示している。年平均値は、環境基準の長期基準を満足しており、短期基準についても平成 25 年度の苦竹測定局を除いて満足している。

表 6.1-12 微小粒子状物質測定結果(平成 26 年度)

種別	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間 98% 値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
			日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
一般環境 大気	岩切	1 住	182	9.4	27.8	1	0.5
	中野	1 住	363	12.5	31.9	4	1.1
自動車 排出ガス	苦竹	商	362	13.2	32.0	4	1.1

注) 環境基準：年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期基準及び短期基準の評価を各々実施した上で両者の基準の達成状況から評価する。

・長期基準：年平均値を環境基準と比較して評価する。

・短期基準：日平均値の年間 98% 値を日平均値の代表値として選択して環境基準と比較して評価する。

出典：「公害関係資料集」(平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-13 微小粒子状物質経年変化(平成 23 年度～平成 26 年度)

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

種別	測定局	項目	年度			
			23	24	25	26
一般環境 大気	岩切	年平均値	—	—	—	(9.4)
		日平均値の年間 98% 値	—	—	—	(27.8)
	中野	年平均値	—	—	(10.7)	12.5
		日平均値の年間 98% 値	—	—	(33.0)	31.9
自動車 排出ガス	苦竹	年平均値	14.0	13.2	12.9	13.2
		日平均値の年間 98% 値	32.8	30.4	36.1	32.0

注 1) 環境基準：年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期基準及び短期基準の評価を各々実施した上で両者の基準の達成状況から評価する。

・長期基準：年平均値を環境基準と比較して評価する。

・短期基準：日平均値の年間 98% 値を日平均値の代表値として選択して環境基準と比較して評価する。

注 2) 岩切測定局は平成 26 年 10 月より微小粒子状物質の測定を始めた。

注 3) 中野測定局は平成 25 年 12 月より微小粒子状物質の測定を始めた。

注 4) ()内の数値は有効測定時間未満の測定値。

出典：「公害関係資料集」(平成 23 年度～平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

非メタン炭化水素(NMHC)

調査範囲内で非メタン炭化水素を測定しているのは多賀城Ⅱ測定局のみであり、多賀城Ⅱ測定局は平成21年2月28日に測定を休止している。平成20年度における非メタン炭化水素測定結果は表6.1-14、平成16年度～平成20年度までの5年間における年平均値及び6～9時における年平均値の経年変化は表6.1-15に示すとおりである。

非メタン炭化水素には環境基準が設定されていないが、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(答申)」(昭和51年8月17日 中央公害対策審議会)として「光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある」と示されている。

多賀城Ⅱ測定局では、6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日が4日発生している。

また、多賀城Ⅱ測定局における経年変化は、年平均値、6～9時における年平均値ともに横ばい傾向を示している。

表 6.1-14 非メタン炭化水素測定結果(平成20年度)

種別	測定局	用途地域	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時の3時間平均値		6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
							最高値	最低値	日	%	日	%
			時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%
一般環境	多賀城Ⅱ	1住	8314	0.12	0.12	360	0.36	0.02	32	8.9	4	1.1

出典：「平成21年版宮城県環境白書」(宮城県)

表 6.1-15 非メタン炭化水素経年変化(平成16年度～平成20年度)

単位：ppmC

種別	測定局	項目	年度				
			16	17	18	19	20
一般環境	多賀城Ⅱ	年平均値	0.10	0.08	0.09	0.11	0.12
		6～9時における年平均値	0.10	0.10	0.10	0.12	0.12

出典：「平成21年版宮城県環境白書」(宮城県)

イ 降下ばいじん量の状況

平成13年度における降下ばいじん量の測定結果は表 6.1-16 及び図 6.1-3 に、平成9年度～平成13年度までの5年間における経年変化は表 6.1-17 に示すとおりである。調査地点は図 6.1-4 に示すとおりである。

降下ばいじん量は、春季に高く、その他の季節では低い傾向を示している。経年変化は、衛生研究所、中原ともに横ばい傾向がみられる。

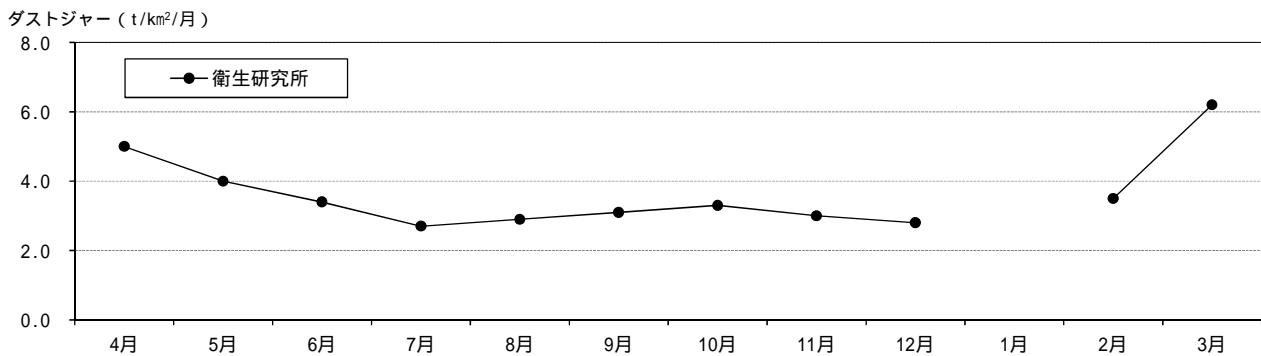
なお、平成13年度以降は調査が実施されていない。

表 6.1-16 降下ばいじん量の月間値(平成13年度)

単位：t/km²/月

測定地点名	降下ばいじん量の月間値(平成13年度)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
衛生研究所	5.0	4.0	3.4	2.7	2.9	3.1	3.3	3.0	2.8	—	3.5	6.2	3.6

出典：「公害関係資料集」(平成14年版 仙台市環境局)



出典：「公害関係資料集」(平成14年版 仙台市環境局)

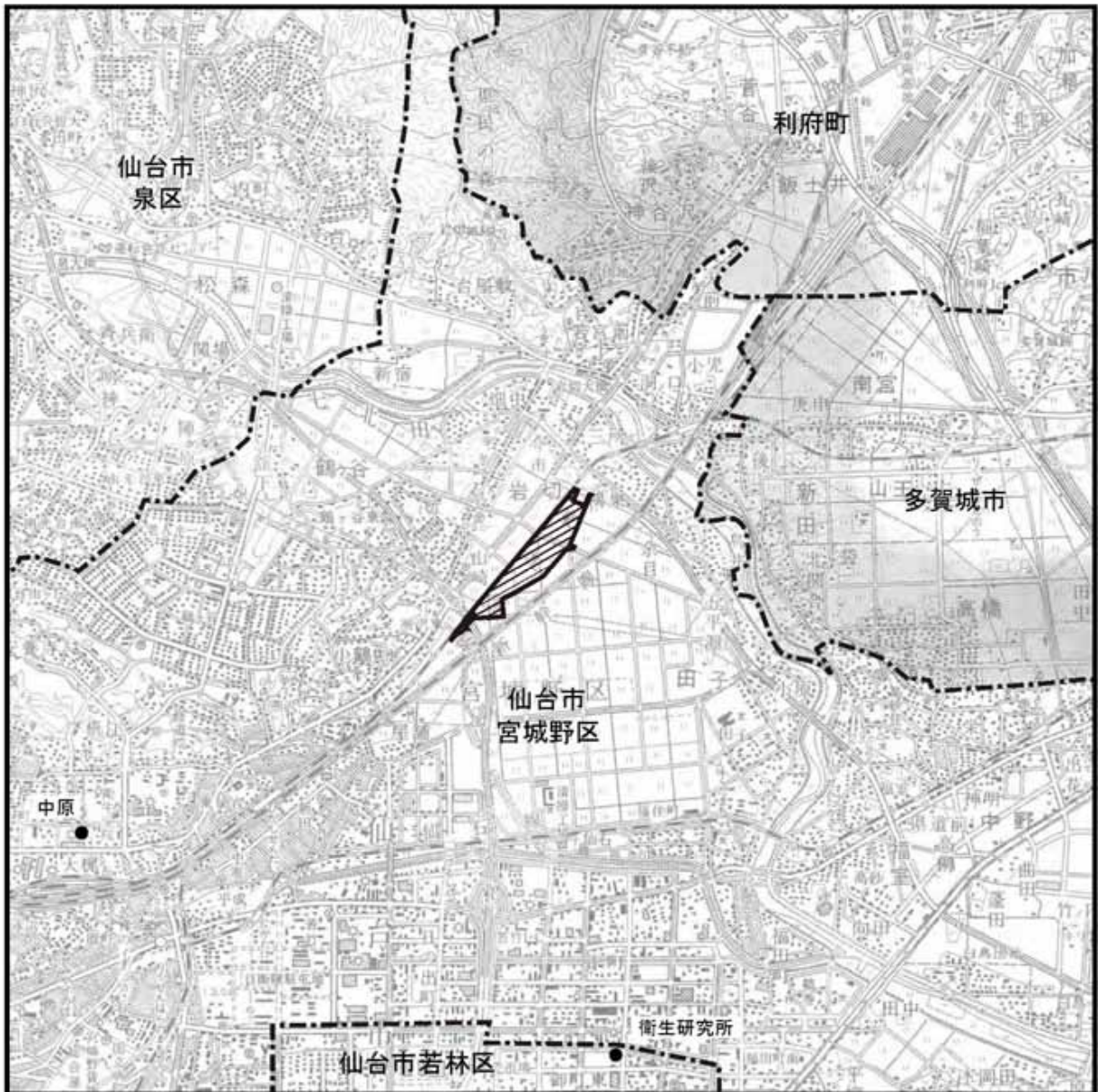
図 6.1-3 降下ばいじん量の月間値(平成13年度)

表 6.1-17 降下ばいじん量の経年推移(平成9年度～平成13年度)




単位：t/km²/月

測定地点名	降下ばいじん量の経年推移(平成9年度～平成13年度)				
	9	10	11	12	13
衛生研究所	3.3	2.8	3.1	3.8	3.6
中原	2.4	2.7	1.9	2.6	—

出典：「公害関係資料集」(平成10年度～平成14年版 仙台市環境局)



凡 例

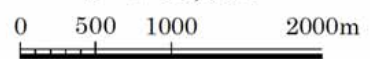
-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 降水ばいじん量測定地点

出典:「公害関係資料集」(平成10年版～平成14年版 仙台市環境局)

図 6.1-4 降水ばいじん量測定地点の位置



S=1:50,000



ウ 大気質に係る苦情の状況

仙台市及び多賀城市における過去5年間の大気質に係る苦情件数の経年変化は、表 6.1-18 に示すとおりである。

ばい煙の苦情件数は、仙台市が4～15件/年で推移しており、多賀城市は0件であった。粉じんの苦情件数は、仙台市が6～25件/年、多賀城市が0～1件/年で推移している。多賀城市では野焼き、ガス臭の苦情も発生しており、このうち野焼きについては0～4件/年で推移しており、平成22年度～平成26年度の多賀城市における大気質に係る苦情の中で件数が最も多い項目となっている。

表 6.1-18 大気質に係る苦情件数の経年変化(平成22年度～平成26年度)

単位：件

項目		年度				
		22	23	24	25	26
仙台市	ばい煙	8	12	15	4	4
	粉じん	6	24	25	20	16
多賀城市	ばい煙	0	0	0	0	0
	粉じん	0	1	1	0	1
	野焼き	2	4	0	0	3
	農薬空中散布	0	0	0	0	0
	ガス臭	0	1	0	0	1

出典：「公害関係資料集」(平成22年度～平成26年度測定結果)(仙台市環境局)
多賀城市市民経済部生活環境課聞き取り(平成28年11月)

エ 発生源の状況

仙台市における大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設数及び事業場数及び一般粉じん発生施設数及び事業場数は表 6.1-19、多賀城市における大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設数及び事業場数と一般粉じん発生施設数及び事業場数は表 6.1-20 に示すとおりである。

図 5-1 に示す関係地域範囲内における大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設届出件数は、表 6.1-21 及び図 6.1-5 に示すとおり、病院、体育館、学校等の 10 事業場である。(平成 26 年 3 月 31 日現在、仙台市環境局への公文書開示請求による)。

なお、関係地域範囲のうち多賀城市域においては、大気汚染防止法(ばい煙)に基づく発生施設はない(平成 26 年 9 月 多賀城市市民経済部生活環境課聞き取り)。

表 6.1-19 仙台市内のばい煙及び一般粉じんの発生施設数及び事業場数(平成 26 年度)

項目		年度	26
ばい煙	発生施設数(事業場数)		1,587(709)
一般粉じん	発生施設数(事業場数)		119(18)

出典:「公害関係資料集」(平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-20 多賀城市のばい煙及び一般粉じんの発生施設数及び事業場数(平成 26 年度)

項目		年度	26
ばい煙	発生施設数(事業場数)		120(39)
一般粉じん	発生施設数(事業場数)		15(1)

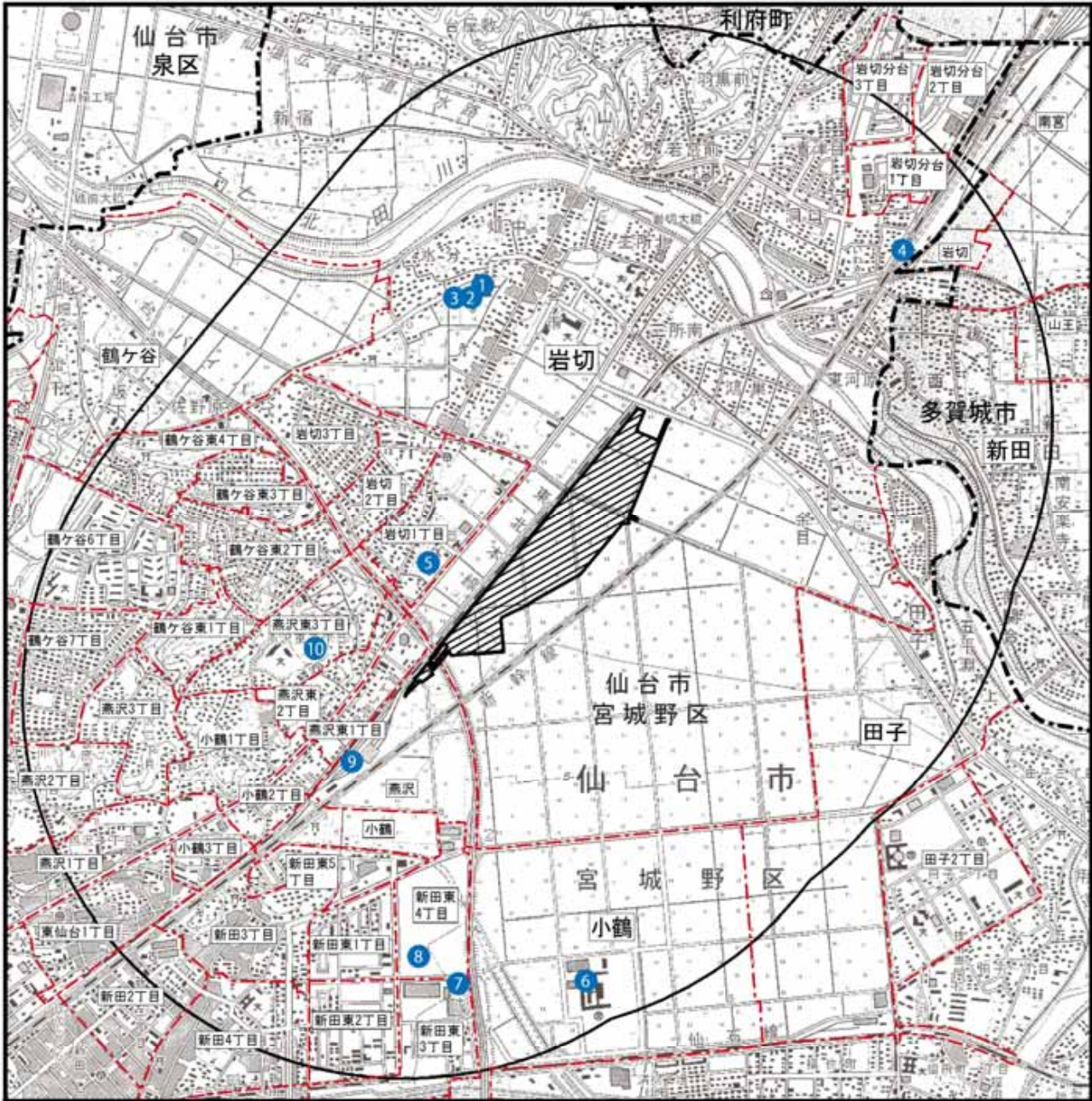
出典:「宮城県公害資料(大気編)」(宮城県環境生活部環境対策課)(平成 27 年 3 月)

表 6.1-21 大気汚染防止法(ばい煙)に基づく発生施設数






市町村	発生施設所在地	図中番号	事業場数	施設数		
				総数	内訳	
仙台市	宮城野区	岩切字稲荷	①~③	3	5	ボイラー:5
		岩切字洞ノ口東	④	1	1	ディーゼル機関:1
		岩切1丁目	⑤	1	2	ボイラー:2
		小鶴字高野	⑥	1	2	ボイラー:2
		小鶴字羽黒	⑦	1	3	ディーゼル機関:1 ガスタービン:2
		新田東4丁目	⑧	1	5	ボイラー:4 ディーゼル機関:1
		燕沢字前塚	⑨	1	2	ボイラー:2
		燕沢東3丁目	⑩	1	1	ボイラー:1

注) 図中番号は図 6.1-5 における位置に対応。

出典:「大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設一覧」(平成 26 年 3 月 31 日現在 仙台市)

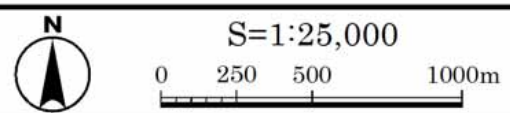


凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  : 関係地域の範囲(計画地から1500mの範囲)
-  ① ~ ⑩ 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を有する事業場

出典：「大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設一覧」
(平成26年3月31日現在 仙台市)

図 6.1-5
大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設



(3) 騒音

ア 騒音の状況

環境騒音

調査範囲において、平成13年度に環境騒音測定が18地点で実施されている。測定結果は、表6.1-22に示すとおりであり、No.1 岩切泉塩釜線(仙台市宮城野区岩切字入生沢)で夜間に環境基準を超過している。他の測定地点ではすべて環境基準を達成している。

表 6.1-22 環境騒音測定結果(平成13年度)

単位：dB

地点 No.	対象区域名	測定地点 住所	用途地域	環境 基準 類型	測定結果 (L_{Aeq})		環境基準	
					昼間	夜間	昼間	夜間
1	岩切泉塩釜線	仙台市宮城野区 岩切字入生沢	一種住居	B	52 (○)	50 (×)	55	45
2	鶴ヶ谷東	仙台市宮城野区 鶴ヶ谷東1丁目	一種低層	A	45 (○)	45 (○)	55	45
3	燕沢	仙台市宮城野区 燕沢東3丁目	二種中高層	A	43 (○)	37 (○)	55	45
4	鶴ヶ谷	仙台市宮城野区 鶴ヶ谷4丁目	一種低層	A	44 (○)	42 (○)	55	45
5	幸町	仙台市宮城野区 幸町2丁目	一種住居	B	43 (○)	36 (○)	55	45
6	新田	仙台市宮城野区 新田4丁目	一種住居	B	41 (○)	37 (○)	55	45
7	宮城野原	仙台市宮城野区 银杏町	近隣商業	C	44 (○)	39 (○)	60	50
8	萩野町	仙台市宮城野区 萩野町4丁目	近隣商業	C	43 (○)	39 (○)	60	50
9	田子	仙台市宮城野区 田子2丁目	一種中高層	A	45 (○)	40 (○)	55	45
10	福室	仙台市宮城野区 栄3丁目	一種住居	B	44 (○)	41 (○)	55	45
11	中野	仙台市宮城野区 中野	近隣商業	C	53 (○)	50 (○)	60	50
12	福田町	仙台市宮城野区 福田町2丁目	商業	C	44 (○)	42 (○)	60	50
13	鶴巻	仙台市宮城野区 鶴巻1丁目	準工業	C	46 (○)	40 (○)	60	50
14	白鳥	仙台市宮城野区 白鳥2丁目	一種住居	B	47 (○)	42 (○)	55	45
15	卸町	仙台市若林区 卸町3丁目	商業	C	54 (○)	43 (○)	60	50
16	天神沢	仙台市泉区 天神沢1丁目	二種中高層	A	44 (○)	39 (○)	55	45
17	南光台南	仙台市泉区 南光台南2丁目	一種低層	A	46 (○)	42 (○)	55	45
18	松森	仙台市泉区 松森字明神	一種住居	B	46 (○)	43 (○)	55	45

注1) 測定結果の()内は、環境基準の適合状況について示す。○=適合、×=超過

2) 時間の区分は、「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月環告64)に基づく。

昼間6:00~22:00、夜間22:00~6:00。

出典：「公害関係資料集」(平成14年版 仙台市環境局)

道路交通騒音

調査範囲において自動車騒音測定が実施されている。仙台市内における自動車交通騒音測定結果は、表 6.1-23～表 6.1-27 に示すとおりであり、平成 24 年度には一般国道 45 号、主要地方道仙台松島線 2 評価区間(2 路線)で実施されている。また、多賀城市内における自動車交通騒音測定は、表 6.1-28 に示すとおりである。

平成 26 年度の仙台市の測定結果のうち環境基準を昼間・夜間ともに達成したのは、74%～79%であった。

平成 22 年度～平成 26 年度の自動車騒音測定結果のうち環境基準達成率が低いのは、平成 25 年度の主要地方道仙台塩釜線(宮城野区高砂 1 丁目 31～若林区六丁の目東町 7 番)の 6%であった。

なお、自動車騒音評価区間及び測定地点は図 6.1-6 に示すとおりである。

表 6.1-23 自動車騒音測定結果(平成 26 年度 仙台市)

No.	評価対象道路				評価結果		
	路線名	評価区間	評価区間の延長(km)	評価対象住居等戸数(戸)	環境基準達成状況 達成戸数(戸)(達成率)		
					昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成
1	一般国道 45 号	(始点) 仙台市青葉区本町 1 丁目 (終点) 仙台市宮城野区原町 3 丁目	3.4	3,738	2,760 (74%)	117 (3%)	0 (0%)
2	主要地方道 仙台松島線	(始点) 仙台市宮城野区岩切 1 丁目 (終点) 仙台市宮城野区岩切字羽黒前	2.6	297	236 (79%)	41 (14%)	0 (0%)

注) 自動車騒音に関する環境基準については、表 6.2-52 参照。

出典：「公害関係資料集」(平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-24 自動車騒音測定結果(平成 25 年度 仙台市)

No.	評価対象道路				評価結果		
	路線名	評価区間	評価区間の延長(km)	評価対象住居等戸数(戸)	環境基準達成状況 達成戸数(戸)(達成率)		
					昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成
1	一般国道 45 号	(始点) 仙台市青葉区本町 1 丁目 (終点) 仙台市宮城野区原町 3 丁目	3.4	3,738	2,572 (69%)	319 (9%)	0 (0%)
2	主要地方道 仙台松島線	(始点) 仙台市宮城野区岩切 1 丁目 (終点) 仙台市宮城野区岩切字羽黒前	2.6	298	263 (88%)	23 (8%)	0 (0%)
3	一般国道 45 号	(始点) 仙台市宮城野区日の出町 1 丁目 (終点) 仙台市宮城野区福室 2 丁目	3.1	1,569	1,548 (99%)	21 (1%)	0 (0%)
4	主要地方道 仙台塩釜線	(始点) 仙台市宮城野区高砂 1 丁目 (終点) 仙台市若林区六丁の目東	2.7	125	7 (6%)	0 (0%)	9 (7%)
5	仙台市市道 宮城野通線	(始点) 仙台市宮城野区榴岡 2 丁目 (終点) 仙台市宮城野区宮城野 1 丁目	1.5	814	814 (100%)	0 (0%)	0 (0%)

注) 自動車騒音に関する環境基準については、表 6.2-52 参照。

出典：「公害関係資料集」(平成 25 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-25 自動車騒音測定結果(平成 24 年度 仙台市)

No.	評価対象道路				評価結果		
	路線名	評価区間	評価区間の延長(km)	評価対象住居等戸数(戸)	環境基準達成状況 達成戸数(戸)(達成率)		
					昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成
1	一般国道 45号	(始点) 仙台市青葉区本町3丁目	3.8	3,957	3,100 (78%)	234 (6%)	0 (0%)
		(終点) 仙台市宮城野区原町3丁目					
2	主要地方道 仙台松島線	(始点) 仙台市宮城野区岩切1丁目	2.6	304	242 (80%)	29 (10%)	0 (0%)
		(終点) 仙台市宮城野区岩切字羽黒前					

注) 自動車騒音に関する環境基準については、表 6.2-52 参照。
出典:「公害関係資料集」(平成 24 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-26 自動車騒音測定結果(平成 23 年度 仙台市)

No.	評価対象道路				評価結果		
	路線名	評価区間	評価区間の延長(km)	評価対象住居等戸数(戸)	環境基準達成状況 達成戸数(戸)(達成率)		
					昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成
1	一般国道 45号	(始点) 仙台市青葉区本町3丁目	3.8	3,957	3,426 (87%)	531 (13%)	0 (0%)
		(終点) 仙台市宮城野区原町3丁目					
2	主要地方道 仙台松島線	(始点) 仙台市宮城野区岩切1丁目	2.6	304	242 (80%)	29 (10%)	0 (0%)
		(終点) 仙台市宮城野区岩切字羽黒前					
3	一般国道 45号	(始点) 仙台市宮城野区原町6丁目	2.3	920	661 (72%)	77 (8%)	0 (0%)
		(終点) 仙台市宮城野区日の出町1丁目					
4	主要地方道 仙台松島線	(始点) 仙台市宮城野区原町3丁目	3.9	1,567	952 (61%)	116 (7%)	0 (0%)
		(終点) 仙台市宮城野区燕沢東2丁目					
5	仙台市市道 宮城野通線	(始点) 仙台市宮城野区榴岡2丁目	1.5	814	814 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
		(終点) 仙台市宮城野区宮城野1丁目					

注) 自動車騒音に関する環境基準については、表 6.2-52 参照。
出典:「公害関係資料集」(平成 23 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-27 自動車騒音測定結果(平成 22 年度 仙台市)

No.	評価対象道路				評価結果		
	路線名	評価区間	評価区間の延長(km)	評価対象住居等戸数(戸)	環境基準達成状況 達成戸数(戸)(達成率)		
					昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成
1	一般国道 45号	(始点) 仙台市青葉区本町3丁目	3.8	3,957	3,911 (99%)	46 (1%)	0 (0%)
		(終点) 仙台市宮城野区原町3丁目					
2	主要地方道 仙台松島線	(始点) 仙台市宮城野区岩切1丁目	2.6	304	234 (77%)	40 (13%)	0 (0%)
		(終点) 仙台市宮城野区岩切字羽黒前					
3	仙台市市道 六丁目鶴谷線	(始点) 仙台市宮城野区原町6丁目	1.7	537	537 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
		(終点) 仙台市宮城野区日の出町1丁目					

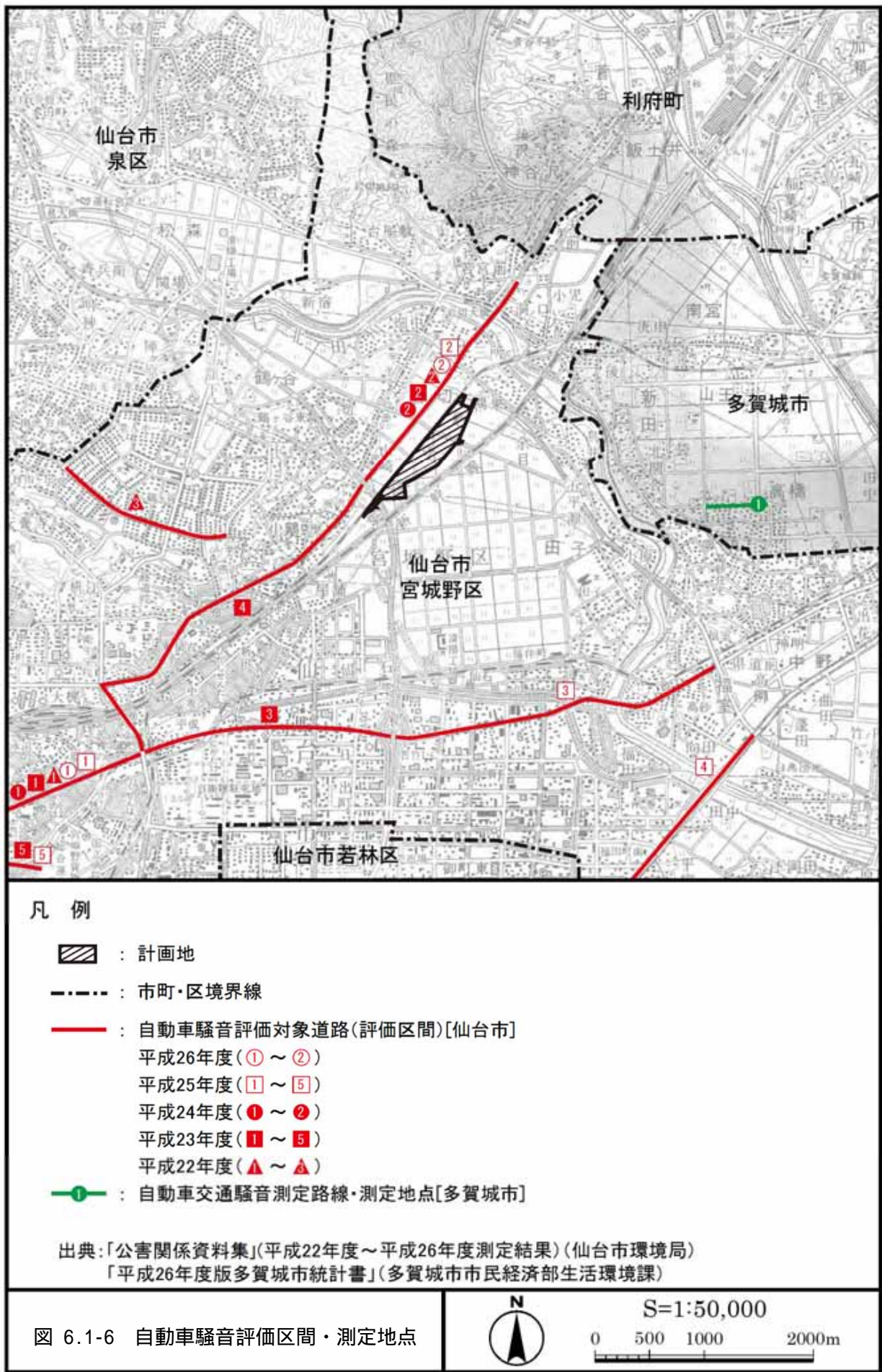
注) 自動車騒音に関する環境基準については、表 6.2-52 参照。
出典:「公害関係資料集」(平成 22 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-28 自動車騒音測定結果(平成 22 年度～平成 26 年度 多賀城市)

No.	路線名	測定地点	用途地域	環境基準 類型	調査 年度	測定結果 (L_{Aeq})		環境基準	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	多賀城市市道 新田高橋二号線	多賀城市 高橋 1 丁目 6-20	一種 中高層	A	22	61 (○)	61 (○)	70	65
					23	54 (○)	47 (○)	70	65
					24	52 (○)	43 (○)	55	45
					25	61 (×)	52 (○)	60	55
					26	63 (×)	53 (○)	60	55

注) 測定結果の()内は、環境基準の適合状況について示す。○=適合, ×=超過

出典: 「平成 26 年度版統計書」(平成 28 年 5 月 多賀城市)



鉄道騒音

調査範囲において、図 6.1-7 に示す箇所にて鉄道騒音測定が実施されている。東北新幹線の鉄道騒音測定結果は表 6.1-29、在来線(仙石線)の鉄道騒音測定は表 6.1-30 に示すとおりである。

平成 25 年度及び平成 26 年度における新幹線鉄道騒音測定では、上り側、下り側とも軌道中心から 25m までの範囲で環境基準を超過している。

表 6.1-29 東北新幹線鉄道騒音測定結果(平成 22 年度～平成 26 年度)

測定場所			地域の類型及び環境基準				東京起点からの距離		
仙台市宮城野区岩切字東河原地内			I 類型 70dB				333.4km		
測定年月日	測定地点	平均列車速度	騒音レベル dB				測定本数 上り/下り	軌道の 種類	防音壁
			軌道中心からの距離						
			12.5m	25m	50m	100m			
H22.5.17	上り側	235km/h (247km/h)	73 (●)	70	68	63	10/10	スラブ 逆L型 ラムダ型 吸音板	
H22.5.25	下り側	243km/h (252km/h)	72 (●)	72 (●)	69	—	10/12		
H23.10.7	上り側	255km/h (265km/h)	77 (●)	74 (●)	71 (●)	68	9/11		
H23.11.1	下り側	248km/h (256km/h)	76 (●)	73 (●)	69	—	9/11		
H24.6.13	上り側	225km/h (246km/h)	73 (●)	69	67	61	9/11		
H24.6.26	下り側	249km/h (255km/h)	74 (●)	72 (●)	70	—	9/11		
H25.6.17	上り側	249km/h (257km/h)	76 (●)	71 (●)	66	62	9/11		
H25.6.24	下り側	246km/h (253km/h)	76 (●)	73 (●)	68	—	10/10		
H26.7.15	上り側	249km/h (257km/h)	76 (●)	72 (●)	67	61	9/11		
H26.7.23	下り側	253km/h (261km/h)	79 (●)	76 (●)	68	—	9/11		

注 1) 平均列車速度における()内の数値は、列車速度の上位半数の平均値。

2) 騒音レベルにおける●印は当該地域の環境基準を超過したものを示す。

3) 新幹線鉄道騒音に関する環境基準については、表 6.2-53 参照。

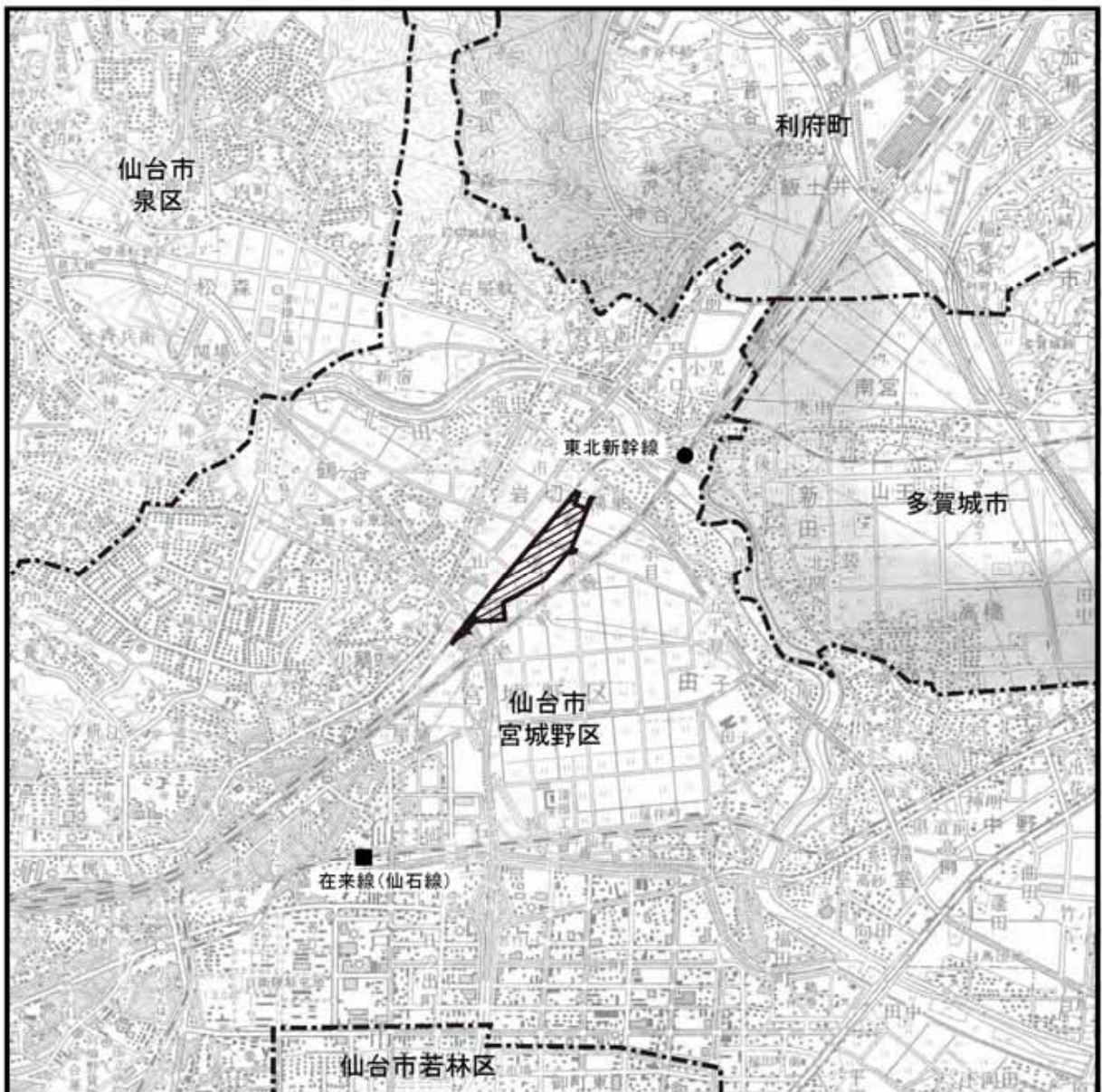
出典：「公害関係資料集」(平成 22 年度～平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-30 在来線鉄道騒音測定結果(平成 22 年度～平成 26 年度)


路線名	測定場所	軌道中心 からの 距離(m)	測定年月日	評価本数(本)		L_{Aeq} (等価騒音レベル:dB)		L_{dn} (昼夜等価騒音 レベル:dB)
				昼	夜	昼	夜	
東日本 旅客鉄道(株) 仙石線	仙台市 宮城野区 新田4丁目	12.5 (下り側)	H22.6.3 ～6.4	105	18	60.2	54.5	62.3
			H23.6.20 ～6.21	151	25	62.6	57.0	64.8
			H24.7.10 ～7.11	138	21	61.7	56.0	63.8
			H25.7.10 ～7.11	156	24	62.4	57.2	64.8
			H26.9.2 ～9.3	179	25	64.4	57.8	66.0


注) 昼とは7時から22時まで、夜とは22時から翌日7時まで。軌道構造は平地。

出典：「公害関係資料集」(平成 22 年度～平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)



凡 例

 : 計画地

 : 市町・区境界線

● : 東北新幹線鉄道騒音・振動測定地点

■ : 在来線鉄道騒音・振動測定地点

出典:「公害関係資料集」(平成22年度～平成26年度測定結果)(仙台市環境局)

図 6.1-7 鉄道騒音・振動測定地点



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

イ 騒音に係る苦情の状況

仙台市及び多賀城市における過去5年間の騒音に係る苦情件数の経年変化は、表 6.1-31 に示すとおりである。仙台市の騒音の苦情件数は97件～139件/年で推移しており、多賀城市の苦情件数は5～24件/年で推移している。

表 6.1-31 騒音に係る苦情件数の経年変化(平成22年度～平成26年度)

単位：件

項目		年度				
		20	21	22	25	26
騒音	仙台市	126	97	121	128	139
	多賀城市	13	5	24	12	11

出典：「公害関係資料集」(平成22年度～平成26年度測定結果)(仙台市環境局)
「平成26年度版統計書」(平成28年5月 多賀城市)

ウ 発生源の状況

仙台市における騒音規制法に基づく特定建設作業届出状況は、表 6.1-32 に示すとおりである。

平成26年度の全257件のうち、工事種別ではビル等工事が135件を占めている。また、作業内容においてはさく岩機を使用する作業が89件を占めている。

表 6.1-32 騒音規制法に基づく特定建設作業届出状況(平成26年度)

作業内容	工事種別					合計
	ビル等 工事	上下水道 等工事	道路河川 等工事	その他の 工事		
くい打機くい抜機を使用する作業	13		1	1		15
びょう打機を使用する作業						—
さく岩機を使用する作業	89		8	68		165
空気圧縮機を使用する作業	9	1		21		31
コンクリートプラントを設けて行う作業						—
バックホウを使用する作業	24		2	18		44
トラクターショベルを使用する作業						—
ブルドーザーを使用する作業				2		2
計	135	1	11	110		257

出典：「公害関係資料集」(平成26年度測定結果)(仙台市環境局)

図5-1に示す関係地域範囲内における騒音規制法に基づく特定施設届出件数は表 6.1-33及び図 6.1-8に示すとおり、病院、体育館等の15事業場である。また、宮城県公害防止条例(騒音)に基づく特定施設届出件数は表 6.1-34及び図 6.1-9に示すとおり、5事業場である(いずれも、騒音振動特定施設一覧、平成26年3月31日現在による)。

なお、関係地域範囲のうち多賀城市域においては、騒音規制法及び宮城県公害防止条例(騒音)に基づく特定施設はない(平成26年9月 多賀城市市民経済部生活環境課聞き取り)。

表 6.1-33 騒音規制法に基づく事業場数

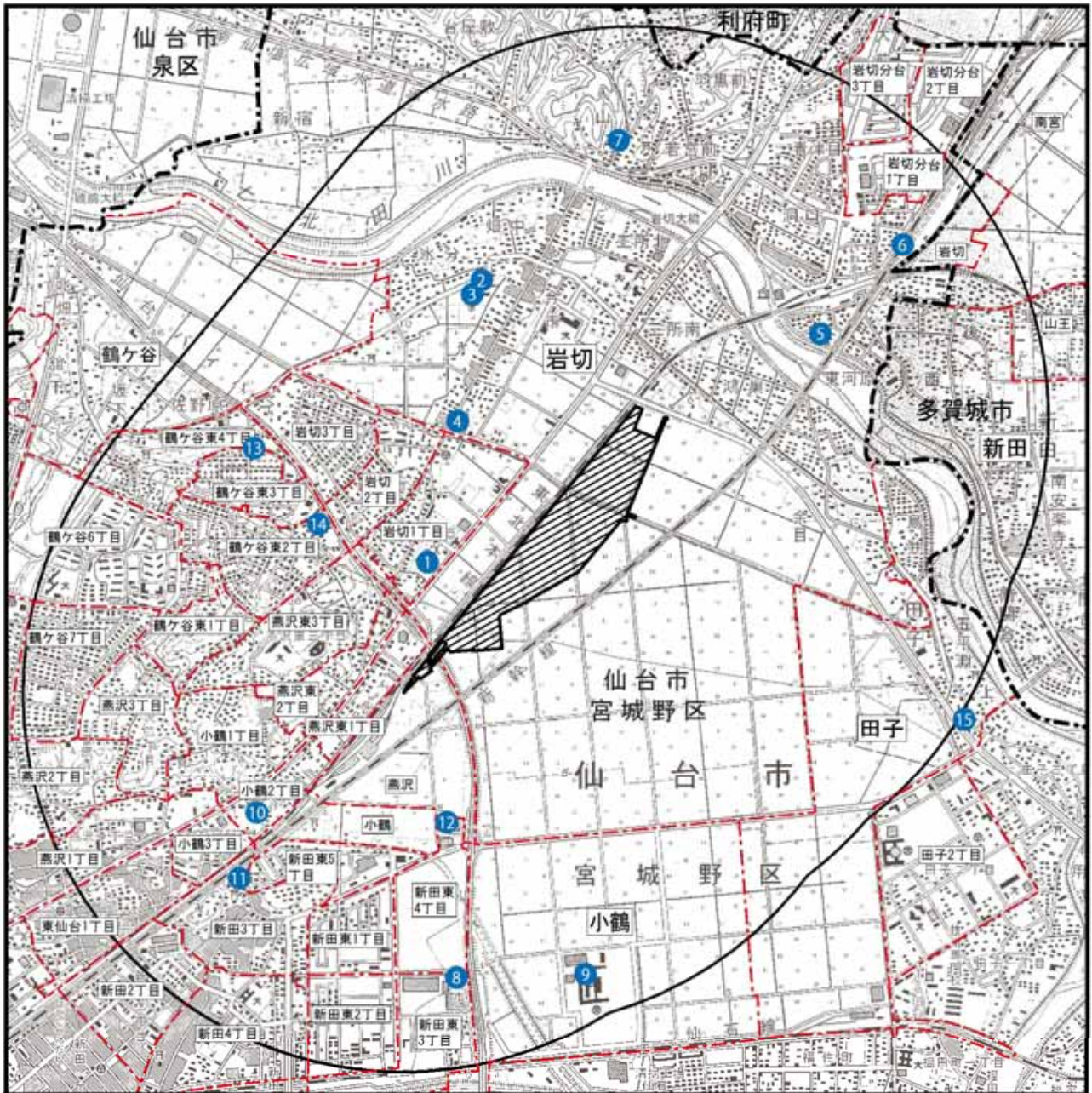
市区名	事業場所在地	事業場数	市区名	事業場所在地	事業場数
仙台市 宮城野区	岩切1丁目	1	仙台市 宮城野区	小鶴字高野	1
	岩切字稲荷	2		小鶴2丁目	1
	岩切字今市	1		新田3丁目	1
	岩切字東河原	1		新田東4丁目	1
	岩切字洞ノ口東	1		鶴ヶ谷東3丁目	1
	岩切字入山	1		鶴ヶ谷東2丁目	1
	小鶴字羽黒	1		田子字新入	1

出典：「騒音振動特定施設一覧 平成26年3月31日現在」(仙台市)







表 6.1-34 宮城県公害防止条例(騒音)に基づく事業場数

市区名	事業場所在地	事業場数
仙台市宮城野区	岩切1丁目	1
	岩切字稲荷	2
	岩切字東河原	1
	新田3丁目	1

出典：「騒音振動特定施設一覧 平成26年3月31日現在」(仙台市)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  : 関係地域の範囲(計画地から1500mの範囲)
-  ~  騒音規制法に基づく特定施設を有する事業場

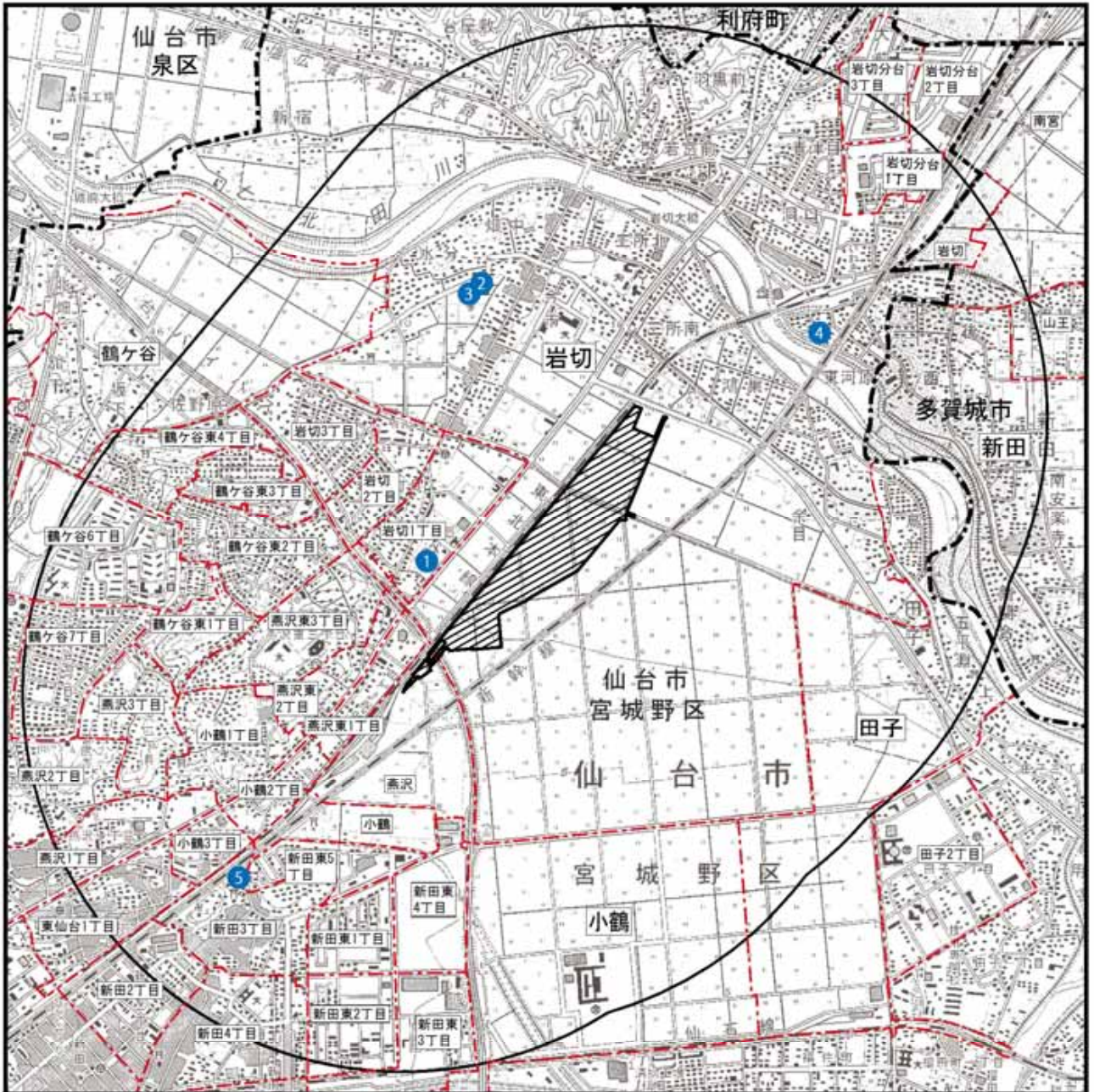
出典：「騒音振動特定施設一覧 平成26年3月31日現在」(仙台市)

図 6.1-8 騒音規制法に基づく特定施設


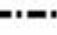






S=1:25,000

0 250 500 1000m



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  : 関係地域の範囲(計画地から1500mの範囲)
-  ~  宮城県公害防止条例(騒音)に基づく特定施設を有する事業場

出典: 「騒音振動特定施設一覧 平成26年3月31日現在」(仙台市)

図 6.1-9
宮城県公害防止条例(騒音)に基づく特定施設



S=1:25,000
0 250 500 1000m

(4) 振動

ア 振動の状況

道路交通振動

調査範囲において、一般国道45号及び県道仙台松島線で自動車交通振動測定が実施されており、平成11年度の測定結果は表6.1-35に示すとおりである。なお、調査地点は図6.1-10に示すとおりである。

振動レベル(L₁₀)は38dB～48dBであり要請限度(70dB)を下回っている。

表 6.1-35 自動車交通振動測定結果(平成11年度)

単位：dB

道路名	測定場所	用途地域	区域区分	要請限度(昼間)	振動レベル L ₁₀ (昼間)
一般国道45号	仙台市宮城野区原町二丁目4-45	商業	第二種	70	38
主要地方道 仙台松島線	仙台市宮城野区岩切字三所南88-1	準工業	第二種	70	48

注) 自動車交通振動に関する環境基準については、表6.2-60参照。

第二種区域区分の要請限度は昼間(8時～19時)70dB以下、夜間(19時～8時)65dB以下。

出典：「公害関係資料集」(平成12年版 仙台市環境局)

鉄道振動

調査範囲において、図6.1-7に示す箇所では鉄道振動測定が実施されている。東北新幹線の鉄道振動測定結果は表6.1-36に示すとおりである。平成26年度における新幹線鉄道振動測定結果は基準を満足している。

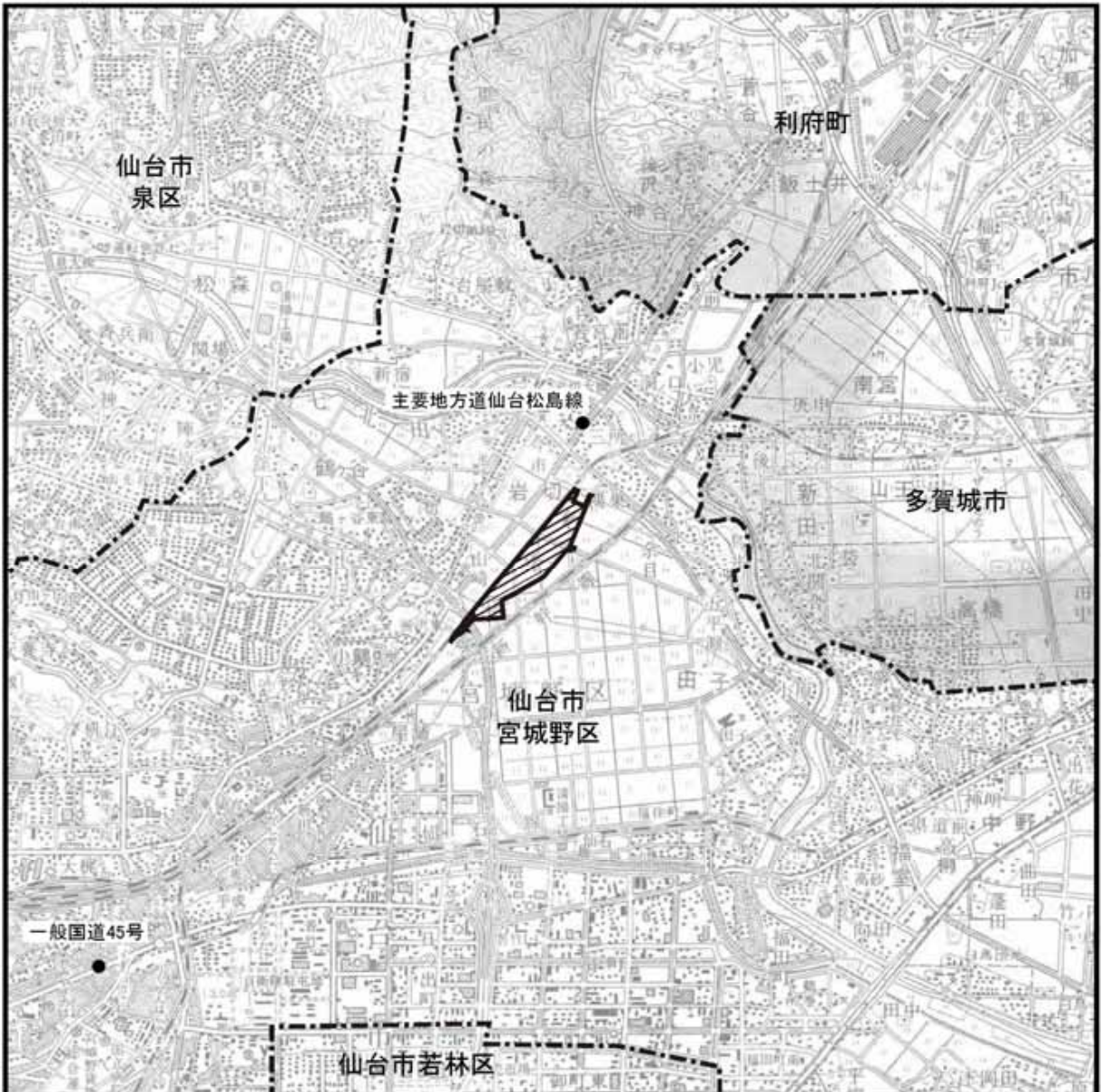
表 6.1-36 東北新幹線鉄道振動測定結果(平成22年度～平成26年度)

測定場所			基準(指針値)		東京起点からの距離	
仙台市宮城野区岩切字東河原地内			70dB		333.4km	
測定年月日	測定地点	平均列車速度	振動レベル dB		測定本数 上り/下り	軌道の 種類
			軌道中心からの距離			
			12.5m	25m		
H22.5.17	上り側	235km/h (247km/h)	52	51	10/10	スラブ
H22.5.25	下り側	243km/h (252km/h)	52	51	10/12	
H23.10.7	上り側	255km/h (265km/h)	54	53	9/11	
H23.11.1	下り側	248km/h (256km/h)	55	54	9/11	
H24.6.13	上り側	225km/h (246km/h)	52	51	9/11	
H24.6.26	下り側	249km/h (255km/h)	55	54	9/11	
H25.6.17	上り側	249km/h (257km/h)	55	52	9/11	
H25.6.24	下り側	246km/h (253km/h)	55	53	10/10	
H26.7.15	上り側	249km/h (257km/h)	53	52	9/11	




注1) 平均列車速度における()内の数値は、列車速度の上位半数の平均値。

注2) 振動の基準は表6.2-65に示す指針値の70dB。

出典：「公害関係資料集」(平成22年度～平成26年度測定結果)(仙台市環境局)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 自動車交通振動測定地点

出典:「公害関係資料集」(平成12年版 仙台市環境局)

図 6.1-10 自動車交通振動測定地点



S=1:50,000
0 500 1000 2000m

イ 振動に係る苦情の状況

仙台市及び多賀城市における過去5年間の振動に係る苦情件数の経年変化は、表 6.1-37 に示すとおりである。仙台市の振動の苦情件数は2件～15件/年で推移しており、多賀城市の振動の苦情件数は0件～1件/年で推移している。

表 6.1-37 振動に係る苦情件数の経年変化(平成22年度～平成26年度)

単位：件

項目	年度	22	23	24	25	26
	振動	2	2	12	15	11
1		1	—	1	1	—

出典：「公害関係資料集」(平成22年度～平成26年度測定結果)(仙台市環境局)
「平成26年度版統計書」(平成28年5月 多賀城市)

ウ 発生源の状況

仙台市における振動規制法に基づく特定建設作業届出状況は、表 6.1-38 に示すとおりである。

平成26年度の全体158件のうち、工事種別ではビル等工事が96件を占めている。また、作業内容においてはブレーカーを使用する作業が121件を占めている。

表 6.1-38 振動規制法に基づく特定建設作業届出状況(平成26年度)

単位：件

作業内容	工事種別	ビル等 工事	上下水道等 工事	道路河川等 工事	その他の 工事	合計
くい打機くい抜機を使用する作業		23		1	8	32
鋼球を使用して破壊する作業						—
舗装破碎機を使用する作業		1		4		5
ブレーカーを使用する作業		72		5	44	121
計		96	—	10	52	158

出典：「公害関係資料集」(平成26年度測定結果)(仙台市環境局)

図5-1に示す関係地域範囲内における振動規制法に基づく特定施設届出件数は表 6.1-39及び図 6.1-11に示すとおり、病院等の17事業場である。また、宮城県公害防止条例(振動)に基づく特定施設届出件数は、表 6.1-40及び図 6.1-12に示すとおり、病院等の15事業場である(いずれも、騒音振動特定施設一覧、平成26年3月31日現在による)。

なお、関係地域範囲のうち多賀城市域においては、振動規制法及び宮城県公害防止条例(振動)に基づく特定施設はない(平成26年9月 多賀城市市民経済部生活環境課聞き取り)。

表 6.1-39 振動規制法に基づく事業場数

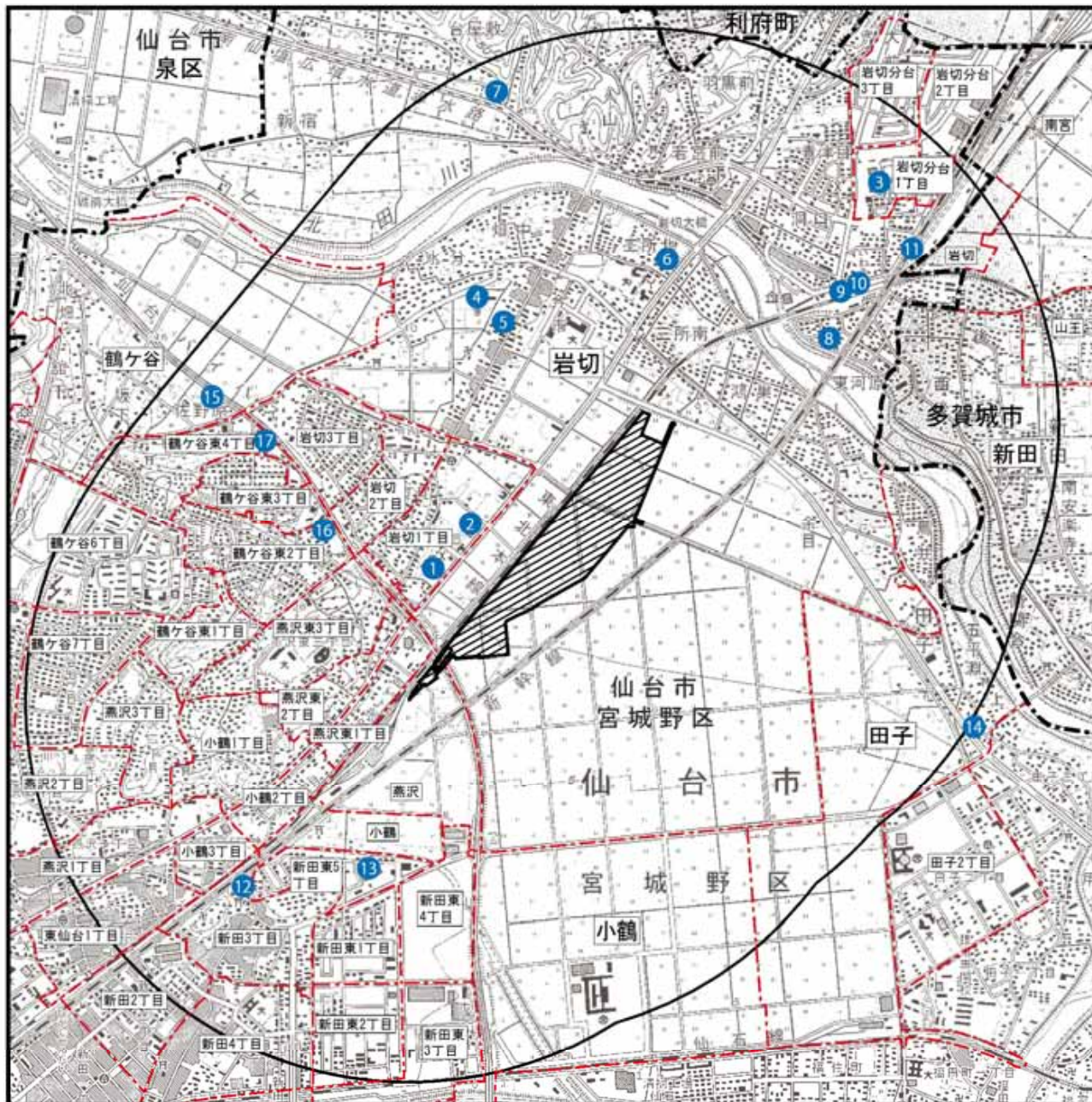
市区名	事業場所在地	事業場数	市区名	事業場所在地	事業場数
仙台市 宮城野区	岩切1丁目	2	仙台市 宮城野区	岩切字洞ノ口東	1
	岩切字分台	1		新田3丁目	1
	岩切字稻荷	1		新田東5丁目	1
	岩切字今市	1		田子字新入	1
	岩切字三所北	1		鶴ヶ谷字京原	1
	岩切字昭和東	1		鶴ヶ谷東2丁目	1
	岩切字東河原	1		鶴ヶ谷東4丁目	1
	岩切字洞ノ口	2			

出典：「騒音振動特定施設一覧 平成26年3月31日現在」(仙台市)






表 6.1-40 宮城県公害防止条例(振動)に基づく事業場数

市区名	事業場所在地	事業場数	市区名	事業場所在地	事業場数
仙台市 宮城野区	岩切1丁目	2	仙台市 宮城野区	岩切字洞ノ口	2
	岩切字分台	1		岩切字洞ノ口東	1
	岩切字稻荷	1		新田3丁目	1
	岩切字今市	1		新田東5丁目	1
	岩切字三所北	1		鶴ヶ谷字京原	1
	岩切字昭和東	1		鶴ヶ谷東4丁目	1
	岩切字東河原	1			

出典：「騒音振動特定施設一覧 平成26年3月31日現在」(仙台市)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  : 関係地域の範囲(計画地から1500mの範囲)
-  ① ~ ⑰ 振動規制法に基づく特定施設を有する事業場

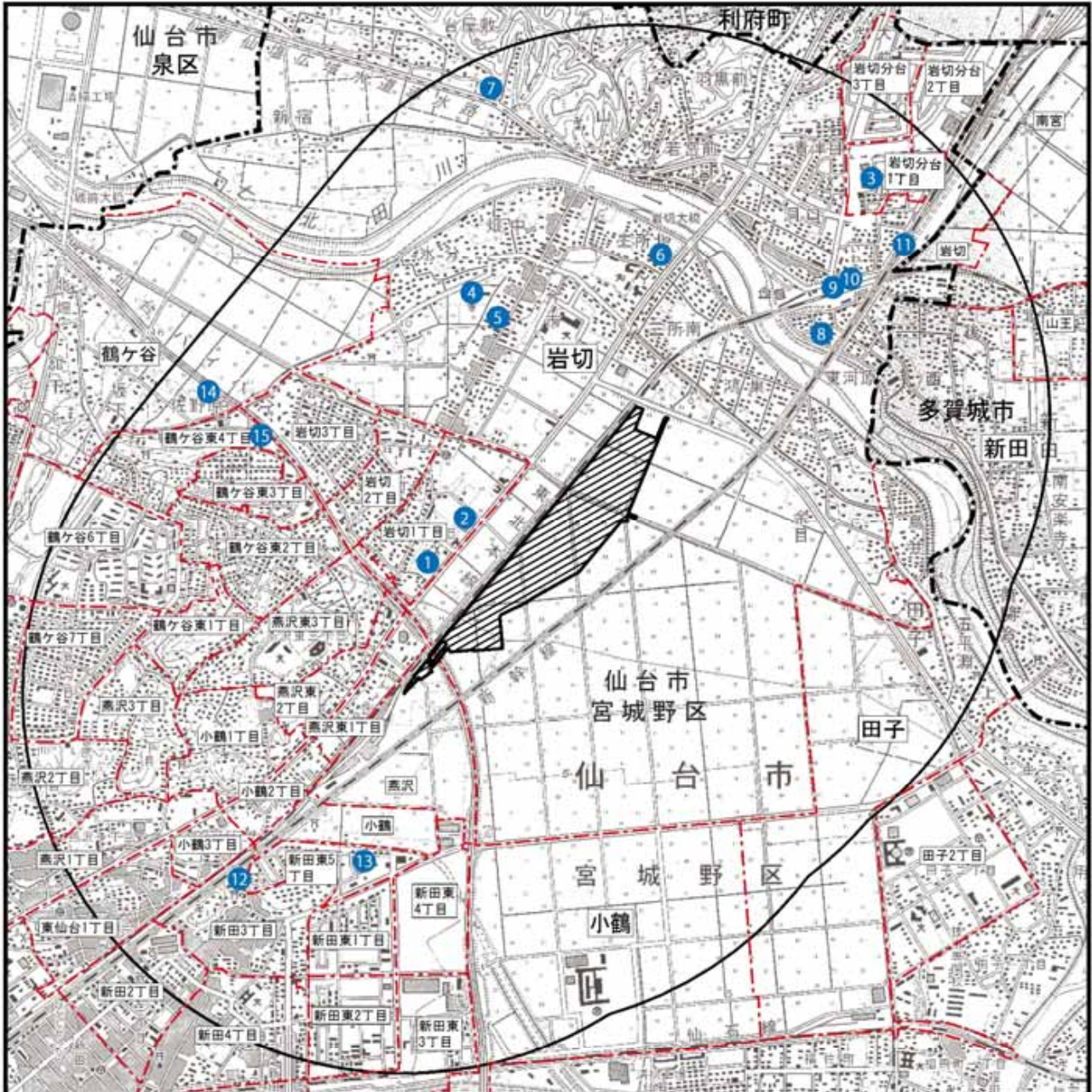
出典：「騒音振動特定施設一覧 平成26年3月31日現在」(仙台市)

図 6.1-11 振動規制法に基づく特定施設









S=1:25,000

0 250 500 1000m

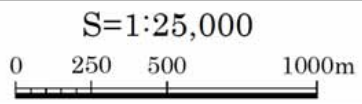


凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  : 関係地域の範囲(計画地から1500mの範囲)
-  ~  宮城県公害防止条例(振動)に基づく特定施設を有する事業場

出典: 「騒音振動特定施設一覧 平成26年3月31日現在」(仙台市)

図 6.1-12
宮城県公害防止条例(振動)に基づく特定施設



(5) 悪臭

ア 悪臭の状況

過去5年間の悪臭に係る苦情件数の経年変化は、仙台市は表 6.1-41、多賀城市は表 6.1-42 に示すとおりである。

平成26年度における仙台市の苦情件数は、全体26件のうち、個人住宅・アパート・寮が7件と最も多く、次いでサービス業・その他の5件であった。

平成26年度における多賀城市の苦情件数は、全体6件のうち、その他の製造工場が2件と最も多く、サービス業・その他、下水・用水、個人住宅・アパート・寮及び猫の糞尿がそれぞれ1件であった。

表 6.1-41 悪臭に係る苦情件数の経年変化(平成22年度～平成26年度 仙台市)

単位：件

発生源区分	年度	22	23	24	25	26
畜産農業		1			2	1
飼料・肥料製造工場						
食料品製造工場		3	1		1	
化学工場						
その他の製造工場			3	2	4	
サービス業・その他		8	7	14	6	5
移動発生源						
建設作業現場			1	1	2	2
下水・用水			3			
ごみ集積所		1	1		1	
個人住宅・アパート・寮		4	3	8	8	7
不明		2	7	14	6	11
計		19	26	39	30	26

出典：「公害関係資料集」(平成22年度～平成26年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-42 悪臭に係る苦情件数の経年変化(平成 22 年度～平成 26 年度 多賀城市)

単位：件

発生源区分	年度	22	23	24	25	26
畜産農業						
飼料・肥料製造工場						
食料品製造工場						
化学工場						
その他の製造工場				1		2
サービス業・その他	2	2				1
移動発生源						
建設作業現場				1	1	
下水・用水	1	1	3	2	1	
ごみ集積所						
個人住宅・アパート・寮	2		5			1
畑の堆肥					1	
猫の糞尿						1
不明	2	4	4	2		
計		7	7	14	6	6

出典：多賀城市市民経済部生活環境課聞き取り(平成 28 年 11 月)

イ 発生源の状況

悪臭に係る苦情件数が多い発生源区分は、「6.1.1 大気環境 (5)悪臭 ア悪臭の状況」に示したとおり、仙台市及び多賀城市においては個人住宅・アパート・寮である。

6.1.2 水環境

(1) 水質

ア 水質汚濁の状況

調査範囲では、河川の水質調査が計画地北側を流れる七北田川の今市橋とその下流の福田大橋と高砂橋、計画地南側を流れる高野川の高野川最下流、梅田川の大田見橋と福田橋、多賀城市内を流れる砂押川の市川橋の計7地点で実施され、湖沼の水質調査が平成24年度に与兵衛沼、安養寺大堤、ひょうたん池、加瀬沼の4地点で実施されている。なお、水質の調査地点は、図6.1-13に示すとおりである。

平成26年度における河川の各地点の水質調査結果は表6.1-43～表6.1-45、平成24年度における湖沼の各地点の水質調査結果は表6.1-46及び表6.1-47に示すとおりである。

河川の調査結果において、生活環境項目については、pH(水素イオン濃度)では梅田川の大田見橋、BOD(生物化学的酸素要求量)では七北田川の高砂橋、福田大橋及び今市橋、SS(浮遊物質)では七北田川の今市橋、梅田川の福田橋、大腸菌群数では七北田川の福田大橋、今市橋で環境基準値を満足しない月がみられた。なお、DO(溶存酸素量)は、すべての地点で環境基準を満足していた。健康項目については、河川・湖沼ともにすべての地点で環境基準を満足していた。

七北田川(福田大橋)及び梅田川(福田橋)において、水質のダイオキシン類監視調査が実施されている。その結果は表6.1-48に示すとおりであり、いずれの地点も環境基準を満足している。

表 6.1-43 河川の水質調査結果(生活環境項目 平成 26 年度)

河川名	地点名	環境基準		pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
		類型 (※1)	達成 期間 (※2)	最小～最大 (年平均) 75%値	最小～最大 (年平均) 75%値	最小～最大 (年平均) 75%値	最小～最大 (年平均) 75%値	最小～最大 (年平均) 75%値
七北田川	高砂橋	C	口	7.0～8.2 (7.5) 7.6	6.1～11 (8.9) 10	0.6～5.9 (1.6) 1.8	2～15 (6) 7	1.3×10 ¹ ～1.3×10 ⁵ (1.4×10 ⁴) 1.0×10 ⁴
	福田大橋	B	口	7.1～8.2 (7.5) 7.5	5.7～14 (9.7) 11	0.8～3.7 (1.5) 1.6	1～18 (8) 11	1.3×10 ² ～1.7×10 ⁴ (2.6×10 ³) 3.0×10 ³
	今市橋	B	口	7.2～8.5 (7.5) 7.6	8.6～13 (11) 12	0.5～6.3 (2.0) 1.7	1～34 (8) 7	1.7×10 ² ～4.9×10 ⁴ (1.2×10 ⁴) 1.3×10 ⁴
梅田川	福田橋	C	イ	7.3～7.8 (7.5) 7.6	5.9～13 (9.3) 11	0.8～3.9 (1.6) 1.9	2～54 (11) 12	2.8×10 ² ～2.4×10 ⁵ (3.0×10 ⁴) 5.2×10 ⁴
	大田見橋	C	イ	7.4～8.6 (7.8) 8.0	8.6～15 (11) 13	<0.5～3.9 (1.2) 1.4	<1～7 (2) 3	1.7×10 ² ～7.9×10 ⁴ (1.5×10 ⁴) 1.4×10 ⁴
高野川	高野川 最下流	—	—	7.3～7.6 (7.4) 7.5	5.9～12 (8.9) 10	<0.5～3.5 (1.5) 1.7	2～78 (14) 15	3.3×10 ² ～7.9×10 ⁴ (1.6×10 ⁴) 2.2×10 ⁴
砂押川	市川橋	C	—	(7.9)	(11.4)	(3.0)	(10.0)	—
環境基準		B	—	6.5以上 8.5以下	5mg/L以上	3mg/L以下	25mg/L以下	5000MPN /100mL 以下
		C	—	6.5以上 8.5以下	5mg/L以上	5mg/L以下	50mg/L以下	—

※1：環境基準欄の類型は以下のとおり(河川)

- AA…水道1級, 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
- A…水道2級, 水産1級, 水浴及びB以下の欄に掲げるもの
- B…水道3級, 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの
- C…水産3級, 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの
- D…工業用水2級, 農業用水及びEの欄に掲げるもの
- E…工業用水3級環境保全

※2：環境基準欄の達成期間は以下のとおり

- イ…直ちに達成
- ロ…5年以内で可及的すみやかに達成
- ハ…5年を越える期間で可及的すみやかに達成

出典：「公害関係資料集」(平成26年度測定結果)(仙台市環境局)

多賀城市 HP「多賀城市の環境データ(水質汚濁)」(平成27年3月16日 多賀城市市民経済部生活環境課)

表 6.1-44 河川の水質測定結果(健康項目 平成 26 年度)(1/2)

単位: mg/L

水域名	地点名	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀	
		m/n	平均値	m/n	最高値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値
七北田川	高砂橋	0/4	<0.003	0/4	ND	0/4	<0.005	0/4	<0.02	0/4	<0.005	0/4	<0.0005
	福田大橋	0/4	<0.003	0/4	ND	0/4	<0.005	0/4	<0.02	0/4	<0.005	0/4	<0.0005
梅田川	福田橋	0/4	<0.003	0/4	ND	0/4	<0.005	0/4	<0.02	0/4	<0.005	0/4	<0.0005
環境基準		0.003 以下		検出されないこと。		0.01 以下		0.05 以下		0.01 以下		0.0005 以下	

水域名	地点名	アルキル水銀		PCB		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン	
		m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値
七北田川	高砂橋	0/2	ND	0/2	ND	0/4	<0.002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0004	0/4	<0.002
	福田大橋	0/2	ND	0/2	ND	0/4	<0.002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0004	0/4	<0.002
梅田川	福田橋	0/2	ND	0/2	ND	0/4	<0.002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0004	0/4	<0.002
環境基準		検出されないこと。		検出されないこと。		0.02 以下		0.002 以下		0.004 以下		0.1 以下	

水域名	地点名	シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,3-ジクロロプロペン	
		m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値
七北田川	高砂橋	0/4	<0.004	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.002	0/4	<0.0005	0/4	<0.0002
	福田大橋	0/4	<0.004	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.002	0/4	<0.0005	0/4	<0.0002
梅田川	福田橋	0/4	<0.004	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.002	0/4	<0.0005	0/4	<0.0002
環境基準		0.04 以下		1 以下		0.006 以下		0.01 以下		0.01 以下		0.002 以下	

水域名	地点名	チウラム		シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
		m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値
七北田川	高砂橋	0/4	<0.0006	0/4	<0.0003	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.002	0/24	0.47
	福田大橋	0/4	<0.0006	0/4	<0.0003	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.002	0/24	0.59
	今市橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0/12	0.55
梅田川	福田橋	0/4	<0.0006	0/4	<0.0003	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.002	0/24	0.64
	大田見橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0/12	0.37
高野川	高野川最下流	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0/12	0.73
環境基準		0.006 以下		0.003 以下		0.02 以下		0.01 以下		0.01 以下		10 以下	

注 1) 「m/n」とは、「環境基準を超えた検体数/総検体数」である。

2) 「ND」とは、定量下限値未満を示し、定量下限値は次のとおり。

全シアン(0.1mg/L), アルキル水銀(0.0005mg/L), PCB(0.0005mg/L)

3) 環境基準欄は、調査実施時における基準を示す。

出典: 「公害関係資料集」(平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-45 河川の水質測定結果(健康項目 平成 26 年度)(2/2)

単位: mg/L

水域名	地点名	ふっ素		ほう素		1,4-ジオキシサン	
		m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値
七北田川	高砂橋	—	—	—	—	0/4	<0.005
	福田大橋	—	—	—	—	0/4	<0.005
梅田川	福田橋	—	—	—	—	0/4	<0.005
環境基準		0.8 以下		1 以下		0.05 以下	

注) 「m/n」とは、「環境基準を超えた検体数/総検体数」である。

出典: 「公害関係資料集」(平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-46 湖沼の水質調査結果(生活環境項目 平成 24 年度)

湖沼名	地点名	環境基準		pH 最小～最大 (年平均) 75%値	COD (mg/L) 最小～最大 (年平均) 75%値	SS (mg/L) 最小～最大 (年平均) 75%値	DO (mg/L) 最小～最大 (年平均) 75%値	大腸菌群数 (MPN/100mL) 最小～最大 (年平均) 75%値
		類型	達成 期間					
与兵衛沼	与兵衛沼池出口	—	—	7.4～7.9 (7.7) 7.8	7.2～19 (11) 8.2	7～58 (26) 25	7.9～14 (10) 10	$7.9 \times 10^2 \sim 2.5 \times 10^3$ (9.3×10^2) 7.0×10^2
安養寺大堤	安養寺大堤池出口	—	—	7.6～7.9 (7.7) 7.8	10～15 (12) 13	14～33 (20) 17	7.6～11 (9.4) 9.6	$2.4 \times 10^2 \sim 4.9 \times 10^3$ (2.0×10^3) 2.2×10^3
ひょうたん池	ひょうたん池出口	—	—	7.1～7.8 (7.5) 7.6	7.1～9.9 (8.1) 7.8	5～14 (10) 12	2.1～11 (8.5) 11	$7.0 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$ (4.5×10^3) 7.9×10^2
加瀬沼	加瀬沼出口	—	—	7.3～8.8 (7.9) 8.2	6.9～10.0 (8.7) 10.0	—	4.2～11 (8.6) 10.0	$1.4 \times 10^2 \sim 5.6 \times 10^2$ (3.4×10^2) 5.6×10^2

出典：「公害関係資料集」(平成 24 年度測定結果)(仙台市環境局)

「平成 24 年度公共用水域(湖沼)の水質検査結果(速報値)」(宮城県環境対策課)

表 6.1-47 湖沼の水質測定結果(健康項目 平成 24 年度)

湖沼名	地点名	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		環境基準 (mg/L)
		m/n	平均値 (mg/L)	
与兵衛沼	与兵衛沼池出口	0/4	0.054	10
安養寺大堤	安養寺大堤池出口	0/4	0.033	
ひょうたん池	ひょうたん池出口	0/4	0.22	

注) 「m/n」とは、「環境基準を超えた検体数/総検体数」である。

出典：「公害関係資料集」(平成 24 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-48 水質のダイオキシン類監視結果(平成 26 年度)





水域名	地点名	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)
七北田川	福田大橋	0.025
梅田川	福田橋	0.094
環境基準		1 以下

注) 調査日：平成 26 年 10 月 28 日・29 日・30 日・31 日。

出典：「公害関係資料集」(平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

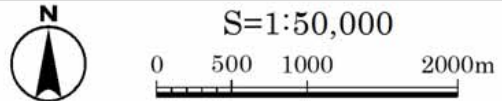


凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 河川及び湖沼
-  : 水質調査地点

出典:「公害関係資料集」(平成26年度測定結果)(仙台市環境局)
「平成24年度公共用水域(湖沼)の水質検査結果(速報値)」(宮城県環境対策課)

図 6.1-13 水質調査地点



イ 発生源の状況

図 5-1 に示す関係地域範囲内での水質汚濁防止法に基づく特定施設は表 6.1-49 及び図 6.1-14 のとおりであり、「自動式車両洗浄施設」が最も多い。

また、関係地域範囲内での下水道法に基づく特定施設は表 6.1-50 及び図 6.1-15 のとおりであり「自動式車両洗浄施設」が最も多く、次いで「新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設」である。

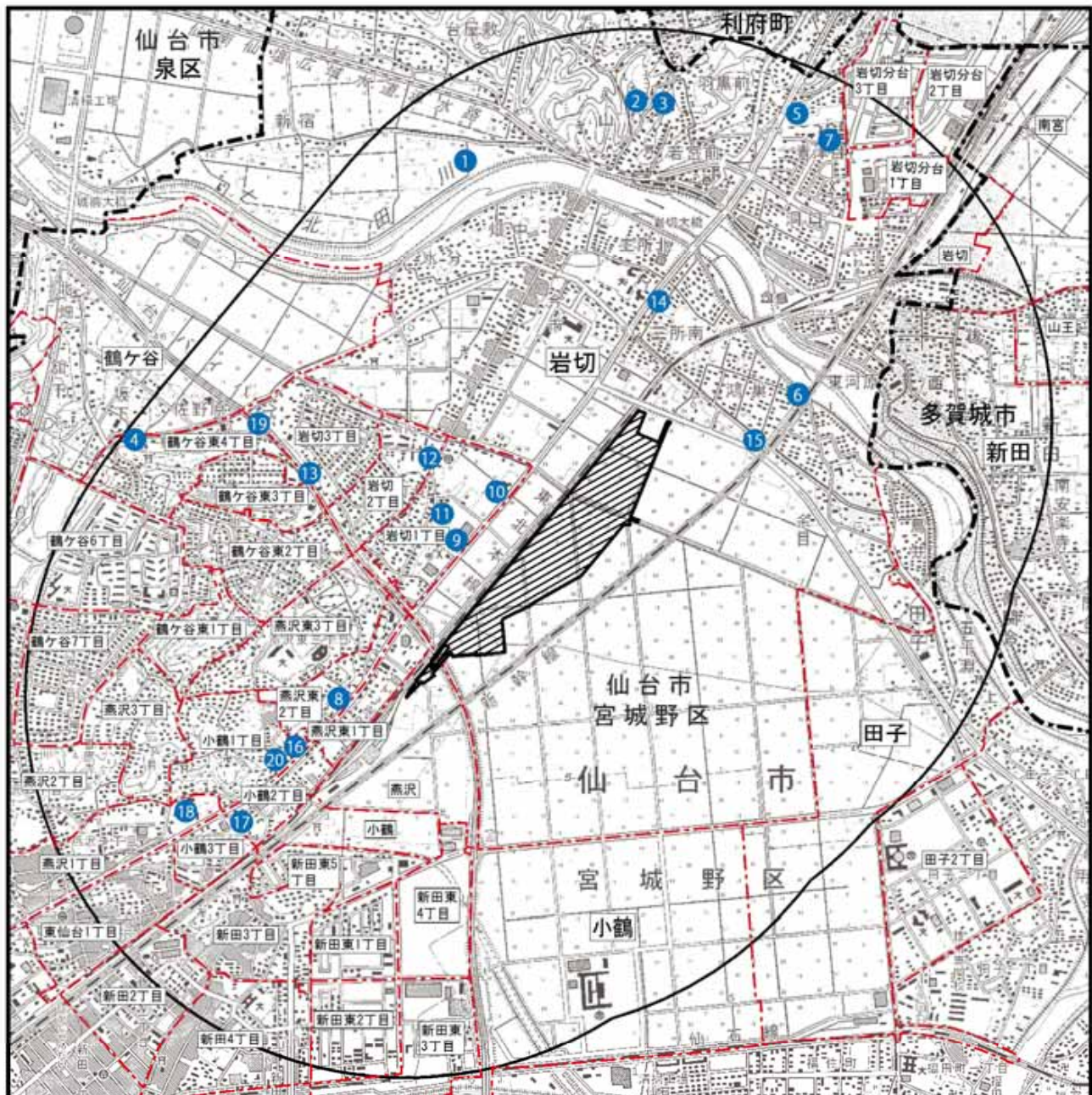
なお、関係地域範囲のうち多賀城市域においては、水質汚濁防止及び下水道法に基づく特定施設はない(平成 26 年 9 月 多賀城市市民経済部生活環境課聞き取り)。

表 6.1-49 水質汚濁防止法による特定施設


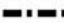




番号	施設名称	施設数	図中番号
1 の 2 (ロ)	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (ロ)牛房施設(牛房の総面積が 200m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	1	①
23 の 2 (イ)(ロ)	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)自動式フィルム現像洗浄施設、(ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	2	②～③
66 の 3	旅館業(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)ちゅう房施設、(ロ)洗濯施設、(ハ)入浴施設	1	④
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	2	⑤～⑥
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	2	⑦～⑧
71	自動式車両洗浄施設	11	⑨～⑱
71 の 2 (イ)	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの(※)に設置されるこれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 ※環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2. 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3. 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前 2 号に該当するものを除く。) 4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設	1	⑳
計		20	

注) 図中番号は図 6.1-14 における番号に対応。

出典:「水質汚濁防止法に基づく特定施設届出一覧」(平成 26 年 3 月 31 日現在)(仙台市)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  : 関係地域の範囲(計画地から1500mの範囲)
-  ~  : 水質汚濁防止法に基づく特定施設を有する事業場

出典：「水質汚濁防止法に基づく特定施設一覧」(平成26年3月31日現在 仙台市)

図 6.1-14 水質汚濁防止法に基づく特定施設



S=1:25,000

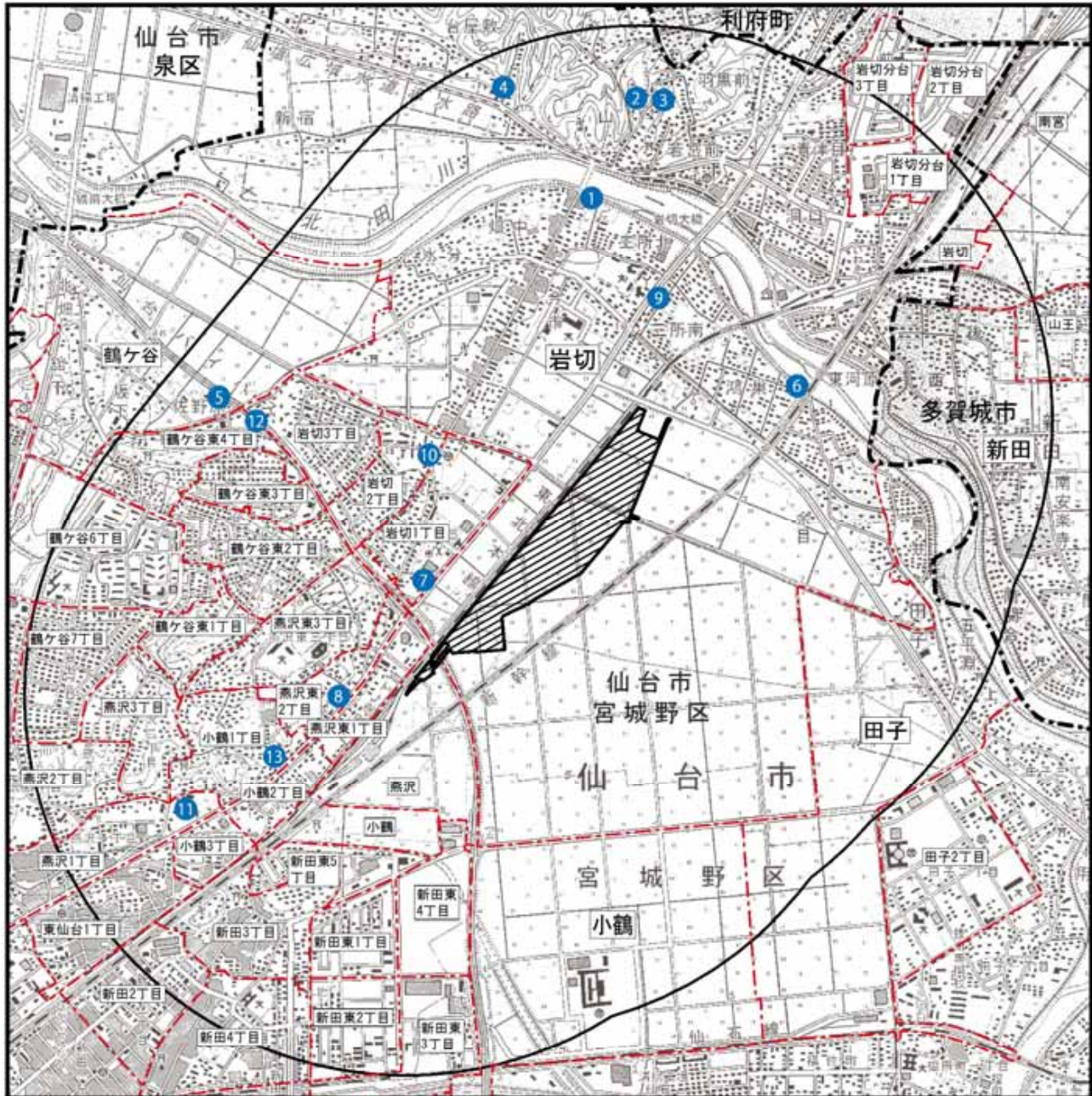
0 250 500 1000m

表 6.1-50 下水道法に基づく特定施設







番号	施設名称	施設数	図中 番号
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	1	①
23の2 (イ)(ロ)	新聞業，出版業，印刷業又は製版業の用に供する施設であつて，次に掲げるもの (イ)自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	3	②～④
66の6	飲食店(66の7及び66の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。) 66の7：そば店，うどん店，すし店のほか，喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(66の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。) 66の8：料亭，バー，キャバレー，ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし，又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500㎡未満の事業場に係るものを除く。)	1	⑤
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	2	⑥～⑦
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	⑧
71	自動式車両洗浄施設	4	⑨～⑫
71の2 (イ)	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究，試験，検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの(※)に設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて，次に掲げるもの (イ)洗浄施設 ※環境省令で定める事業場は，次に掲げる事業場とする。 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2. 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3. 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良，考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。) 4. 農業，水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校，高等専門学校，専修学校，各種学校，職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設	1	⑬
計		13	

注) 図中番号は図 6.1-15における番号に対応。

出典：「下水道法に基づく特定施設届出一覧」(平成26年3月31日現在)(仙台市)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  : 関係地域の範囲(計画地から1500mの範囲)
-  ~  下水道法に基づく特定施設を有する事業場

出典：「下水道法に基づく特定施設一覧」(平成26年3月31日現在 仙台市)

図 6.1-15 下水道法に基づく特定施設



S=1:25,000

0 250 500 1000m

ウ 水質に係る苦情の状況

仙台市及び多賀城市における過去5年間の水質に係る苦情件数の経年変化は、表 6.1-51 に示すとおりである。

仙台市における苦情件数は1件～7件/年の間で推移し、多賀城市における苦情件数は0～6件/年で推移している。

表 6.1-51 水質に係る苦情件数の経年変化(平成22年度～平成26年度)

項目		年度				
		22	23	24	25	26
水質	仙台市	7	1	1	—	1
	多賀城市	3	6	3	2	0

出典：「公害関係資料集」(平成22年度～平成26年度測定結果)(仙台市環境局)
「平成26年度版統計書」(平成28年5月 多賀城市)

(2) 底質

ア 底質の状況

調査範囲では、七北田川(福田大橋、高砂橋)及び梅田川(福田橋)で底質の調査が実施されており、このうち七北田川(福田大橋)及び梅田川(福田橋)で底質のダイオキシン類監視調査が実施されている。

七北田川(福田大橋、高砂橋)及び梅田川(福田橋)における底質の調査結果は表 6.1-52 のとおりである。また、七北田川(福田大橋)及び梅田川(福田橋)における底質のダイオキシン類監視結果は表 6.1-53 のとおりであり、いずれの地点も環境基準を満たしている。

表 6.1-52 河川の底質調査結果(平成26年度)

項目		地点名	七北田川		梅田川
			福田大橋	高砂橋	福田橋
pH	H ₂ O		7.6	7.3	6.9
	KCl		7.5	6.3	5.8
COD	(mg/kg)	< 2,200	20,000	< 2,000	
n-ヘキサン抽出物質	(mg/kg)	94	1,000	59	
全窒素	(mg/kg)	230	2,800	160	
全リン	(mg/kg)	200	730	170	
カドミウム	(mg/kg)	< 0.05	0.34	< 0.05	
鉛	(mg/kg)	2.6	16	3.3	
砒素	(mg/kg)	5.0	13	3.2	
総水銀	(mg/kg)	< 0.01	0.1	0.01	
全クロム	(mg/kg)	10	25	9	
硫化物	(mg/kg)	38	2,300	68	

注) 調査日：平成26年6月3日

出典：「公害関係資料集」(平成26年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-53 底質のダイオキシン類監視結果(平成 26 年度)

水域名	地点名	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)
七北田川	福田大橋	0.12
梅田川	福田橋	0.25
環境基準		150 以下

注) 調査日：平成 26 年 10 月 28 日・29 日・30 日・31 日
 出典：「公害関係資料集」(平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

イ 発生源の状況

水質汚濁防止法・下水道法による届出が出されている特定施設であって、土壤汚染対策法により指定された有害物質を使用している施設について仙台市及び多賀城市に問い合わせたが、公表している資料はなかった。

(3) 地下水汚染

ア 地下水汚染の状況

調査範囲では、平成 26 年度に仙台市内の宮城野区の 7 地区と泉区の 1 地区で地下水の概況調査(環境基準項目)が実施されており、このうち宮城野区の 2 地区と泉区の 1 地区では地下水の概況調査(要監視項目)とダイオキシン類に関する地下水水質調査が実施されている。また、仙台市内の宮城野区の 10 地区と泉区の 1 地区で地下水の継続監視調査が実施されている。地下水の調査結果は表 6.1-54～表 6.1-58、調査地域は図 6.1-16 に示すとおりである。

なお、調査範囲のうち多賀城市域では、地下水の調査は実施されていない。

平成 26 年度における概況調査(環境基準項目)、概況調査(要監視項目)及びダイオキシン類に関する地下水水質調査では、環境基準値及び要監視項目の指針値を超過している地区はない。

平成 26 年度における継続監視調査では、宮城野区の 1 地区(第 3 次メッシュコード 5740-37-76)で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、宮城野区の 2 地区(第 3 次メッシュコード 5740-37-08, 5740-37-17)で砒素、宮城野区の 1 地区(5740-37-33)で鉛が環境基準を超過している。

表 6.1-54 地下水概況調査結果(環境基準項目)(1/2)

調査項目	地区	宮城野区	宮城野区	宮城野区	宮城野区
	第3次メッシュコード*	5740-37-55	5740-37-07	5740-37-02	5740-37-37
	調査日 基準値	H27. 1. 13	H26. 11. 12	H26. 11. 11	H27. 1. 13
水温	—	11. 0	14. 1	18. 0	10. 5
pH	—	7. 5	7. 9	7. 8	6. 8
カドミウム	0. 003	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND
鉛	0. 01	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005
六価クロム	0. 05	<0. 02	<0. 02	<0. 02	<0. 02
砒素	0. 01	0. 006	0. 009	<0. 005	<0. 005
総水銀	0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005
アルキル水銀	検出されないこと	—	ND	ND	—
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0. 02	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002
四塩化炭素	0. 002	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002
塩化ビニルモノマー	0. 002	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002
1, 2-ジクロロエタン	0. 004	<0. 0004	<0. 0004	<0. 0004	<0. 0004
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002
1, 2-ジクロロエチレン	0. 04	<0. 004	<0. 004	<0. 004	<0. 004
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006	<0. 0006	<0. 0006	<0. 0006	<0. 0006
トリクロロエチレン	0. 03	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002
テトラクロロエチレン	0. 01	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005
1, 3-ジクロロプロペン	0. 002	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002
チウラム	0. 006	<0. 0006	<0. 0006	<0. 0006	<0. 0006
シマジン	0. 003	<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003
チオベンカルブ	0. 02	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002
ベンゼン	0. 01	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001
セレン	0. 01	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	1. 4	0. 025	0. 17	6. 7
ふっ素	0. 8	<0. 08	0. 23	<0. 08	<0. 08
ほう素	1	0. 06	0. 14	0. 02	0. 02
1, 4-ジオキサン	0. 05	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005

注 1) 単位は、水温(°C)、pH(—)、その他の調査項目は(mg/L)

2) 環境基準欄は、調査実施時における基準を示す。

出典：「公害関係資料集」(平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-55 地下水概況調査結果(環境基準項目)(2/2)

調査項目	地区	宮城野区	宮城野区	宮城野区	泉区
	第3次メッシュコート*	5740-37-43	5740-37-66	5740-37-65	5740-37-63
	調査日 基準値	H27. 1. 13	H27. 1. 14	H27. 1. 13	H26. 11. 10
水温	—	11.0	11.7	11.0	16.0
pH	—	6.1	7.1	7.7	8.9
カドミウム	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	—	—	—	ND
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	2.2	1.2	0.36	<0.015
ふっ素	0.8	<0.08	<0.08	<0.08	0.09
ほう素	1	<0.02	0.03	<0.02	0.02
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注 1) 単位は、水温(°C)、pH(—)、その他の調査項目は(mg/L)

2) 環境基準欄は、調査実施時における基準を示す。

出典：「公害関係資料集」(平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-56 地下水概況調査結果(要監視項目)

調査項目	地区	宮城野区	宮城野区	泉区
	第3次メッシュコード*	5740-37-02	5740-37-07	5740-37-63
	調査日 指針値	H26.11.11	H26.11.12	H26.11.10
クロロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006
1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006
p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02
イソキサチオン	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
ダイアジノン	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
フェニトロチオン(MEP)	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
イソプロチオラン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004
オキシ銅(有機銅)	0.04	<0.004	<0.004	<0.004
クロロタロニル(TPN)	0.05	<0.005	<0.005	<0.005
プロピザミド	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
EPN	0.006	<0.001	<0.001	<0.001
ジクロロボス(DDVP)	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
フェノブカルブ(BPMC)	0.03	<0.003	<0.003	<0.003
イプロベンホス(IBP)	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
クロルニトロフェン(CNP)	—	<0.001	<0.001	<0.001
トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06
キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	<0.006	<0.006	<0.006
ニッケル	—	<0.001	<0.001	<0.001
モリブデン	0.07	<0.007	<0.007	<0.007
アンチモン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002
エピクロロヒドリン	0.0004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
全マンガン	0.2	<0.02	0.03	<0.02
ウラン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002

注) 単位は、水温(°C), pH(-), その他の調査項目は(mg/L)
 出典: 「公害関係資料集」(平成26年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-57 ダイオキシン類に関する地下水水質調査結果

調査項目	地区	宮城野区	宮城野区	泉区
	第3次メッシュコード*	5740-37-02	5740-37-07	5740-37-63
	調査日 基準値	H26.11.11	H26.11.12	H26.11.10
ダイオキシン類年平均値	1	0.018	0.015	0.016

注) 単位: pg-TEQ/L
 出典: 「公害関係資料集」(平成26年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-58 地下水質調査結果(継続監視調査)

調査項目	地区	宮城野区
	第3次メッシュコード*	5740-37-23
	調査日	H26.7.29
	基準値	
水温	—	16.5
pH	—	6.8
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	0.010
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004

調査項目	地区	宮城野区	宮城野区	宮城野区	泉区
	第3次メッシュコード*	5740-37-32	5740-37-56	5740-37-76	5740-37-91
	調査日	H26.7.28	H26.7.28	H26.7.28	H26.7.28
	基準値				
水温	—	16.1	21.3	13.6	15.1
pH	—	7.3	7.2	5.9	6.8
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	1.0	4.3	19	8.7
亜硝酸性窒素	—	<0.005	0.006	<0.005	0.012
アンモニア性窒素	—	0.06	<0.05	<0.05	<0.05

調査項目	地区	宮城野区	宮城野区
	第3次メッシュコード*	5740-37-12	5740-37-12
	調査日	H26.7.29	H26.7.29
	基準値		
水温	—	14.6	16.0
pH	—	6.5	6.3
六価クロム	0.05	0.05	<0.02
全総クロム	—	0.056	0.016

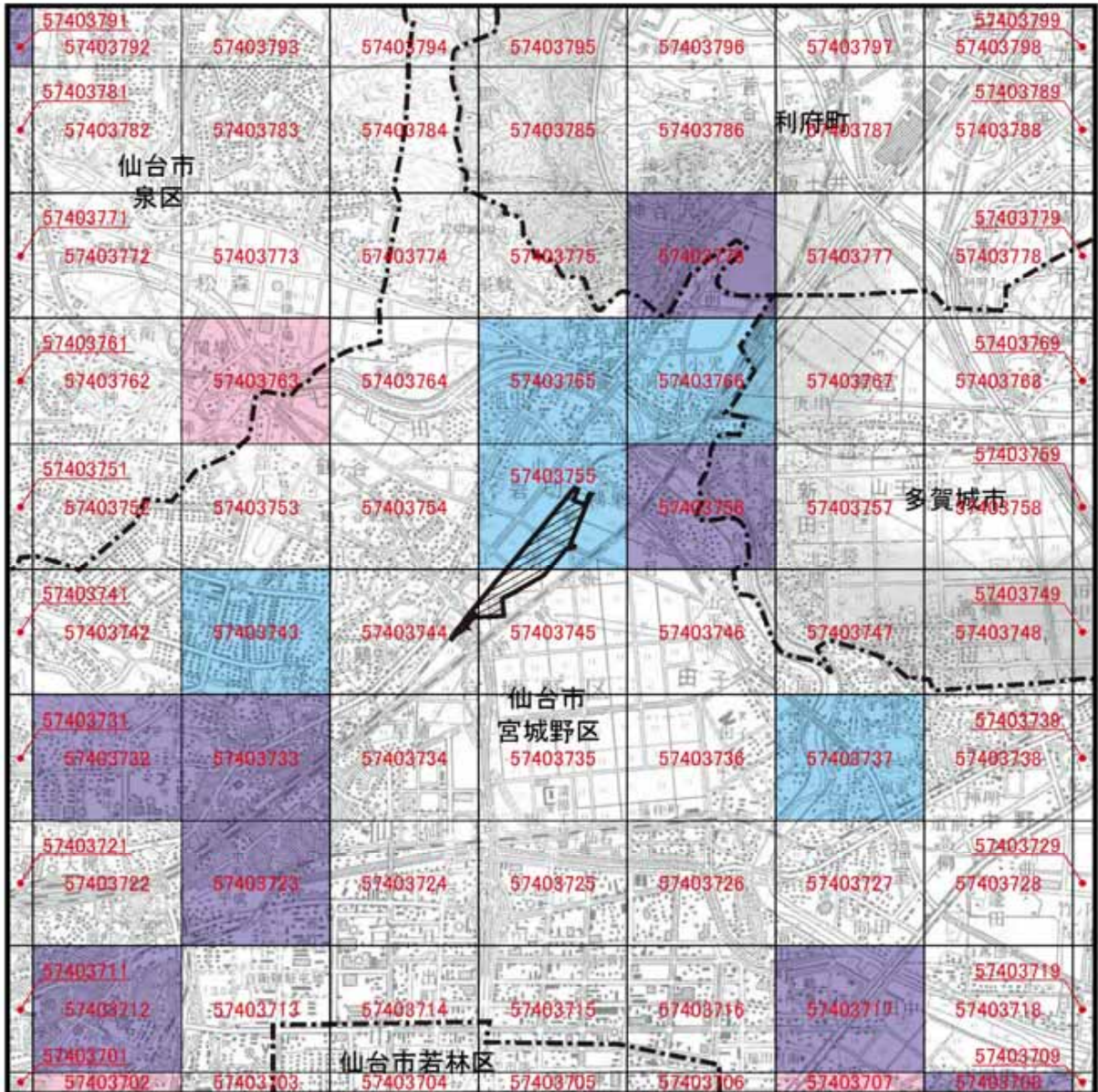
調査項目	地区	宮城野区	宮城野区	宮城野区
	第3次メッシュコード*	5740-37-08	5740-37-08	5740-37-17
	調査日	H26.7.29	H26.7.29	H26.7.29
	基準値			
水温	—	13.6	14.8	22.7
pH	—	8.0	7.9	8.0
砒素	0.01	0.017	0.008	0.018

調査項目	地区	宮城野区
	第3次メッシュコード*	5740-37-33
	調査日	H26.7.28
	基準値	
水温	—	14.8
pH	—	6.9
鉛	0.001	0.020






注 1) 単位は、水温(°C)、pH(—)、その他の調査項目は(mg/L)

2) 環境基準欄は、調査実施時における基準を示す。

出典：「公害関係資料集」(平成26年度測定結果)(仙台市環境局)



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 地下水概況調査(環境基準項目・要監視項目)調査地点
ダイオキシン類に関する地下水調査地点
-  : 地下水概況調査(環境基準項目)調査地点
-  : 地下水継続監視調査地点

※図中の番号は3次メッシュコードを表す。

出典:「公害関係資料集」(平成26年度測定結果)(仙台市環境局)

図 6.1-16 地下水質調査地点



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

イ 発生源の状況

図 5-1 に示す関係地域範囲内における，水質汚濁防止法による特定施設は表 6.1-49 及び図 6.1-14 に示すとおりであり，「自動式車両洗浄施設」が最も多い。

(4) 水象

ア 河川・湖沼等の概要

調査範囲の水象の状況は表 6.1-59～表 6.1-61，及び図 6.1-17 に示すとおりである。

計画地の周辺には 2 級河川七北田川水系の河川(七北田川，梅田川，高野川，藤川，前ヶ沢川)が流れている。また，東側の多賀城市と利府町には 2 級河川砂押川水系の河川(砂押川，勿来川，原谷内川)が流れている。

計画地周辺の湖沼は，計画地西側の丘陵地に与兵衛沼溜池や鶴ヶ谷大堤溜池などの溜池が点在し，東側の多賀城市と利府町の境界上に加瀬沼が存在する。

表 6.1-59 調査範囲の主な河川

No.	水系	種別	河川名	延長(m)
1	2 級河川 七北田川水系	2 級河川	七北田川	40,899
2			梅田川	13,035
3			高野川	3,900
4			藤川	1,500
5		準用河川	前ヶ沢川	510
6	2 級河川 砂押川水系	2 級河川	砂押川	14,491
7			勿来川	7,456
8		準用河川	原谷内川	1,400

出典：「宮城県河川・海岸図」(平成 25 年 3 月 宮城県)

表 6.1-60 調査範囲の主な湖沼(1/2)

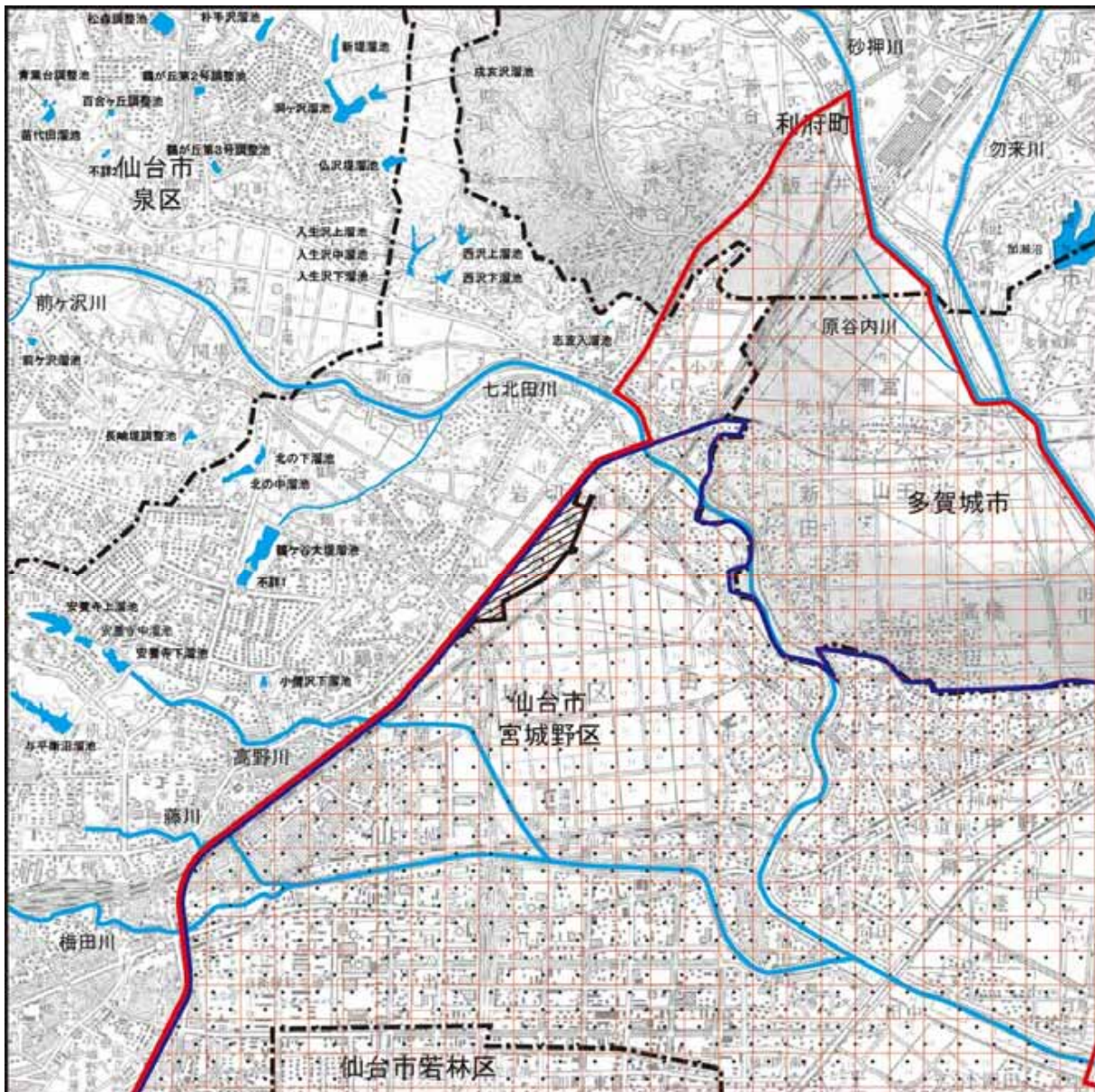
No.	名称	所在地
1	与平衛沼溜池	仙台市宮城野区蟹沢 15
2	安養寺上溜池	安養寺 2 丁目 4-1
3	安養寺中溜池	安養寺 2 丁目 7-1
4	安養寺下溜池	安養寺 2 丁目 13
5	小僧沢下溜池	燕沢 2 丁目 3
6	不詳 1	鶴ヶ谷 6 丁目 1
7	鶴ヶ谷大堤溜池	鶴ヶ谷 6 丁目 17
8	北の中溜池	鶴ヶ谷北 2 丁目 5
9	北の下溜池	鶴ヶ谷北 2 丁目 1-1
10	入生沢上溜池	岩切字入生沢 85
11	入生沢中溜池	岩切字入生沢 86
12	入生沢下溜池	岩切字入生沢 87
13	西沢下溜池	岩切字台屋敷 3
14	西沢上溜池	岩切字入生沢 81

出典：「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 28 年 3 月 仙台市)



表 6.1-61 調査範囲の主な湖沼(2/2)

No.	名称	所在地
15	志波入溜池	仙台市宮城野区岩切字羽黒前 116
16	長岫堤調整池	仙台市泉区松森字長岫
17	前ヶ沢溜池	〃 松森字前ヶ沢
18	苗代田溜池	〃 天神沢 1 丁目
19	青葉台調整池	〃 本田町 22
20	不詳 2	〃 松森字鹿島
21	百合ヶ丘調整池	〃 歩坂町 77
22	鶴が丘第 3 号調整池	〃 鶴が丘 2 丁目 13
23	鶴が丘第 2 号調整池	〃 鶴が丘 2 丁目 22
24	松森調整池	〃 松陵 2 丁目
25	仏沢堤溜池	〃 松森字戌亥沢
26	洞ヶ沢溜池	〃 松森字戌亥沢
27	戌亥沢溜池	〃 松森字戌亥沢
28	朴手沢溜池	〃 松森字朴手
29	新堤溜池	〃 松森字戌亥沢
30	加瀬沼	多賀城市市川 (宮城郡利府町加瀬, 塩竈市大日向町の一部も含む)

出典：「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 28 年 3 月 仙台市)
「平成 26 年度版統計書」(平成 26 年 2 月 多賀城市)



凡例

-  : 計画地
-  : 宮城県公害防止条例に基づく地下水採取規制地域
-  : 市町・区境界線
-  : 工業用水法に基づく指定地域
-  : 河川及び湖沼
-  : 湧水地点

出典:「宮城県河川・海岸図」(平成25年3月 宮城県)
「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成28年3月 仙台市)
「地下水採取規制地域の指定」(平成7年10月1日 宮城県告示第1045号)
「工業用水法施行令」(昭和32年6月10日 政令第142号)

図 6.1-17 調査範囲の水象の状況



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

イ 地下水・湧水の概要

仙台市では、「宮城県公害防止条例」及び「工業用水法」に基づき地下水採水規制を行っており、新增設井戸の届出、地下水採取量の記録、報告の義務付けを行うとともに、知事による地下水採水量の削減と水源の転換の指導を行っている。「宮城県公害防止条例」に基づく地下水採水規制地域及び「工業用水法」に基づく指定地域は、図 6.1-17 に示すとおりである。計画地は、地下水採取規制地域及び工業用水法に基づく指定地域に含まれている。

また、調査範囲に湧水はない。

仙台市及び多賀城市における飲用井戸の設置数は、表 6.1-62 に示すとおりである。仙台市全体では、平成 11 年度に 5,325 箇所の飲用井戸が設置されており、そのうち計画地の位置する宮城野区は 41 箇所で仙台市全体の 0.8% である。多賀城市全体では、平成 21・22 年度に 20 箇所の飲用井戸が確認された。

表 6.1-62 飲用井戸の設置数

市町村	飲用井戸数(箇所)	調査年度
仙台市	5,325	平成 11 年度
青葉区	1,035	〃
宮城野区	41	〃
若林区	2,087	〃
太白区	1,816	〃
泉区	346	〃
多賀城市	20	平成 21・22 年度

出典：「飲用井戸水等調査報告書」（平成 13 年 3 月 仙台市）
「飲用井戸実態調査」（平成 21・22 年調査 多賀城市）

ウ 水辺の状況

河川、湖沼の状況は「6.1.2 水環境 (4)水象 ア 河川・湖沼等の概要」に示したとおりであり、動植物の状況は「6.1.4 生物環境」に、地形の状況は「6.1.3 土壌環境」に示すとおりである。

エ 水源地の状況(工業用水)

宮城県企業局が行う工業用水事業のうち計画地に係る事業としては「仙塩工業用水事業」、「仙台圏工業用水事業」がある。

「仙塩工業用水事業」は、昭和 36 年 11 月から仙塩地区への給水が開始され、地盤沈下が顕著な仙台市苦竹地区等においては、地下水に代わる水源としての大きな役割を果たしている。また、平成 6 年 4 月からは、仙台市泉地区及び富谷町成田地区への給水を開始している。

「仙台圏工業用水事業」は、仙台港背後地の工業開発により既設の仙塩工業用水道事業のみでは需要に応ずる余力がなくなることが見込まれたことから、昭和 51 年 10 月から給水を開始している。仙台港背後地のほか、名取市及び利府町の企業にも給水している。

なお、詳細は「6.2.3 社会資本整備等 (4)工業用水」に示す。

オ 水源地の状況(農業用水)

調査範囲では、七北田川や砂押川、勿来川及び原谷地川に農業用の堰や揚水機が設置されている。

「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成 20 年 3 月 宮城県)によると、計画地の周辺には七北田川の中野堰があり、取水量は $0.4300\text{m}^3/\text{秒}$ ～ $0.8000\text{m}^3/\text{秒}$ である。

なお、詳細は「6.2.3 社会資本整備等 (5)農業用水」に示す。

6.1.3 土壤環境

(1) 地形・地質

ア 地形・地質の状況

調査範囲の地形の状況は、図 6.1-18 に示すとおりである。

仙台市の地形は、西部の奥羽山脈東麓に沿って広がる陸前丘陵、中央部を西から東に流下する七北田川、広瀬川、名取川の各河川沿いに発達する河岸段丘、東部の仙台湾に沿って広がる沖積平野に大別され、西側から東側に移行するにつれて標高が低くなっている。

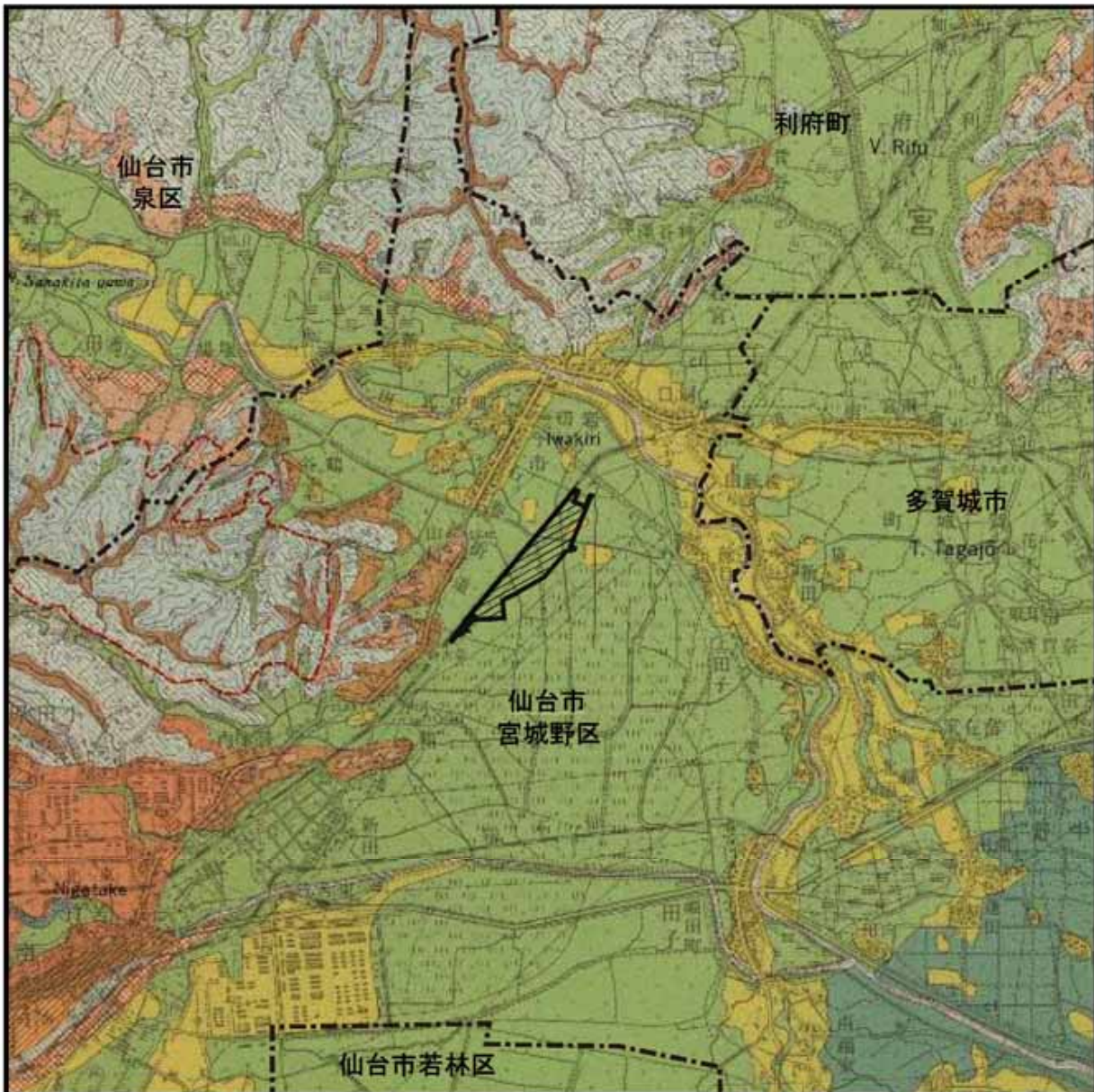
調査範囲は、富谷丘陵、七北田丘陵、仙台市街台地と利府低地、七北田川低地、苦竹低地が接する地域であり、計画地は七北田川低地と苦竹低地の間に位置している。

調査範囲における地形分類図は、図 6.1-18 に示すとおりであり、計画地は、谷底平野にあたる。

調査範囲の地質の状況は、図 6.1-19 に示すとおりである。

調査範囲における地質は、西側の丘陵地では砂岩、凝灰岩、及び礫岩が多く分布し、七北田川流域の河岸段丘や東側の沖積層には砂及び粘土層が広く分布している。

計画地は、沖積層(砂及び粘土)にあたる。



凡例

: 計画地

: 市町・区境界線

丘陵地

: 丘頂緩斜面及び丘腹緩斜面

: 丘麓斜面

: 急斜面(谷密度80以上)

: 急斜面(谷密度80未満)

砂礫台地

: Gt I (上位)

: Gt II⁺(中位)

: Gt II (中位)

: Gt III⁺(下位)

: Gt III (下位)

岩石台地

: Rt I (上位)

: Rt II (中位)

: Rt III (下位)

低地

: 谷底平野

: 自然堤防及び砂堆・浜堤

: 海岸平野

: 河原及び浜

その他

: 崖

: 人口平坦地界

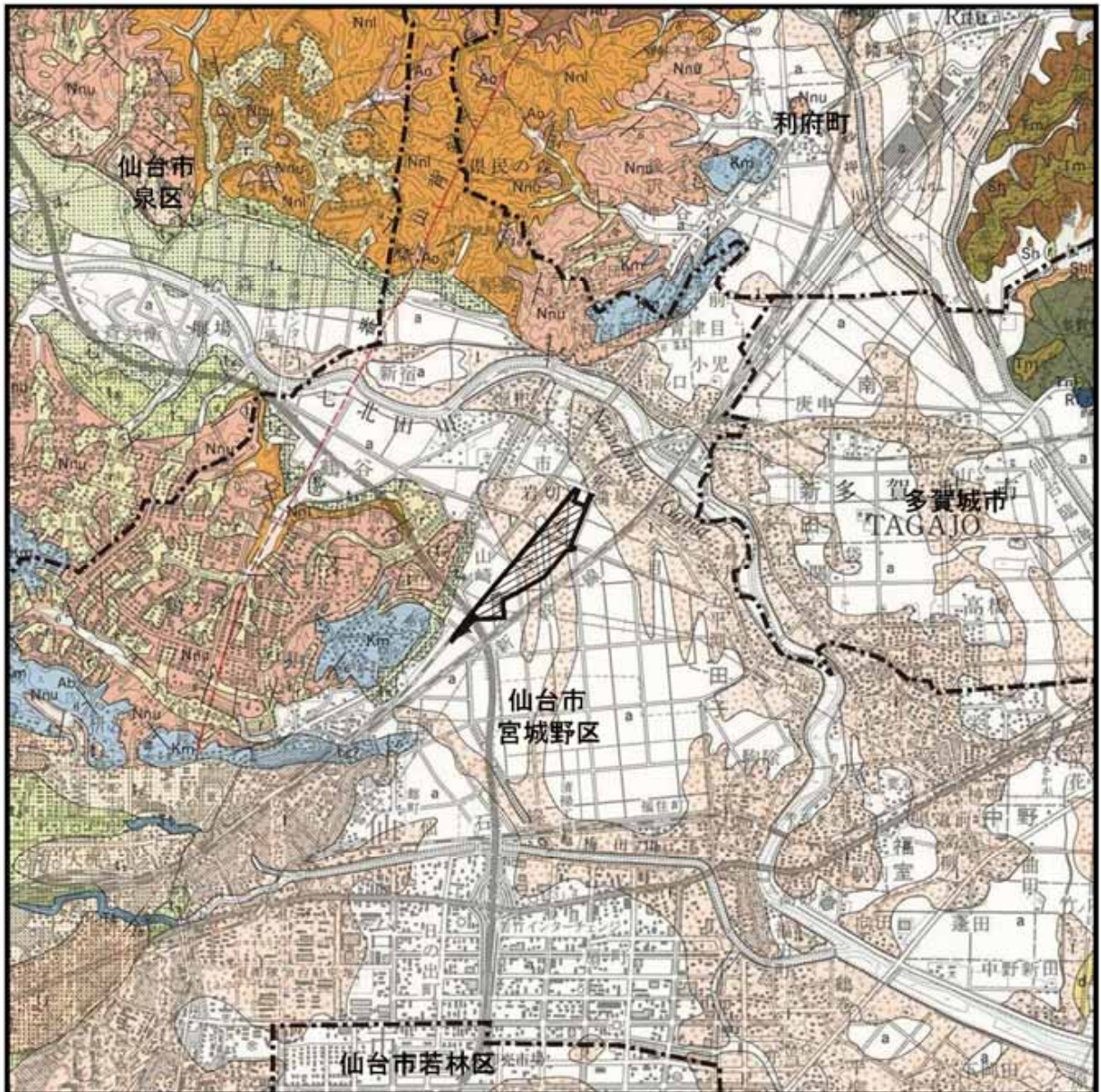
出典：「土地分類基本調査 地形分類図」(昭和42年3月 経済企画庁)

図 6.1-18 地形分類図



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例

: 計画地

: 市町・区境界線

埋谷土
: 土砂

沖積層
: 砂及び粘土

: 砂

河岸段丘堆積物
: 礫層・砂層及び粘土層

留ヶ谷層
: 砂岩及び礫岩

竜の口層
: シルト岩・砂質シルト岩・凝灰岩及び砂岩

亀岡層
: 砂岩・凝灰岩・シルト岩・亜炭及び礫岩
又は礫混じり砂岩

七北田層
: 砂岩(凝灰岩薄層を挟む)

: 砂岩・軽石凝灰岩及び礫岩

青麻層
: 砂岩・シルト岩及び凝灰岩

番ヶ森山層
: 軽石質砂岩及び礫岩

佐浦町層
: 火山円礫岩・凝灰岩
及び凝灰質砂岩

塩釜層
: 軽石凝灰岩

: 火山角礫岩及び凝灰角礫岩

利府層
: 頁岩・砂質頁岩及び砂岩

出典：「5万分の1地質図幅『仙台』(昭和61年3月 地質調査所)

図 6.1-19 地質図



S=1:50,000
0 500 1000 2000m

イ 注目すべき地形・地質

調査範囲における注目すべき地形・地質は、表 6.1-63 及び図 6.1-20 に示すとおりである。
注目すべき地形・地質として、活断層地形の「長町・利府」と「大年寺山」があげられる。

表 6.1-63 注目すべき地形・地質

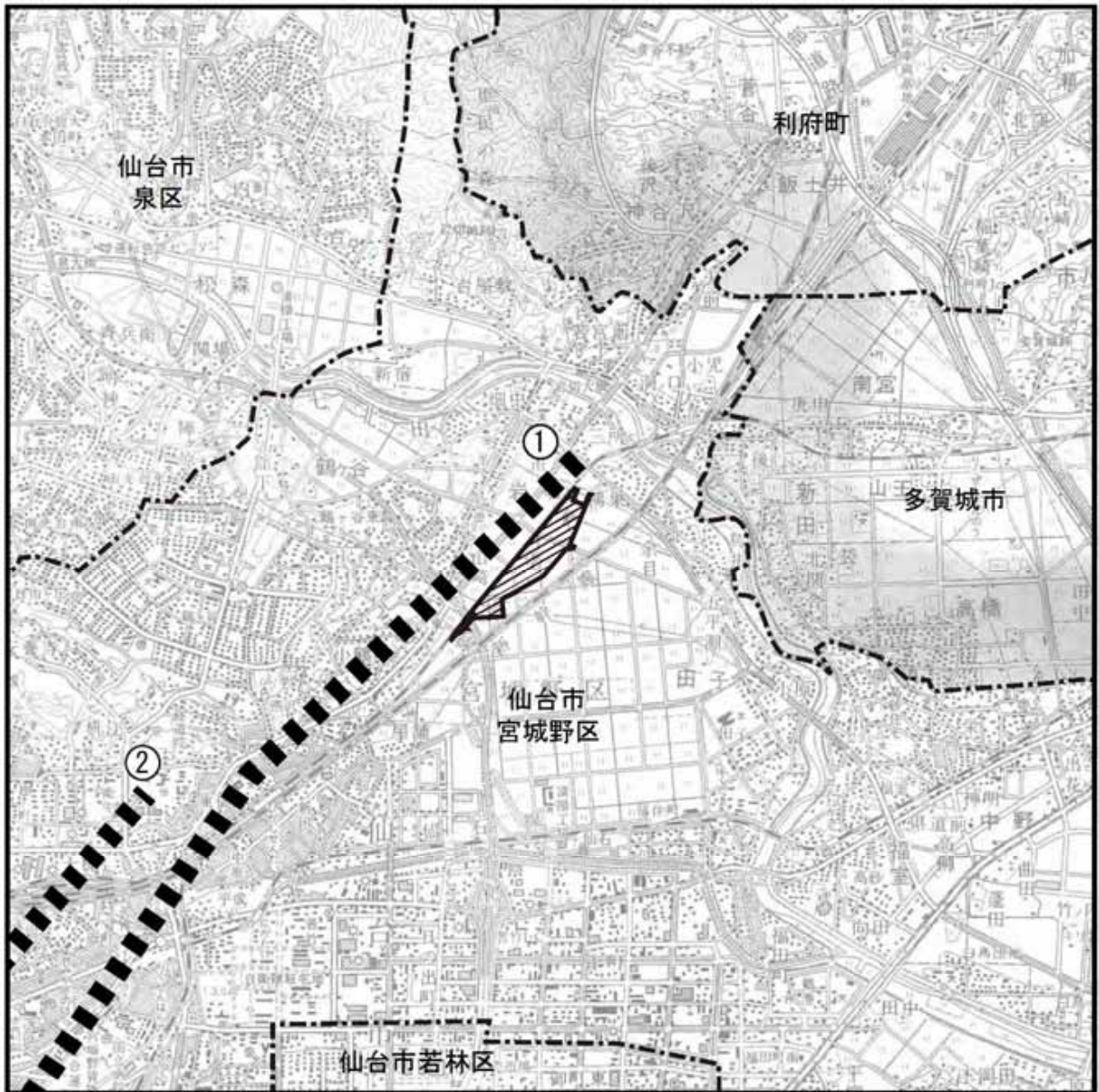
No.	名称	選定理由*			概要
		I	II	III	
①	長町・利府		○	○	・活断層地形
②	大年寺山		○		・活断層地形
—	—	0	2	1	—

※：選定理由は以下のとおり。




I：「日本の地形レッドデータブック第2集」（平成14年 日本の地形レッドデータブック作成委員会）に記載されている地形

II：「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成29年3月 仙台市）に掲載されている保全上重要な地形・地質

III：「日本の典型地形 都道府県別一覧」（平成11年4月 国土地理院）に掲載されている地形

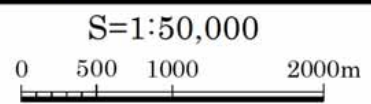


凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 注目すべき地形・地質(①, ②)

出典：「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月 仙台市)

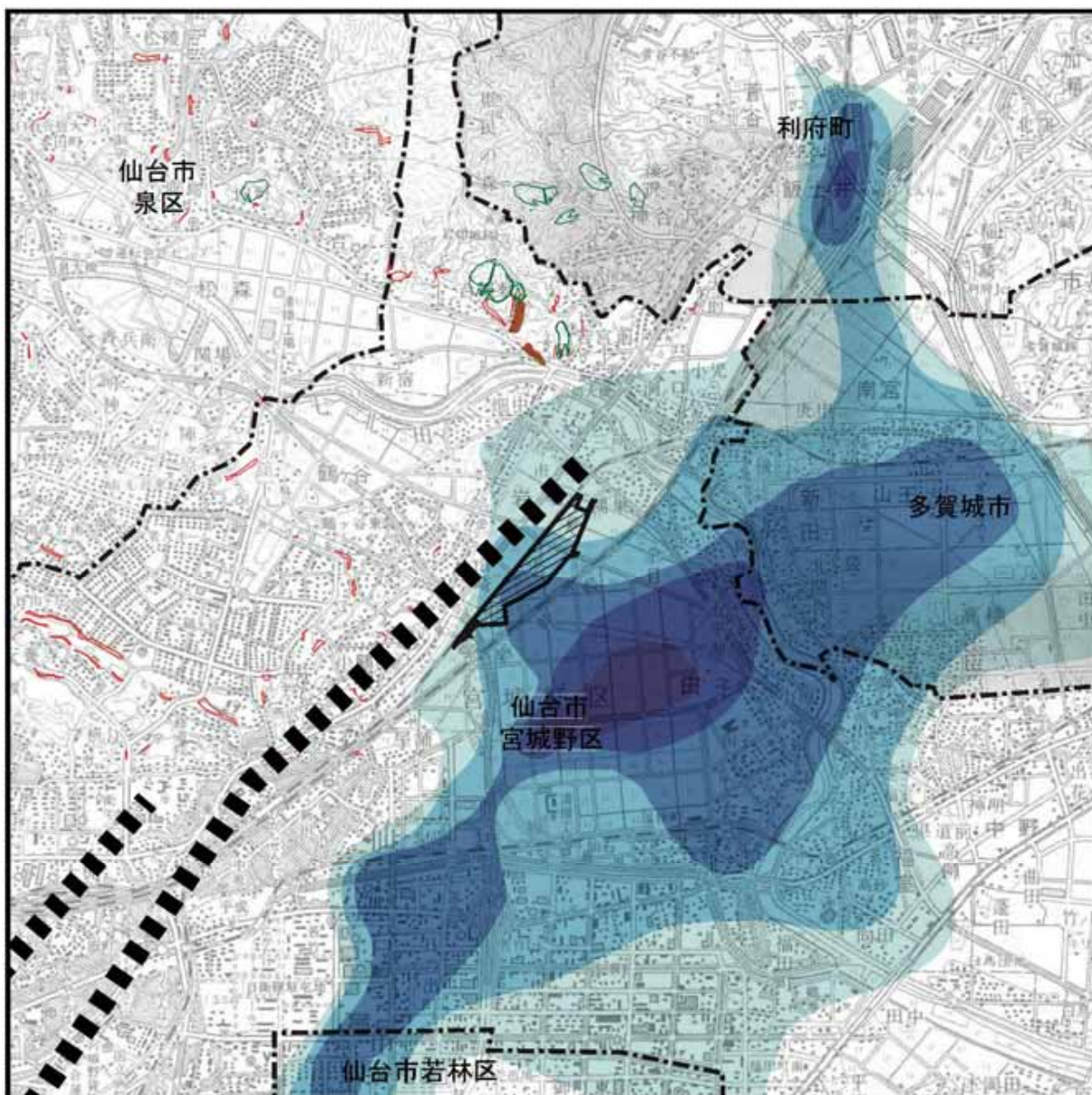
図 6.1-20 注目すべき地形・地質



ウ 災害危険地形


調査範囲における災害の危険箇所は図 6.1-21 に示すとおりであり、防災に係る法令(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)に関する指定地等が分布している。なお、調査範囲には、地すべり等防止法及び砂防法に関する指定地は分布していない。


計画地の西側には「長町・利府線」、「大年寺山」等の活断層が分布している。また、軟弱層は、調査範囲においては0～10mの厚さで分布しており、計画地では2～6mの厚さで分布している。





凡例

 : 計画地

 : 市町・区境界線

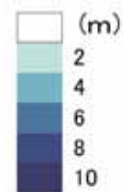
 : 急傾斜地崩壊危険箇所
(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)

 : 土石流危険渓流
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

 : 急傾斜地崩壊危険区域
(仙台市災害危険区域条例)

 : 活断層

軟弱層の厚さ



出典：「せんだいぐらしのマップ」(<http://www2.wagmap.jp/sendacity/top/mapselectgroup.asp?mct=9>)
(閲覧 平成26年9月 仙台市)
「仙台市史特別編1自然」(平成6年3月 仙台市)
「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月 仙台市)

図 6.1-21 防災関連指定地域



工 既往災害履歴

調査範囲において近年発生した災害は、昭和 53 年の宮城県沖地震や平成 15 年の宮城県北部地震、平成 17 年の宮城地震などがある。宮城県沖地震では、計画地の位置する仙台市内で震度 5 が観測され、宮城地震では震度 5 強を観測している。

平成 23 年 3 月 11 日には「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」が発生した。この地震は三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 という巨大地震で、計画地の位置する仙台市内をはじめ、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度 6 強など広い範囲で強い揺れを観測した。また、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害があった。

(2) 地盤沈下

ア 調査範囲の規制地域の指定状況

仙台市では「工業用水法」(昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号)の第 3 条第 1 項で定める指定地域がある。また、地下水の採取に係る条例として、仙台市では、「宮城県公害防止条例」(昭和 46 年 3 月 18 日条例第 12 号)において、地下水採取規制を行っており、新增設井戸の届出、地下水採取量の記録、報告の義務付けを行うとともに、知事による地下水採取量の削減と水源の転換の指導を行っている。計画地は、図 6.1-17 に示すとおり、「工業用水法」に基づく指定地域及び「宮城県公害防止条例」に基づく地下水採取規制の対象地域に含まれている。

イ 地下水位の観測結果

仙台市における平成 26 年度の地下水位の観測結果は表 6.1-64、過去 5 年間における経年変化は表 6.1-65 に示す。

なお、地盤沈下測定局等の位置は図 6.1-22 に示すとおりである。

平成 26 年度の地下水位の観測結果の平均値は、1.08(標高 m)～3.30(標高 m)である。また、平成 22 年度と平成 26 年度における地下水位を比較すると、すべての測定局で低下している。

表 6.1-64 地下水位の観測結果(平成 26 年度 仙台市)

No.	名称		所在地	地下水位 (標高 m)		
				最高値	最低値	平均値
1	中野測定局	1号井	仙台市宮城野区 中野字高橋前 65	3.34	2.85	3.13
		2号井		2.19	1.64	2.00
		3号井		1.22	0.83	1.08
2	日の出町測定局	1号井	宮城野区日の出町 3-6	3.43	3.18	3.30
		2号井		3.08	2.46	2.82

出典：「公害関係資料集」(平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1-65 地下水位の経年変化(平成 22 年度～平成 26 年度 仙台市)

No.	名称		所在地	地下水位 (標高 m)				
				平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1	中野測定局	1号井	仙台市宮城野区 中野字高橋前 65	3.18	2.84	3.48	2.99	3.13
		2号井		2.20	1.77	2.41	1.88	2.00
		3号井		1.50	1.08	1.23	1.04	1.08
2	日の出町測定局	1号井	宮城野区日の出町 3-6	3.53	3.22	3.59	3.23	3.30
		2号井		2.91	2.64	3.21	2.67	2.82

注) 地下水位は該当年度の平均値である。

出典：「公害関係資料集」(平成 22 年度～平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

ウ 地盤沈下の観測結果

仙台市の平成 24 年度における地盤変動量を表 6.1-66, 平成 20 年度～平成 24 年度の地盤変動量の経年変化を表 6.1-67, 多賀城市の平成 24 年度における地盤変動量を表 6.1-68, 平成 20 年度～平成 24 年度の地盤変動量の経年変化を表 6.1-69 に示す。

平成 24 年度における地盤高さの年間変動量は, -5～-655.5mm の変動であった。これは, 平成 20 年度の年間-2～-15mm, 平成 22 年度の年間+3～-13mm の変動量に比較して非常に大きいことから, 東日本大震災による影響と推定される。

表 6.1-66(1) 地盤沈下の観測結果(平成 24 年度, 仙台市)(1/3)

No.	水準点番号	所在地	変動量(mm)		標高(m)
			平成 24 年度	累計	
—	5649	原町五丁目	-15.3	-29.9	25.0614
—	5650	燕沢一丁目	-86.5	-77.5	10.8137
—	5651	岩切字山崎	-22.4	-36.7	10.5229
—	5652	岩切字羽黒前	-39.2	-84	7.4039
—	045-003	原町一丁目	-13.4	-27.3	35.3554
—	045-004	原町三丁目	-22.2	-28.8	20.3105
—	045-005	苦竹二丁目	—	-23.7	10.6240
—	045-006	日の出町一丁目	-68.2	-144.1	4.2312
—	045-007	扇町一丁目	-81.6	-229	3.1054
—	045-008	扇町一丁目	-75.5	-324.7	2.9575
—	045-009	福室字高砂駅西	-71.1	-121.3	3.4942
—	045-010	福室字高砂駅東	-69.7	-123.1	4.1770
—	045-011	中野字出花西	-78.6	-158.7	3.5009
—	753	南目館	-19.8	-30.2	8.9877
—	气象台	五輪一丁目	-7.3	-20.7	38.5215
—	港湾 (3)	中野字出花	-72.7	-57.8	2.3161
—	仙 0-2	苦竹四丁目	-64.9	-60.1	4.4186
—	仙 10	東仙台四丁目	-14	-36.3	28.2634
—	仙 11	東仙台二丁目	-11.5	-31.2	23.4411
—	仙 12	東仙台二丁目	-11.5	-39.2	23.2172
—	仙 13	岩切一丁目	-88.5	-53	8.1914
—	仙 15	岩切字中江北	—	-70.6	7.1983
—	仙 17	田子字権八	-67.8	-133.8	6.1523
—	仙 18	田子字二木	-72.7	-125.3	5.7489
—	仙 19	田子一丁目	-65.4	-100	4.0363
—	仙 20	福田町二丁目	-70.1	-92.9	4.4920
—	仙 22	岡田字明神東	-74.3	-151.9	3.5963
—	仙 28	卸町二丁目	-28	-48.3	6.8557
—	仙 29	卸町二丁目	-35.8	-177.5	6.2195
—	仙 30	苦竹四丁目	-42.3	-82	5.8199
—	仙 41	五輪一丁目	-5	-12.9	39.4788
—	仙 43	中野字高橋前	-73.5	-70	4.4778
—	仙 44	岡田西町	-65.7	-175.7	3.7332
—	仙 61	宮千代三丁目	-19	-85.4	7.6045
—	仙 62	東宮城野	-14.2	-45.9	9.6117
—	仙 64	卸町東一丁目	-58.4	-79.8	4.7105
—	仙 65	鶴代町	-63.6	-70.8	4.1460

注 1) 変動量は, 左が年間(単年度)変動量/右が累計変動量。

注 2) 変動量が大きいの東日本大震災による影響と推定される。

出典: 宮城県 HP: 地盤沈下対策 (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-jiban.html>)

表 6.1-66(2) 地盤沈下の観測結果(平成 24 年度, 仙台市)(2/3)

No.	水準点番号	所在地	変動量(mm)		標高(m)
			平成 24 年度	累計	
—	仙 68	中野字蓬田	-102.4	-61.6	3.2759
—	仙 69	福室字寺前	-80.9	-75.2	4.1550
—	仙 96	白鳥二丁目	-72.8	-47.8	1.5096
—	仙 104	小鶴字仙石	—	-137.3	3.0904
—	仙 105	福住町	-52.1	-57.8	3.8487
—	仙 106	田子一丁目	-67	-70.7	3.5286
—	仙 108	高瀬町	-44.5	-88.5	4.6769
—	仙 109	岩切三丁目	-22.1	-33.1	13.1337
—	仙 110	岩切字青津目	-59.9	-55	6.6308
—	仙 111	岩切字東河原	-61.2	-42.3	7.7760
—	仙 112	栄四丁目	-63.4	-58.2	3.7421
—	仙 113	福室一丁目	-67.3	-53.4	2.8232
—	仙 114	鶴巻一丁目	-75.8	-79.7	3.1222
—	仙 115	松森字齐兵衛	-23	-71.9	19.7856
—	仙 116	松森字前田	-53.9	-46.1	17.0218
—	仙 117	市名坂字原田	-60.1	-42.9	16.5962
—	仙 121	福田町南	-53.8	-53.2	3.6395
—	仙 122	鶴巻二丁目	-66.2	-58.3	3.3961
—	仙 123	岡田字北在家	-56.8	-42.7	3.2313
—	仙 125	苦竹三丁目	-67.9	-49.1	4.5107
—	仙 126	日の出町二丁目	-63.9	-62.6	4.6575
—	仙 127	日の出町二丁目	-51	-64	3.6596
—	仙 128	日の出町三丁目	-122.9	-80.1	3.0519
—	仙 129	日の出町三丁目	-57.9	-68.8	3.4482
—	仙 134	小鶴字屋舗	-32.2	-36.1	7.8012
—	仙 135	福室字田中前二番	-65.7	-47.3	2.0244
—	仙 136	苦竹四丁目	-85.1	-143	4.8035
—	仙 138	扇町四丁目	-655.5	-148.6	2.9948
—	仙 141	福室字弁当二番	-62	-32.4	3.4442
—	仙 142	幸町二丁目	-15.7	-50.5	33.3902
—	仙 143	福田町四丁目	-52.4	-81.0	2.8750
—	仙 144	扇町四丁目	-68.2	-40.7	2.4837
—	仙 146	岩切字三所南	-55.7	-45.9	8.6973
—	仙 147	田子三丁目	-85.8	-87.8	5.5411
—	仙 148	南目館	-88.1	-122.9	7.9894
—	仙 156	新田四丁目	-21.4	-21.4	6.9092
—	仙 157	岩切字今市東	-68.1	-68.1	8.6363
—	仙苦 1-1	日の出町一丁目	-45.3	-205.7	4.3530
—	仙苦 1-2	日の出町一丁目	-64.2	-161.2	3.6824
—	仙苦 1-3	扇町一丁目	-71.6	-213.9	3.1613
—	仙苦 1-4	扇町一丁目	-77	-201.5	3.2487
—	仙苦 2-2	日の出町二丁目	-59.3	-157.2	3.5139
—	仙苦 2-3	扇町五丁目	-70.2	-241.7	2.6301
—	仙苦 3-1	苦竹三丁目	-36.8	-109.1	6.0680
—	仙苦 3-2	日の出町二丁目	-82.3	-353.8	3.2442
—	仙苦 3-3	扇町二丁目	-65.9	-195.5	3.1038

注 1) 変動量は、左が年間(単年度)変動量/右が累計変動量。

注 2) 変動量が大きいののは東日本大震災による影響と推定される。

出典：宮城県 HP：地盤沈下対策 (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-jiban.html>)

表 6.1-66(3) 地盤沈下の観測結果(平成 24 年度, 仙台市)(3/3)

No.	水準点番号	所在地	変動量(mm)		標高(m)
			平成 24 年度	累計	
—	仙苦 3-5	扇町四丁目	-79	-226.7	2.5213
—	仙苦 4-1	日の出町三丁目	—	-275.5	4.4270
—	仙苦 4-2	日の出町三丁目	-63.3	-166.1	4.0613
—	仙苦 4-3	扇町三丁目	-87.7	-216.9	3.6107
—	仙苦 4-4	扇町四丁目	-80.2	-230.9	3.2053
—	仙苦 4-5	扇町四丁目	-76.4	-247.2	3.2833
—	仙苦 5-1	卸町四丁目	-51.6	-163.6	5.3601
—	仙苦 5-2	六丁の目西町	-95.9	-98.6	5.3670
—	仙苦 5-3	六丁の目元町	-26.9	-45.5	6.6499
—	仙 H	日の出町三丁目	-65.1	-107	4.0074
—	TS-2	福室字田中前二番	-61	-73.5	1.8633

注 1) 変動量は、左が年間(単年度)変動量/右が累計変動量。

注 2) 変動量が大きいののは東日本大震災による影響と推定される。

出典：宮城県 HP：地盤沈下対策 (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-jiban.html>)

表 6.1-67(1) 地盤沈下の経年変化(平成 20 年度, 平成 22 年度, 平成 24 年度, 仙台市)(1/2)

No.	水準点番号	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	
		変動量(mm)	変動量(mm)	変動量(mm)	標高(m)
—	5649	-3	+3	-15.3	25.0614
—	5650	-15	-2	-86.5	10.8137
—	5651	-7	-1	-22.4	10.5229
—	5652	-8	0	-39.2	7.4039
—	045-003	-7	-1	-13.4	35.3554
—	045-004	-5	+1	-22.2	20.3105
—	045-005	仮点	+3	—	10.6240
—	045-006	-8	0	-68.2	4.2312
—	045-007	-9	0	-81.6	3.1054
—	045-008	-8	-1	-75.5	2.9575
—	045-009	-12	-1	-71.1	3.4942
—	045-010	-6	+2	-69.7	4.1770
—	045-011	-8	-1	-78.6	3.5009
—	753	-2	+3	-19.8	8.9877
—	気象台	-4	+3	-7.3	38.5215
—	港湾 (3)	-7	仮点	-72.7	2.3161
—	仙 0-2	-8	-7	-64.9	4.4186
—	仙 10	-3	+2	-14	28.2634
—	仙 11	-4	+3	-11.5	23.4411
—	仙 12	-5	+2	-11.5	23.2172
—	仙 13	-8	-2	-88.5	8.1914
—	仙 15	-7	-3	—	7.1983
—	仙 17	-8	-5	-67.8	6.1523
—	仙 18	-10	-4	-72.7	5.7489
—	仙 19	-7	-3	-65.4	4.0363
—	仙 20	-7	0	-70.1	4.4920
—	仙 22	-7	-2	-74.3	3.5963
—	仙 28	-2	+2	-28	6.8557
—	仙 29	-4	-5	-35.8	6.2195
—	仙 30	-5	+1	-42.3	5.8199
—	仙 41	-3	+3	-5	39.4788
—	仙 43	-8	-1	-73.5	4.4778
—	仙 44	-7	-2	-65.7	3.7332
—	仙 61	-2	+1	-19	7.6045
—	仙 62	-3	+2	-14.2	9.6117
—	仙 64	-4	-1	-58.4	4.7105
—	仙 65	-5	+1	-63.6	4.1460
—	仙 68	-9	+1	-102.4	3.2759
—	仙 69	-9	+1	-80.9	4.1550
—	仙 96	-5	+2	-72.8	1.5096
—	仙 104	-11	-4	—	3.0904
—	仙 105	-7	0	-52.1	3.8487
—	仙 106	-8	-1	-67	3.5286
—	仙 108	-10	-6	-44.5	4.6769
—	仙 109	-6	-1	-22.1	13.1337
—	仙 110	-7	-2	-59.9	6.6308
—	仙 111	-8	-1	-61.2	7.7760

注 1) 変動量は、左が年間(単年度)変動量/右が累計変動量。

注 2) 変動量が大きいののは東日本大震災による影響と推定される。

出典：宮城県 HP：地盤沈下対策 (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-jiban.html>)

表 6.1-67(2) 地盤沈下の経年変化(平成 20 年度, 平成 22 年度, 平成 24 年度, 仙台市)(2/2)

No.	水準点番号	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	
		変動量 (mm)	変動量 (mm)	変動量 (mm)	標高 (m)
—	仙 112	-6	-2	-63.4	3.7421
—	仙 113	-6	+2	-67.3	2.8232
—	仙 114	-6	-1	-75.8	3.1222
—	仙 115	-11	-3	-23	19.7856
—	仙 116	-9	-1	-53.9	17.0218
—	仙 117	-11	-2	-60.1	16.5962
—	仙 121	-6	-1	-53.8	3.6395
—	仙 122	-6	-2	-66.2	3.3961
—	仙 123	-4	+1	-56.8	3.2313
—	仙 125	-6	0	-67.9	4.5107
—	仙 126	-7	+1	-63.9	4.6575
—	仙 127	-9	-2	-51	3.6596
—	仙 128	異常点	-13	-122.9	3.0519
—	仙 129	-9	-2	-57.9	3.4482
—	仙 134	-7	+2	-32.2	7.8012
—	仙 135	-4	+2	-65.7	2.0244
—	仙 136	-11	-6	-85.1	4.8035
—	仙 138	-9	-2	-655.5	2.9948
—	仙 141	-5	+2	-62	3.4442
—	仙 142	-2	0	-15.7	33.3902
—	仙 143	-7	-3	-52.4	2.8750
—	仙 144	-6	-1	-68.2	2.4837
—	仙 146	-7	-3	-55.7	8.6973
—	仙 147	-9	-4	-85.8	5.5411
—	仙 148	再設	-6	-88.1	7.9894
—	仙 156	—	—	-21.4	6.9092
—	仙 157	—	—	-68.1	8.6363
—	仙苦 1-1	-7	0	-45.3	4.3530
—	仙苦 1-2	-9	-1	-64.2	3.6824
—	仙苦 1-3	-9	-4	-71.6	3.1613
—	仙苦 1-4	-8	-4	-77	3.2487
—	仙苦 2-2	-13	-4	-59.3	3.5139
—	仙苦 2-3	-10	-3	-70.2	2.6301
—	仙苦 3-1	-10	-3	-36.8	6.0680
—	仙苦 3-2	-17	-5	-82.3	3.2442
—	仙苦 3-3	-9	-1	-65.9	3.1038
—	仙苦 3-5	-9	-9	-79	2.5213
—	仙苦 4-1	-9	-2	—	4.4270
—	仙苦 4-2	仮点	+2	-63.3	4.0613
—	仙苦 4-3	仮点	0	-87.7	3.6107
—	仙苦 4-4	-6	0	-80.2	3.2053
—	仙苦 4-5	-6	0	-76.4	3.2833
—	仙苦 5-1	-6	+2	-51.6	5.3601
—	仙苦 5-2	-9	0	-95.9	5.3670
—	仙苦 5-3	-3	+2	-26.9	6.6499
—	仙 H	移転	-5	-65.1	4.0074
—	TS-2	-5	+1	-61	1.8633

注 1) 変動量は、左が年間(単年度)変動量/右が累計変動量。

注 2) 変動量が大きいののは東日本大震災による影響と推定される。

出典：宮城県 HP：地盤沈下対策 (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-jiban.html>)

表 6.1-68 地盤沈下の観測結果(平成 24 年度, 多賀城市)

No.	水準点番号	所在地	変動量(mm)	標高(m)
3	50	多賀城市高橋字発向	△254/△326	3.12
4	51	多賀城市南宮字毛上 28	△248/△342	4.92
5	52	多賀城市新田字中 143	△248/△379	4.34
6	53	多賀城市高橋一丁目 12-20	△256/△389	4.55
7	T-1	多賀城市南宮字色の字 197	△234/△286	4.75
8	T-3	多賀城市山王字北寿福寺 53-23	△225/△270	5.18
9	T-7	多賀城市山王字山王四区	△254/△308	4.35
10	新 TS-1	多賀城市新田字西後 8-2	△259/△292	7.29
11	TS-3	多賀城市新田字中 46-2	△253/△309	5.37
12	TS-4	多賀城市新田字新後 15-9	△238/△287	6.19
13	多賀城市水道事業所観測井架台	多賀城市新田字中 46-2	△255/△332	6.43
14	多賀城市水道事業所外管	〃	△224/△265	6.59
15	多賀城市水道事業所内管	〃	△223/△264	7.21
16	TM-1 宮東衛組 No. -1	多賀城市南宮字庚申 146-2	△254/△442	4.23
17	TM-2 宮東衛組 No. -2	多賀城市南宮字町 70	△249/△302	4.97

注 1) 変動量は、左が年間(単年度)変動量/右が累計変動量。

注 2) 変動量が大きいののは東日本大震災による影響と推定される。

出典：「平成 26 年度版統計書」(平成 28 年 5 月 多賀城市)

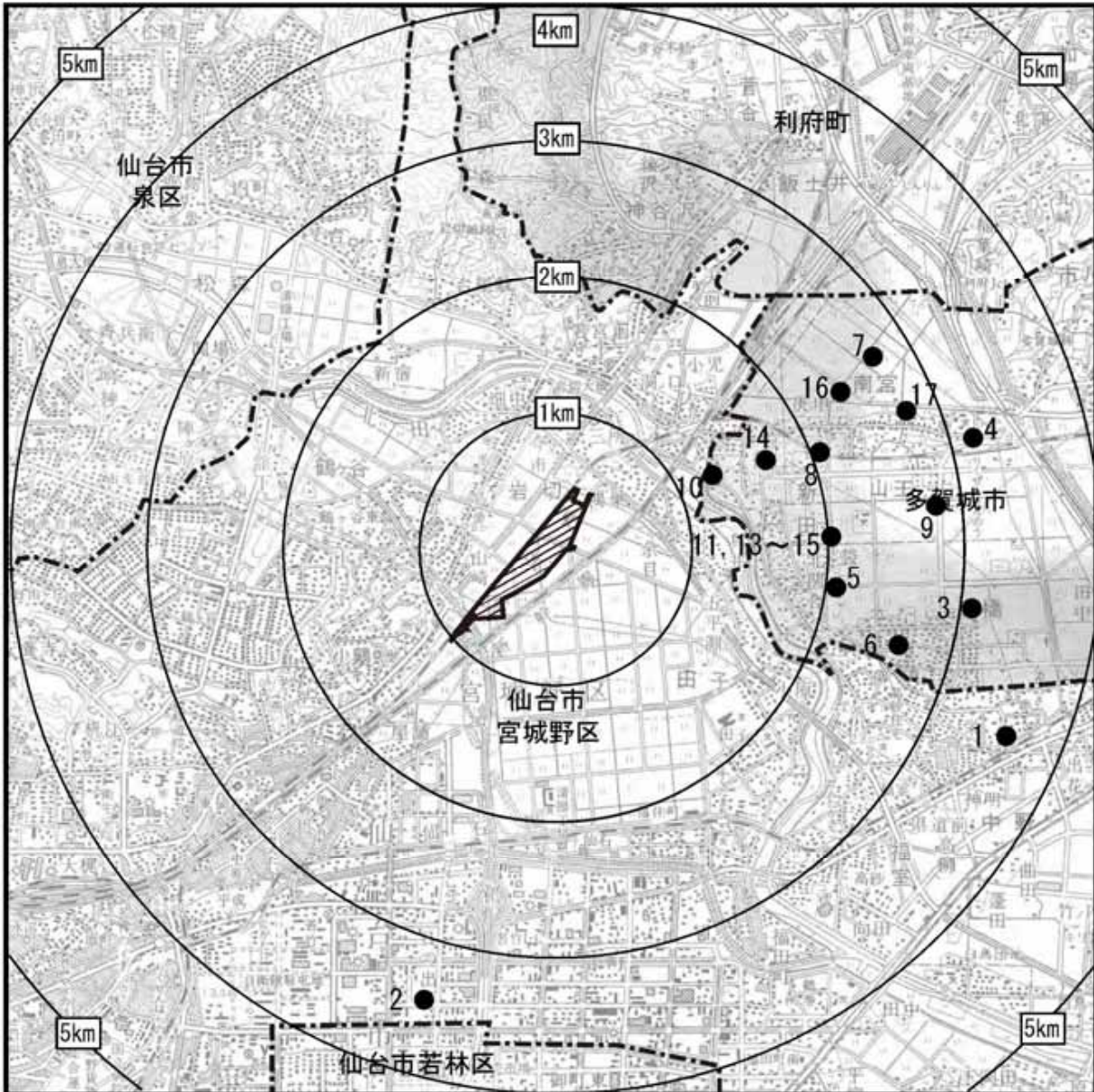
表 6.1-69 地盤沈下の経年変化(平成 20 年度, 平成 22 年度, 平成 24 年度, 多賀城市)

No.	水準点番号	平成 20 年度		平成 22 年度		平成 24 年度	
		変動量(mm)	標高(m)	変動量(mm)	標高(m)	変動量(mm)	標高(m)
3	50	△9/△72	3.37	△1/△72	3.37	△254/△326	3.12
4	51	△7/△93	5.17	△1/△94	5.17	△248/△342	4.92
5	52	△7/△129	4.59	△1/131	4.58	△248/△379	4.34
6	53	△7/△132	4.81	△1/△133	4.81	△256/△389	4.55
7	T-1	△6/△51	4.99	△1/52△	4.99	△234/△286	4.75
8	T-3	△5/△43	5.41	△2/△45	5.40	△225/△270	5.18
9	T-7	△7/△53	4.60	△1/△54	4.60	△254/△308	4.35
10	新 TS-1	△8/△31	7.56	△2/△33	7.55	△259/△292	7.29
11	TS-3	△7/△54	5.63	△2/△56	5.63	△253/△309	5.37
12	TS-4	△6/△48	6.42	△1/△49	6.42	△238/△287	6.19
13	多賀城市水道事業所観測井架台	△7/△75	6.69	△2/△77	6.68	△255/△332	6.43
14	多賀城市水道事業所外管	△6/△40	6.82	△1/△41	6.82	△224/△265	6.59
15	多賀城市水道事業所内管	△7/△40	7.21	△0/△41	7.21	△223/△264	7.21
16	TM-1 宮東衛組 No. -1	△6/△186	4.49	△2/△188	4.48	△254/△442	4.23
17	TM-2 宮東衛組 No. -2	△6/△51	5.23	△1/△53	5.22	△249/△302	4.97




注 1) 変動量は、左が年間(単年度)変動量/右が累計変動量。

注 2) 変動量が大きいののは東日本大震災による影響と推定される。

出典：「平成 26 年度版統計書」(平成 28 年 5 月 多賀城市)



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 地盤沈下・地下水位測定局

出典:「公害関係資料集」(平成26年度測定結果)(仙台市環境局)
「平成26年度版統計書」(平成28年5月 多賀城市)

図 6.1-22 地盤沈下測定局等の位置図



S=1:50,000

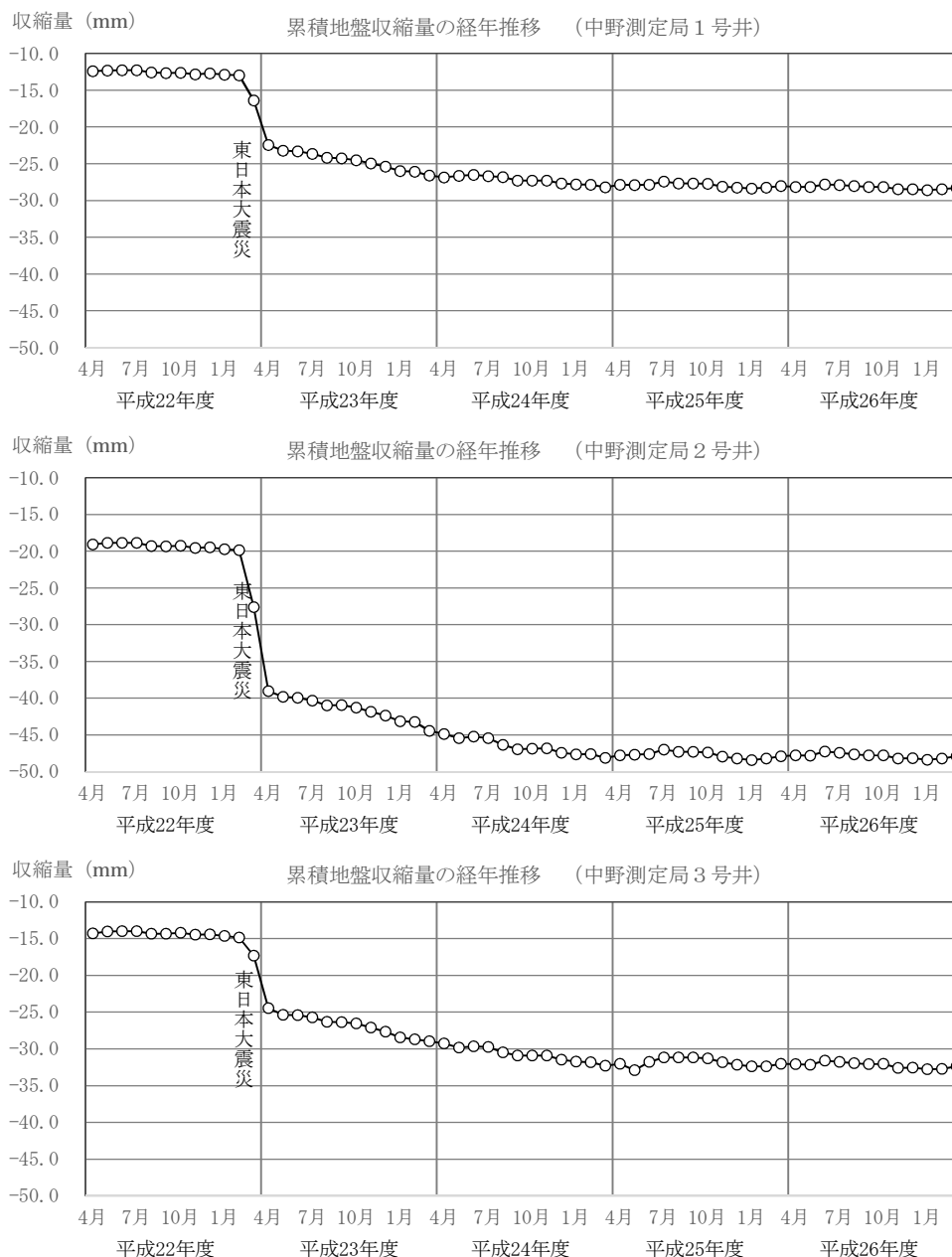
0 500 1000 2000m

工 累積地盤収縮量の推移

中野測定局の1号井～3号井及び日の出町測定局の1号井、2号井における平成22年度～平成26年度の累積地盤収縮量の経年変化を、図6.1-23及び図6.1-24に示す。

中野測定局及び日の出町測定局のいずれの観測井においても平成23年の2月から4月にかけて大きな収縮量を示している。

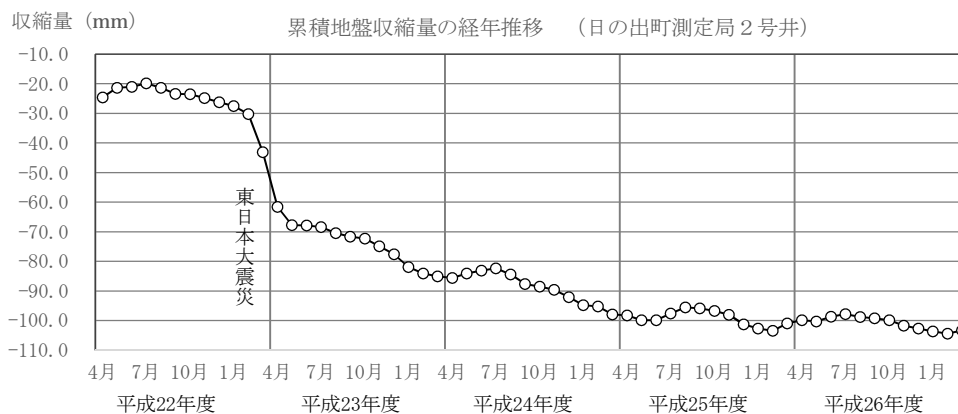
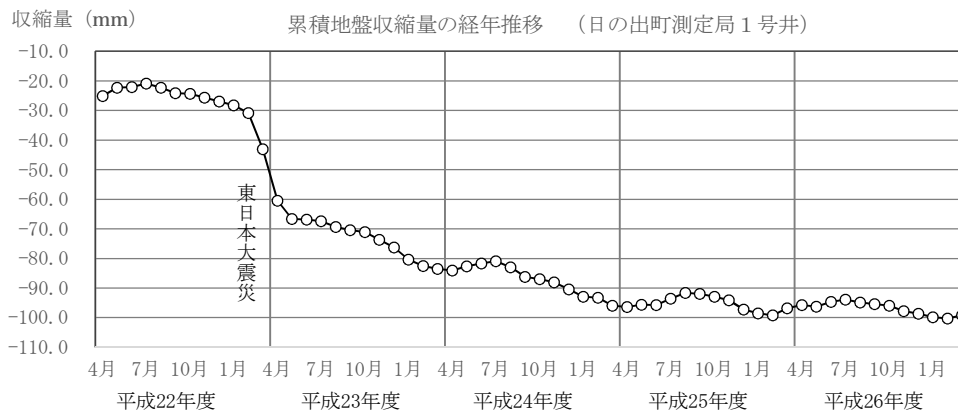
東日本大震災後、平成24年度にかけて中野測定局では5～8mm程度、日の出町測定局においては、40mm程度収縮し、その後は安定している。



注) 累積地盤収縮量は観測開始年を初期値(累積収縮量0mm)としている。

出典:「公害関係資料集」(平成26年度測定結果)(仙台市環境局)

図 6.1-23 累積地盤収縮量の経年変化(中野測定局)



注 1) 累積地盤収縮量は観測開始年を初期値(累積収縮量0mm)としている。
 2) 平成19年9月より新日の出測定局へ移設
 出典: 「公害関係資料集」(平成26年度測定結果)(仙台市環境局)

図 6.1-24 累積地盤収縮量の経年変化(日の出町測定局)

オ 地盤沈下に関する苦情件数

「公害関係資料集」(平成26年度測定結果)(仙台市環境局)によると、平成24年度における地盤沈下に関する苦情件数は、0件である。

カ 地盤沈下が生じやすい地形・地質

地盤沈下の主な原因としては、軟弱な粘土層が分布している地域において、大量の地下水を揚水する場合等が挙げられる。仙台市では軟弱な地層が厚く分布する日の出町及びその周辺地域において、工場・事業場の進出に伴う地下水の汲み上げが行われたため、昭和47年から昭和48年頃地盤沈下が顕在化した。

地盤沈下が生じやすい軟弱層の分布は図6.1-21のとおりであり、軟弱層は、調査範囲においては0~10mの厚さで分布しており、計画地では2~6mの厚さで分布している。

(3) 土壌汚染

ア 土壌のダイオキシン類調査結果

調査範囲における土壌のダイオキシン類調査結果は、表 6.1-70 に示すとおりである。調査範囲では平成 20 年度～平成 26 年度にかけて計 7 地点(図 6.1-25)で調査を実施している。

調査結果は、全ての地点で環境基準を達成している。

なお、平成 23 年度～平成 25 年度は調査範囲内において土壌のダイオキシン類の調査は実施していない。

表 6.1-70 土壌のダイオキシン類調査結果(平成 20 年度～平成 26 年度)




No.	調査年月日	地点所在地	調査地点名称	測定結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
1	平成 20 年 11 月 18 日, 19 日	宮城野区鶴ヶ谷	鶴ヶ谷一丁目西公園	0.45	1,000
2		宮城野区蒲生	港南公園	0.44	
3	平成 21 年 10 月 27 日, 28 日	泉区歩坂町	歩坂町公園	2.3	
4		泉区鶴が丘	鶴が丘四丁目東公園	2.7	
5		泉区鶴が丘	鶴が丘二丁目公園	5.1	
6	平成 22 年 12 月 9 日	宮城野区栄	中野栄小学校	0.49	
7	平成 26 年 10 月 15 日～16 日	宮城野区鶴ヶ谷	鶴谷東小学校	0.028	

注) 平成 23 年度～平成 25 年度は調査範囲内において土壌のダイオキシン類調査を実施していない。

出典「公害関係資料集」(平成 20 年度～平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 土壌のダイオキシン類調査地点

出典:「公害関係資料集」(平成20~26年度測定結果)(仙台市環境局)

図 6.1-25 土壌のダイオキシン類調査地点



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

イ 土壤汚染対策法施行状況

土壤汚染対策法は、平成 15 年 2 月 15 日より施行され、平成 22 年 4 月 1 日に一部改正された。仙台市における施行状況は表 6.1-71 に示すとおりである。

土壤汚染対策法施行後の累積で、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の件数は 171 件、廃止件数が 26 件、調査結果報告件数が 8 件、調査猶予件数が 16 件、一定規模(3,000m²)以上の土地の形質の変更の届出件数が 47 件となっている。法改正により、新たに区分された要措置区域、形質変更時要届出区域の指定件数は、平成 26 年度にはそれぞれ 1 件と 4 件である。また、土地所有者等による区域指定の申請(法第 14 条)が 2 件ある。

表 6.1-71 土壤汚染対策法施行状況(仙台市全体)

(仙台市全域について、平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

内 容		件数
法に規定する特定有害物質の使用を把握している特定施設 ^{※1} の件数		171
法第 3 条 ^{※2}	有害物質使用特定施設の廃止件数	26
	調査結果報告件数	8
	調査猶予件数	16
法第 4 条	一定規模(3,000m ²)以上の土地の形質の変更の届出	47
	調査命令発出件数	0
	調査結果報告件数	0
法第 5 条	調査命令発出件数	0
	調査結果報告件数	0
法第 6 条	要措置区域に指定した件数	1
	要措置区域を解除した件数	1
法第 12 条	形質変更時要届出区域に指定した件数	4
	形質変更時要届出区域を解除した件数	4
法第 14 条	指定の申請件数	2

※1 特定施設とは、水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設をいう。

※2 法 3 条については、土壤汚染対策法施行後から平成 27 年 3 月 31 日までの累計件数。

有害物質使用特定施設の廃止年度と調査結果報告・調査猶予の年度が異なる場合があること、また、調査猶予の取り消し後に調査結果報告を行う場合があることから、結果報告件数と調査猶予件数の合計が有害物質使用特定施設の廃止件数と一致しない場合がある。

出典：「公害関係資料集」(平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)

調査範囲における、土壌汚染対策法施行状況は表 6.1-72 及び図 6.1-26 に示すとおりで、法第 6 条の要措置区域に指定された 2 件及び法第 12 条の形質変更時要届出区域に指定された 4 件となっている。

表 6.1-72 土壌汚染対策法施行状況(調査範囲)

条項	指定番号	指定年月日 (告示番号)	所在地 (地番)	指定面積 (㎡)	基準を超過した 特定有害物質の種類
法第 6 条	要-14	平成 25 年 10 月 22 日 (第 502 号)	仙台市宮城野区扇町四丁目 5 番 5 の一部	200.0	ベンゼン
	要-15	平成 26 年 8 月 29 日 (第 364 号)	仙台宮城野区萩野町四丁目 19 番 87 号の一部	190.0	シス-1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン
法第 12 条	形-3	平成 24 年 11 月 5 日 (第 491 号)	仙台宮城野区仙石 16 番 1 の一部	1500	砒素及びその化合物
	形-5	平成 24 年 11 月 26 日 (第 511 号)	仙台宮城野区幸町四丁目 1 番 2 の一部	1300	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
	形-11	平成 25 年 7 月 9 日 (第 339 号)		5313.27	
	形-19	平成 26 年 8 月 29 日 (第 365 号)	仙台宮城野区萩野町四丁目 19 番 44, 19 番 87 及び 19 番 122 の各一部	4313.8	鉛及びその化合物

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等」

(仙台市 HP : <http://www.city.sendai.jp/suishitsu/kurashi/machi/kankyohozen/kogai/osentaisaku/sochikuiki.html>)

ウ 土壌汚染に関する苦情件数

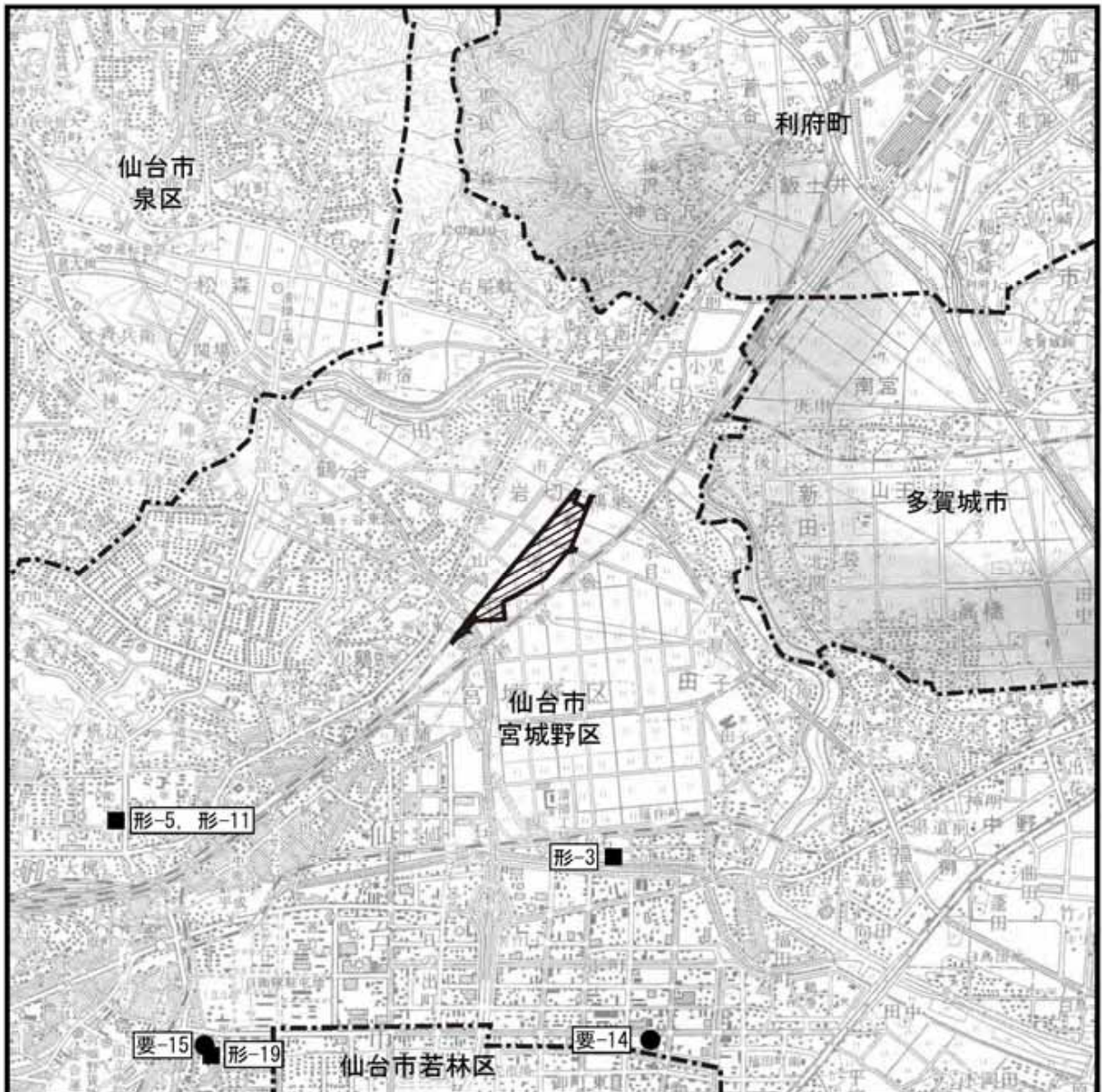
「公害関係資料集」(平成 26 年度測定結果)(仙台市環境局)によると、平成 26 年度における土壌汚染に関する苦情件数は、0 件である。

エ 発生源の状況





水質汚濁防止法・下水道法による届出が出されている特定施設であって、土壌汚染対策法により指定された有害物質を使用している施設について仙台市及び多賀城市に問い合わせたが、公表している資料はなかった。

オ 計画地周辺の状況

計画地周辺では土壌汚染は報告されていない。



凡例

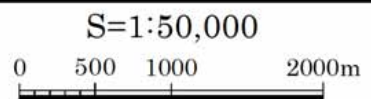
-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 要措置区域(法第6条)
-  : 形質変更時要届出区域(法第12条)

出典:「土壤汚染対策法に基づく要措置区域等」

(仙台市HP: <http://www.city.sendai.jp/suishitsu/kurashi/machi/kankyohozen/>

[kogai/osentaisaku/sochikuiki.html](http://www.city.sendai.jp/kogai/osentaisaku/sochikuiki.html))

図 6.1-26 土壤汚染対策法施行状況



6.1.4 生物環境

(1) 植物

ア 注目すべき植物種の状況

仙台市は、市域が海岸から奥羽山脈まで広がりを持ち、仙台市の丘陵地帯が暖温帯と冷温帯の間に位置する中間地帯と呼ばれる領域が広く占めているという特徴があり、暖地系及び寒地系の両方の植物がみられ、植物相が多様である。

調査範囲内における注目すべき植物種の状況は、以下に示す 3 つの文献から整理した。具体的には、これら文献に掲載されている種のうち、表 6.1-73 に示す選定基準に該当するものを注目すべき種として整理した。ただし、文献①については、仙台市全域を対象としていることから、文献①に掲載されている種のうち、地域区分が「東部田園地域」とされている減少種（表 6.1-74 参照）、または、種の分布地として調査範囲内の地域（中野、岩切、岡田、県民の森等）が示されている種のみを抽出した。

整理した結果は、表 6.1-75～表 6.1-78 に示すとおりであり、調査範囲内における注目すべき種数は 199 種であった。

- ① 「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年 3 月 仙台市）
- ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」（平成 5 年 3 月 宮城県）
- ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」（平成 13 年 3 月 宮城県）

表 6.1-73 注目すべき種の選定基準

判断基準		番号等	説明	
仙台市における区分(注)	学術上重要種	1	仙台市においてもともと稀産あるいは希少である種 あるいは生息地・生育地がごく限られている種	
		2	仙台市周辺地域が分布の北限、南限等の分布限界となる種	
		3	仙台市が模式産地(タイプロカリティ)となっている種	
		4	1, 2, 3 には該当しないが、各分類群において、注目に値すると考えられる種 (継続的に観察・研究されている個体群が存在する種など)	
	注目種	減少種	EX	絶滅。過去に仙台市に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、仙台市では既に絶滅したと考えられる種
			EW	野生絶滅。過去に仙台市に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられる種
		A	現在ほとんど見ることができない、あるいは近い将来ほとんど見ることができなくなるおそれがある種	
		B	減少が著しい、あるいは近い将来著しい減少のおそれがある種	
		C	減少している、あるいは近い将来減少のおそれがある種	
		+	普通に見られる、あるいは当面減少のおそれがない種	
		/	もともと生息・生育しない可能性が非常に大きい	
	環境指標種	○	本市の各環境分類における環境を指標する種 (ビオトープやミティゲーションにおける計画・評価のための指標)	
	ふるさと種	○	仙台のふるさとの自然を代表する種や市民に親しんでほしい種	
レッドデータ等	国 RL 「環境省レッドリスト 2017 の公表について」 (平成 29 年, 環境省報道発表資料)掲載種	EX	絶滅	
		EW	野生絶滅	
		CR	絶滅危惧 I A 類	
		EN	絶滅危惧 I B 類	
		VU	絶滅危惧 II 類	
		NT	準絶滅危惧	
		DD	情報不足	
		LP	絶滅のおそれのある地域個体群	
	県 RDB 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物－RED DATA BOOK MIYAGI 2016－」(平成 28 年 3 月, 宮城県)掲載種	EX	絶滅	
		EW	野生絶滅	
		CR+EN	絶滅危惧類	
		VU	絶滅危惧 II 類	
		NT	準絶滅危惧	
		DD	情報不足	
		要	要注目種	
		天記, 種保存法	特天	『文化財保護法』(昭和 25 年法律第 214 号)における特別天然記念物
	天		『文化財保護法』(昭和 25 年法律第 214 号)における天然記念物	
	国内		『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』(平成 4 年法律第 75 号)における国内希少野生動植物	
	国際		『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』(平成 4 年法律第 75 号)における国際希少野生動植物	

注) 「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)による。

※: 番号等は表 6.1-75～表 6.1-78 に示す注目すべき種の選定基準に該当する。

表 6.1-74 減少種の地域区分

番号	地域区分
1	山地地域
2	丘陵地域
3	市街地地域
4	東部田園地域
5	海浜地域(後背の樹林帯も含む)

注) 計画地は、「4 東部田園地域」に該当する。

出典: 「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)

「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020」(平成 28 年 3 月 仙台市)

表 6.1-75 注目すべき植物種(1/4)

No.	科名	種名	文献			仙台市の重要種区分							国 RL	県 RDB	天記・ 種保存法	分布地
			①	②	③	学術上重要種	注目種					環境指標種				
							減少種									
							山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
1	ミズニラ	ミズニラ	○			1		B		A				NT	NT	
2	トクサ	イヌスギナ	○	○	○			B		B						中野, 東仙台
3	イノモトソウ	オオバノイノモトソウ	○			1,2		B	C	C						岩切
4	チャセンシダ	コタニワタリ			○			B								
5	オシダ	リョウメンシダ		○	○			B				○				
6		オシダ		○	○			B								
7		アイアスカイノデ			○	2										
8		イワシロイノデ		○	○			B								
9		サカゲイノデ			○			B								
10		ジュウモンジシダ		○	○			B				○				
11	ヒメシダ	ヒメワラビ	○			2		B	B	B						
12	メシダ	イヌガンソク	○	○	○			C		C						
13		クサソテツ	○	○	○			B		C		○				
14	サンショウモ	サンショウモ	○			1	EX	EX	EX	EX	EX		VU	NT		
15	マツ	モミ		○	○			C				○	○			
16	イチイ	カヤ		○	○			B								
17	クルミ	オニグルミ	○	○	○			B	B	B		○				
18	ヤナギ	ネコヤナギ		○		4		C	C			○				
19		キツネヤナギ		○	○			C				○				
20	カバノキ	ハンノキ	○	○	○	1,4		C		B	C	○				岡田
21		ウダイカンバ		○	○	4	C	C								
22		サワシバ	○	○			C	B				○				県民の森
23		アカシデ	○	○	○		C	B		/	○					県民の森
24		イヌシデ		○	○	4	C	B			C	○				
25	ブナ	ブナ		○		4	C	B				○				
26		イヌブナ		○		1,4		B				○				
27		アカガシ	○	○	○	2		C	C	C	C	○				県民の森
28		ミズナラ		○	○		C	B								
29		シラカシ	○	○	○	2		C	C	C	/	○				岡田
30		ウラジロガシ	○	○	○	2		C	C	C	/					
31	ニレ	エノキ	○	○	○	4		B	B	B						岡田
32		オヒョウ		○			C									
33		ケヤキ	○	○	○		C	C	B	B		○	○			
34	タデ	ヒメタデ	○							B			VU	VU		
35		ヤナギヌカボ	○	○		1				C			VU	要		
36		イヌタデ		○	○							○				
37		サデクサ	○			1				C				NT		
38		ミゾソバ	○	○	○			C	B	C		○				
39		ノダイオウ	○	○		1,4		C		C			VU	要		県民の森
40	ナデシコ	カワラナデシコ	○					C			C	○				県民の森
41	モクレン	タムシバ		○								○				
42		シデコブシ		○									NT			
43	クスノキ	オオバクロモジ		○	○							○				
44		シロダモ	○	○	○	2		+		+	+	○				
45	キンボウゲ	ニリンソウ	○	○				B		B		○				県民の森
46		イチリンソウ		○												
47		キクザキイチゲ	○	○			C	B		B		○				
48		カザグルマ	○	○		1		B		B			NT	VU		県民の森
49	スイレン	オニバス	○			1	EX	EX	EX	EX	EX		VU	EX		
50	マツモ	マツモ	○	○	○	1				A						
51		ヨツパリキンギョモ	○			1,2				A						

注 1) 種名は「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

① 「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)

② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)

③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。

4) 減少種の地域区分については、表 6.1-74 を参照。

表 6.1-76 注目すべき植物種(2/4)

No.	科名	種名	文献			仙台市重要種区分							国 RL	県 RDB	天記・ 種保存法	分布地	
			①	②	③	学術上重要種	注目種					環境指標種					ふゆのふゆ種
							減少種										
							山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜						
52	ツバキ	ヤブツバキ	○	○	○			B	B	B	B	○					
53		ナツツバキ		○										VU			
54	ケシ	ヤマブキソウ		○		1		B									
55	アブラナ	ナズナ	○	○	○			B	B	B		○				日の出町公園, 天神沢, 松陵	
56		ミズタガラシ	○							B				VU		岡田	
57		コイヌガラシ		○										NT	CR+EN		
58	ユキノシタ	トリアシショウマ	○	○	○		C	B		B							
59		コガネネコノメソウ	○	○		1,2										県民の森	
60		タコノアシ	○	○				B		C				NT			
61		ユキノシタ			○			B	B								
62	バラ	ザイフリボク		○		1		B									
63		ヤマブキ		○	○			C				○					
64		カスミザクラ		○	○			C									
65		ハマナス		○		4						B	○		NT		
66		カジイチゴ	○			1,2				C	C					岡田, 与兵衛沼公園	
67	マメ	マルバヌスビトハギ	○			1									要	岩切	
68		ツクシハギ	○	○	○			B		B		○				与兵衛沼	
69		センダイハギ	○	○		1						B			VU	岡田	
70		タヌキマメ	○				EX	EX	EX	EX	EX				CR+EN		
71	トウダイグサ	ノウルシ	○								C				NT	要	岡田
72	ユズリハ	ユズリハ	○	○	○	1,2		C		C	C						
73	カエデ	ハウチワカエデ	○	○	○			C								県民の森	
74		イタヤカエデ	○	○				C								県民の森	
75		メグスリノキ		○		1		B									
76		ヤマモミジ		○	○			B				○					
77		ウリハダカエデ	○	○				C									
78	トチノキ	トチノキ	○				C	C									
79	モチノキ	イヌツゲ	○	○				C				C					
80	グミ	マルバグミ			○										VU		
81	スマレ	サクラスマレ		○		1		B									
82		ナガハシスマレ	○	○		1		B		B						県民の森	
83	ヒシ	ヒシ	○	○	○			B		B		○					
84	ミズキ	アオキ	○	○	○			C	C	C	C	○					
85	ウコギ	コシアブラ		○	○		C	C									
86	セリ	ハナウド	○					C		C					NT		
87		サワゼリ	○			1								VU	NT	岩切	
88	イチヤクソウ	ウメガサソウ	○					C		C	C	○				県民の森	
89	ツツジ	ヤマツツジ		○	○			C	C		C	○					
90		ナツハゼ	○	○	○			C								県民の森	
91	ヤブコウジ	ヤブコウジ	○	○	○							○				与兵衛沼公園	
92	モクセイ	イボタノキ	○	○	○			B				○				県民の森	
93	リンドウ	イヌセンブリ	○			1								VU	VU	岡田	
94	ミツガシワ	ヒメシロアサザ	○			1				A				VU	VU		
95	ガガイモ	コカモメヅル	○		○	1									VU	県民の森	
96	アカネ	ハクチョウゲ		○											EN		
97	ヒルガオ	ハマヒルガオ	○									B	○			中野	
98	ムラサキ	ルリソウ		○				C							NT		
99	クマツヅラ	カリガネソウ			○										CR+EN		
100	シソ	ヒロハヤマトウバナ	○			1										県民の森	
101		フトボナギナタコウジュ	○			1,2										県民の森	
102		ヒメハッカ	○			1					B				NT	CR+EN	

注 1) 種名は「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

- ① 「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)
- ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)
- ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。

4) 減少種の地域区分については、表 6.1-74 を参照。

表 6.1-77 注目すべき植物種(3/4)

No.	科名	種名	文献			仙台市重要種区分							国 RL	県 RDB	天記・ 種保存法	分布地	
			①	②	③	学術上重要種	注目種					環境指標種					
							減少種										
							山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜						
103	ゴマノハグサ	アブノメ		○					B					VU			
104		オオアブノメ	○			1					B		VU	要			
105		サギゴケ	○						C		C	○				岡田	
106		カワヂシャ	○			1				B	B		NT	NT		新田	
107	タヌキモ	ミミカキグサ	○								A			CR+EN			
108		フサタヌキモ	○			1	EX	EX	EX	EX	EX		EN	EX			
109		ムラサキミミカキグサ	○			1			A		A		NT	NT			
110	オオバコ	オオバコ	○	○	○							○				日の出町公園	
111	オミナエシ	オミナエシ	○	○					B		B	○				岡田	
112	キキョウ	シデシャジン	○			1										県民の森	
113		キキョウ		○	○	1				B			VU	VU			
114	キク	オクモミジハグマ		○	○					C			○				
115		キッコウハグマ		○	○					B			○				
116		オケラ	○	○	○					B			○			県民の森	
117		カシワバハグマ	○							B				VU		県民の森	
118		アキノキリンソウ		○	○					C			○				
119		エンタンポポ	○	○	○					C	B	B	C	○	○		岡田
120		オナモミ			○					B				VU	VU		
121	オモダカ	ヘラオモダカ	○							C		B	○				
122		サジオモダカ	○							C		B	○		NT		
123		アギナシ	○							C		B	○	NT	VU		
124		ウリカワ	○							C		B	○				
125		オモダカ	○							C		B	○				
126		ホソバオモダカ	○							C		B	○				
127	トチカガミ	クロモ	○		○					B		A	○				
128		ミズオオバコ	○			1				B		B		VU	NT		
129		コウガイモ	○									A			CR+EN		
130	ヒルムシロ	エビモ	○	○	○					B		B	○				
131		コバノヒルムシロ	○							C		B	○	VU	VU		
132		ヒルムシロ	○							C		B	○				
133		フトヒルムシロ	○							C		B	○				
134		オオミズヒキモ	○							C		B	○				
135		センニンモ	○							C		B	○		VU		
136		オヒルムシロ	○							C		B	○				
137		ホソバミズヒキモ	○							C		B	○		VU		
138		イトモ	○			1				C		B		NT	要		
139		ツツイトモ			○									VU	CR+EN		
140	イバラモ	イトトリゲモ	○			1				B		A		NT	NT		
141		トリゲモ	○			1				B		A		VU	CR+EN		
142		オオトリゲモ	○			1				B		A			CR+EN		
143	ユリ	スズラン		○								B			VU		
144		カタクリ	○	○						B	B	B		○		県民の森	
145		ショウジョウバカマ	○	○						B				○		県民の森	
146		ニッコウキスゲ	○	○	○					B	B	B				高森山	
147		コオニユリ	○							B		B	B				
148		ヒメヤブラン	○	○	○					C			+	○		日の出町公園	
149		オオバジャノヒゲ		○	○					B			C				
150		ユキザサ		○								C		○			
151	キンバイザサ	コキンバイザサ	○			1,2	EX	EX	EX	EX	EX	EX		EX			
152	ミズアオイ	ミズアオイ	○									C	○	NT			
153		コナギ	○									C	○				

注 1) 種名は「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

① 「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)

② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)

③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。

4) 減少種の地域区分については、表 6.1-74 を参照。

表 6.1-78 注目すべき植物種(4/4)

No.	科名	種名	文献			仙台市重要種区分							国 RL	県 RDB	天記・種保存法	分布地	
			①	②	③	学術上重要種	注目種					環境指標種					ふゆふゆ種
							減少種										
							山地	西部丘陵地・田圃	市街地	東部田圃	海浜						
154	アヤメ	ノハナショウブ		○		1		C				○					
155		ヒメシャガ		○				B	B			○	NT	NT			
156		カキツバタ	○			1		B		A			NT	VU			
157		アヤメ		○				C			C			NT			
158	イネ	ヤマアワ		○				B				B					
159		ヒナザサ	○					B	B				NT	VU		大堤沼	
160		メヒシバ		○	○							○					
161		カゼクサ	○		○				B	C	C		○				
162		オオウシノケグサ	○	○	○	4			B		B	C	○				梅田川
163		ウキガヤ	○						C	C				NT			
164		ケカモノハシ	○									B	○				中野
165		カモノハシ	○			1						B					岡田
166		エゾノサヤヌカグサ	○								C						
167		オギ	○	○					C	C	C	C	○				岡田
168		アイアシ	○			1						C	○		NT		七北田川
169		ヨシ	○	○	○				C	C	C	C	○	○			
170		ツルヨシ	○						C	C	C		○				
171		オオクマザサ			○	3											
172		スズタケ		○					C				○				
173		ネズミノオ	○		○						C		○				岡田
174	ハイドジョウツナギ		○											VU			
175	マコモ	○		○				B		B		○					
176	シバ	○	○	○				B	B	B		○					
177	サトイモ	ミズバショウ		○				B				○					
178		ヒメザゼンソウ	○	○				B		C						県民の森	
179	ミクリ	ミクリ	○	○		1		B		B		○	NT	NT			
180		ヤマトミクリ	○			1		A		A			NT	CR+EN			
181		ナガエミクリ	○			1			A		A			NT	NT		
182	ガマ	ヒメガマ	○	○	○			C	C	C							
183		ガマ	○	○	○			C	C	C		○					
184	カヤツリグサ	ヤマクボスゲ		○		1							NT	VU			
185		マメスゲ	○			1								CR+EN		岡田	
186		センダイスゲ		○	○	4											
187		ニイガタガヤツリ		○										CR	要		
188		フトイ	○						B		B						
189		カンガレイ	○	○					B		B						
190		サンカクイ	○	○	○				B		B						大堤公園
191	ラン	ユウシュンラン	○			1		B					VU	NT		県民の森	
192		キンラン		○		1	B	B					VU	VU			
193		シュンラン	○	○	○				C		C		○				
194		セッコク	○			1	EX	EX	EX	EX	EX				CR+EN		
195		ミズトンボ	○			1			A		B			VU	CR+EN		
196		ジガバチソウ		○	○				C						NT		
197		クモキリソウ			○	1,4			B			B					
198		ツレサギソウ	○	○					C	C	C				NT		岩切
199		ネジバナ	○	○					B		B		○				日の出町公園
	71 科	199 種	132	115	79	70	20	144	35	103	37	83	8	41	67	0	

注 1) 種名は「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

- ① 「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)
 - ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)
 - ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)
- 3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。
 4) 減少種の地域区分については、表 6.1-74 を参照。

イ 保存樹木，保存樹林，保存緑地

仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」，「保存緑地」及び多賀城市の「多賀城市樹木の保存に関する要綱」に基づく「保存樹木」の調査範囲における指定状況は表 6.1-79，表 6.1-80 及び図 6.1-27 に示すとおりである。

調査範囲には「保存樹林」はない。また，計画地内に「保存樹木」，「保存樹林」及び「保存緑地」はない。

表 6.1-79 保存樹木

項目	記号	市	所有者	樹種	推定樹齡(年)	樹高(m)	幹周(m)
保存樹木	1	仙台市	千手観音堂	イチヨウ	200	21.0	3.5
	2		稲舟神社	イロハカエデ	200	18.0	2.1
	3		個人所有	イチヨウ	1,200	32.0	7.8
	4		宮城野中学校	チョウセンゴヨウマツ	67	14.0	2.1
	5		宮城野八幡神社	ケヤキ	200	32.0	3.3
	6		善應寺	キンモクセイ	260	10.0	0.9
	7		善應寺	イチイ	260	13.0	2.8
	8		善應寺	シラカシ	250	15.0	3.1
	9		志賀神社	イチイ	600	18.0	3.2
	10		大山祇神社	イチヨウ	200	21.0	3.6
	11		個人所有	クロマツ	350	6.0	1.2
	12		西光寺	スギ	350	24.0	2.4
	13		西光寺	ギンモクセイ	350	5.5	1.1
	14		西光寺	アラカシ	350	5.0	1.8
	15		個人所有	ギョリュウ	130	4.4	0.9
	16	多賀城市	個人所有	ヒイラギ	220	8.20	1.34
	17		貴船神社	ウラジロガシ	470	30.00	3.20
	18		多賀城市	コブシ	180	17.80	1.82
	19		個人所有	ツバキ	420	6.00	1.25
	20		多賀城市	イチヨウ	190	25.40	3.00

出典：「杜の都の名木・古木」（平成 21 年 3 月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

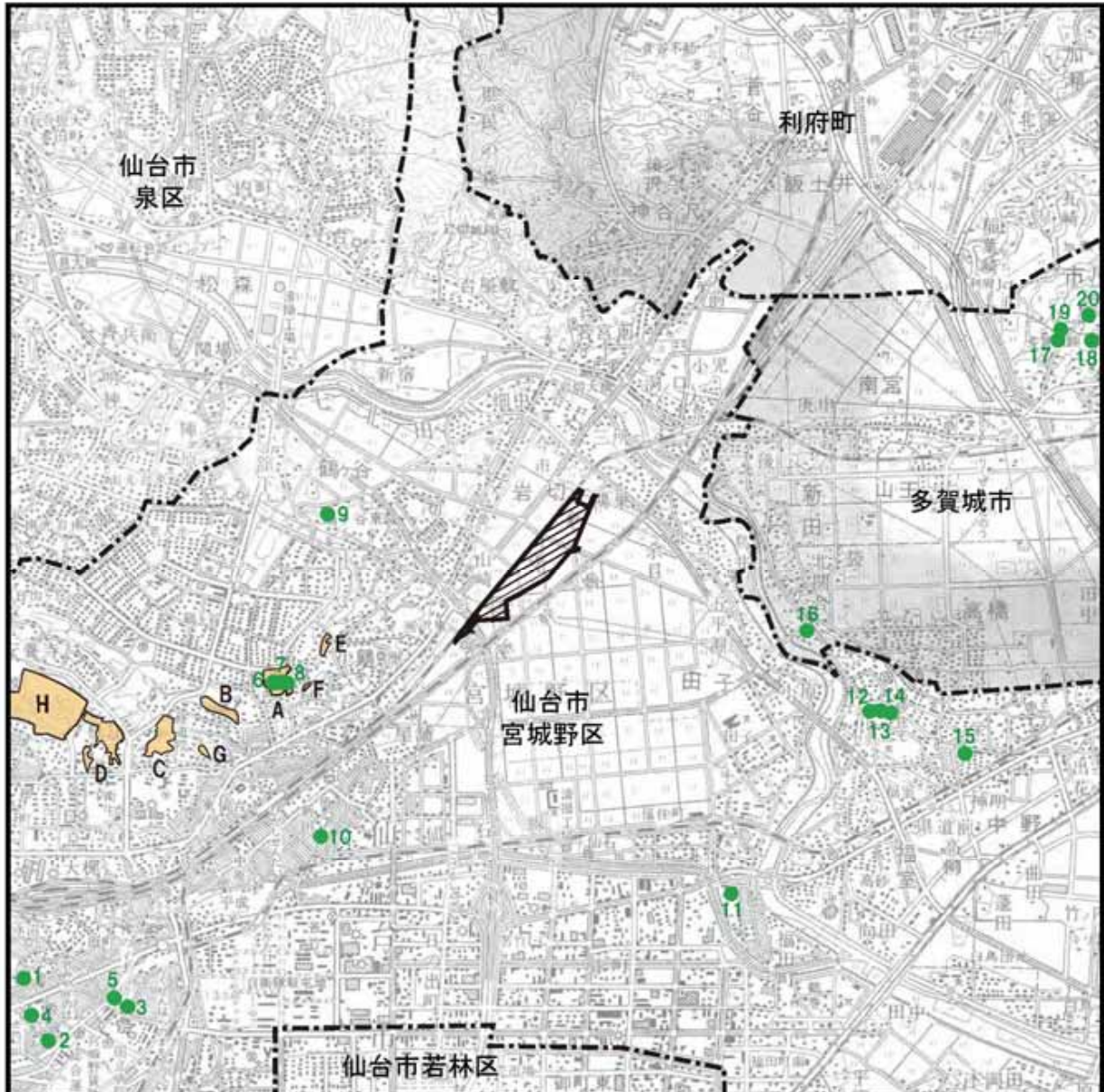
「宮城県多賀城市ホームページ(保存樹木)」(最終更新日 平成 27 年 3 月 16 日)

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kanri/kurashi/kankyo/kankyo/hozonjumoku/index.html>





表 6.1-80 保存緑地

項目	記号	市	名称	保存緑地の面積(ha)
保存緑地	A	仙台市	善応寺	2.93
	B		西山	2.40
	C		安養寺	4.48
	D		木皿山	5.76
	E		案内沢北	0.81
	F		大拙庵	0.44
	G		ラ・サールホーム	0.35
	H		与兵衛沼	24.89

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 25 年 4 月 仙台市）



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 保存樹木(1~20)
-  : 保存緑地(A~H)

出典：1.「社の都の名木・古木」(平成21年3月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課)
 2.「宮城県多賀城市ホームページ(保存樹木)」
 (<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kanri/kurashi/kankyo/kankyo/hozonjumoku/index.html>)
 (最終更新日 平成27年3月16日)
 3.「仙台市公園・緑地等配置図」(平成25年4月 仙台市)

図 6.1-27 保存樹木・保存緑地



S=1:50,000
 0 500 1000 2000m

ウ 植生

植生及び植物の生育地として重要な地域の状況

調査範囲の現存植生は、図 6.1-28 に示すとおりであり、計画地は「水田雑草群落」である。

「平成 27 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成 28 年 3 月 仙台市）では、環境省の植生自然度 9, 10(自然植生)に該当する植生を「自然性の高い植生」として位置づけている。調査範囲における自然性の高い植生の分布は図 6.1-29 に示すとおりであり、七北田川沿いや鶴ヶ谷中央公園周辺などに分布しているが、計画地の植生は「自然性の高い植生」に該当しない。なお、植生自然度の区分基準は表 6.1-81 のとおりである。

表 6.1-81 植生自然度の区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「平成 27 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成 28 年 3 月 仙台市）

「環境省ホームページ」（閲覧日：平成 29 年 8 月 23 日）https://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html

「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年 3 月 仙台市）では、表 6.1-82 に示す選定基準により、動植物の生息・生育地として重要な地域を選定している。また、多賀城市と利府町にまたがって位置する加瀬沼は緑地環境保全地域に指定されている。

調査範囲においては、表 6.1-83 及び図 6.1-30 に示す植物の生育地として重要な地域が存在するが、計画地においては存在しない。

表 6.1-82 動植物の生息・生育地として重要な地域の選定基準

No.	判断理由
1	・保全上重要な動植物種が高密度で分布する地域(動物の繁殖場、集団越冬地となっている地域など)
2	・多様な生物相が保存されている地域
3	・自然性の高い植生、その他学術上重要な植生が保存されている地域
4	・湿地、湧水、岸壁地、地滑り等の動植物の生息・生育地として特異な環境を有する地域
5	・自然とのふれあいの場としてふさわしい地域
6	・環境教育の場としてふさわしい地域
7	・郷土の特色が保存されている地域(里地里山・居久根等)
8	・緑の回廊としてあるいは動物の移動のネットワークとして重要な地域(山地から市街地への連続した緑地、市街地や田園地域に点在する緑地等)
9	・海辺や水辺、植生帯境界等のエコトーンとして重要な地域

出典：「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年 3 月 仙台市）

表 6.1-83 植物の生育地として重要な地域

No.	件名	備考	判断理由
①	七北田川下流域の河畔植生	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨシ群落自然植生度 10 のヨシクラスを主体とする河畔植生で、防災・減災対策と整合性のある保全・保護対策が必要。 ・市民の憩いの場として極めて貴重。 ・環境省の東北地方太平洋沿岸地域重要自然マップの重点エリアに含まれる。 	8, 9
②	与兵衛沼周辺の里地・里山植生	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の内部に残された、まとまりのある緑地、里地・里山植生。 ・野生動植物のハビタット、環境学習のフィールド、市街地にも近く、市街地の内部のとび石型生態系回廊(生態系コリドー)として重要。 	7, 8
③	榴ヶ岡・新寺・木下地区の緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地内部に残された、段丘に沿った緑地と社寺林景観からなるまとまりのある緑地として重要。 	7, 8
④	県民の森	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の森緑地環境保全地域。 ・仙台市北東部で市街地に隣接する緑地、公園。 ・野生動植物のハビタット、環境学習のフィールドとして重要。 	5, 6, 7
⑤	燕沢三丁目の緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・燕沢三丁目の特別緑地保全地区。 ・市街地に残された景観上優れた緑地として重要。 	7
⑥	加瀬沼	<ul style="list-style-type: none"> ・加瀬沼緑地環境保全地域 ・宮城県レッドリストの群落複合の項目で「(仮称)加瀬沼の池沼植物群落」が壊滅危惧に指定されている。 	—

注 1) 表中の No. は図 6.1-30 の番号に対応する。

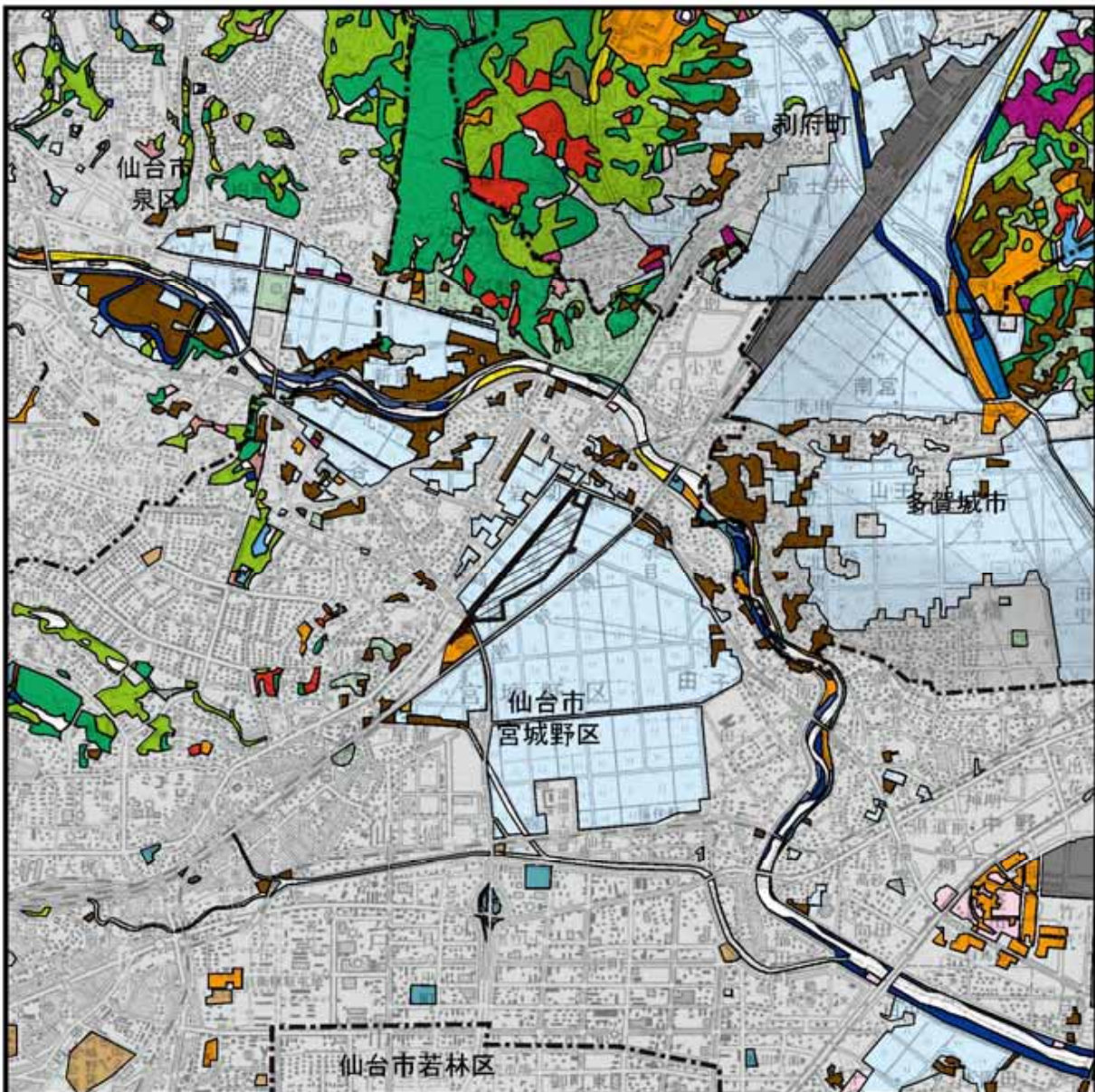
2) 表中の①～⑤の判断理由は表 6.1-82 に対応する。

出典：①～⑤：「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)

⑥：「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

計画地の植生の状況

計画地の植生の状況は、図 6.1-28 に示すとおりであり、「水田雑草群落」である。



凡例

: 計画地

: 市町・区境界線

<p>ブナクラス域自然植生</p> <p>ヤナギ低木群落 (IV)</p> <p>ブナクラス域代償植生</p> <p>アカマツ群落 (V)</p> <p>落葉広葉低木群落</p> <p>ススキ群落 (V)</p> <p>伐採跡地群落 (V)</p> <p>ヤブツバキクラス域代償植生</p> <p>クリーコナラ群落</p> <p>アズマネザサ群落</p> <p>クズ群落</p>	<p>河川・湿原・塩沼地・砂丘植生等</p> <p>ヨシクラス</p> <p>ヒルムシロクラス</p> <p>植林地・耕作地植生</p> <p>スギ・ヒノキ・サワラ植林</p> <p>竹林</p> <p>ゴルフ場・芝地</p> <p>路傍・空地雑草群落</p> <p>果樹園</p> <p>畑雑草群落</p> <p>水田雑草群落</p> <p>放棄水田雑草群落</p>	<p>その他</p> <p>市街地</p> <p>緑の多い住宅地</p> <p>残存・植栽樹群をもった公園、墓地等</p> <p>工場地帯</p> <p>造成地</p> <p>開放水域</p> <p>自然裸地</p>
---	--	--

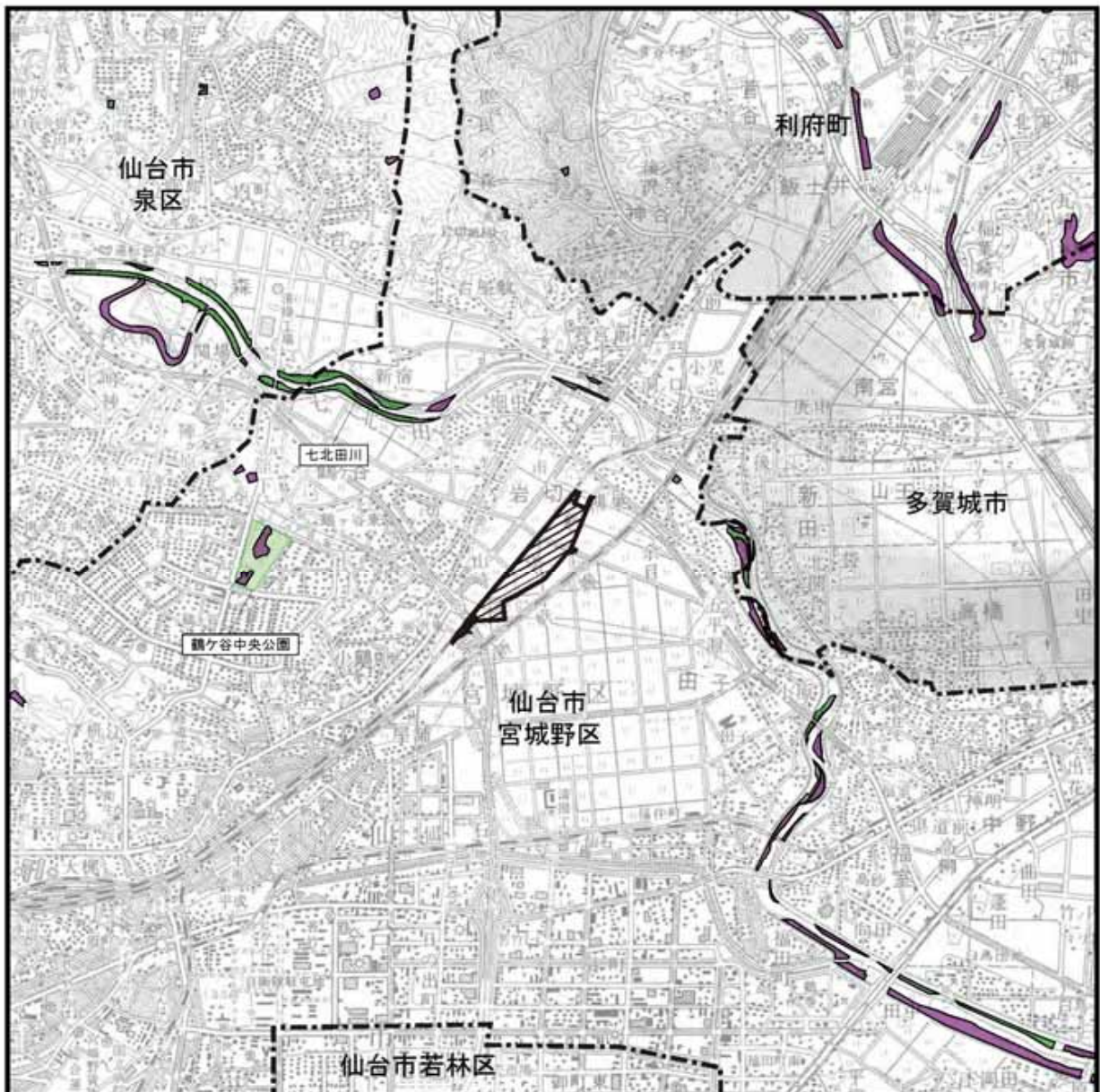
出典：「平成 27 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 28 年 3 月 仙台市)
 「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 植生調査情報提供ホームページ」
 (<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-006.html>) (平成 28 年 8 月閲覧)

図 6.1-28 現存植生図




S=1:50,000

0 500 1000 2000m




凡例

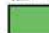
 : 計画地

 : 市町・区境界線

植生自然度個別値 : 10

 ヨシクラス及びヒルムシロクラス

植生自然度個別値 : 9

 ヤナギ低木群落 (Ⅳ)

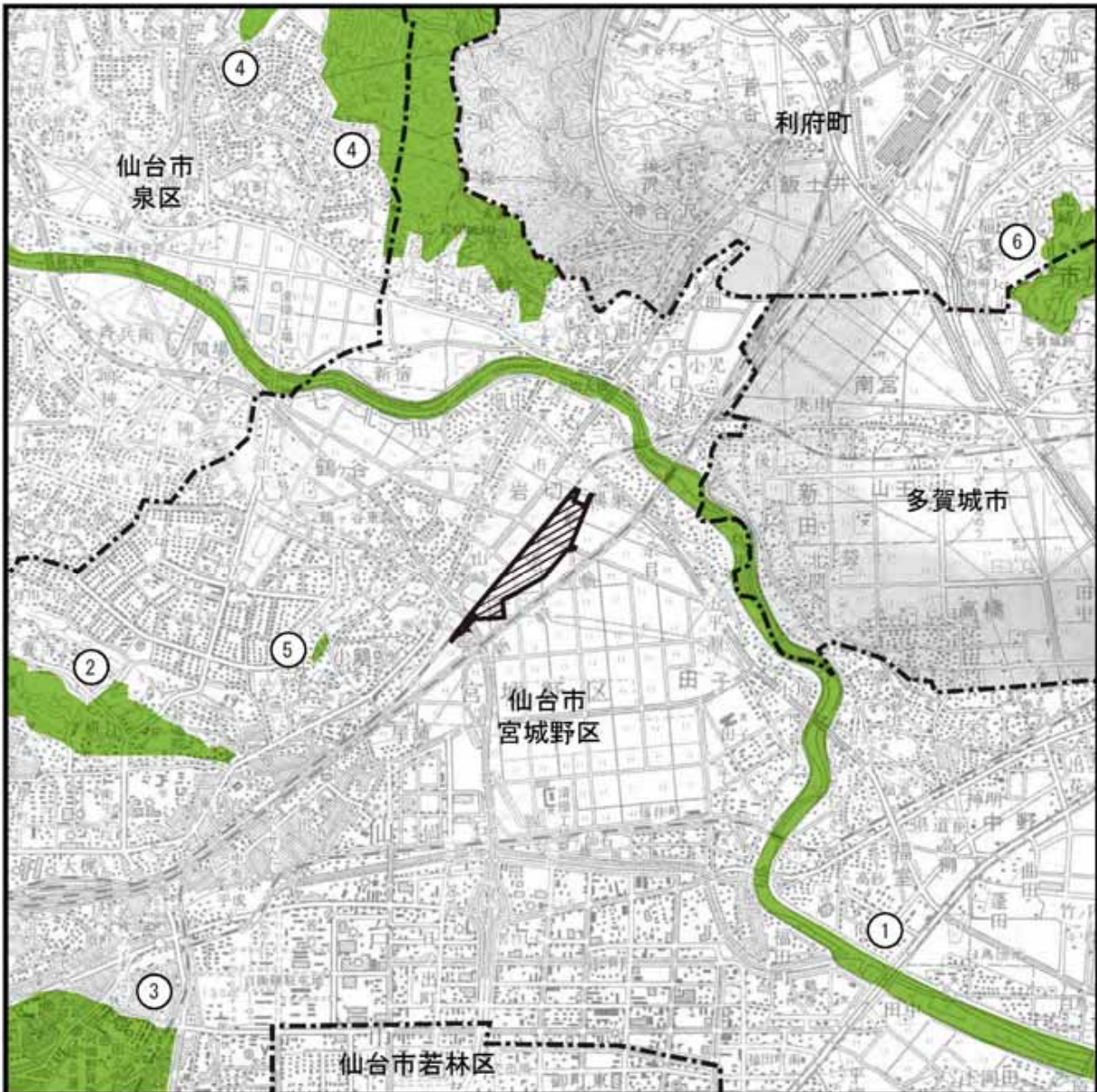
出典 : 「平成 27 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 28 年 3 月 仙台市)
 「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 植生調査情報提供ホームページ」
 (<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-006.html>) (平成 28 年 8 月閲覧)

図 6.1-29 植生自然度






S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 植物生育地として重要な地域

出典：「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月 仙台市)
「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成13年3月 宮城県)

図 6.1-30 植物生育地として重要な地域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

(2) 動物

ア 注目すべき動物種の状況

計画地は東部田園地域に位置している。仙台市の田園地域では、人の生活空間の拡大や圃場整備等により動物の生息環境が減少しているが、田園地域に見られる居久根などの緑地や河川沿いなどでキツネ、イタチ、カワセミ、アオダイショウ、ミヤマクワガタ等の動物が生息している。

調査範囲内における注目すべき動物種の状況は、以下に示す3つの文献から整理した。具体的には、これら文献に掲載されている種のうち、表6.1-73に示す選定基準に該当するものを注目すべき種として整理した。ただし、文献①については、仙台市全域を対象としていることから、文献①に掲載されている種のうち、地域区分が「東部田園地域」とされている減少種(表6.1-74参照)、又は、種の分布地として調査範囲内の地域(中野、岩切、岡田、県民の森等)が示されている種のみを抽出した。

整理した結果は、注目すべき動物種の種数は表6.1-84に示すとおりであり、調査範囲内における注目すべき種数は152種であった。また、注目すべき動物種は表6.1-85～表6.1-90に示す。

- ①「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月 仙台市)
- ②「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成5年3月 宮城県)
- ③「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成13年3月 宮城県)

表 6.1-84 注目すべき動物種の種数

項目	目数	科数	種数	文献			学術上重要種	仙台市重要種区分							国 RL	県 RDB	天記・種保存法
				文献①	文献②	文献③		注目種					ふりかき種				
								減少種									
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜		環境指標種			
哺乳類	5	8	9	5	7	5	1	6	6	5	6	3	6	4	1	1	0
鳥類	14	29	69	62	36	32	48	34	55	60	61	52	40	5	24	26	7
爬虫類	1	3	6	6	2	3	0	5	6	6	6	3	5	1	0	0	0
両生類	2	5	9	6	7	4	1	9	9	9	8	9	7	2	4	5	0
魚類	9	11	18	17	4	3	9	14	16	17	17	16	8	4	15	12	0
昆虫類	6	26	41	28	12	5	16	3	21	18	23	4	14	5	19	20	0
合計	37	82	152	124	68	52	75	71	113	115	121	87	80	21	63	64	7

注 1) 国 RL: 「環境省レッドリスト2017の公表について」(平成29年 環境省報道発表資料)掲載種
 県 RDB: 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 RED DATA BOOK MIYAGI 2016」(平成28年 宮城県)掲載種
 天記: 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)
 種保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年法律第75号)

2) 表中の文献は以下のとおりである。

- ①「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月 仙台市)
- ②「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成5年3月 宮城県)
- ③「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成13年3月 宮城県)

3) 減少種の地域区分については、表6.1-74を参照。

表 6.1-85 注目すべき動物種【哺乳類】

No.	目名	科名	種名	文献			仙台市重要種区分							国 RL	県 RDB	天記・種保存法	分布地	
				①	②	③	学術上重要種	注目種					ふりかへし種					
								減少種										
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜						環境指標種
1	モグラ(食虫)	トガリネズミ	ホンシュウジネズミ	○				+	C	B	C							
2		モグラ	アズマモグラ		○	○							○					
3	コウモリ(翼手)	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ	○			1,4	C	C	C	C	C	○		VU	VU		
4	ウサギ	ウサギ	ノウサギ		○	○							○					
5	ネズミ(齧歯)	リス	ニホンリス		○	○							○					
6		ネズミ	ハタネズミ	○	○			+	C	C	C	C	○					
7			ヒメネズミ		○			+	+	+	/		○					
8	ネコ(食肉)	イヌ	タヌキ	○	○	○		+	+		+		○	○			宮城野区鶴ヶ谷	
9		イタチ	イタチ	○	○	○		C	C	C	C	C	○					
	5目	8科	9種	5	7	5	1	6	6	5	6	3	6	4	1	1	0	

注 1) 種名は「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

- ① 「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)
- ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)
- ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。

4) 減少種の地域区分については、表 6.1-74 を参照。

表 6.1-86 注目すべき動物種【鳥類】(1/2)

No.	目名	科名	種名	文献			仙台市重要種区分							国 RL	県 RDB	天記・種保存法	分布地	
				①	②	③	学術上重要種	注目種					ふるひと種					
								減少種										
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜						環境指標種
1	キジ	キジ	ウズラ	○			1,4	A	A	A	A	A		VU	CR+EN			
2			ヤマドリ		○			*	C				○					
3	カモ	カモ	ヒシクイ	○			1,4				C	C		VU	NT	天記		
4			マガシ	○		○	1,4			A	B	B		NT		天記		
5	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	○	○	○			C	B	C	C	○					
6	バリカン	サギ	サンカノゴイ	○			1		B	A	B	B		EN	NT			
7			ヨシゴイ	○	○		1,4		C	B	C	C	○	NT	NT		七北田川	
8			オオヨシゴイ	○			1,4				B	B		CR	CR+EN			
9			アマサギ	○			4			A	+		○				中野, 岡田	
10			チュウサギ	○			1,2,4		C	A	C	C		NT				
11			コサギ	○	○	○			C	B	+	+	○				天神沢	
12	ツル	クイナ	クイナ	○			1,4		C	A	B	B			要		鶴ヶ谷	
13			ヒクイナ	○			1,4		C	B	B	B		NT	CR+EN			
14			バン	○		○	1,4		C	B	C	C	○					
15			オオバン	○		○					B	B						
16	カッコウ	カッコウ	ホトトギス	○	○	○	1,4	+	+	C	C	C	○					
17			カッコウ	○	○		1,4	C	C	B	C	C	○	○			七北田川, 鶴ヶ谷	
18	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	○			1,4	+	C	B			○	NT	NT		与兵衛沼緑地	
19	チドリ	チドリ	イカルチドリ	○		○	1,4	C	C	B	B		○				七北田川	
20		シギ	オオジシギ	○			1,4	B	B	A	B	B		NT	NT			
21			アカアシシギ	○			1				B	B		VU				
22		カモメ	コアジサシ	○			1,2,4			A	B	B		VU	VU	国際		
23	タカ	ミサゴ	ミサゴ	○			1,4				C	C	○	NT			七北田川	
24		タカ	オジロワシ	○			1,2,4		B	B	B	B		VU	VU	天記, 国内, 国際	鶴ヶ谷, 田子	
25			オオワシ	○			1,2,4				B	B		VU	VU	天記, 国内		
26			チュウヒ	○			1,4		C	B	C	C	○	EN	NT			
27			ツミ	○	○		1,4	C	C	C	C	C			DD			
28			ハイタカ	○	○	○	1,4	C	C	C	C	C		NT	NT			
29			オオタカ	○	○	○	1,4	C	C	B	B	C	○	NT	NT	国内	七北田川, 岩切	
30			サシバ	○	○		1,4	C	C	A	C	C		VU	VU			
31			ノスリ	○	○	○		+	C	C	C		○				県民の森	
32	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	○			1	C	C	C	B	B			要			
33			フクロウ	○	○		1	C	C	B	B	C	○	○			与兵衛沼, 鶴ヶ谷	
34			アオバズク	○			1		C	B	B	B	○	○	VU		与兵衛沼	
35			トラフズク	○			1				B	B						
36			コミミズク	○			1		B	A	B	B	○		要		田子	
37	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	○	○	○	1,4		C	C	C		○	○			与兵衛沼, 七北田川, 梅田川, 鶴ヶ谷	
38	キツツキ	キツツキ	アカゲラ	○	○	○		+	C	B	C	C						
39			アオゲラ	○	○	○		+	C	B	C	C	○					
40	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	○			1,4		C	B	C	B						
41			チゴハヤブサ	○						B	B				要			
42			ハヤブサ	○	○		1,4	C	B	B	B	B		VU	NT	国内	小鶴	
43	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	○	○	○			C	C	B	C	C		VU	VU		鶴ヶ谷
44		カササギヒタキ	サンコウチョウ		○	○	1		C	B			○					
45		モズ	チゴモズ	○			1,4		B	B	B			CR	CR+EN			
46			モズ	○	○	○	1	+	C	B	C	C	○					
47			アカモズ	○			1,4		B	B	B	B		EN	CR+EN		光が丘, 七北田川	
48		ヒバリ	ヒバリ	○	○	○			C	B	C	C	○					

注 1) 種名は「日本鳥類目録 改訂第7版」(平成24年 日本鳥学会)に準拠した。
 2) 表中の文献は以下のとおりである。
 ①「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月 仙台市)
 ②「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成5年3月 宮城県)
 ③「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成13年3月 宮城県)
 3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。
 4) 減少種の地域区分については、表 6.1-74 を参照。

表 6.1-87 注目すべき動物種【鳥類】(2/2)

No.	目名	科名	種名	文献			仙台市重要種区分								国 RL	果 RDB	天記・ 種保存法	分布地
				①	②	③	学術上重要種	注目種					減少種	その他種				
								減少種										
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜						
49	スズメ	ツバメ	ツバメ	○	○	○			C	C	C		○					
50		ウグイス	ウグイス	○	○	○	1,4	+	+	C	C	C	○	○			七北田川	
51		ムシクイ	センダイムシクイ		○	○			+	C	B			○				
52		ヨシキリ	オオヨシキリ	○	○	○	1,4			C	B	C	C	○			鶴ヶ谷, 田子	
53			コヨシキリ	○			1,4			C	A	C	C	○			福田町	
54		セッカ	セッカ	○			1,4			C	B	C	C	○			七北田川	
55		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ		○				+		B			○				
56		ヒタキ	トラツグミ	○	○	○			+	C	B	C	C	○			安養寺	
57			クロツグミ	○	○		1,4		+	C	B	C	C	○				
58			シロハラ		○	○			+	C	B			○				
59			コルリ	○			1,4		+	C	B	C	C	○				
60			ルリビタキ	○	○	○			+	C	C	C	C					
61			コサメビタキ		○	○					B			○				
62			キビタキ		○	○			+	C	B			○				
63			オオルリ	○	○	○	1,4		+	C	C	C	C	○			県民の森	
64		セキレイ	キセキレイ	○	○	○	1,4		+	C	C	C		○				
65			セグロセキレイ	○	○	○	4			C	C	C	C					
66		ホオジロ	ホオジロ	○	○	○			+	+	B	C	C	○			鶴ヶ谷, 梅田川	
67			ホオアカ	○		○				B	C	A	C	B	○			
68			アオジ	○	○	○				C	C	C	C	C	○			
69			コジュリン	○			1,4								VU	VU	七北田川	
				62	36	32	48	34	55	60	61	52	40	5	24	26	7	

- 注 1) 種名は「日本鳥類目録 改訂第7版」(平成24年 日本鳥学会)に準拠した。
 2) 表中の文献は以下のとおりである。
 ① 「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月 仙台市)
 ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成5年3月 宮城県)
 ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成13年3月 宮城県)
 3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。
 4) 減少種の地域区分については、表 6.1-74 を参照。

表 6.1-88 注目すべき動物種【爬虫類・両生類】

【爬虫類】

No.	目名	科名	種名	文献			仙台市重要種区分							国	RL	県	RDB	天記・種保存法	分布地	
				①	②	③	学術上重要種	注目種					環境指標種							ふりかへし種
								減少種												
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜								
1	有鱗	カナヘビ	ニホンカナヘビ	○	○	○		+	+	C	C			○	○				栴江	
2		ナミヘビ	アオダイショウ	○	○	○		+	+	B	C	C		○					鶴ヶ谷, 松森, 岩切	
3			ジムグリ	○				+	+	B	C	C		○						
4			ヒバカリ	○				C	C	C	C	B		○						
5			ヤマカガシ	○					+	A	C			○						
6			クサリヘビ	○		○		C	C	A	C									
1目 3科 6種				6	2	3	0	5	6	6	6	3	5	1	0	0	0			

注 1) 種名は「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

- ① 「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)
- ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)
- ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。

4) 減少種の地域区分については、表 6.1-74 を参照。

【両生類】

No.	目名	科名	種名	文献			仙台市重要種区分							国	RL	県	RDB	天記・種保存法	分布地	
				①	②	③	学術上重要種	注目種					環境指標種							ふりかへし種
								減少種												
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜								
1	有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ		○	○	4	+	C	B	/	/	○		NT	NT				
2			クロサンショウウオ		○	○		+	C	A	/	/	○		NT	LP				
3		イモリ	アカハライモリ	○	○			+	C	A	C	/	○	○	NT	LP				
4	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル	○	○	○		+	C	B	C	/						松森		
		アカガエル	ニホンアカガエル	○				+	+	+	+	+	○							
5			ニホンアカガエル	○	○	○		+	+	A	C	/						松陵		
6			トウキョウダルマガエル	○	○			C	C	A	C	/	○	○	NT	NT		松陵		
7			ツチガエル		○			+	C	A		/	○			NT				
8		アオガエル	シュレーゲルアオガエル	○				+	+	B	C	/	○							
2目 5科 9種				6	7	4	1	9	9	9	8	9	7	2	4	5	0			

注 1) 種名は「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

- ① 「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)
- ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)
- ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。

4) 減少種の地域区分については、表 6.1-74 を参照。

表 6.1-89 注目すべき動物種【魚類】

No.	目名	科名	種名	文献			仙台市重要種区分								国 RL	県 RDB	天記・種保存法	分布地		
				①	②	③	学術上重要種	注目種					ふるさと種							
								減少種												
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜		環境指標種						
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類	○	○		1	C	B	C	C	/			VU	NT		七北田川, 県民の森付近の細流		
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	○			1		B	B	C	C	○		EN	NT		七北田川		
3	コイ	コイ	キンブナ	○	○			+	+	C	C				VU	NT ^{*1}				
4			タナゴ	○				EX	EX	EX	EX	EX				EN	CR+EN			
5			アカヒレタビラ	○				EX	EX	EX	EX	EX				EN	CR+EN			
6			ゼニタナゴ	○				EW	EW	EW	EW	EW				CR	CR+EN			
7			ウグイ	○		○			+	+	+	+	+	○						
8			ドジョウ	ドジョウ			○	○									DD			
9			ドジョウ	ホトケドジョウ		○	○		1	+	+	C	C	/	○		EN	NT		
10	ナマス	ギギ	ギハチ	○			1		+	+	C	/			VU	NT				
11	サケ	アユ	アユ	○				/	+	+	+	C	○	○					七北田川, 梅田川	
12		サケ	サクラマス	○			1	+		C	C	C	○		NT	NT				
13		サケ	サクラマス(ヤマメ)	○				+	+	+	+	/	○		NT					
14	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	○		○	1		A	A	C	C	○	○	VU	NT				
15	トゲウオ	トゲウオ	ニホンイトヨ	○			1,4	/	/	/	A	A			LP	DD		梅田川		
16	カサゴ	カジカ	カジカ	○				+	+	B	/	/	○	○	NT			七北田川		
17	スズキ	ハゼ	スミウキゴリ	○			1	/	/	+	+	+			LP					
18			アベハゼ	○			2	/	/	/	C	C				NT		七北田川河口付近		
	9 目	11 科	18 種	17	4	3	9	14	16	17	17	16	8	4	15	12	0			

注 1) 種名は「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

- ① 「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)
- ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)
- ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。

4) 減少種の地域区分については、表 6.1-74 を参照。

*1 「キンブナ (河川のキンブナ)」のみ該当する。

表 6.1-90 注目すべき動物種【昆虫類】

No.	目名	科名	種名	文献			仙台市重要種区分										国	RL	県RDB	天記・種保存法	分布地
				①	②	③	学術上重要種	注目種					環境指標種	ふゆふゆ種							
								減少種													
								山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜									
1	トンボ(蜻蛉)	イトトンボ	ヒスマイトトンボ	○			1, 2	EX	EX	EX	EX	EX			EN	CR+EN					
2		ヤンマ	マダラヤンマ	○							C	C			NT	NT					
3			マルタンヤンマ	○							C					NT					
4			カトリヤンマ	○			1		B		B					CR+EN					
5		サナエトンボ	ウチワヤンマ	○			1		C	B	C										
6			ナゴヤサナエ	○			1, 2			C					VU	CR+EN		七北田川			
7		トンボ	ナツアカネ	○					C		C		○	○							
8			マユタテアカネ	○					C		C		○								
9			アキアカネ	○					C		C		○	○							
10			ノシメトンボ	○					C		C		○								
11			マイコアカネ	○					C		C		○								
12	バッタ(直翅)	マツムシ	スズムシ	○			1		B	A	B		○								
13		バッタ	カワラバッタ	○			1			B	B		○			NT					
14	カメムシ(半翅)	セミ	エゾゼミ			○			+	B			○								
15		コオイムシ	コオイムシ	○			1		B	A	A				NT	NT					
16			タガメ	○			1		B	A	A		○		VU	CR+EN					
17	チョウ(鱗翅)	タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン		○										VU						
18			オオウラギンヒョウモン	○				EX	EX	EX	EX	EX			CR	EX					
19			オオムラサキ	○	○		1		C	B	B		○		NT						
20		アゲハチョウ	アオスジアゲハ	○		○	4			+	+		○	○							
21		シロチョウ	ヒメシロチョウ北海道・本州亜種	○				EX	EX	EX	EX	EX			EN	CR+EN					
22		ジャノメチョウ	ジャノメチョウ	○	○				C	C	C		○								
23		ヤマユガ	オナガミズアオ		○										NT						
24		ヤガ	ギンモンアカヨトウ	○											VU			宮城野区岡田			
25	コウチュウ(鞘翅)	オサムシ	ヤマトトクリゴミムシ			○	1		B												
26			エチゴトクリゴミムシ	○											NT	NT		東部田園地域			
27			シラハタキバナガゴミムシ		○											DD					
28		ゲンゴロウ	ゲンゴロウ	○			1			B	B				VU	NT					
29			ケシゲンゴロウ		○										NT						
30		ガムシ	コガムシ			○									DD						
31		クワガタムシ	ミヤマクワガタ		○				C	B			○	○							
32			ノコギリクワガタ	○	○				C	C	C		○								
33		タマムシ	ヤマトタマムシ	○			1, 2		B	A	A				NT						
34		ホタル	ゲンジボタル	○			1		C	B	C		○		NT						
35		カミキリムシ	ヤマトキモンハナカミキリ	○											VU			宮城野区県民の森			
36			ヨツボシカミキリ		○										EN	CR+EN					
37	ハチ(膜翅)	スズメバチ	モンスズメバチ		○										DD						
38		クモバチ	アカゴシクモバチ	○											NT			宮城野区岡田			
39		ミツバチ	クロマルハナバチ		○										NT						
40		コハナバチ	アオスジハナバチ		○		1, 2								CR+EN						
41		ハキリバチ	マイマイツツハナバチ		○		1								DD	VU					
6目				28	12	5	16	3	21	18	23	4	14	5	19	20	0				

注 1) 種名は「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)に準拠した。

2) 表中の文献は以下のとおりである。

- ① 「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)
- ② 「県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 5 年 3 月 宮城県)
- ③ 「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成 13 年 3 月 宮城県)

3) 表中の分布地は、文献①に記載されている分布地を示す。

4) 減少種の地域区分については、表 6.1-74 を参照。

イ 動物生息地として重要な地域の状況

「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月 仙台市)では、表 6.1-82 に示す選定基準により、動物生息地として重要な地域を選定している。また、多賀城市と利府町にまたがって位置する加瀬沼は緑地環境保全地域に指定されている。

調査範囲においては、表 6.1-91 及び図 6.1-31 に示す地域が存在する。なお、計画地は、「福田町の田園」の北西側に含まれる。

表 6.1-91 動物生息地として重要な地域

No.	地域	備考	判断理由
①	七北田川(中流域～河口)	<ul style="list-style-type: none"> 野生動植物のハビタット、生態系回廊(生態系コリドー)として重要。 川に接する地域の環境変化が著しく、動物の生息環境・移動経路としての重要性がとて大きくなってきている。 河川周辺のヨシ原はオオセッカ等希少な鳥類が生息する重要な自然になっている。 環境省の東北地方太平洋沿岸地域重要自然マップの重点エリアに含まれる。 	2, 8
②	低地の水田地域	<ul style="list-style-type: none"> 野生動植物のハビタット、生態系回廊(生態系コリドー)として重要。 セッカの繁殖、ホオアカの繁殖、四郎丸地区はメダカの生息地。 居久根は低地における鳥類の生息地及び移動のための中継地として重要。 	1, 7, 8
③	福田町の田園	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の内部に残されたまとまった広がり確保された田園生態系として重要。 環境学習のフィールドとして重要。 かつてはマガン、その他水鳥の渡来地としての利用もあった。 	5, 7
④	県民の森	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の北部に位置する緑地・公園である。 鳥類の中継地、昆虫類の生息地、環境学習のフィールドとして重要である。 	6, 7
⑤	与兵衛沼公園	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の内部に残された、まとまりのある緑地、里地・里山植生であり、野生動植物のハビタット、環境学習のフィールドとして重要である。 	1, 6, 7
⑥	加瀬沼	<ul style="list-style-type: none"> 加瀬沼緑地環境保全地域 年間を通してシジュウカラ、エナガなどが見え、冬季に訪れるオオハクチョウ、マガモ、オナガガモなどの水鳥も観察される。 	—

注 1) 表中のNo. は図 6.1-31 の番号に対応する。

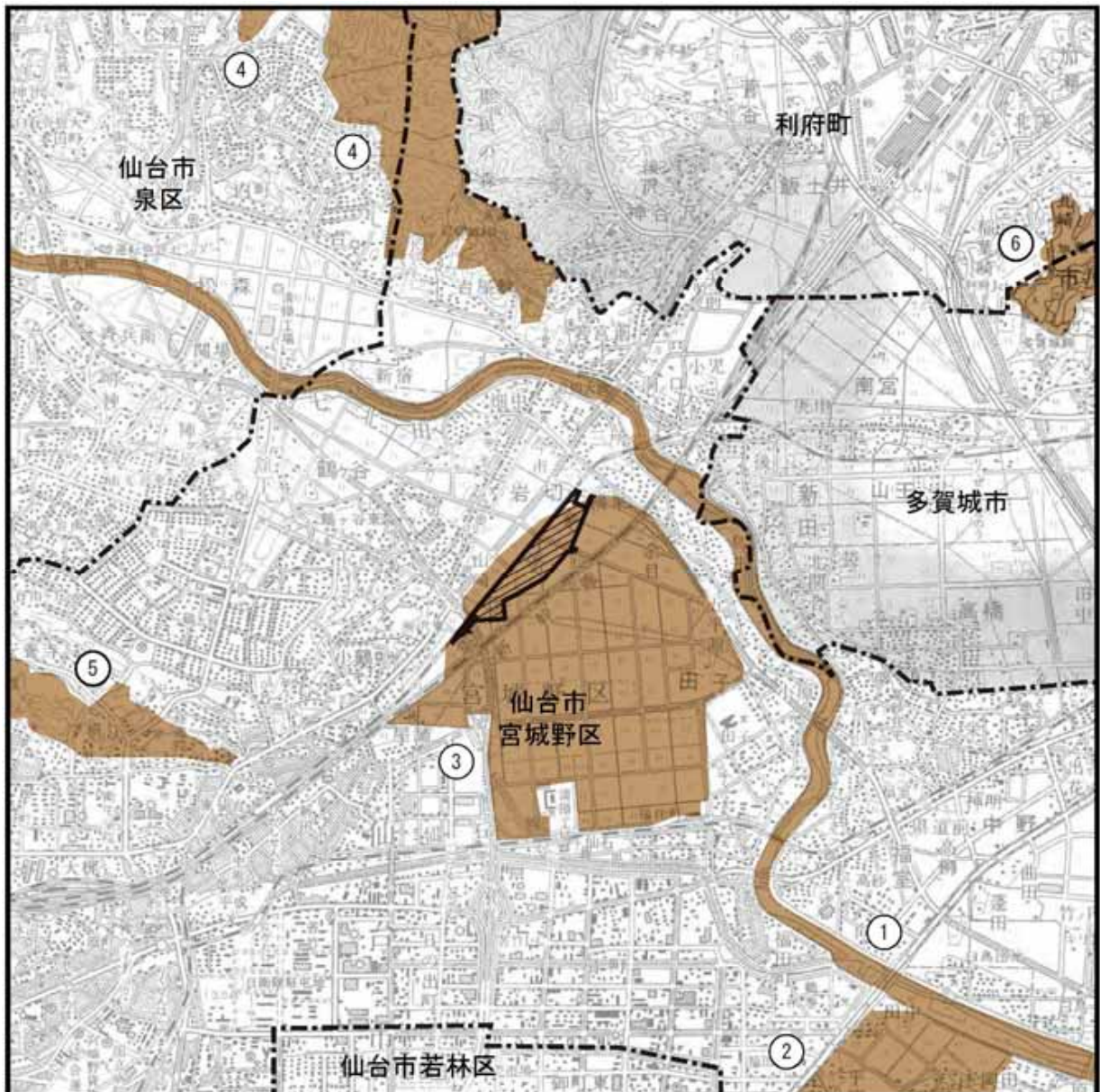
2) 表中の①～⑤の判断理由は表 6.1-82 に対応する。

出典：①～⑤：「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月 仙台市)




⑥：「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成13年3月 宮城県)

ウ その他事業の立地上配慮を要する動物

事業の立地上配慮を要する動物は「6.1.4 生物環境 (2)動物 ア 注目すべき動物種の状況」、動物種の生息地は、「6.1.4 生物環境 (2)動物 イ 動物生息地として重要な地域の状況」で示したとおりであり、その他配慮を要する動物はないものと考えられる。



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 動物生息地として重要な地域

出典：「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月 仙台市)
「加瀬沼緑地環境保全地域学術調査報告書」(平成13年3月 宮城県)

図 6.1-31 動物生息地として重要な地域



S=1:50,000
0 500 1000 2000m

(3) 生態系

計画地南東～北西側を流れる七北田川や北側の県民の森やその周辺については、河川環境や森林環境を基盤とした生態系が存在し、計画地が含まれる地域では、市街地に残されたまとまった広がり確保された田園生態系が存在する。

6.1.5 景観等及び自然との触れ合いの場の状況

(1) 景観

ア 自然的景観資源及び文化的景観資源の状況

調査範囲における主要な自然的景観資源及び文化的景観資源は、表 6.1-92 及び図 6.1-32 に示すとおりである。調査範囲における自然的景観資源は、加瀬沼、多賀城跡桜、六月坂桜の 3 箇所があり、文化的景観資源は、多賀城政庁跡、旧歩兵第 4 連隊兵舎等の 4 箇所がある。

表 6.1-92 調査範囲の景観資源

【自然的景観資源】

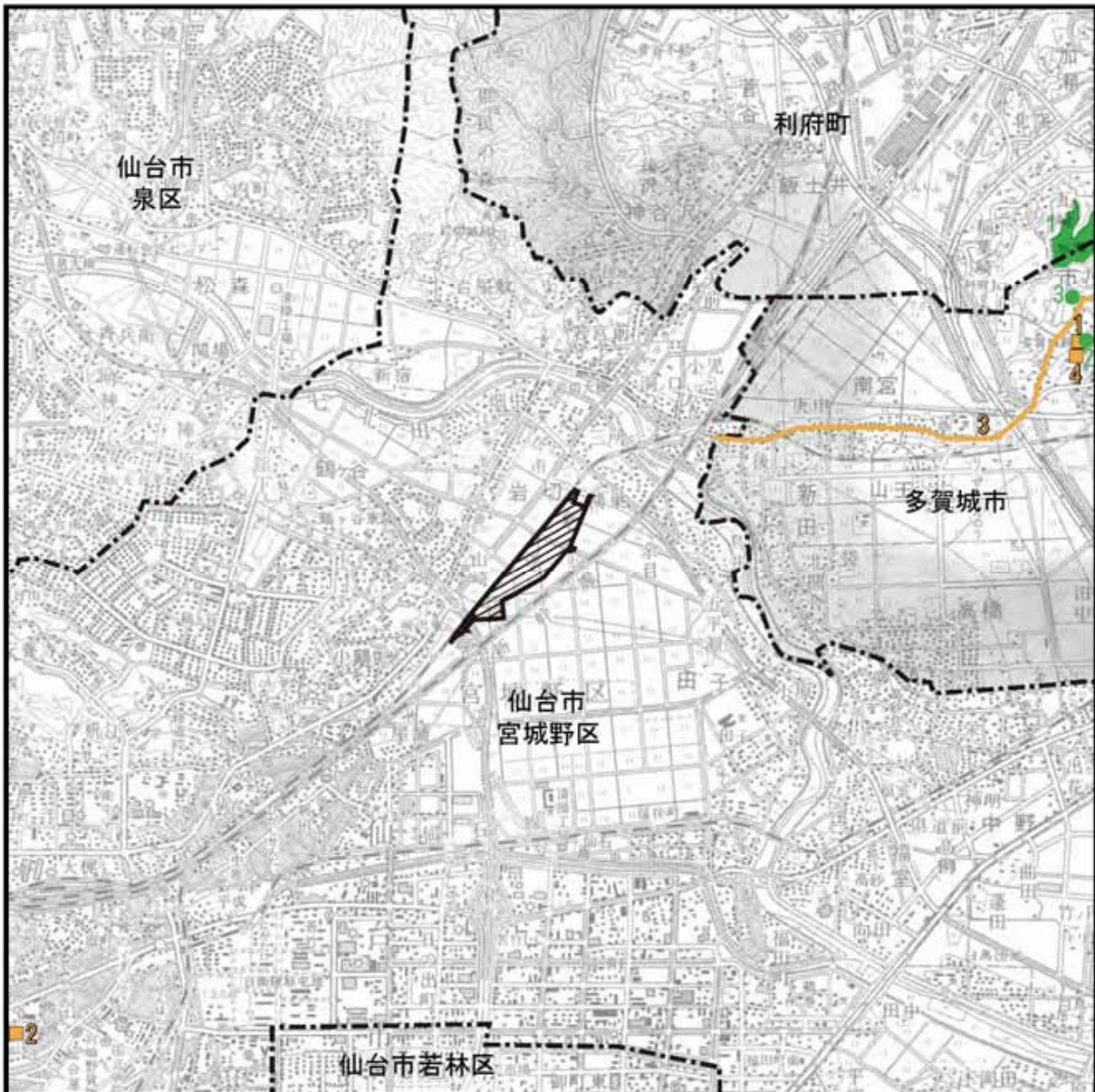
No.	名称	文献(※)			背景	地域住民の意識等
		①	②	③		
1	加瀬沼		○	○	江戸時代、八幡の領主天童氏が造った人工のため池。	春の桜、秋の紅葉の時期には多くの市民で賑わいを見せる。
2	多賀城跡桜			○	築地堀に囲まれた中央部には正殿があつて、その正殿前の石敷き広場にある 2 本の古木に咲く花は風情があり、見る人々の心を和ませている。	4 月の開花時期には多くの市民が訪れ、花見を楽しむ名所となっている。
3	六月坂桜			○	六月坂地区は平安時代初期の役所跡で、大規模な掘立柱式の建物 2 棟を中心に、数棟の建物跡が見つかっている。	桜の名所となっており、特にしだれ桜はその楚々とした花が見る人々を楽しませている。
—	—	0	1	3	—	—

【文化的景観資源】





No.	名称	文献(※)			背景	地域住民の意識等
		①	②	③		
1	多賀城政庁跡	○			多賀城のほぼ中央に位置し、重要な政務や儀式が執り行われた場所。	新雪が積もった政庁跡を撮影したもの。よく見ると、小動物の足跡らしきものが伺える。一人で耳を凝らすと、古代人の声が聞こえる幻想に駆られるのは、私だけだろうか。(百選の推薦理由)
2	旧歩兵第 4 連隊兵舎		○		大日本帝国陸軍の連隊のひとつ。	—
3	塩釜街道			○	仙台北下から岩切、南宮、市川を通り塩釜、松島方面に通じる江戸時代の主要な街道。	—
4	多賀城跡 多賀城南門 政庁間道路(ハギ大路)			○	かつて政庁から多賀城南門、そして古代都市多賀城の町へと続いた古代の道「南北大路」があった。	2008 年に市民活動団体・NPO ゲートシティ多賀城が整備し、大路の一部をコスモスやポピーの植栽によって表現された。
—	—	1	1	2	—	—

注) 文献は以下のとおりである。

- ① 「みやぎ・身近な景観百選」(平成 24 年 9 月 宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/keikan-100sen-kekka.html>
- ② 「みやぎ伊達な観光マップ」(更新日:平成 23 年 3 月 1 日)
<http://www.datenamap.com/>
- ③ 「多賀城市観光協会サイト」(閲覧日:平成 26 年 9 月)
<http://www.tagakan.jp/>



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 自然的景観資源(1~3)
-  : 文化的景観資源(1~4)

出典：1.「みやぎ・身近な景観百選」(平成24年9月 宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/keikan-100sen-kekka.html>
 2.「みやぎ伊達な観光マップ」(更新日 平成23年3月1日)
<http://www.datenamap.com/>
 3.「多賀城市観光協会サイト」(閲覧日 平成26年9月)
<http://www.tagakan.jp/>

図 6.1-32 計画地周辺の景観資源



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



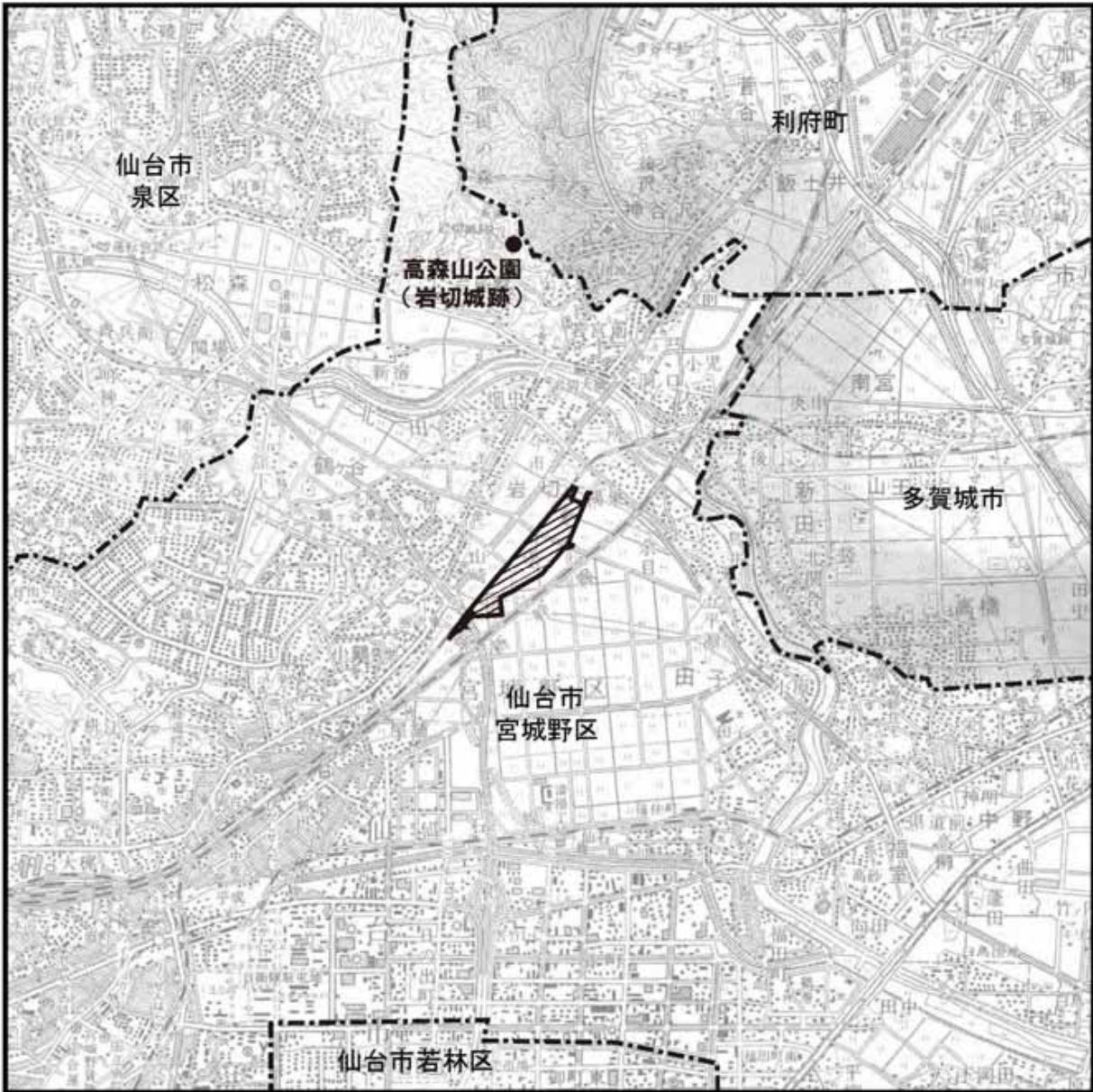
イ 眺望地点の状況

調査範囲の主要眺望地点としては、表 6.1-93 及び図 6.1-33 に示すとおり、高森山公園(岩切城跡)があげられる。




表 6.1-93 調査範囲の主要眺望地点

名 称	眺望点の状況
高森山公園(岩切城跡)	岩切城跡は高森山公園として整備されており、標高 106m の頂からは仙台市街地のほか、遠く太平洋を望むこともできる。ソメイヨシノやヒガンザクラなど 460 本あまりのサクラが美しく咲き競う春、鬱蒼とした緑に包まれる夏、紅葉が映える秋、雪景色の市街地を望むことができる冬など、高森山公園は、四季折々の美しさをみることのできる場所である。

出典：「杜の都・仙台 わがまち緑の名所 100 選ガイドブック」(平成 14 年 3 月 仙台市)



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 主要眺望地点


出典：「杜の都・仙台 わがまち緑の名所100選ガイドブック」(平成14年3月 仙台市)

図 6.1-33 主要眺望地点



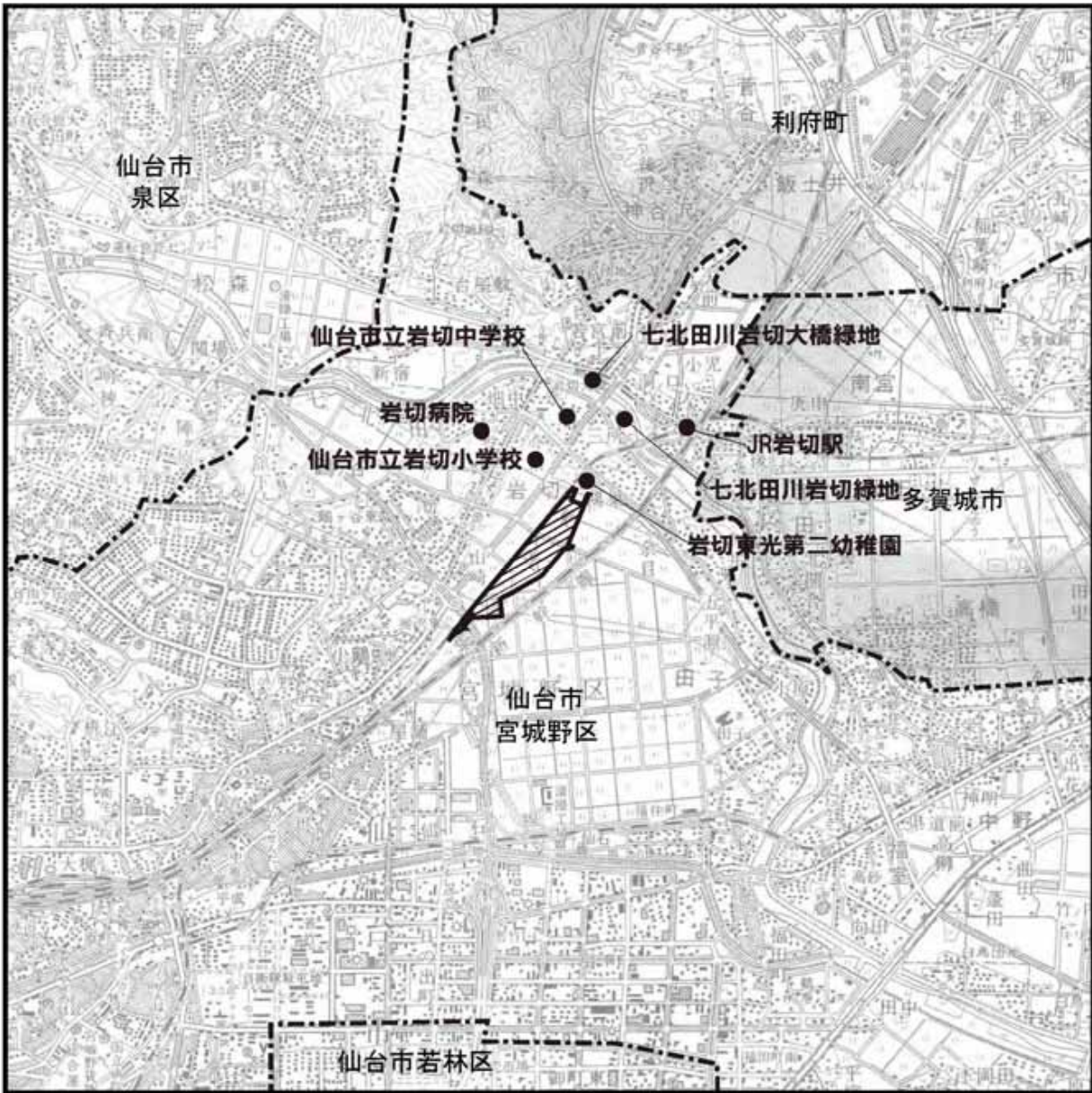
S=1:50,000

0 500 1000 2000m



ウ 計画地の景観の状況

計画地はまとまった田園地域に位置し、図 6.1-34 に示すとおり、周辺は岩切東光第二幼稚園、仙台市立岩切小学校、仙台市立岩切中学校、岩切病院、七北田川岩切緑地、七北田川岩切大橋緑地、JR 東北本線岩切駅などがある。



凡 例




-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 主要施設位置

図 6.1-34 計画地の景観の状況



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



(2) 自然との触れ合いの場

ア 自然との触れ合いの場の状況

調査地域内における自然公園，県自然環境保全地域，県緑地環境保全地域，風致地区，都市計画公園，都市公園などの法令に基づく指定を受けている区域は表 6.1-94～表 6.1-100 及び図 6.1-35 のとおりである。

自然公園，県自然環境保全地域及び植物群落保護林は調査範囲内には存在せず，県緑地環境保全地域が 2 地域，風致地区が 1 地区，都市計画公園が 12 箇所，都市公園が 276 箇所存在する。

表 6.1-94 自然との触れ合いの場(1/7)

区分	番号	名称	所在地
自然公園 ^{※1} (自然公園法)	—	地域概況の調査範囲内には、指定された地域はない。	—
県自然環境保全地域 ^{※1} (自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例)	—	地域概況の調査範囲内には、指定された地域はない。	—
植物群落保護林 ^{※2}	—	地域概況の調査範囲内には、指定された地域はない。	—
県緑地環境保全地域 ^{※1,3} (自然環境保全法・宮城県自然環境保全条例)	1	加瀬沼	塩竈市，多賀城市，利府町 (塩竈市及び利府町は調査範囲外)
	2	県民の森	仙台市，利府町，富谷町 (利府町及び富谷町は調査範囲外)
風致地区 ^{※3} (都市計画法)	1	安養寺	宮城野区蟹沢，小松島新堤，柞江，原町小田原字前田中，同字土手前，同字案内，同字安養寺下，同字柳沢の各一部
都市計画公園 ^{※3,4,5}	1	田子 2 号公園	田子二丁目
	2	仙台港背後地 8 号公園*	福室字県道前
	3	日の出町公園*	日の出町三丁目
	4	高砂一丁目中央公園*	福室字八谷
	5	仙台港背後地 3 号公園	蒲生字耳取
	6	仙台港背後地 6 号公園	中野字田中
	7	仙台港背後地 1 号公園	中野字神妻・出花
	8	高砂中央公園	宮城野区中野字蓬田他
	9	大堤公園*	宮城野区安養寺二丁目地内
	10	与兵衛沼公園*	宮城野区蟹沢地内
	11	あやめ園(中央公園内)	多賀城市市川字立石 66 ほか 30 筆
	12	加瀬沼公園	宮城郡利府町加瀬

注) 名称に「*」が記載されている公園は都市計画公園であり，かつ都市公園であることを示す。

出典：※1：自然公園等区域閲覧サービス(更新日：平成 27 年 4 月 17 日 宮城県)

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html#tizukara>

※2：東北森林管理局ホームページ(閲覧日：平成 28 年 8 月 29 日)

http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/policy/business/management/hozen/hogorin_04.html

※3：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 25 年 4 月 仙台市)

※4：「多賀城市公園・緑地等管理図(平成 24 年度)」(平成 24 年 6 月 多賀城市)

※5：「宮城県ホームページ」(更新日 平成 28 年 3 月 宮城県)

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/kasenumap-gaiyou.html>

表 6.1-95 自然との触れ合いの場(2/7)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	1	鶴が丘一丁目公園	鶴が丘一丁目 5-43 外
	2	鶴が丘四丁目東公園	鶴が丘四丁目 10-8
	3	鶴が丘四丁目北公園	鶴が丘四丁目 24-3
	4	南光台南一丁目公園	南光台南一丁目 1-349
	5	南光台南二丁目公園	南光台南二丁目 1-350 外
	6	南光台南二丁目北公園	南光台南二丁目 10-966
	7	南光台東一丁目南公園	南光台東一丁目 35-453
	8	南光台東一丁目北公園	南光台東一丁目 35-452
	9	歩坂町公園	歩坂町 76-285
	10	原田南公園	市名坂字原田 70-7
	11	鶴が丘二丁目西公園	鶴が丘二丁目 19-19 外
	12	南光台南三丁目南公園	南光台南三丁目 10-870
	13	しらとり公園	松森字明神 22-86
	14	南光台七丁目公園	南光台七丁目 1-230
	15	鶴が丘一丁目東公園	鶴が丘一丁目 23-16
	16	天神沢北公園	天神沢一丁目 4-204
	17	前田公園	松森字前田 58-23 外
	18	前田北公園	松森字前田 45-12
	19	斎兵衛公園	松森字斎兵衛 62 外
	20	明神南公園	松森字明神 32-17
	21	八沢公園	松森字八沢 26-8 外
	22	天神沢公園	天神沢一丁目 19-82 外
	23	南光台七丁目北公園	南光台七丁目 1-108
	24	南光台東一丁目北公園	南光台東一丁目 1-229
	25	原田公園	市名坂字原田 17-3
	26	市名坂野蔵公園	市名坂字野蔵 101-37
	27	南光台東二丁目南公園	南光台東二丁目 5-209
	28	南光台七丁目南公園	南光台七丁目 1-228
	29	南光台南三丁目公園	南光台南三丁目 35-454
	30	鶴が丘一丁目公園	鶴が丘一丁目 54-14 外
	31	松木沢公園	松森字松木沢 96-13
	32	鶴が丘二丁目南公園	鶴が丘二丁目 13-2
	33	長岫公園	南光台東三丁目 10
	34	南光台東二丁目公園	南光台東二丁目 43
	35	松陵一丁目南公園	松陵一丁目 3-2
	36	松陵一丁目北公園	松陵一丁目 27-5
	37	百合ヶ丘中央公園	松森字歩坂 72-379 外
	38	百合ヶ丘南公園	松森字歩坂 72-367
	39	百合ヶ丘北公園	松森字歩坂 72-108 外
	40	斎兵衛東公園	松森字斎兵衛 58-46 外
	41	陣ヶ原東公園	松森字陣ヶ原 11-10
	42	八乙女四丁目公園	八乙女四丁目 9-1
	43	南光台東二丁目東公園	南光台東二丁目 27-127
	44	明神東公園	松森字明神 26-7
	45	野蔵南公園	市名坂字野蔵 25-12 外
	46	歩坂町北公園	歩坂町 1-41
	47	松陵一丁目公園	松陵一丁目 10-6
	48	松森陣ヶ森公園	松森字陣ヶ原 31-43
	49	松森前ヶ沢公園	松森字明神 41-53 外
	50	松森明神公園	松森字明神 35-9

注) 名称に「*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。
 出典:「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 25 年 4 月 仙台市)

表 6.1-96 自然との触れ合いの場(3/7)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	51	松森明神北公園	松森字明神 43-31
	52	松木沢北公園	松森字松木沢 9-4 外
	53	市名坂御釜田公園	市名坂字御釜田 142-1
	54	松森台公園	松森字台 90-9
	55	松森前ヶ沢東公園	松森字明神 39-12
	56	天神沢南公園	天神沢一丁目 4-239
	57	原田北公園	市名坂字原田 200
	58	松森後田公園	松森字後田 19-12
	59	陣ヶ原南公園	松森字陣ヶ原 23-33
	60	松森後田東公園	松森字後田 36-7 外
	61	陣ヶ原中央公園	松森字陣ヶ原 29-11 外
	62	陣ヶ原西公園	松森字陣ヶ原 55-6
	63	明神公園	松森字明神 30-23
	64	南光台二丁目北公園	南光台二丁目 68-584
	65	天神沢西公園	天神沢一丁目 8-128
	66	明神中公園	松森字明神 27-16
	67	市名坂檜町公園	市名坂字檜町 168-外
	68	新田八沢公園	松森字新田 209
	69	東鹿島公園	松森字館 235
	70	鹿島西公園	松森字鹿島 10-12
	71	燕沢公園	燕沢一丁目 64-28 外
	72	案内公園	東仙台五丁目 7-30 外
	73	西田公園	新田三丁目 261-1 外
	74	福室公園	福室五丁目 601-70
	75	清水沼公園	清水沼一丁目 17-1
	76	山崎東公園	岩切一丁目 61-2 外
	77	屋舗公園	新田三丁目 49-2 外
	78	鶴ヶ谷七丁目南公園	鶴ヶ谷七丁目 8
	79	鶴ヶ谷八丁目公園	鶴ヶ谷八丁目 6
	80	萩野町公園	萩野町三丁目 10
	81	鶴ヶ谷一丁目東公園	鶴ヶ谷一丁目 10
	82	鶴ヶ谷一丁目西公園	鶴ヶ谷一丁目 34
	83	鶴ヶ谷二丁目公園	鶴ヶ谷二丁目 3
	84	鶴ヶ谷三丁目公園	鶴ヶ谷三丁目 10
	85	鶴ヶ谷四丁目西公園	鶴ヶ谷四丁目 12
	86	鶴ヶ谷五丁目公園	鶴ヶ谷五丁目 16
	87	鶴ヶ谷六丁目公園	鶴ヶ谷六丁目 10
	88	鶴ヶ谷七丁目北公園	鶴ヶ谷七丁目 29
	89	安養寺下東公園	東仙台七丁目 7-133
	90	新田公園	館町二丁目 12
	91	福住町公園	福住町 9-2
	92	安養寺下西公園	東仙台七丁目 7-183
	93	町浦公園	福田町二丁目 365
	94	小鶴公園	館町一丁目 25
	95	川北公園	新田五丁目 9
	96	沢北公園	燕沢三丁目 56-32
	97	菖蒲沢東公園	岩切二丁目 3-41
	98	青津目公園	岩切字青津目 108-4
	99	鴻巣 1 号公園	岩切字鴻巣 33-4
	100	耳取西公園	白鳥二丁目 48-19

注) 名称に「*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。
 出典:「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 25 年 4 月 仙台市)

表 6.1-97 自然との触れ合いの場(4/7)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	101	佐野原公園	鶴ヶ谷東四丁目 6-46
	102	耳取公園	白鳥二丁目 528
	103	畑中公園	岩切字畑中 11-4
	104	鴻巣 2 号公園	岩切字鴻巣 176-9
	105	高砂駅西公園	福室字高砂駅西 7-8 外
	106	山崎西公園	鶴ヶ谷東二丁目 183-13 外
	107	若宮前公園	岩切字若宮前 11-37
	108	吉ヶ沢東公園	燕沢東二丁目 62-31
	109	福室寺前公園	福室字寺前 36-9
	110	羽黒前公園	岩切字羽黒前 81 外
	111	栄公園	栄四丁目 4-1
	112	東河原公園	岩切字東河原 330
	113	安養寺一丁目公園	安養寺一丁目 5-286
	114	三所北公園	岩切字三所北 35-13
	115	高砂公園	福室字高砂 46-17 外
	116	安養寺一丁目 2 号公園	安養寺一丁目 58-16
	117	福田町四丁目公園	福田町四丁目 5-1
	118	福室要谷公園	福室字要谷 28-4 外
	119	清水沼二丁目公園	清水沼二丁目 210-11
	120	耳取 2 号公園	白鳥二丁目 96-11
	121	海道下公園	東仙台三丁目 120-6 外
	122	原町六丁目公園	原町六丁目 70-20
	123	若宮前 2 号公園	岩切字若宮前 62-14 外
	124	福在公園	栄二丁目 7-6
	125	宿在家公園	栄三丁目 5-8
	126	栄東公園	栄四丁目 20-5
	127	出花西公園	栄四丁目 10-7
	128	鶴ヶ谷東公園	岩切三丁目 280
	129	福田町砂押公園	福田町二丁目 1224
	130	鶴ヶ谷山沢公園	鶴ヶ谷北一丁目 132-4
131	蒲生土手前公園	白鳥一丁目 109-1	
132	安養寺二丁目公園	安養寺二丁目 11-316	
133	燕沢東三丁目公園	燕沢東三丁目 345-5 外	
134	鶴ヶ谷南公園	鶴ヶ谷東二丁目 25	
135	岩切小児公園	岩切字小児 23-23 外	
136	蒲生土手前 2 号公園	白鳥一丁目 5-2 外	
137	蒲生蓬田前公園	白鳥一丁目 560-6	
138	鶴ヶ谷六丁目東公園	鶴ヶ谷六丁目 25-11	
139	福室半在家公園	福室三丁目 407-3 外	
140	田子袋河原公園	田子字袋河原 42-47 外	
141	福室要谷 2 号公園	福室四丁目 30-7 外	
142	田中東一番公園	福室字田中東一番 14-8	
143	福室境公園	福室七丁目 1-42	
144	中野北上公園	中野字北上 44-3	
145	鶴ヶ谷菖蒲沢公園	鶴ヶ谷東三丁目 32-4	
146	大久保山公園	鶴ヶ谷北二丁目 31-2	
147	田中前二番公園	福室字田中前二番 1-12	
148	田子鳥井公園	田子字鳥井 74-10 外	
149	岩切水分公園	岩切字水分 64-36	
150	田子小原公園	田子三丁目 111-4	

注) 名称に「*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 25 年 4 月 仙台市)

表 6.1-98 自然との触れ合いの場(5/7)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	151	三所北2号公園	岩切字三所北 42-18
	152	燕沢三丁目公園	燕沢三丁目 66-75
	153	三所北3号公園	岩切字三所北 28-11
	154	鶴ヶ谷菖蒲沢2号公園	鶴ヶ谷東四丁目 315-17
	155	鶴巻一丁目東公園	鶴巻一丁目 1006-1
	156	鶴巻一丁目西公園	鶴巻一丁目 1010-1
	157	田子要害東公園	田子一丁目 252-1
	158	上田子2号公園	田子三丁目 507
	159	岩切観音前公園	岩切観音前 49-22
	160	燕沢三丁目2号公園	燕沢三丁目 56-88
	161	田子鳥井2号公園	田子字鳥井 1-34
	162	山崎西2号公園	岩切二丁目 36-9 外
	163	栄一丁目公園	栄一丁目 85-3
	164	鴻巣3号公園	岩切字堰下 40-17
	165	幸町4号公園	幸町二丁目 326-4
	166	仙石南公園	小鶴字仙石 89-16
	167	原町四丁目公園	原町四丁目 146-9
	168	東仙台六丁目公園	東仙台六丁目 158-27
	169	仙石西公園	小鶴字仙石 587-22 外
	170	福室上町南公園	福室上町 9-2
	171	出花一丁目公園	出花一丁目 12-4
	172	出花二丁目公園	出花二丁目 7-9
	173	東仙台三丁目公園	東仙台三丁目 232-5
	174	平成一丁目南公園	平成一丁目 243-8
	175	蒲生土手前3号公園	白鳥一丁目 15-6
	176	中野向田公園	中野字向田 177-1 外
	177	燕沢二丁目公園	燕沢二丁目 6-27
	178	港南東公園	蒲生字南城道田 5-4 外
	179	栄五丁目公園	栄五丁目 15
	180	小鶴一丁目北公園	小鶴一丁目 203-15 外
	181	港南西公園	蒲生字南屋ヶ城 1-27 外
	182	燕沢東二丁目公園	燕沢東二丁目 66-3
	183	高砂一丁目西公園	高砂一丁目 18-8
	184	白鳥一丁目公園	白鳥一丁目 265-3 外
	185	田子要害西公園	田子字要害 254-9
	186	平成一丁目公園	平成一丁目 581-89
	187	鴻巣4号公園	岩切字鴻巣南 82-48
	188	鶴ヶ谷館下公園	鶴ヶ谷館下 34-11
	189	安養寺一丁目南公園	安養寺一丁目 78-19
	190	安養寺三丁目公園	安養寺三丁目 20-32
191	安養寺上町公園	安養寺一丁目 18-44	
192	鶴ヶ谷東四丁目公園	鶴ヶ谷東四丁目 307	
193	福室上町北公園	福室六丁目 29-1	
194	幸町三丁目公園	幸町三丁目 505-24	
195	田子二丁目公園	田子二丁目 40-1	
196	田子二丁目北公園	田子二丁目 6-4	
197	鶴ヶ谷東三丁目公園	鶴ヶ谷東三丁目 405-24	
198	福室上町東公園	福室五丁目 220-1 外	
199	鶴ヶ谷東二丁目公園	鶴ヶ谷東二丁目 59	
200	田子一丁目南公園	田子一丁目 1001-26	

注) 名称に「*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。
 出典:「仙台市公園・緑地等配置図」(平成25年4月 仙台市)

表 6.1-99 自然との触れ合いの場(6/7)

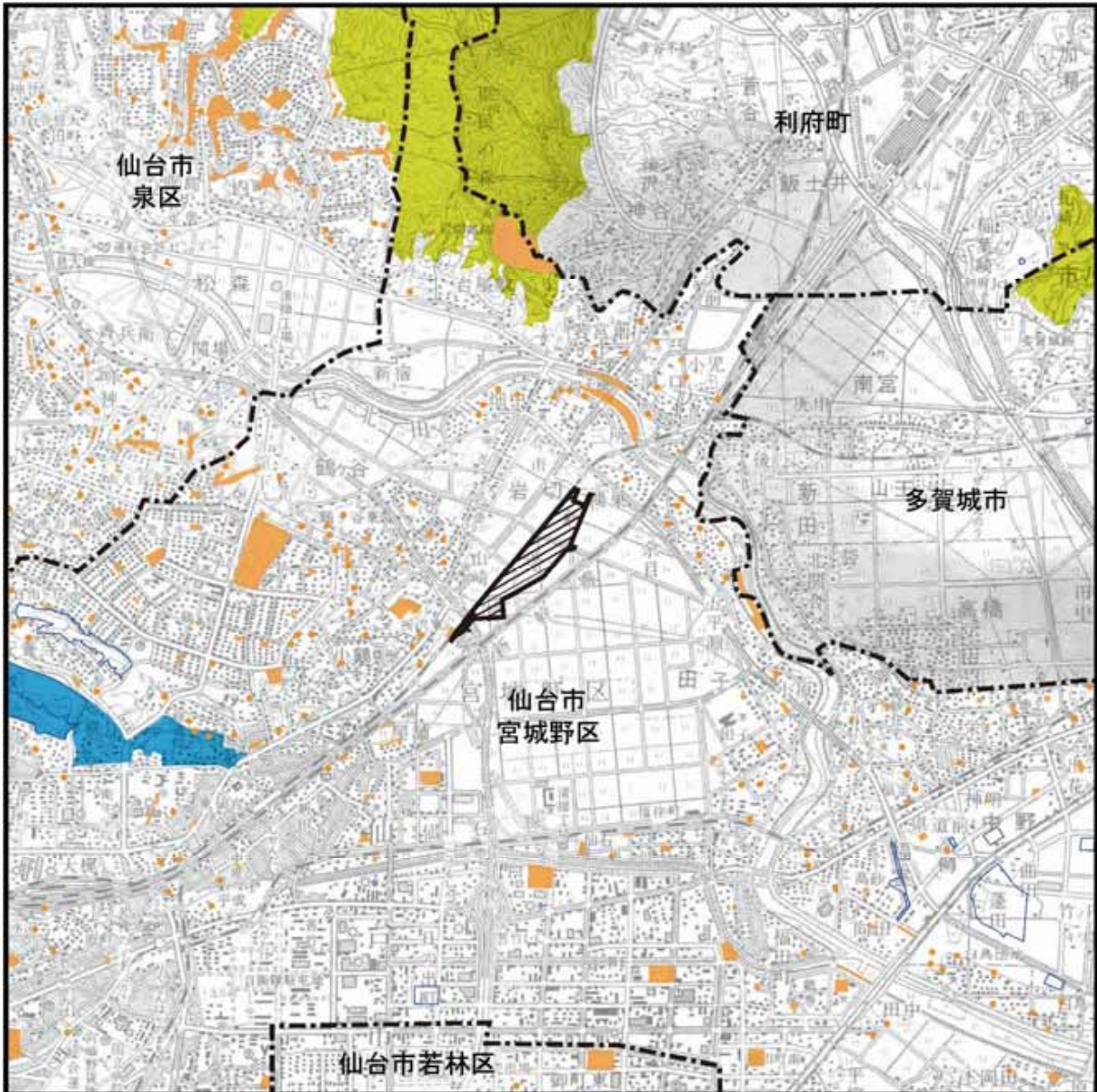
区分	番号	名称	所在地
都市公園	201	燕沢東一丁目きただ公園	燕沢東一丁目 475
	202	畑中 2 号公園	岩切字畑中 27-19
	203	原町カッコウ公園	原町二丁目 37-2 外
	204	鶴ヶ谷東二丁目東公園	鶴ヶ谷東二丁目 4-110
	205	清水沼三丁目公園	清水沼三丁目 223-9
	206	余目公園	岩切字余目 11-15
	207	仙石北公園	仙石 117-18
	208	福室四丁目公園	福室四丁目 90-3
	209	高砂二丁目向田公園	高砂二丁目 8-3
	210	燕沢東一丁目公園	燕沢一丁目 391
	211	畑中東公園	岩切字畑中 49-37
	212	観音前西公園	岩切字観音前 58-1 外
	213	鶴ヶ谷東一丁目公園	鶴ヶ谷東一丁目 13-30
	214	三所北 4 号公園	岩切字三所北 38-6
	215	岩切 1 号公園	岩切字青津目 163
	216	平成二丁目東公園	平成二丁目 17-3
	217	福室二丁目公園	福室二丁目 34-20
	218	岩切昭和北公園	岩切字昭和北 5-3 外
	219	安養寺二丁目東公園	安養寺二丁目 75-29
	220	出花西 2 号公園	中野字出花西 90-13
	221	二の森公園	二の森 28-1
	222	苗代沢公園	燕沢一丁目 107-9
	223	田子一丁目北公園	田子一丁目 490-17 外
	224	燕沢二丁目北公園	燕沢二丁目 9-358
	225	新田東五丁目北公園	新田東五丁目 5-18
	226	新田東五丁目南公園	新田東五丁目 12-13
	227	新田東二丁目公園	新田東二丁目 2-16
	228	仙台港背後地 7 号公園	中野字神明 175-4 の一部外
	229	仙台港背後地 9 号公園	福室字県道前 58 の一部外
	230	五輪一丁目公園	宮城野二丁目 20-8
231	小鶴二丁目公園	小鶴二丁目 59-3 外	
232	岩切駅南公園	岩切字東河原 360	
233	鶴ヶ谷東四丁目 2 号公園	鶴ヶ谷東四丁目 10-7	
234	仙台港背後地 8 号公園	福室字県道前 95 の一部外	
235	宮の杜みなみのたに公園	東仙台四丁目 101-23	
236	宮の杜なかのさと公園	東仙台四丁目 101-57	
237	宮の杜ひがしのもり公園	東仙台四丁目 101-106	
238	宮の杜きたのおか公園	東仙台四丁目 101-119	
239	鶴ヶ谷東一丁目 2 号公園	鶴ヶ谷東一丁目 16-90 外	
240	岩切 2 号公園	岩切字洞ノ口 241	
241	新田二丁目公園	新田二丁目 301-8	
242	東仙台六丁目公園	東仙台六丁目 104-15	
243	卸町東一丁目公園	卸町東一丁目 1005-3	
244	鶴が丘公園	鶴が丘三丁目 17-21	
245	松陵公園	松陵二丁目 4	
246	扇町一丁目公園	扇町一丁目公園 4	
247	日の出町公園	日の出三丁目 6	
248	鶴ヶ谷四丁目東公園	鶴ヶ谷四丁目 22	
249	扇町四丁目公園	扇町四丁目 9-1	
250	扇町六丁目公園	扇町六丁目 5-1	

注) 名称に「*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。
出典:「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 25 年 4 月 仙台市)







表 6.1-100 自然との触れ合いの場(7/7)

区分	番号	名称	所在地
都市公園	251	福田町南一丁目公園	福田町南一丁目 1007
	252	高砂一丁目公園	高砂一丁目 23-1
	253	燕沢中央公園	燕沢東三丁目 301-1 外
	254	新田東中央公園	新田東一丁目 11-1
	255	卸町東二丁目公園	卸町東二丁目 4-1
	256	鶴ヶ谷中央公園	鶴ヶ谷六丁目 1-2 外
	257	七北田川岩切大橋緑地	岩切字東河原 1-1 外
	258	七北田川田子緑地	田子字五平瀬 1-1 外
	259	七北田川岩切緑地	岩切字土手外東 8-1 外
	260	七北田川鶴巻緑地	鶴巻一丁目 1023
	261	榴岡公園	五輪一丁目 301-3 外
	262	高森山公園	岩切字入山 83-1 外
	263	大堤公園	安養寺二丁目地内
	264	与兵衛沼公園	蟹沢 20-1 外
	265	鶴ヶ城公園	松森字内町 31 外
	266	南光台東一丁目緑地	南光台東一丁目 33-2 外
	267	鶴が丘二丁目緑地	鶴が丘二丁目 25-1 外
	268	松森前ヶ沢緑地	松森字前ヶ沢 2-48 外
	269	松陵緑地	松陵一丁目 32-1 外
	270	鶴が丘緑地	鶴が丘一丁目 5-48 外
	271	大久保山緑地	鶴ヶ谷北一丁目 7-76 外
	272	燕沢二丁目緑地	燕沢二丁目 16
	273	高砂二丁目緑地	高砂二丁目 26-2
	274	銀杏町緑地	銀杏町 723
	275	鶴ヶ谷東二丁目緑地	鶴ヶ谷東二丁目 57 外
	276	高砂緑地	高砂一丁目 23-132 外

注) 名称に「*」が記載されている公園は都市計画公園であり、かつ都市公園であることを示す。
 出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 25 年 4 月 仙台市）



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 県緑地環境保全地域
-  : 風致地区
-  : 都市計画公園
-  : 都市公園

出典：1.「自然公園等区域閲覧サービス」(更新日:平成27年4月17日 宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html#tizukara>
 2.「仙台市公園・緑地等配置図」(平成25年4月 仙台市)
 3.「多賀城市公園・緑地等管理図(平成24年度)」(平成24年6月 多賀城市)
 4.「宮城県ホームページ」(更新日 平成28年3月 宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/kasenumap-gaiyou.html>

図 6.1-35 自然との触れ合いの場の分布



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

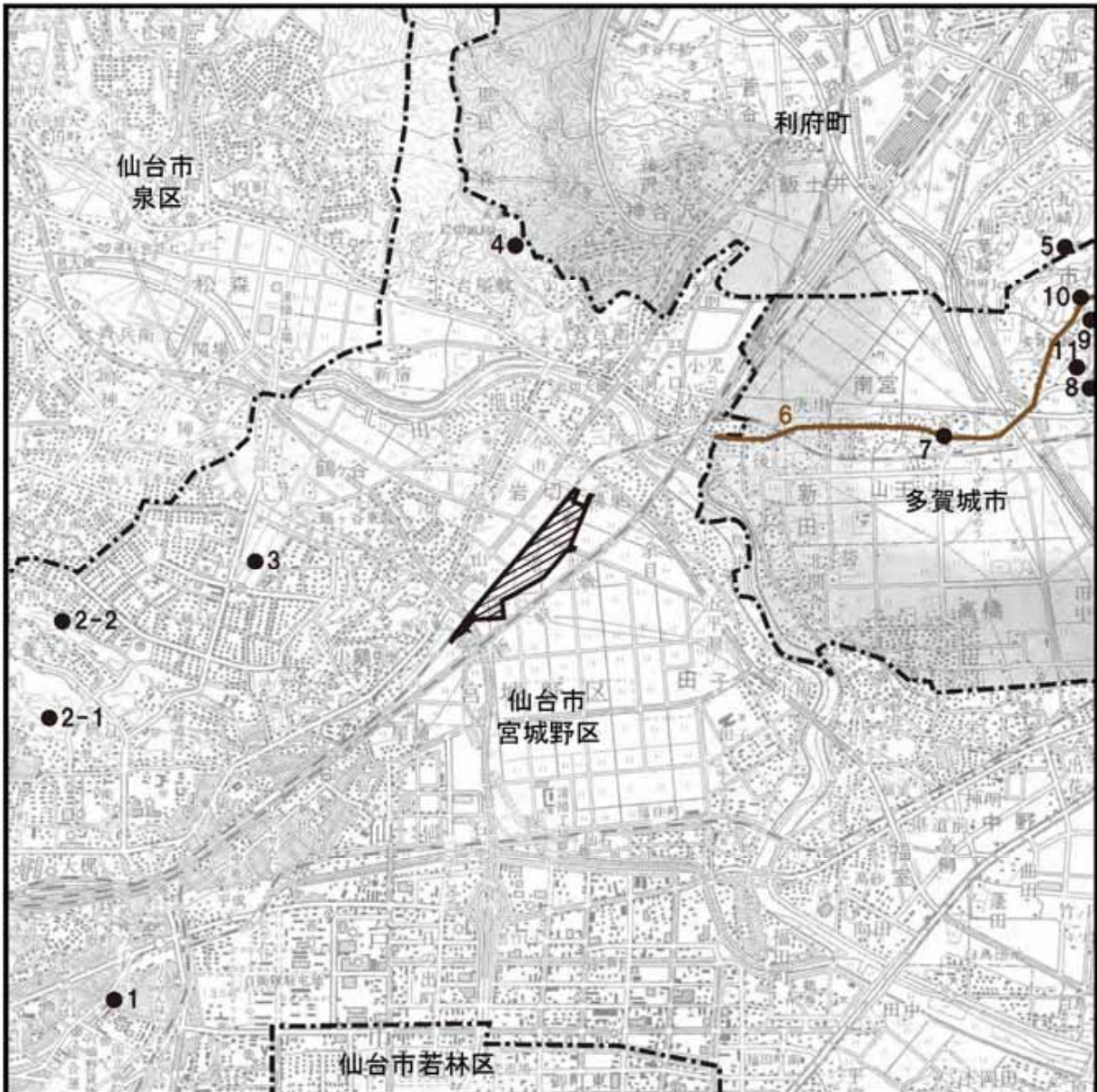


また、「杜の都・仙台 わがまち緑の名所 100 選ガイドブック」(平成 14 年 3 月 仙台市)及び「多賀城市観光協カサイト 日本三大史跡、歌枕(家持・西行・芭蕉)の地を巡る〜いにしえの人々が行き交うまち多賀城〜」(多賀城市観光協会 HP : <http://www.tagakan.jp/>)によると、主要な自然との触れ合いの場としては、表 6.1-101 及び図 6.1-36 に示すとおりであり、苦竹のイチョウ、与兵衛沼・大堤公園周辺等、11 箇所があげられる。




表 6.1-101 自然との触れ合いの場(文献資料)

No.	名称	所在地	背景	地域住民の意識等
1	苦竹のイチョウ	仙台市 宮城野区 银杏町	霊験あらたかな樹齢 1200 年のご神木。樹齢 1200 年以上とも言われている苦竹のイチョウは、天平時代に聖武天皇の乳母の遺言で植えられたという伝説がある巨木。	町名がこの木にちなんで「苦竹」から「银杏町」と変えられたほど、地域の人たちに親しまれている。
2	与兵衛沼 (2-1)・大堤公園 周辺(2-2)	仙台市 宮城野区 蟹沢、安養 寺付近	人工の水辺と自然林が美しい風景を織りなす。与兵衛沼は、仙台藩士鈴木与兵衛が私財を投じて造った灌漑用水用の沼。与兵衛沼や近くの大堤公園一帯は、小高い丘となっており、戦前は豊かな樹林に覆われていた。	与兵衛沼の豊かな緑と水は、地域の人たちに親しまれ、休日には散策を楽しむ人や野鳥を観察する人、釣り人などで賑わう。大堤公園には 3 つの堤があり、水辺にはヨシが茂り、それを取り囲むようにコナラなどによる雑木林が広がり、住民が散策を楽しんでいる。
3	鶴ヶ谷中央公園 周辺	仙台市 宮城野区 鶴ヶ谷六丁 目	大型住宅団地内につくられた野鳥たちの楽園。市内でも早く造成された鶴ヶ谷団地の中央にある公園。	園内には、パーゴラやコンビネーションジムなどの遊具も整っており、地域の子供たちの遊び場にもなっている。鶴ヶ谷中央公園は、地域の人たちに憩いと安らぎを与えてくれる公園である。
4	高森山公園	仙台市 宮城野区 岩切字入山	緑の森に覆われた栄枯盛衰を物語る中世の山城跡。高森山一帯は、奥州藤原氏の滅亡後、源頼朝によって陸奥国の留守職に任命された伊沢将監家景が居城していた中世の山城で、「岩切城」と呼ばれていた。	ソメイヨシノやヒガンザクラなど 460 本あまりのサクラが美しく咲き競う春、鬱蒼とした緑に包まれる夏、紅葉が映える秋、雪景色の市街地を望むことができる冬など、高森山公園は、四季折々の美しさを見せてくれる。
5	加瀬沼	—	江戸時代、八幡の領主天童氏が造った人工のため池。	春の桜、秋の紅葉の時期には多くの市民で賑わいを見せる。
6	塩釜街道	多賀城市 市川・南宮	仙台北下から岩切、南宮、市川を通り塩釜、松島方面に通じる江戸時代の主要な街道。	—
7	山王・南宮板倉	多賀城市 山王・南宮	江戸時代から昭和の初めごろに建てられた板倉が数多く立ち並んでおり、その佇まいは歴史的風景を醸し出しており貴重な文化遺産となっている。	—
8	あやめ園	多賀城市 市川川田屋 場	特別史跡「多賀城跡」の一角に位置するあやめ園には、約 2 万 1 千平方メートルの敷地に、650 種 300 万本のアヤメ、花菖蒲が植えられている。	毎年 6 月下旬から 7 月上旬には、「多賀城跡あやめまつり」が開催され、期間中の週末には様々なイベントが開催され、市民に親しまれている。
9	多賀城跡桜	多賀城市 市川	築地堀に囲まれた中央部には正殿があって、その正殿前の石敷き広場にある 2 本の古木に咲く花は風情があり、見る人々の心を和ませている。	4 月の開花時期には多くの市民が訪れ、花見を楽しむ名所となっている。
10	六月坂桜	多賀城市 市川	六月坂地区は平安時代初期の役所跡で、大規模な掘立柱式の建物 2 棟を中心に、数棟の建物跡が見つかっている。	桜の名所となっており、特にしだれ桜はその楚々とした花が見る人々を楽しませている。
11	多賀城跡 多賀 城南門政庁間道 路(通称：ハギ大 路)	多賀城市 市川	かつて政庁から多賀城南門、そして古代都市多賀城の町へと続いた古代の道「南北大路」があった。	2008 年に市民活動団体・NPO ゲートシティ多賀城が整備し、大路の一部をコスモスやポピーの植栽によって表現された。

出典：「杜の都・仙台 わがまち緑の名所 100 選ガイドブック」(平成 14 年 3 月 仙台市)
「多賀城市観光協カサイト 日本三大史跡、歌枕(家持・西行・芭蕉)の地を巡る
〜いにしえの人々が行き交うまち多賀城〜」(多賀城市観光協会 HP : <http://www.tagakan.jp/>)



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 自然との触れ合いの場

出典：「社の都・仙台 わがまち緑の名所100選ガイドブック」(平成14年3月 仙台市)
 「多賀城市観光協カサイト 日本三大史跡・歌枕(家持・西行・芭蕉)の地を巡る
 ～いにしえの人々が行き交うまち多賀城～」(多賀城市観光協会HP: <http://www.tagakan.jp/>)

図 6.1-36 自然との触れ合いの場の分布
 (法令に基づく指定を受けていない地区)



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

イ その他事業の立地上配慮を要する自然との触れ合いの場

七北田川では、宮城県が「地方特定河川等環境整備事業(水辺の楽校プロジェクト)」として、仙台市の田子、岩切地区や多賀城市の新田地区で、レクリエーション空間、緑地、公園、運動施設の整備などを行っている。

(3) 文化財

調査範囲における指定文化財等の分布状況は、表 6.1-102～表 6.1-105 及び図 6.1-37 に示すとおりである。

調査範囲には、国指定の文化財として、有形文化財(古文書)の「多賀城碑」、特別史跡の「多賀城跡附寺後」、史跡の「岩切城跡」、天然記念物の「苦竹のイチョウ」がある。

なお、計画地内には指定文化財・登録文化財は存在しない。

表 6.1-102 指定文化財の状況(国指定文化財)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
有形文化財(古文書)				
1	多賀城碑	—	多賀城市市川字田屋場	平成 10 年 6 月 30 日
特別史跡				
2	(多賀城跡附寺跡のうち) 多賀城跡	—	多賀城市市川字城前	史跡指定： 大正 11 年 10 月 12 日 特別史跡指定： 昭和 41 年 4 月 11 日
3	(多賀城跡附寺跡のうち) 山王遺跡千刈田地区	—	多賀城市山王字千刈田	最終追加指定： 平成 5 年 9 月 22 日
史跡				
4	岩切城跡	—	仙台市宮城野区岩切字入山ほか	昭和 57 年 8 月 23 日
天然記念物				
5	苦竹のイチョウ	—	仙台市宮城野区銀杏町	大正 15 年 10 月 20 日

出典：「仙台市の指定・登録文化財」(仙台市教育局文化財課)

HP: <http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/shiteidb/index.html>

「多賀城市の文化財」

HP: <https://www.city.tagajo.miyagi.jp/shiseki/bunkazai/>

表 6.1-103 指定文化財の状況(市指定文化財 仙台市)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
有形文化財(建造物)				
6	善応寺開山山堂	1棟	仙台市宮城野区燕沢2丁目3-1	昭和43年2月15日
有形文化財(歴史資料)				
7	原町苦竹の道知るべ石	1基	仙台市宮城野区原町3丁目	昭和52年3月
史跡				
8	善応寺横穴古墳群	—	仙台市宮城野区燕沢2丁目	昭和43年2月15日
9	松森焔硝蔵跡	—	仙台市泉区南光台東2丁目35	昭和62年5月

出典：「仙台市の指定・登録文化財」(仙台市教育局文化財課)

HP: <http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/shiteidb/index.html>

表 6.1-104 指定文化財の状況(市指定文化財 多賀城市)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
史跡				
10	南安楽寺古碑群	—	多賀城市新田字南安楽寺48付近	昭和48年12月18日
11	伏石	1基	多賀城市市川字坂下71	昭和48年12月18日

出典：「多賀城市の文化財」

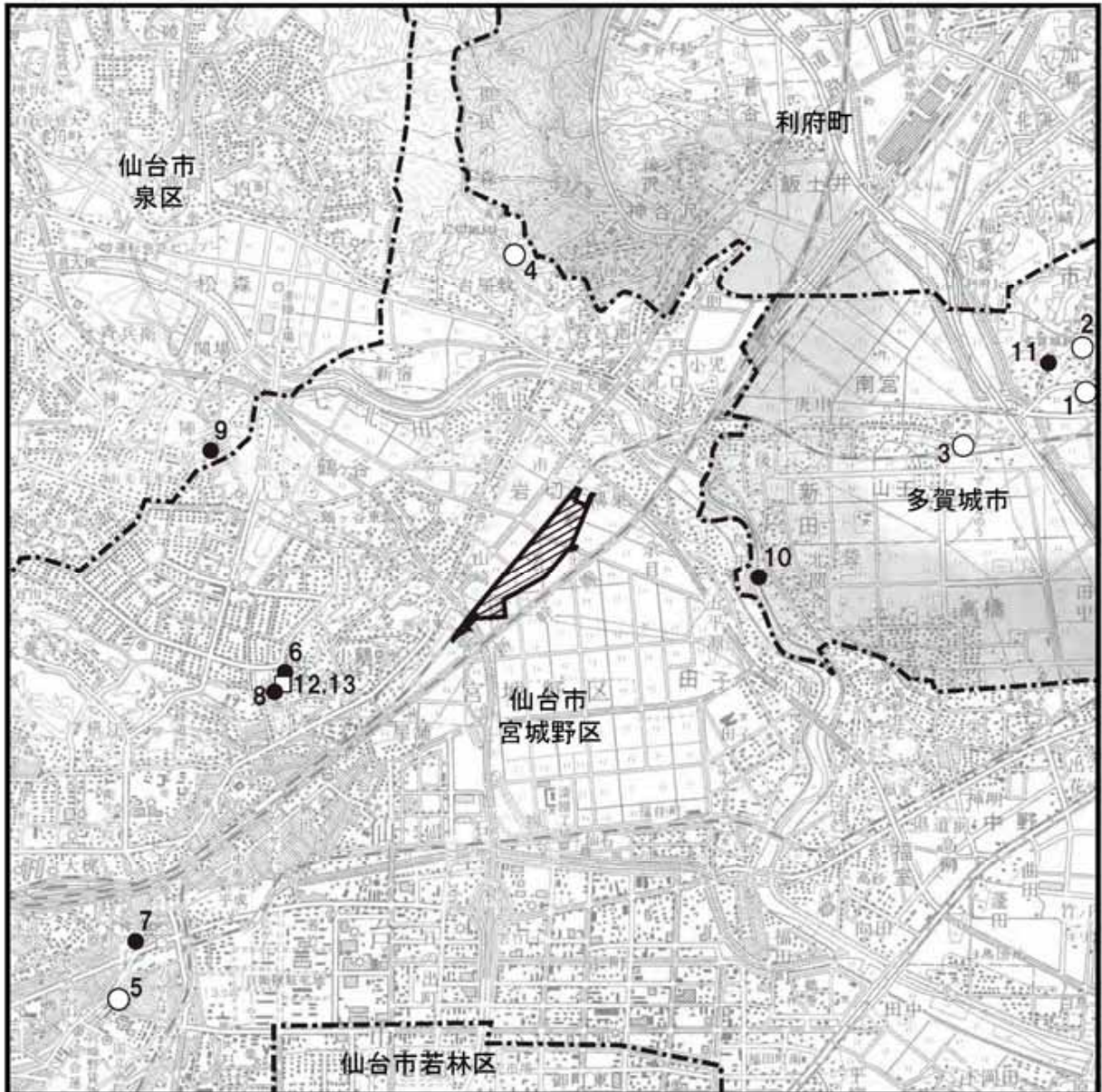
HP: <https://www.city.tagajo.miyagi.jp/shiseki/bunkazai/>

表 6.1-105 登録文化財の状況(市登録文化財 仙台市)






No.	名称	員数	所在地	指定年月日
有形文化財(彫刻)				
12	十一面観音菩薩立像	1軀	仙台市宮城野区燕沢2丁目3-1	平成9年3月25日
13	毘沙門天立像	1軀	仙台市宮城野区燕沢2丁目3-1	平成9年3月25日

出典：「仙台市の指定・登録文化財」(仙台市教育局文化財課)

HP: <http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/shiteidb/index.html>



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 国指定文化財(1~5)
-  : 市指定文化財(6~11)
-  : 市登録文化財(12~13)

出典:「仙台市の指定・登録文化財」(仙台市教育局文化財課) HP:<http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/shiteidb/index.html>
「多賀城市の文化財」 HP:<https://www.city.tagajo.miyagi.jp/shiseki/bunkazai/>

図 6.1-37 文化財の分布状況



S=1:50,000
0 500 1000 2000m

(4) 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況

調査範囲における埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況は、表 6.1-106 及び図 6.1-38 に示すとおりである。

なお、計画地内には埋蔵文化財は存在しない。

表 6.1-106 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況

No.	名称	所在地
仙台市泉区		
1	長岫遺跡	南光台東二丁目
仙台市宮城野区		
2	安養寺下窠跡	東仙台六丁目
3	安養寺中囲窠跡	安養寺三丁目
4	安養寺配水場前窠跡	安養寺三丁目
5	今市遺跡	岩切字三所北
6	岩切畑中遺跡	岩切字稻荷西
7	鴻ノ巣遺跡	岩切字鴻ノ巣
8	神明社窠跡 A 地区	柞江
9	神明社窠跡	柞江
10	大蓮寺窠跡	東仙台六丁目
11	燕沢遺跡	燕沢東 3 丁目ほか
12	鶴巻遺跡	福室字鶴巻
13	東光寺遺跡	岩切字入山・台屋敷
14	洞ノ口遺跡	岩切字洞ノ口・青津目
15	柞江遺跡	柞江
16	与兵衛沼窠跡	小松島新堤ほか
17	岩切城跡	宮城野区岩切字入山ほか
多賀城市		
18	新田遺跡	新田・山王・南宮
19	安楽寺遺跡	新田字上・南安楽寺
20	山王遺跡	山王・南宮・市川
21	特別史跡 山王遺跡	山王字千刈田
22	内館跡	南宮
23	山地田館跡	山王
24	大日北遺跡	高橋字大日北
25	市川橋遺跡	市川・浮島・高崎
26	特別史跡多賀城跡	市川・浮島
27	大日南遺跡	高橋 4 丁目

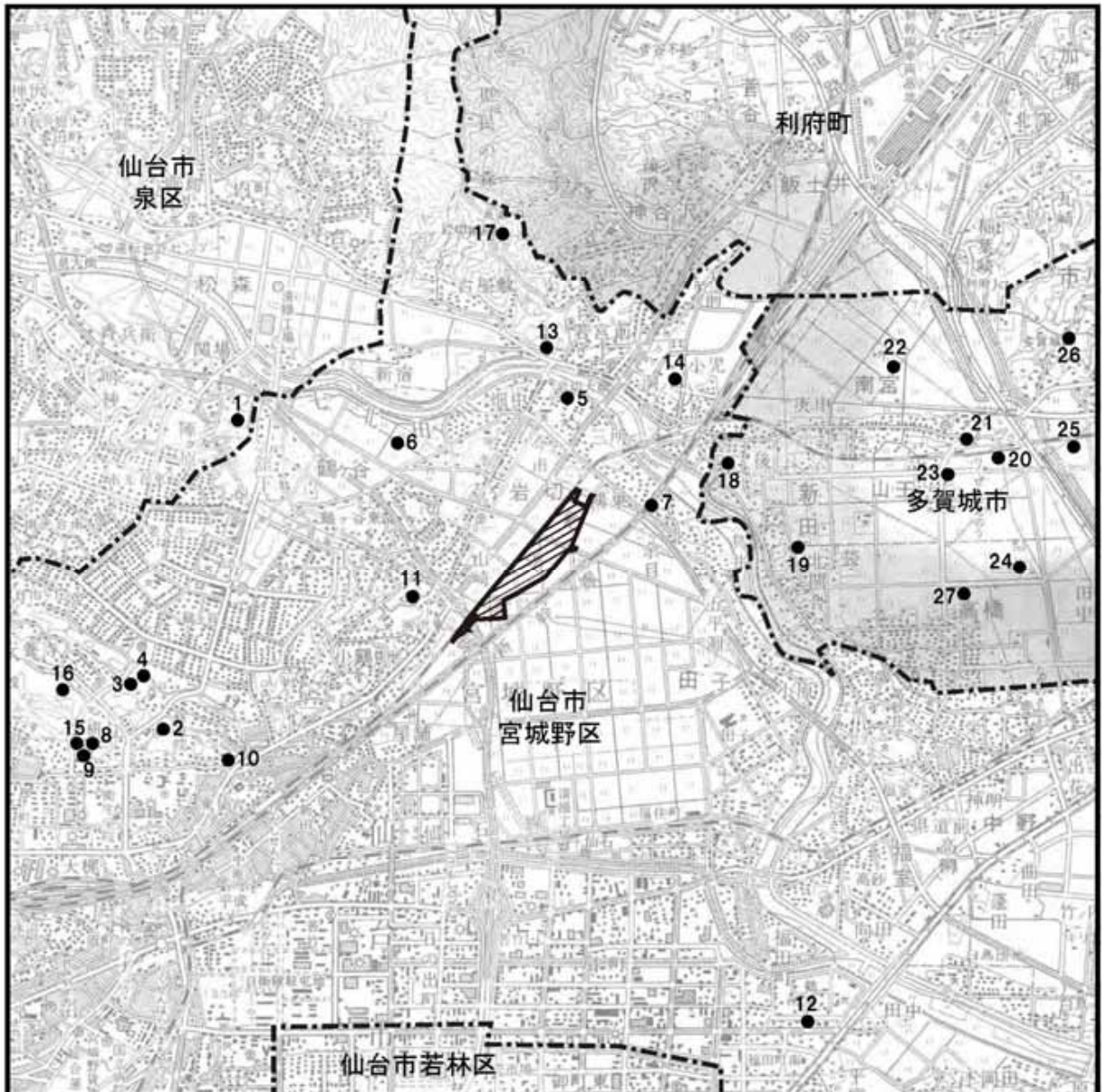
出典：「仙台市の遺跡」（平成 28 年 8 月閲覧 仙台市文化財課）

<http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/isekidb/>




「多賀城市の遺跡」

(更新日 平成 28 年 3 月 24 日 多賀城市教育委員会教育部文化財課, 多賀城市埋蔵文化財調査センター)

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/maibun/shiseki/bunkazai/isekihakkutsu/iseki.html>



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 埋蔵文化財包蔵地(1~27)

出典：「仙台市の遺跡」(平成28年8月閲覧 仙台市文化財課)

<http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/isekidb/>

「多賀城市の遺跡」

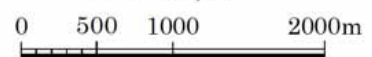
(更新日 平成28年3月24日 多賀城市教育委員会教育部文化財課, 多賀城市埋蔵文化財調査センター)

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/maibun/shiseki/bunkazai/isekihakkutsu/iseki.html>

図 6.1-38 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況



S=1:50,000



6.1.6 その他

(1) 電波障害の状況

計画地は東部田園地域であり、計画地周辺には中高層の建築物が点在する地域である。電波障害に関する苦情について平成 26 年 9 月 24 日に仙台市都市整備局建築指導課に問い合わせたところ、該当する統計は行っていなかった。

(2) 日照障害の状況

計画地は東部田園地域であり、計画地周辺には中高層の建築物が点在する地域である。日照障害に関する苦情について平成 26 年 9 月 24 日に仙台市都市整備局建築指導課に問い合わせたところ、該当する統計は行っていなかった。

(3) 風害の状況

計画地は東部田園地域であり、計画地周辺には中高層の建築物が点在する地域である。風害に関する苦情について平成 26 年 9 月 24 日に仙台市都市整備局建築指導課に問い合わせたところ、該当する統計は行っていなかった。

6.2 社会的状況等

6.2.1 人口及び産業

(1) 人口

平成 26 年 6 月末日の仙台市全体、仙台市宮城野区及び多賀城市の人口・世帯数及び人口密度は表 6.2-1 に示すとおりであり、仙台市全体が人口 1,041,839 人、世帯数 482,757 戸、人口密度 1,326 人/k㎡、仙台市宮城野区が人口 186,441 人、世帯数 87,823 戸、人口密度 3,209 人/k㎡、多賀城市が人口 62,446 人、世帯数 25,627 戸、人口密度 3,178 人/k㎡となっている。

仙台市全体、仙台市宮城野区及び多賀城市の人口及び世帯数の推移は表 6.2-2 及び表 6.2-3 に示すとおりであり、平成 22 年度～平成 26 年までの 5 年間の人口及び世帯数は仙台市全体については増加傾向、仙台市宮城野区及び多賀城市については、平成 22 年から平成 23 年に増加したのち、平成 24 年に一度減少し、平成 25 年、平成 26 年で増加している。また、計画地が位置する宮城野区における一世帯あたりの人員は仙台市全体よりも少なく、平成 26 年度では、宮城野区で 2.13 人となっている。

表 6.2-1 人口・世帯数・人口密度(平成 26 年 6 月末, 住民基本台帳人口)

市町村名	人口(人)			世帯数 (戸)	人口密度 (人/k㎡)
	総数	男	女		
仙台市	1,041,839	505,226	536,613	482,757	1,326
(宮城野区)	186,441	91,452	94,989	87,823	3,209
多賀城市	62,446	31,309	31,137	25,627	3,178

出典：「平成 26 年(2014)6 月末現在 日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

表 6.2-2 人口・世帯数の推移(各年 3 月末, 住民基本台帳人口, 仙台市全体及び仙台市宮城野区)

年次	人口 (人)		世帯数 (戸)		1 世帯あたり人員 (人/戸)	
	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区
平成 22 年	1,010,256	183,307	450,909	83,936	2.24	2.18
平成 23 年	1,011,592	183,397	454,376	84,453	2.23	2.17
平成 24 年	1,020,241	182,457	462,728	84,333	2.20	2.16
平成 25 年	1,029,600	183,905	470,924	85,508	2.19	2.15
平成 26 年	1,036,869	185,484	478,410	86,965	2.17	2.13

出典：「平成 22 年(2010)3 月末 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県企画部統計課)

「平成 23, 24 年(2011, 2012)3 月末現在 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

「平成 25, 26 年(2013, 2014)3 月末現在 日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

表 6.2-3 人口・世帯数の推移(各年3月末, 住民基本台帳人口, 多賀城市)

年次	人口 (人)	世帯数 (戸)	1世帯あたり人員 (人/戸)
平成22年	62,658	24,491	2.56
平成23年	62,289	24,540	2.54
平成24年	61,166	24,200	2.53
平成25年	61,524	24,582	2.50
平成26年	61,756	24,988	2.47

出典：「平成22年(2010)3月末 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県企画部統計課)
 「平成23,24年(2011,2012)3月末現在 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)
 「平成25,26年(2013,2014)3月末現在 日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

仙台市, 仙台市宮城野区及び多賀城市の人口動態の推移は, 表 6.2-4, 表 6.2-5 及び表 6.2-6 に示すとおりである。

平成26年の自然動態は, 仙台市全体で17人の減少, 宮城野区で55人の増加, 多賀城市で15人の増加であった。

平成26年の社会動態は, 仙台市全体で3,361人, 宮城野区で658人, 多賀城市で195人の減少であった。

表 6.2-4 人口動態の推移(仙台市全体)

単位：人

年次	人口増減合計	自然増減			社会増減		
		計	出生	死亡	計	転入	転出
平成22年	-2,613	132	—	—	-2,745	—	—
平成23年	-4,457	-494	708	1,202	-3,963	6,622	10,585
平成24年	-3,872	64	774	710	-3,936	10,937	14,873
平成25年	-4,479	128	770	642	-4,607	10,357	14,964
平成26年	-3,378	-17	711	728	-3,361	11,844	15,205

出典：「平成22年(2010)3月末 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県企画部統計課)
 「平成23,24年(2011,2012)3月末現在 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)
 「平成25,26年(2013,2014)3月末現在 日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

表 6.2-5 人口動態の推移(仙台市宮城野区)

単位：人

年次	人口増減合計	自然増減			社会増減		
		計	出生	死亡	計	転入	転出
平成22年	-530	52	—	—	-582	—	—
平成23年	-950	-134	171	305	-816	1,247	2,063
平成24年	-735	43	169	126	-778	2,069	2,847
平成25年	-894	86	190	104	-980	1,975	2,955
平成26年	-603	55	159	104	-658	2,281	2,939

出典：「平成22年(2010)3月末 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県企画部統計課)
 「平成23,24年(2011,2012)3月末現在 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)
 「平成25,26年(2013,2014)3月末現在 日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

表 6.2-6 人口動態の推移(多賀城市)

単位：人

年次	人口増減合計	自然増減			社会増減		
		計	出生	死亡	計	転入	転出
平成 22 年	-223	0	—	—	-223	—	—
平成 23 年	-491	-106	40	146	-385	286	671
平成 24 年	-279	13	52	39	-292	523	815
平成 25 年	-177	11	50	39	-188	632	820
平成 26 年	-180	15	55	40	-195	639	834

出典：「平成 22 年(2010)3 月末 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県企画部統計課)
 「平成 23, 24 年(2011, 2012)3 月末現在 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)
 「平成 25, 26 年(2013, 2014)3 月末現在 日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

計画地が位置する地域の人口等について、岩切小学校区をみると、表 6.2-7、図 6.2-1 に示すように、平成 16 年に比べ平成 25 年においては人口が増加しており、特に 0～9 歳、35～44 歳及び 80 歳以上の人口増加が大きい。また、表 6.2-8 に示すように、岩切小学校区における世帯の構成員数は仙台市全体及び仙台市宮城野区より多い、2.50 人/世帯となっている。高齢化率は、仙台市全体より低く、宮城野区より高い 18.93%であった。なお、岩切小学校の通学区域は図 6.2-2 に示すとおりである。

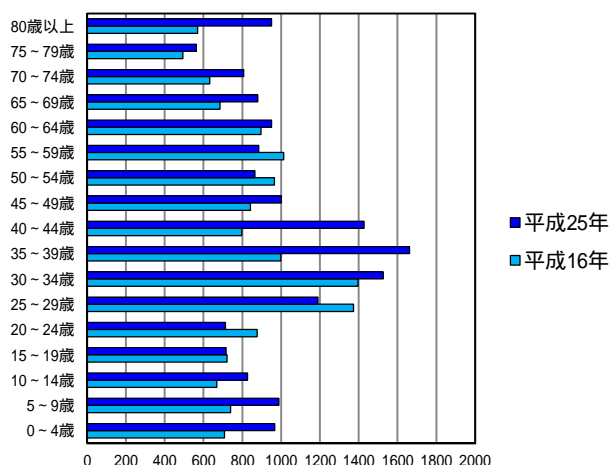
表 6.2-7 年代別人口

単位：人

小学校区	年	合計	0～4 歳	5～9 歳	10～14 歳	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳
岩切	平成 16 年	14,382	708	739	669	721	876	1,374	1,397	999
小学校区	平成 25 年	16,924	967	989	827	716	714	1,190	1,527	1,662

小学校区	年	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80 歳以上
岩切	平成 16 年	798	842	966	1014	897	686	633	494	569
小学校区	平成 25 年	1,428	1,000	865	885	951	880	808	564	951

出典：地域情報ファイル(仙台市 HP：<http://www.city.sendai.jp/manabu/chiiki/keikaku/index.html>)



岩切小学校区

出典：地域情報ファイル(仙台市 HP：<http://www.city.sendai.jp/manabu/chiiki/keikaku/index.html>)

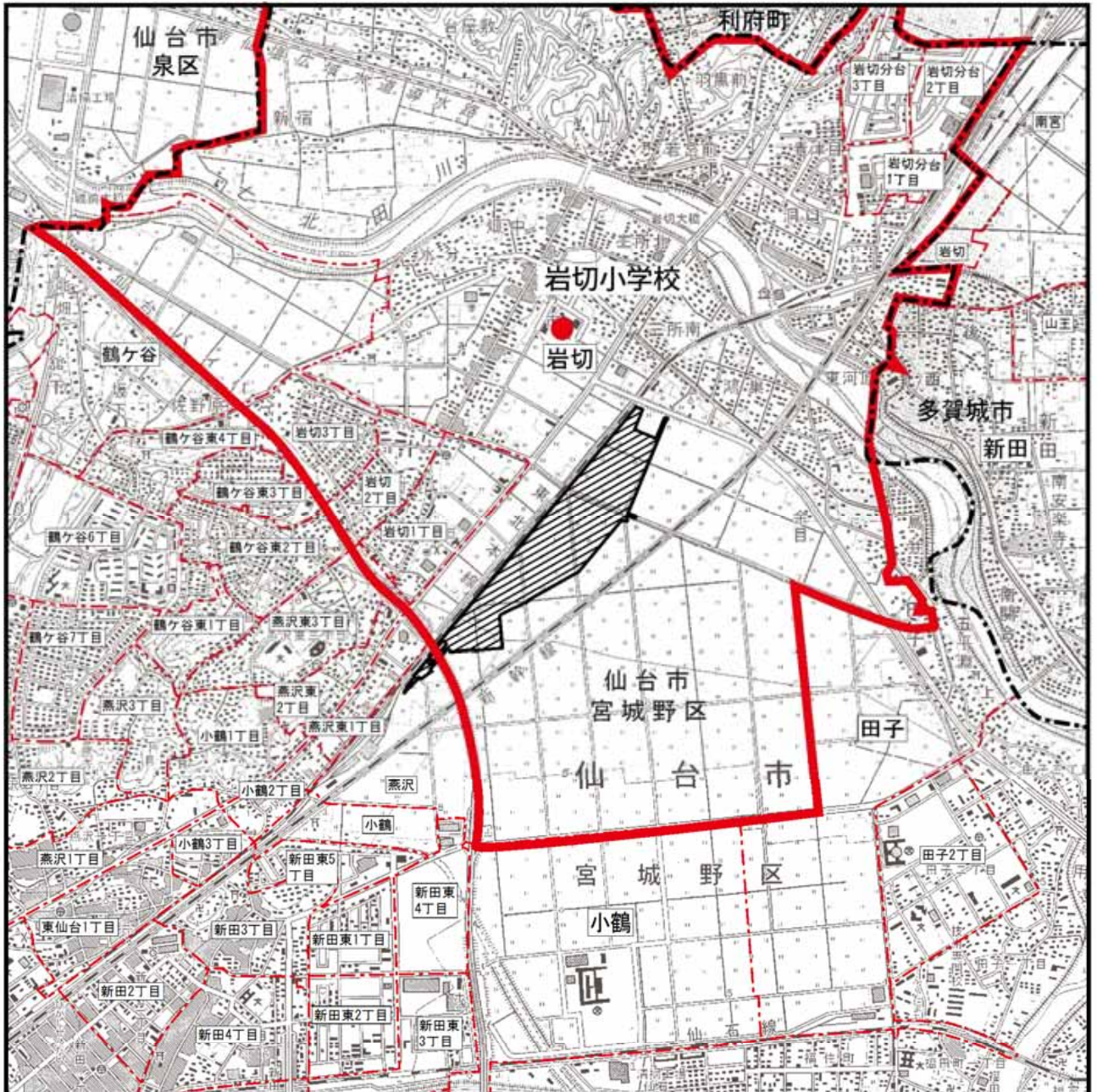
図 6.2-1 年代別人口

表 6.2-8 世帯と高齢化の状況




区分	岩切小学校区		
	岩切小学校区	宮城野区	仙台市
世帯数	6,759	87,137	475,400
構成員数	2.50	2.19	2.18
65歳以上人口	3,203	33,308	222,002
うち75歳以上人口	1,515	15,956	106,565
高齢化率	18.93	17.99	21.44

出典：地域情報ファイル

(仙台市 HP：<http://www.city.sendai.jp/manabu/chiiki/keikaku/index.html>)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  : 小学校
-  : 小学校通学区域

出典：「仙台市立小学校中学校通学区域図」（平成25年4月 仙台市）

図 6.2-2 岩切小学校通学区域図



S=1:25,000
0 250 500 1000m

(2) 産業

ア 産業分類別就業者数

仙台市及び多賀城市の産業分類別就業者数及び産業分類構成比は、表 6.2-9 及び表 6.2-10 に示すとおりである。

仙台市の平成 22 年における全就業者数は 459,480 人で、第一次産業 4,005 人(0.87%)、第二次産業 67,162 人(14.6%)、第三次産業 388,313 人(84.5%)、他に分類されない公務 17,816 人(3.88%)となっている。産業分類別就業者数の割合は、第三次産業が最も高く、次いで第二次産業であり、第一次産業は 1%程度である。また、平成 17 年からの就業者の割合の推移をみると、第一次・第二次産業が減少している。第一次～第三次産業の産業分類別の推移においても、就業者数が増加しているのは、第二次産業の「鉱業、採石業、砂利採取業」(増加率 32.6%)、次いで第三次産業の「医療、福祉」(増加率 19.1%)で、第三次産業の「複合サービス事業」は-51.8%と大きく減少している。

表 6.2-9 産業分類別就業者数及び産業分類構成比(仙台市)

産業分類(大分類)		平成 22 年		平成 17 年		平成 17 年 ～平成 22 年
		就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	増加率(%) (※)
第一次 産業	農業、林業	3,946	0.86	4,880	1.05	-19.1
	漁業	59	0.01	113	0.02	-47.8
	小計	4,005	0.87	4,993	1.07	-19.8
第二次 産業	鉱業、採石業、砂利採取業	61	0.01	46	0.01	32.6
	建設業	37,336	8.13	43,868	9.44	-14.9
	製造業	29,765	6.48	28,840	6.21	3.2
	小計	67,162	14.6	72,754	15.7	-7.7
第三次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3,967	0.86	3,429	0.74	15.7
	情報通信業	16,695	3.63	15,761	3.39	5.9
	運輸業、郵便業	26,850	5.84	24,383	5.25	10.1
	卸売業、小売業	97,709	21.3	108,420	23.3	-9.9
	金融業、保険業	14,705	3.20	13,914	2.99	5.7
	不動産業、物品賃貸業	12,562	2.73	12,675	2.73	-0.9
	学術研究、専門・技術サービス業	18,408	4.01	17,436	3.75	5.6
	宿泊業、飲食サービス業	32,172	7.00	32,551	7.00	-1.2
	生活関連サービス業、娯楽業	17,473	3.80	18,141	3.90	-3.7
	教育、学習支援業	28,914	6.29	28,611	6.16	1.1
	医療、福祉	49,176	10.7	41,284	8.88	19.1
	複合サービス事業	1,939	0.42	4,022	0.87	-51.8
	サービス業(他に分類されないもの)	34,555	7.52	38,759	8.34	-10.8
	公務(他に分類されるものを除く)	17,816	3.88	18,195	3.92	-2.1
分類不能の産業	15,372	3.35	9,392	2.02	63.7	
小計	388,313	84.5	386,973	83.3	0.3	
合計	459,480	100.00	464,720	100.0	-1.1	

※：(増加率) = (平成 22 年就業者数 - 平成 17 年就業者数) / (平成 17 年就業者数) × 100

出典：「平成 17 年、平成 22 年国勢調査」(総務省統計局)

多賀城市の平成 22 年における全就業者数は 29,930 人で、第一次産業 326 人(1.09%)、第二次産業 6,028 人(20.1%)、第三次産業 23,576 人(78.8%)、他に分類されない公務 2,677 人(8.94%)となっている。産業分類別就業者数の割合は、第三次産業が最も高く、次いで第二次産業であり、第一次産業は 1%程度である。また、平成 17 年からの就業者の割合の推移をみると、第一次・第二次・第三次産業のすべての産業について減少している。第一次～第三次産業の産業分類別の推移においても、就業者数が増加しているのは、第三次産業の「学術研究、専門、技術サービス業」(増加率 15.8%)、次いで第三次産業の「医療、福祉」(増加率 11.2%)で、第二次産業の「鉱業、採石業、砂利採取業」は-88.9%と大きく減少している。

表 6.2-10 産業分類別就業者数及び産業分類構成比(多賀城市)

産業分類(大分類)		平成 22 年		平成 17 年		平成 17 年 ～平成 22 年
		就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	増加率(%) (※)
第一次 産業	農業、林業	303	1.01	450	1.48	-32.7
	漁業	23	0.08	-	-	-
	小計	326	1.09	450	1.48	-27.6
第二次 産業	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.00	9	0.03	-88.9
	建設業	2,656	8.87	3,132	10.3	-15.2
	製造業	3,371	11.3	3,168	10.4	6.4
	小計	6,028	20.1	6,309	20.7	-4.5
第三次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	270	0.90	262	0.86	3.1
	情報通信業	483	1.61	621	2.04	-22.2
	運輸業、郵便業	2,714	9.07	2,629	8.64	3.2
	卸売業、小売業	5,504	18.4	6,141	20.2	-10.4
	金融業、保険業	571	1.91	621	2.04	-8.1
	不動産業、物品賃貸業	498	1.66	522	1.72	-4.6
	学術研究、専門・技術サービス業	834	2.79	720	2.37	15.8
	宿泊業、飲食サービス業	1,607	5.37	1,504	4.94	6.8
	生活関連サービス業、娯楽業	1,030	3.44	1,036	3.41	-0.6
	教育、学習支援業	1,160	3.88	1,171	3.85	-0.9
	医療、福祉	2,543	8.50	2,286	7.51	11.2
	複合サービス事業	155	0.52	225	0.74	-31.1
	サービス業(他に分類されないもの)	2,053	6.86	2,233	7.34	-8.1
	公務(他に分類されるものを除く)	2,677	8.94	3,224	10.6	-17.0
	分類不能の産業	1,477	4.93	468	1.54	215.6
小計	23,576	78.8	23,663	77.8	-0.4	
合計	29,930	100.00	30,422	100.0	-1.6	

※：(増加率) = (平成 22 年就業者数-平成 17 年就業者数)/(平成 17 年就業者数)×100

出典：「平成 17 年、平成 22 年国勢調査」(総務省統計局)

イ 農業

仙台市及び多賀城市の農家人口・農家数の推移は表 6.2-11 及び表 6.2-12 に、経営耕地面積別農家数の推移は表 6.2-13 及び表 6.2-14 に示すとおりである。

仙台市の平成 22 年における農家人口は 13,888 人、総農家数は 4,050 戸、そのうち専業農家 528 戸(13.0%)、第一種兼業農家 334 戸(8.2%)、第二種兼業農家 2,193 戸(54.1%)となっている。

多賀城市の平成 22 年における農家人口は 1,146 人、総農家数は 334 戸、そのうち専業農家 42 戸(12.6%)、第一種兼業農家 20 戸(6.0%)、第二種兼業農家 181 戸(54.2%)となっている。

仙台市の平成 12 年からの推移をみると、農家人口及び農家総数は、減少傾向にある。また、経営耕地面積別農家数の推移を見ると、5ha 未満の農家は減少し、5ha 以上の農家は増加している。平成 22 年の 5ha 以上の農家数は 122 戸と、平成 12 年(87 戸)に比して約 1.4 倍増加している。

多賀城市の平成 12 年からの推移をみると、農家人口及び農家総数は、減少傾向にある。また、経営耕地面積別農家数の推移を見ると、3ha 未満の農家は減少し、3～5ha の農家は横ばい、5ha 以上の農家は増加している。平成 22 年の 5ha 以上の農家数は 6 戸と、平成 12 年(2 戸)に比して 3 倍増加している。

表 6.2-11 農家人口・農家数の推移(仙台市)

年次	農家人口 (人)	農家数(戸)					
		総数	自給的 農家	販売農家			
				総数	専業	兼業	
						第一種	第二種
平成 12 年	26,898	5,341	1,019	4,322	497	490	3,335
平成 17 年	21,517	4,627	959	3,668	531	545	2,592
平成 22 年	13,888	4,050	995	3,055	528	334	2,193

出典：「2000 年世界農林業センサス」(農林水産省)
「2005 年農林業センサス」(農林水産省)
「2010 年世界農林業センサス」(農林水産省)

表 6.2-12 農家人口・農家数の推移(多賀城市)

年次	農家人口 (人)	農家数(戸)					
		総数	自給的 農家	販売農家			
				総数	専業	兼業	
						第一種	第二種
平成 12 年	2,032	382	71	311	24	40	247
平成 17 年	1,903	378	91	287	32	17	238
平成 22 年	1,146	334	91	243	42	20	181

出典：「2000 年世界農林業センサス」(農林水産省)
「2005 年農林業センサス」(農林水産省)
「2010 年世界農林業センサス」(農林水産省)

表 6.2-13 経営耕地面積別農家数の推移(仙台市)

単位:戸

年次	0.5ha 未満	0.5~1ha	1~2ha	2~3ha	3~5ha	5ha 以上
平成 12 年	747	1,322	1,334	533	299	87
平成 17 年	589	1,049	1,156	461	288	125
平成 22 年	475	827	985	374	272	122

出典：「2000 年世界農林業センサス」(農林水産省)
 「2005 年農林業センサス」(農林水産省)
 「2010 年世界農林業センサス」(農林水産省)

表 6.2-14 経営耕地面積別農家数の推移(多賀城市)

単位:戸

年次	0.5ha 未満	0.5~1ha	1~2ha	2~3ha	3~5ha	5ha 以上
平成 12 年	47	97	98	51	16	2
平成 17 年	42	93	93	39	15	5
平成 22 年	33	83	74	31	16	6

出典：「2000 年世界農林業センサス」(農林水産省)
 「2005 年農林業センサス」(農林水産省)
 「2010 年世界農林業センサス」(農林水産省)

ウ 製造業

仙台市全体及び多賀城市の従業者 4 人以上の事業所の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移は表 6.2-15 及び表 6.2-16 に、平成 26 年における業種別(中分類)の事業所数・従業者数及び製造品出荷額等は表 6.2-17 及び表 6.2-18 に示すとおりである。

平成 26 年における仙台市全域の事業所数は 518 所、従業者数は 15,486 人、製造品出荷額等は約 1 兆 884 億円となっている。平成 22 年からの推移を見ると、平成 26 年の事業所数、従業者数は平成 22 年から減少しており、製造品出荷額等は平成 23 年に大きく減少し、その後増加に転じている。

また、平成 26 年における多賀城市の事業所数は 35 所、従業者数 2,196 人、製造品出荷額等約 685 億円となっている。平成 22 年からの推移を見ると、事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は平成 24 年にかけて減少し、その後従業者数及び製造品出荷額等は増加傾向である。

業種別(中分類)にみると、事業所数は仙台市全体及び仙台市宮城野区において「印刷・同関連業」、多賀城市において「食料品製造業」が最も多い結果であった。従業者数は仙台市全体が「印刷・同関連業」、仙台市宮城野区及び多賀城市が「食料品製造業」が最も多い結果であった。製造品出荷額は仙台市全体は「石油製品・石炭製品製造業」、仙台市宮城野区が「印刷・同関連業」、多賀城市は「食料品製造業」が最も多い結果であった。

表 6.2-15 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移(4 人以上の事業所, 仙台市)

年次	事業所(所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
平成 22 年	556	17,234	96,320,576
平成 23 年	603	15,958	46,190,775
平成 24 年	546	16,059	94,429,460
平成 25 年	532	15,756	101,521,339
平成 26 年	518	15,486	108,836,279

出典：「工業統計調査 平成 22 年～平成 26 年」(経済産業省 大臣官房 調査統計グループ)

表 6.2-16 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移(4 人以上の事業所, 多賀城市)

年次	事業所(所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
平成 22 年	46	2,341	7,838,445
平成 23 年	36	2,298	5,909,054
平成 24 年	33	1,486	3,530,584
平成 25 年	37	2,035	6,452,642
平成 26 年	35	2,196	6,845,916

出典：「工業統計調査 平成 22 年～平成 26 年」(経済産業省 大臣官房 調査統計グループ)

表 6.2-17 業種別(中分類)事業所数・従業者数及び製造品出荷額等
(平成 26 年,仙台市全体及び仙台市宮城野区)

業種	事業所(所)		従業者数(人)		製造品出荷額等(万円)	
	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区
食料品製造業	95	27	3,986	1,150	6,685,710	2,694,211
飲料・たばこ・飼料製造業	10	3	431	228	5,902,536	5,274,031
繊維工業	22	5	327	62	252,842	52,308
木材・木製品製造業(家具を除く)	2	-	15	-	X	-
家具・装備品製造業	20	8	315	232	465,050	400,477
パルプ・紙・紙加工品製造業	16	7	232	125	197,072	X
印刷・同関連業	133	31	3,456	859	8,034,871	2,145,444
化学工業	14	7	445	81	1,592,900	411,501
石油製品・石炭製品製造業	3	2	377	364	65,589,361	X
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	13	5	186	66	264,495	76,813
ゴム製品製造業	2	1	215	203	X	X
窯業・土石製品製造業	24	8	941	96	2,513,476	541,862
鉄鋼業	10	8	546	518	9,211,971	X
金属製品製造業	49	18	814	453	1,651,705	1,210,129
はん用機械器具製造業	8	4	228	141	281,499	180,537
生産用機械器具製造業	16	5	279	47	295,745	56,476
業務用機械器具製造業	9	1	167	4	214,129	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	8	-	746	-	1,706,085	-
電気機械器具製造業	28	7	947	266	1,911,099	592,581
情報通信機械器具製造業	1	-	434	-	X	-
輸送用機械器具製造業	8	5	167	132	370,471	342,738
その他の製造業	27	9	232	62	238,133	62,651
計	518	161	15,486	5,089	108,836,279	89,261,875

注) Xは、発表に差し支えるものとして公表はされていないもの。

出典：「工業統計調査 平成 26 年」(経済産業省 大臣官房 調査統計グループ)

表 6.2-18 業種別(中分類)事業所数・従業者数及び製造品出荷額等(平成 26 年, 多賀城市)

業種	事業所(所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
食料品製造業	5	741	1,317,651
繊維工業	1	27	X
家具・装備品製造業	2	8	X
パルプ・紙・紙加工品製造業	4	65	151,283
印刷・同関連業	1	28	X
化学工業	4	110	388,619
石油製品・石炭製品製造業	2	19	X
窯業・土石製品製造業	1	8	X
鉄鋼業	1	30	X
金属製品製造業	6	84	123,535
生産用機械器具製造業	1	8	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	3	675	2,880,839
電気機械器具製造業	3	389	1,170,505
その他の製造業	1	4	X
計	35	2,196	6,845,916

注) Xは、発表に差し支えるものとして公表はされていないもの。

出典：「工業統計調査 平成 26 年」(経済産業省 大臣官房 調査統計グループ)

工 商業

仙台市全体と仙台市宮城野区及び多賀城市の卸売業・小売業の商店数、従業者数及び年間商品販売額の推移は、表 6.2-19 及び表 6.2-20 に示すとおりである。

平成 26 年において、事業所数は、仙台市全域で 9,714、計画地が位置する仙台市宮城野区で 1,966、多賀城市で 343、従業者数は、仙台市全域で 91,334 人、仙台市宮城野区で 20,501 人、多賀城市で 2,676 人、年間商品販売額は、仙台市全域で約 7 兆 9,188 億円、仙台市宮城野区で約 1 兆 6,967 億円、多賀城市で約 1,047 億円となっている。

仙台市及び仙台市宮城野区、多賀城市における平成 14 年からの推移をみると、事業所数は、年々減少している。従業者数は、概ね横ばい傾向から平成 26 年に減少している。年間商品販売額は、概ね横ばい傾向であり、宮城野区や多賀城市では平成 16 年以降増加傾向にある。

表 6.2-19 卸売業・小売業の商店数・従業者数
及び年間商品販売額の推移(仙台市及び仙台市宮城野区)

年次	事業所数		従業者数(人)		年間商品販売額 (百万円)	
	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区
平成 14 年	14,064	2,739	129,100	26,153	8,471,472	1,582,223
平成 16 年	13,650	2,575	122,673	25,008	7,836,820	1,502,340
平成 19 年	12,757	2,398	124,725	26,338	8,191,165	1,618,971
平成 26 年	9,714	1,966	91,334	20,501	7,918,846	1,696,686

出典：「平成 14, 16, 19, 26 年商業統計調査結果」(宮城県統計課)

表 6.2-20 卸売業・小売業の商店数・従業者数
及び年間商品販売額の推移(多賀城市)

年次	事業所数	従業者数(人)	年間商品販売額 (百万円)
平成 14 年	630	5,267	109,164
平成 16 年	595	5,044	91,723
平成 19 年	533	4,973	97,775
平成 26 年	343	2,676	104,661

出典：「平成 14, 16, 19, 26 年商業統計調査結果」(宮城県統計課)

6.2.2 土地利用

(1) 土地利用状況

仙台市及び多賀城市における地目別面積の推移は表 6.2-21 及び表 6.2-22 に示すとおりである。平成 26 年の仙台市の総面積は 78,630ha であり、地目別面積は森林が 45,347ha(58%)と最も多く、次いで宅地 12,909ha(16%)、その他 6,435ha(8%)となっている。平成 22 年からの推移を見ると、宅地は増加傾向にあり、農地は平成 23 年に一度減少したが、平成 24 年以降増加傾向にある。

平成 26 年の多賀城市の総面積は 1,969ha であり、地目別面積は宅地が 874ha(44%)と最も多く、次いでその他 358ha(18%)、農地 344ha(17%)となっている。平成 22 年からの推移を見ると、平成 23 年に宅地や農地が減少したが、その後平成 25 年にかけて増加した。

計画地及びその周辺の土地利用は、図 6.2-3 に示すとおりである。

計画地は、JR 東北本線の路線と JR 東北新幹線の路線の間に位置し、土地利用は田である。計画地周辺の土地利用は田と一般住宅地区である。

表 6.2-21 地目別面積の推移(仙台市)

単位：ha

年次	合計	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
H22	78,354	6,591	45,393	5	2,580	4,986	12,636	6,163
H23	78,585	4,660	45,378	3	2,489	4,953	12,692	8,410
H24	78,585	4,810	45,387	3	2,497	4,963	12,724	8,201
H25	78,585	5,830	45,367	3	2,590	4,998	12,846	6,951
H26	78,630	6,230	45,347	3	2,608	5,098	12,909	6,435

注 1) 農地欄の平成 22 年値は農用地(田・畑・採草放牧地)、平成 23 年～26 年値は農地(田・畑)の面積。

注 2) 原野等欄の平成 22 年値は原野、平成 23 年～26 年値は原野等(原野・採草牧草地)の面積

出典：「平成 23～27 年版宮城県統計年鑑 2011～2015」(宮城県)

表 6.2-22 地目別面積の推移(多賀城市)

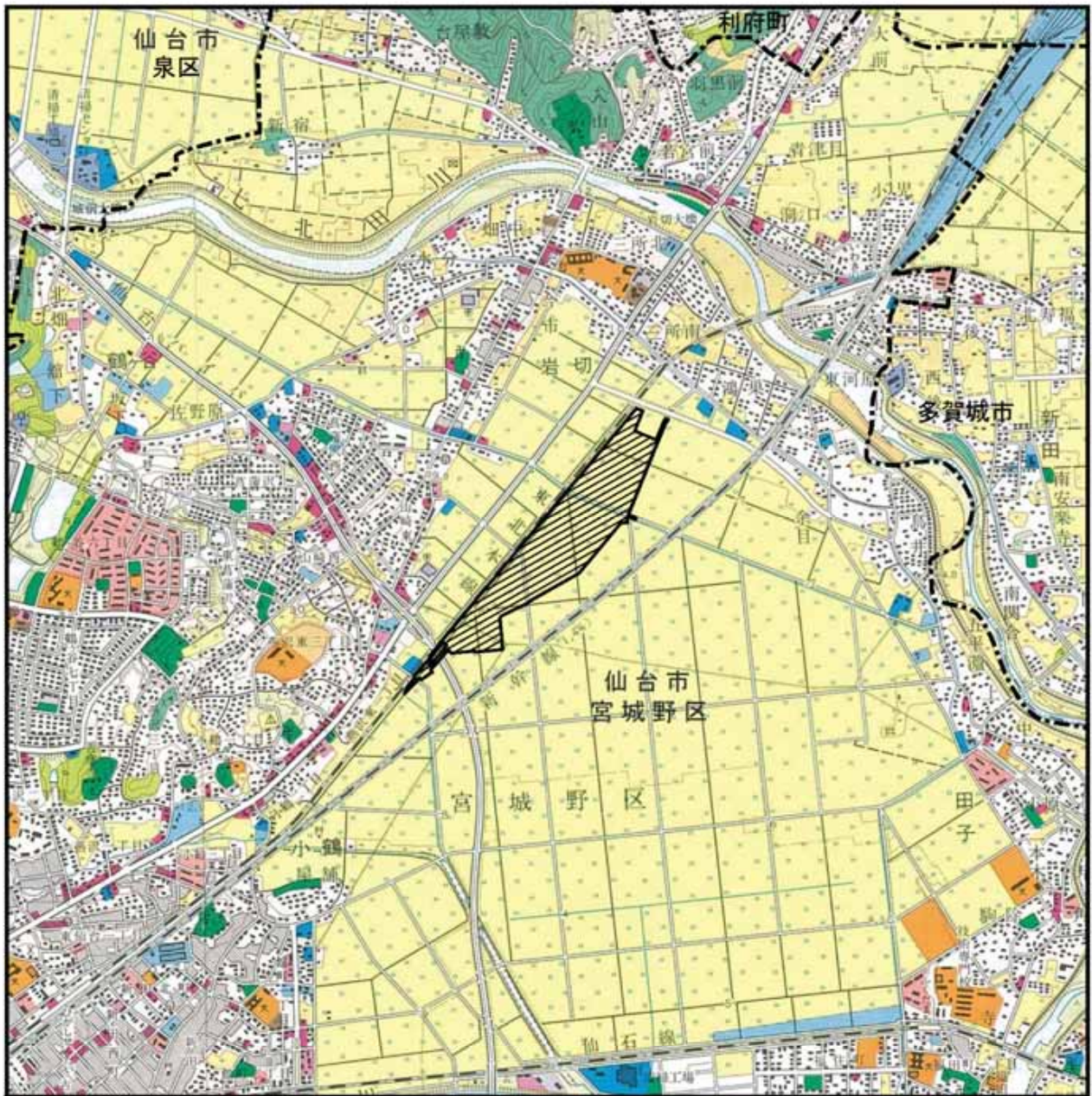
単位：ha

年次	合計	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
H22	1,965	365	59	0	123	207	865	346
H23	1,965	322	59	0	121	210	598	655
H24	1,965	355	59	0	123	211	598	619
H25	1,965	358	59	0	124	213	874	337
H26	1,969	344	59	0	123	211	874	358

注 1) 農地欄の平成 22 年値は農用地(田・畑・採草放牧地)、平成 23 年～26 年値は農地(田・畑)。

注 2) 原野等欄の平成 22 年値は原野、平成 23 年～26 年値は原野等(原野・採草牧草地)の面積

出典：「平成 23～27 年版宮城県統計年鑑 2011～2015」(宮城県)



凡例

- | | | | | |
|---|---|--|--|--|
|  : 計画地 |  一般住宅地区 |  公共業務地区 |  空地 |  人工林 |
|  : 市町・区境界線 |  中高層住宅地区 |  文教地区 |  改良工事中の区域 |  普通林 |
|  : 町丁目界 |  商業地区 |  厚生地区 | |  広葉樹林 |
| |  業務地区 |  公園緑地 | |  針葉樹林 |
| |  工業地区 |  運動競技施設 | | |
| | |  運輸流通施設 | | |
| | |  供給処理施設 | | |

出典：「2万5千分の1 土地利用図仙台」（平成4年10月 国土地理院）

図 6.2-3 土地利用図



S=1:25,000

0 250 500 1000m

(2) 用途地域

仙台市全体及び多賀城市における都市計画区域の面積は表 6.2-23 に、また、調査範囲の用途地域の指定状況は図 6.2-4 に示すとおりである。

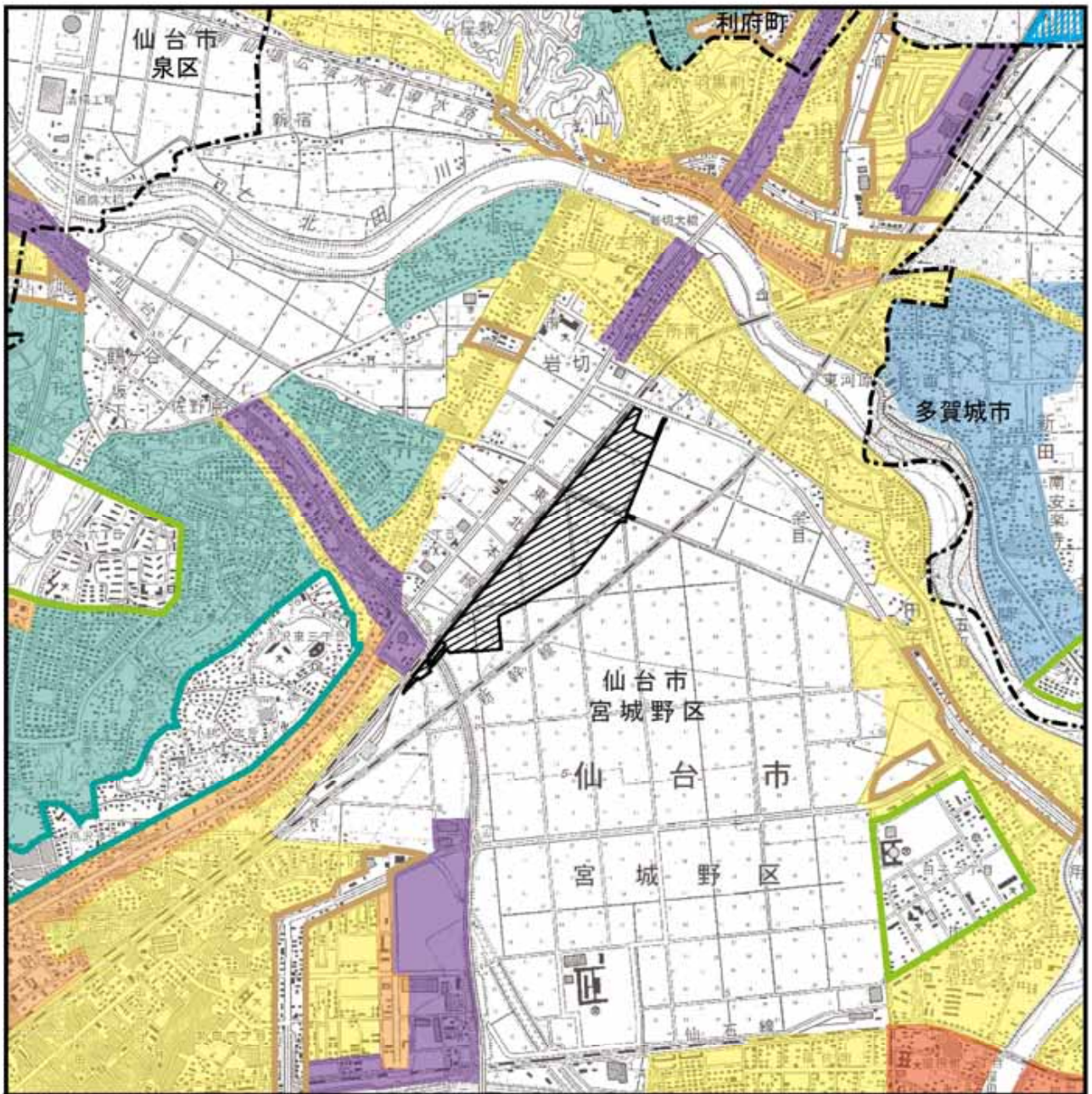
計画地は、図 6.2-4 に示すとおり、市街化調整区域である。

表 6.2-23 都市計画区域面積の現況等(平成 22 年 5 月 31 日現在)



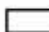
単位：ha

種別		仙台市	多賀城市
都市計画区域		44,293	1,965
市街化調整区域		26,400	632
市街化区域		17,893	1,333
用途地域	第一種低層住居専用地域	5,432.2	89.2
	第二種低層住居専用地域	5.9	95.8
	第一種中高層住居専用地域	744.5	393.3
	第二種中高層住居専用地域	1,532.7	22.3
	第一種住居地域	2,808.2	267.4
	第二種住居地域	2,561.6	29.7
	準住居地域	64.4	23.7
	近隣商業地域	949.7	36.4
	商業地域	937.0	45.9
	準工業地域	1,136.6	24.1
	工業地域	417.7	140.6
	工業専用地域	1,302.0	164.3
	計	17,892.5	1,332.7











出典：「宮城の都市計画(資料編)都市計画決定状況等 概要版」
(平成 22 年 5 月 31 日現在 宮城県土木部都市計画課)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 市街化調整区域

市街化区域

- | | |
|------|---|
| 用途地域 |  第一種低層住居専用地域 |
| |  第二種低層住居専用地域 |
| |  第一種中高層住居専用地域 |
| |  第二種中高層住居専用地域 |
| |  第一種住居地域 |
| |  第二種住居地域 |
| |  近隣商業地域 |
| |  商業地域 |
| |  準工業地域 |
| |  工業地域 |

出典：「仙台市都市計画総括図」（平成28年3月 仙台市）
 「仙塩広域都市計画統括図」（平成28年3月 宮城県）

図 6.2-4 都市計画区域図



S=1:25,000
 0 250 500 1000m

(3) 周辺開発計画等

調査範囲において、計画、または事業中の土地区画整理事業及び都市計画道路は、表 6.2-24 及び図 6.2-5 に示すとおり、土地区画整理事業は、田子西地区(事業中)で行われている。調査範囲において、市街地再開発事業は行われていない。

表 6.2-24 土地区画整理事業地区の一覧表

地区名	施行面積 (ha)	施行期間 (年度)	総事業費 (百万円)
田子西	16.3	平成 21 年～平成 27 年	3,733

出典：「土地区画整理事業地区の一覧表(区別・換地処分順)」
(平成 27 年 12 月 1 日 仙台市都市整備局区画整理課)



ア 土地区画整理事業

田子西地区

本事業は JR 仙石線の北側に位置する田子西地区においては、都市計画道路鶴ヶ谷仙台港線及び新田田子線に面する交通利便性の高い地区である。東日本大震災前は主に宅地と商業地での土地利用を計画されていたが、東日本大震災を受けて土地利用計画を見直し、地区北側に復興公営住宅街区を、中央部には戸建住宅街区、幹線道路沿道に商業街区を整備し、人口約 1,000 人の町を形成する計画である。田子西地区土地区画整理事業の概要は表 6.2-25 に示すとおりである。

表 6.2-25 田子西地区土地区画整理事業の概要

事務所所在地	仙台市田子西土地区画整理組合 宮城野区田子字田子西 184 番
設立年月日	平成 21 年 6 月 17 日
事業年度	平成 21～28 年度(第 5 回事業計画変更認可 平成 28 年 3 月 30 日)
施行区域面積	16.32 ヘクタール
総事業費	3,733 百万円
減歩率	54.79%
現在の町丁名	宮城野区田子 字田子西 字中坪 字西田の一部 宮城野区岩切 字引目 字余目南の一部 宮城野区田子 二丁目の一部

出典：「組合(個人)施行地区の概要(地区別)」(平成 28 年 4 月 1 日 仙台市都市整備局区画整理課)

イ 市街地再開発事業

調査範囲において、市街地再開発事業は行われていない。

ウ 道路整備

図 6.2-6 に示すとおり、計画地の西側において一般国道 4 号の仙台拡幅が計画されている。この事業は仙台バイパスの慢性的な交通混雑の緩和、交通事故の減少等を目的としたものである。平成 18 年から仙台市宮城野区燕沢から仙台市宮城野区鶴ヶ谷の間で 6 車線化の事業着手している。



図 6.2-6 国道幹線整備事業位置図

(4) 自然公園等の指定

計画地は、「自然公園法」及び「宮城県自然公園条例」に基づく自然公園の指定はいずれもされていない。

6.2.3 社会資本整備等

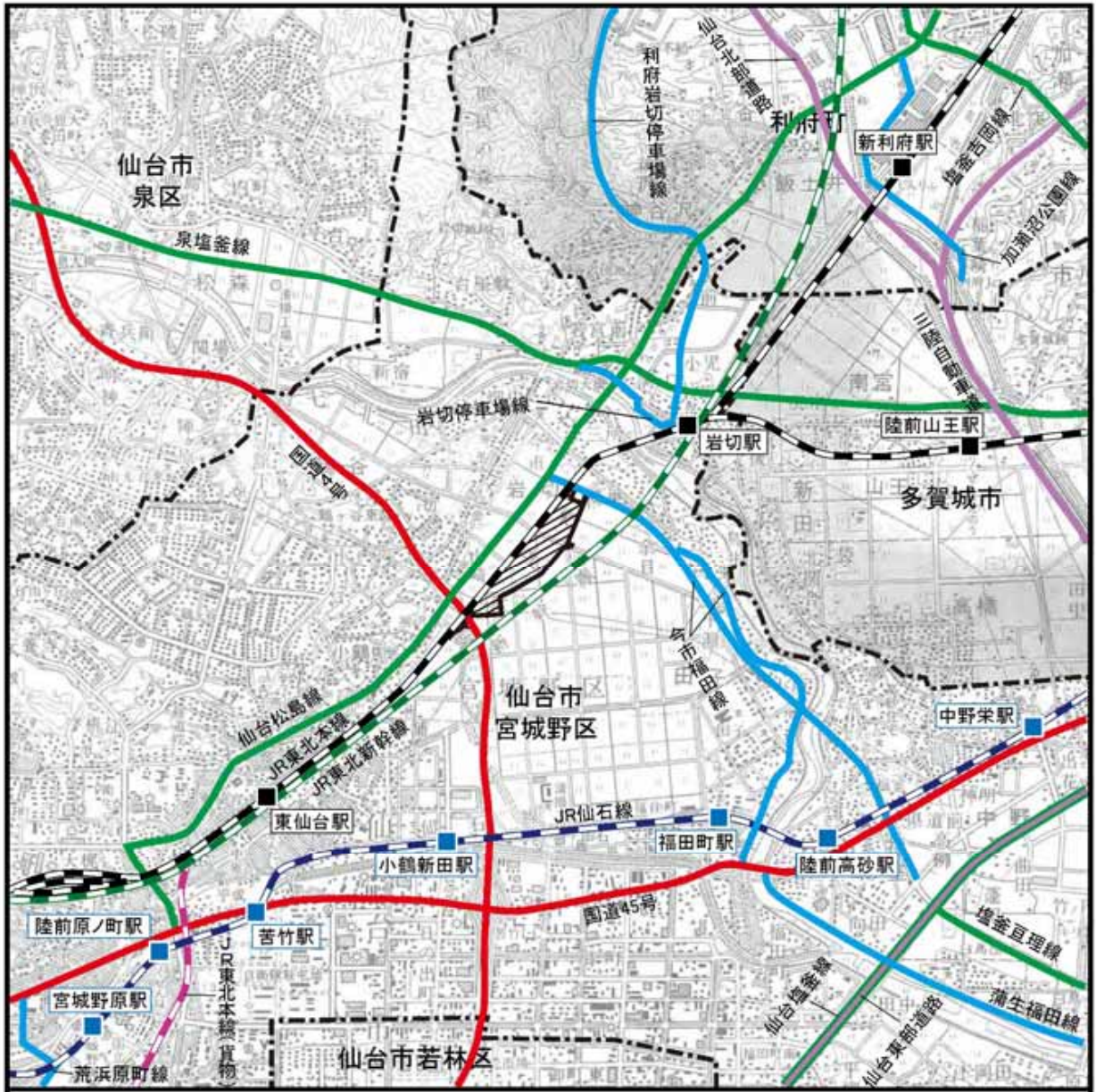
(1) 交通

ア 道路・鉄道等の交通網

調査範囲の交通網の状況は、図 6.2-7 に示すとおりである。

計画地は JR 仙石線の小鶴新田駅及び福田町駅の北、JR 東北本線の東仙台駅の北東及び岩切駅の南西に位置しており、JR 東北本線と JR 東北新幹線の間位置している。

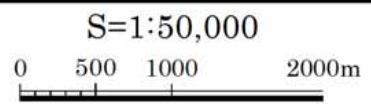
計画地周辺の道路は、計画地の西側に国道 4 号、計画地の北側に主要地方道仙台松島線がある。



凡例

- : 計画地
- : 市町・区境界線
- : 国道
- : 県道
- : 主要地方道
- : 有料道路
- : 鉄道(新幹線)
- : 鉄道(JR東北本線)
- : 鉄道(JR東北本線(貨物))
- : 鉄道(JR仙石線)

図 6.2-7 交通網図



イ 交通量

鉄道

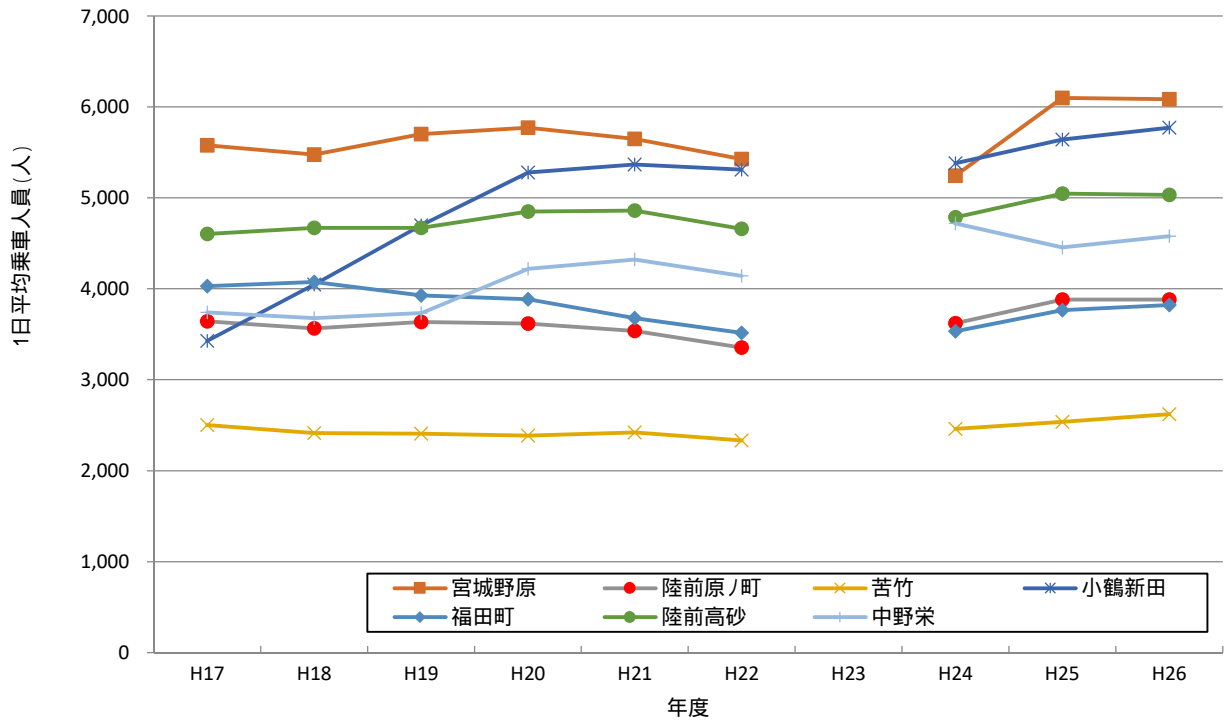
計画地周辺の駅における乗車人数は、表 6.2-26、図 6.2-8 及び図 6.2-9 に示すように、平成 26 年度における一日の平均乗車人数は JR 仙石線の小鶴新田駅が 5,772 人、福田町駅が 3,821 人であり、JR 東北本線の東仙台駅が 3,279 人、岩切駅が 4,445 人である。

表 6.2-26 計画地周辺の駅の乗車人数の推移(1日平均乗車人員)

路線名	駅名	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 ^{※1} 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
JR 仙石線	宮城野原	5,580	5,478	5,701	5,772	5,648	5,429	—	5,244	6,099	6,087
	陸前原ノ町	3,644	3,566	3,637	3,618	3,538	3,354	—	3,620	3,881	3,883
	苦竹	2,502	2,414	2,407	2,384	2,420	2,334	—	2,458	2,538	2,621
	小鶴新田	3,428	4,046	4,698	5,279	5,367	5,310	—	5,380	5,643	5,772
	福田町	4,028	4,075	3,928	3,886	3,676	3,516	—	3,533	3,766	3,821
	陸前高砂	4,603	4,670	4,671	4,849	4,859	4,659	—	4,788	5,047	5,032
	中野栄	3,742	3,679	3,733	4,221	4,321	4,144	—	4,718	4,457	4,579
JR 東北本線	東仙台	3,351	3,270	3,277	3,253	3,159	3,019	2,961	3,161	3,284	3,279
	岩切	3,603	3,811	4,036	4,094	4,119	3,984	4,059	4,260	4,436	4,445

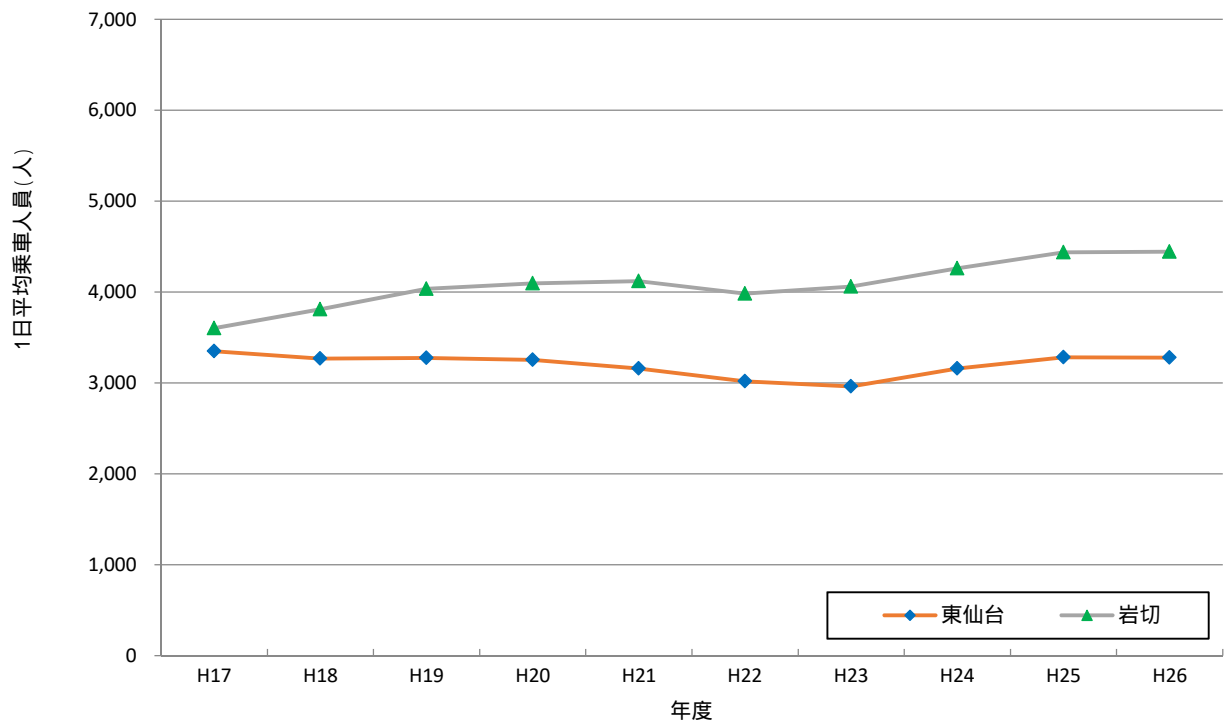
※1：平成 23 年度は東日本大震災の影響により運転を見合わせていた区間の駅については掲載されていない。

出典：「仙台市統計書 平成 27 年版」(仙台市)



注 1) 1 日平均乗車人員
 2) 平成 23 年度は東日本大震災の影響により運転を見合わせていた区間の駅については掲載されていない。
 出典：「仙台市統計書 平成 27 年版」(仙台市)

図 6.2-8 計画地周辺の駅における乗車人数の推移 (JR 仙石線)



注 1) 1 日平均乗車人員
 出典：仙台市統計書「平成 27 年版」(仙台市)

図 6.2-9 計画地周辺の駅における乗車人数の推移 (JR 東北本線)

道路

計画地周辺の自動車交通量の調査地点は図 6.2-10 に、平成 25 年の自動車交通量調査結果は表 6.2-27 に示すとおりである。

燕沢(No.2)の交通量は、平日 12 時間交通量で 80,103 台、今市東(No.5)では 39,196 台となっている。

平成 20 年の交通量に対して平成 25 年の交通量が増加したのは鶴ヶ谷(No.1)、田子(No.4)、洞ノ口(No.6)、鶴が丘団地入口(No.8)であり、その他の交差点においては、交通量は減少している。

表 6.2-27 自動車交通量調査結果(平成 25 年, 平日, 仙台市)

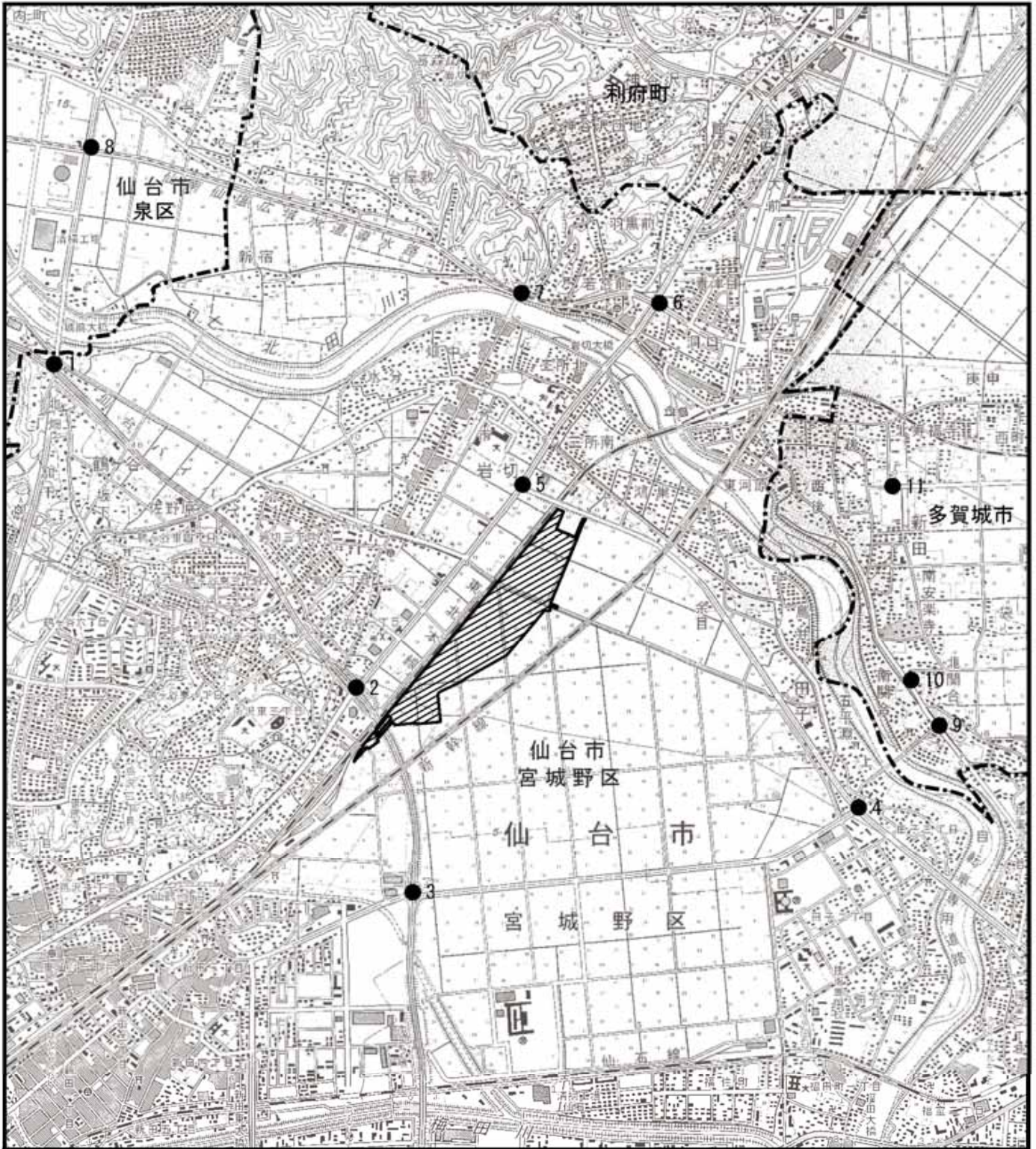
No.	交差点 名称	12 時間交通量(台)						12 時間 交通量伸率
		二輪車	小型 貨物車	乗用車	大型 貨物車	バス	自動車 類 計	H25/H20
1	鶴ヶ谷	912	8,314	38,562	6,873	165	53,914	1.12
2	燕沢	1,176	13,634	55,461	10,708	300	80,103	0.94
3	小鶴	1,047	13,267	50,351	9,271	244	73,133	0.98
4	田子	458	4,599	18,257	4,006	114	26,976	1.10
5	今市東	433	4,274	28,078	6,661	183	39,196	0.99
6	洞ノ口	769	8,418	35,427	6,851	255	50,951	1.07
7	今市橋	804	3,832	22,178	1,603	176	27,789	0.99
8	鶴が丘団地入口	605	4,310	24,546	1,886	262	31,004	1.21

出典：「交差点交通量調査データ(平成 20,25 年度)」(仙台市都市整備局交通政策課)




表 6.2-28 自動車交通量調査結果(平成 20 年, 平日, 多賀城市)

No.	地点名	12 時間交通量(台)				
		乗用車	バス	小型 貨物車	大型 貨物車	自動車 類 計
9	26 (南関合)	6,712	31	1,597	236	8,576
10	27 (北関合)	5,578	27	1,284	164	7,053
11	28 (南寿福寺)	6,281	26	998	207	7,512

出典：「平成 20 年度仙塩広域都市計画東部地域交通量調査業務調査報告書」
(平成 21 年 2 月 株式会社パスコ)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 交差点交通量調査地点 (1~11)

出典：「交差点交通量調査データ（平成25年度）」（仙台市都市整備局交通政策課）
「平成20年度仙塩広域都市計画東部地域交通量調査業務調査報告書」（平成21年2月 株式会社パスコ）

図 6.2-10 交通量調査地点図



S=1:25,000

0 250 500 1000m

(2) 上水道

仙台市及び多賀城市の水道施設状況は表 6.2-29 及び表 6.2-30 に示す。仙台市及び多賀城市の水道普及状況の推移は表 6.2-31 及び表 6.2-32 に示す。仙台市の上水道の配水区域を図 6.2-11、配水系統図を図 6.2-12、多賀城市の排水系統図を図 6.2-13 に示す。

仙台市及び多賀城市においては、給水人口の大部分を上水道でまかなっている。平成 26 年度の水道普及率は仙台市が 99.8%、多賀城市が 100.0%であり、普及率の推移を見ると横ばい傾向にある。

調査範囲は全域給水区域になっており、「宮床ダム」、「七北田ダム」を取水源とし「福岡浄水場」から配水、「釜房ダム」を取水源とし「茂庭浄水場」から配水されている。

表 6.2-29 水道施設状況(平成 26 年度, 仙台市)

項目	箇所数 (箇所)	計画給水人口又は 確認時給水人口(人)	給水人口 (人)
上水道	1	1,033,000	1,046,272
簡易水道	0	0	0
専用水道(自己水源のみによるもの)	19	7,500	1,611
専用水道(上記以外のもの)	42	14,518	3,444
合計	61	1,040,500	1,047,883
行政区域内総人口(人)	1,050,296		
普及率(%) (※)	99.8		

注 1) (普及率) = (給水人口) / (行政区域内総人口) × 100

2) 「給水人口又は確認時給水人口」及び「給水人口」の合計は、「上水道」、「簡易水道」、「専用水道(自己水源のみによるもの)」の合計を示す。

出典：「宮城県の水道」(平成 28 年 5 月更新 宮城県食と暮らしの安全推進課)

表 6.2-30 水道施設状況(平成 24 年度, 多賀城市)

項目	箇所数 (箇所)	計画給水人口又は 確認時給水人口(人)	給水人口 (人)
上水道	2	63,070	62,477
簡易水道	0	0	0
専用水道(自己水源のみによるもの)	1	193	0
専用水道(上記以外のもの)	2	1600	0
合計	5	63,263	62,045
行政区域内総人口(人)	62,480		
普及率(%) (※)	100.0		

注 1) (普及率) = (給水人口) / (行政区域内総人口) × 100

2) 「給水人口又は確認時給水人口」及び「給水人口」の合計は、「上水道」、「簡易水道」、「専用水道(自己水源のみによるもの)」の合計を示す。

出典：「宮城県の水道」(平成 28 年 5 月更新 宮城県食と暮らしの安全推進課)

表 6.2-31 水道普及状況の推移(仙台市)

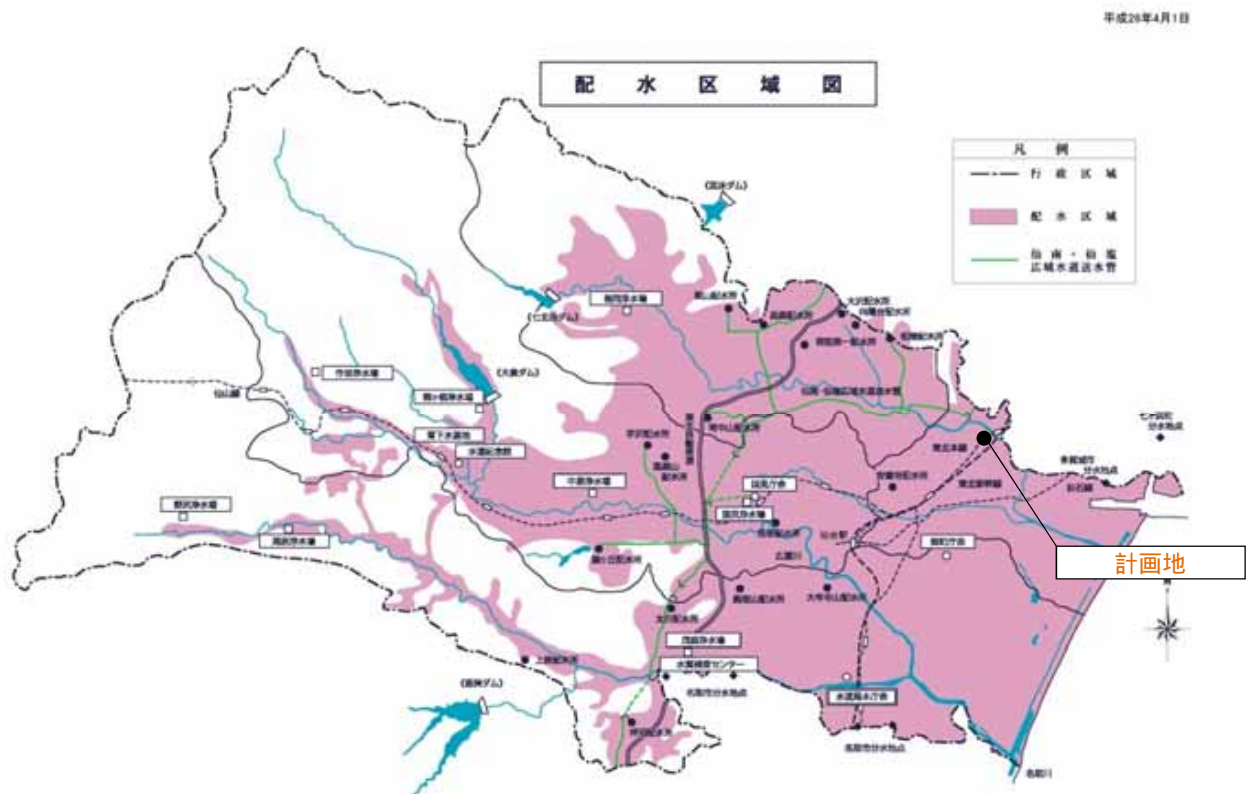
年次	給水戸数(戸)	給水人口(人)	普及率(%)
平成 22 年度	461,047	1,019,713	99.5
平成 23 年度	468,910	1,028,015	99.6
平成 24 年度	475,324	1,037,351	99.6
平成 25 年度	483,243	1,045,133	99.6
平成 26 年度	489,394	1,049,573	99.6

出典：「仙台市統計書 平成 27 年版」(仙台市)

表 6.2-32 水道普及状況の推移(多賀城市)

年次	給水戸数(戸)	給水人口(人)	普及率(%)
平成 22 年度	22,263	56,147	100.0
平成 23 年度	21,861	54,980	100.0
平成 24 年度	22,220	55,353	100.0
平成 25 年度	22,637	55,570	100.0
平成 26 年度	23,272	56,099	100.0

出典：「平成 26 年度版統計書」(平成 28 年 5 月 多賀城市)



出典：「事業概要」(平成 26 年 4 月 仙台市水道局)

図 6.2-11 配水区域図(仙台市)

仙台市配水系統図

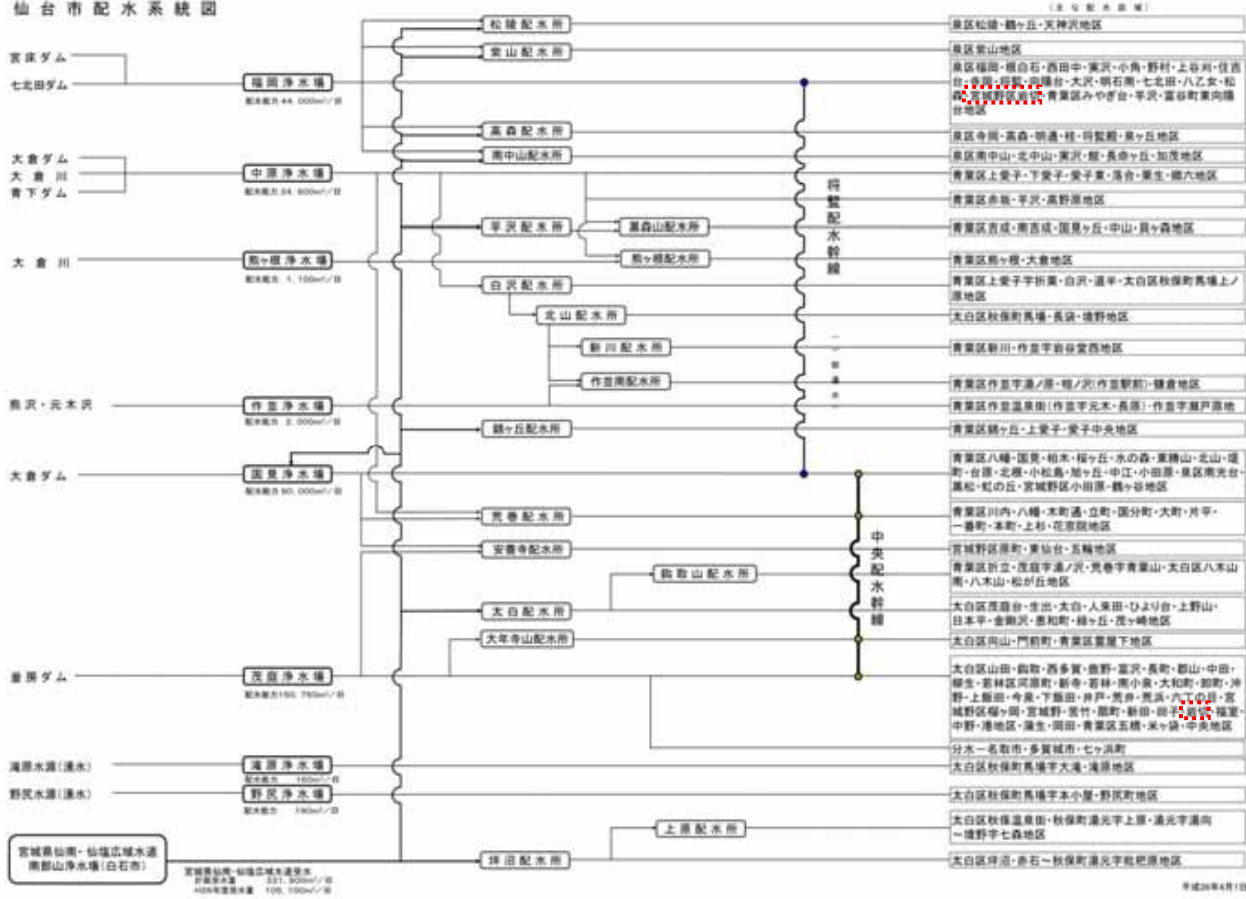


図 6.2-12 配水系統図(仙台市)



出典：「浄水場や配水池などの水のながれ」（多賀城市上水道部）

図 6.2-13 配水系統図(多賀城市)

(3) 下水道

仙台市及び多賀城市の下水道普及率等の推移は表 6.2-33 及び表 6.2-34 に示すとおりである。平成 26 年度の下水道普及率は仙台市が 98.0%、多賀城市が 99.8%であり、普及率の推移はともに増加傾向である。

仙台市及び多賀城市の下水道計画の市町村別構想図は図 6.2-14 及び図 6.2-15 に示すとおりである。

表 6.2-33 下水道普及率等の推移(各年 3 月 31 日現在, 仙台市)

年次	行政区域内 人口(人)	処理区域内 人口(人)	下水道普及率 (%)	処理率 (%)
平成 22 年	1,011,592	988,851	97.8	97.0
平成 23 年	1,020,241	999,089	97.9	97.2
平成 24 年	1,038,522	1,017,716	98.0	97.3
平成 25 年	1,046,192	1,025,607	98.0	97.4
平成 26 年	1,050,296	1,029,585	98.0	97.5

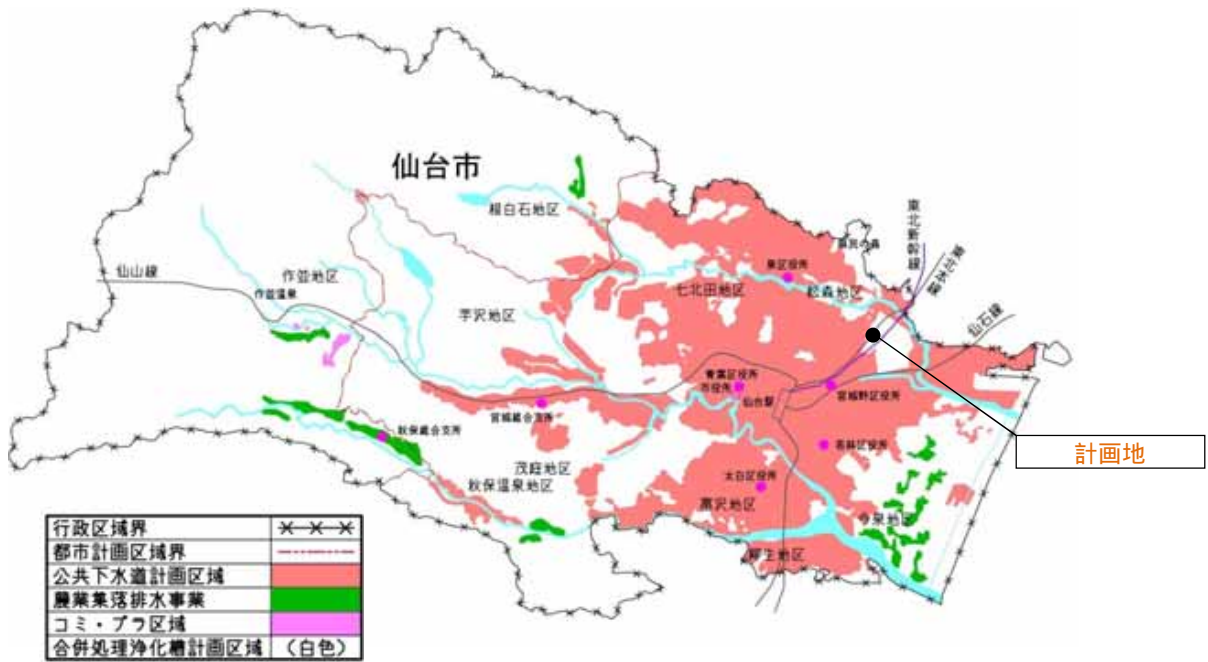
出典：「下水道処理人口普及率(平成 22 年度～平成 26 年度)」(宮城県下水道課)

表 6.2-34 下水道普及率等の推移(各年 3 月 31 日現在, 多賀城市)

年次	行政区域内 人口(人)	処理区域内 人口(人)	下水道普及率 (%)	処理率 (%)
平成 22 年※	—	—	—	—
平成 23 年	61,166	60,997	99.7	97.3
平成 24 年	61,792	61,643	99.8	97.5
平成 25 年	62,048	61,934	99.8	97.3
平成 26 年	62,480	62,365	99.8	97.9

※：平成 23 年については東日本大震災により測定結果なし

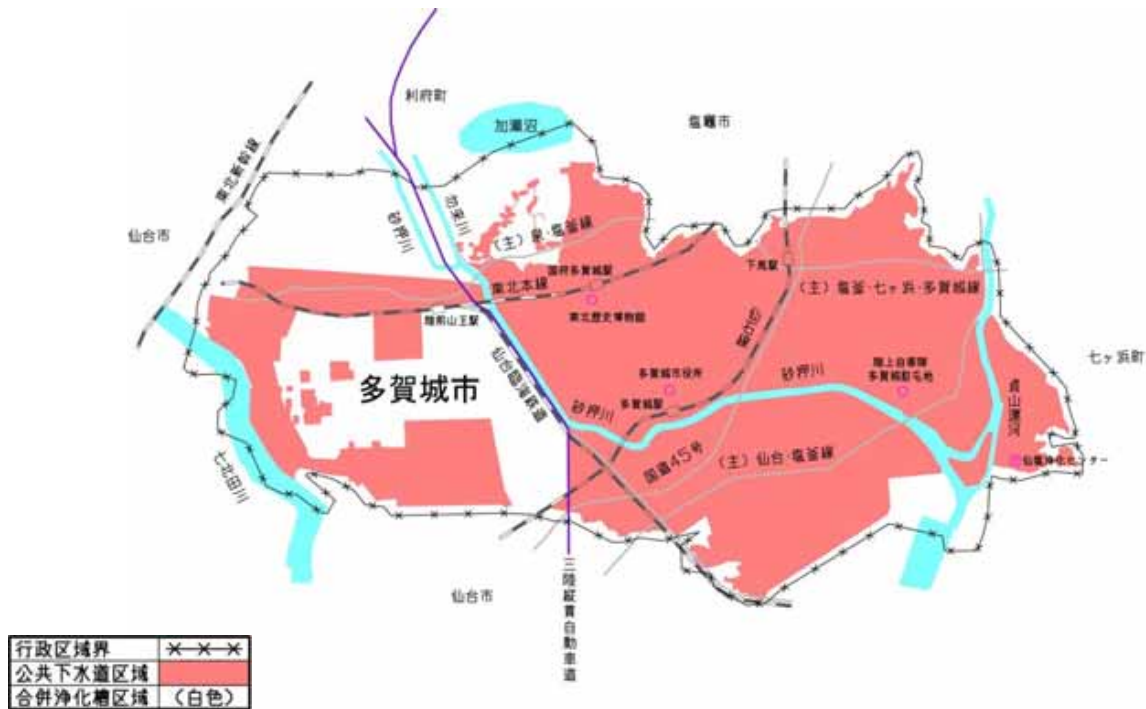
出典：「下水道処理人口普及率(平成 22 年度～平成 26 年度)」(宮城県下水道課)



出典：「下水道計画/甦る水環境みやぎ」

(HP : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gesui/31-kihonkoso.html> 宮城県下水道課)

図 6.2-14 下水道計画市町村別構想図(仙台市)



出典：「下水道計画/甦る水環境みやぎ」

(HP : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gesui/31-kihonkoso.html> 宮城県下水道課)

図 6.2-15 下水道計画市町村別構想図(多賀城市)

(4) 工業用水

宮城県企業局が行う工業用水事業のうち調査範囲に係る事業は、図 6.2-16 及び表 6.2-35 に示すとおり「仙塩工業用水道事業」、「仙台圏工業用水道事業」がある。

「仙塩工業用水道事業」は、昭和 36 年 11 月から仙塩地区への給水が開始され、地盤沈下が顕著な仙台市苦竹地区等においては、地下水に代わる水源としての大きな役割を果たしている。また、平成 6 年 4 月からは、仙台市泉地区及び富谷町成田地区への給水を開始している。

「仙台圏工業用水道事業」は、仙台港背後地の工業開発により既設の「仙塩工業用水道事業」のみでは需要に応ずる余力がなくなることが見込まれたことから、昭和 51 年 10 月から給水を開始している。仙台港背後地のほか、名取市及び利府町の企業にも給水している。



出典：「宮城県 HP」 <http://www.pref.miyagi.jp/ko-suidou/area.htm>

図 6.2-16 工業用水事業の概況図

表 6.2-35 工業用水事業の概要

区分	仙塩工業用水道事業	仙台圏工業用水道事業
水源	一級河川名取川水系大倉川 (大倉ダム)	一級河川名取川水系基石川 (釜房ダム)
取水	広瀬川四ッ谷堰 (仙台市青葉区折立郷六) 大倉ダム放流水 一日最大 100,000m ³	名取川頭首工 (名取市高館熊野堂) 釜房ダム放流水 一日最大 100,000m ³
給水能力	一日最大 100,000m ³	一日最大 100,000m ³
水質等	(水温)摂氏 1度～25度 (濁度)10度以下 (水素イオン濃度)pH6.0～8.0 (総硬度)120mg/L以下	原水供給
給水区域	仙台市・塩竈市・多賀城市・七ヶ 浜町・利府町・富谷町・大和町	仙台市・多賀城市・七ヶ浜町・名 取市・利府町

出典：「宮城県 HP」

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/senen-kougyouyou-suidou1.html>

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/sendaiken1.html>

(5) 農業用水

調査範囲では、七北田川、砂押川、勿来川及び原谷地川に農業用の堰や揚水機が設置されている。施設概要は表 6.2-36 に、位置図は図 6.2-17 に示すとおりである。

「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成 20 年 3 月 宮城県)によると、計画地の周辺には七北田川の中野堰があり、取水量は 0.4300m³/秒～0.8000m³/秒である。

また、計画地周辺の農業用水路等の位置を図 6.2-18 に示す。

表 6.2-36 農業用水取水施設の概要

河川名	施設名	所在地	取水量(m ³ /秒)		施設所有者	施設管理者
			代掻き期	普通期		
七北田川	中野堰	多賀城市後新田 14	0.8000	0.4300	高砂水利組合	高砂水利組合
	宝堰	仙台市泉区七北田字松森	0.7000	0.6000	多賀城市	宝堰加瀬溜井管理組合
	浦田揚水機	仙台市泉区松森字上河原	0.0200	0.0200	齋藤長志	齋藤長志
砂押川	新田堰	多賀城市市川	0.4500	0.2500	多賀城市	多賀城市
	新大友堰	宮城県利府町字新大友	0.0500	0.0400	利府町	利府町
	八幡崎堰	宮城郡利府町利府字松本地内	0.2400	0.2000	利府町	利府町
勿来川	赤堰	宮城郡利府町加瀬字窪地内	0.1500	0.1200	利府町	利府町
	惣の堰	宮城郡利府町加瀬字窪地内	0.0640	0.0450	利府町	利府町
原谷地川	横杭堰	宮城郡利府町菅谷	0.0400	0.0300	利府町	利府町
	赤坂堰	宮城郡利府町菅谷	0.0300	0.0200	利府町	利府町
	種拾川堰	宮城郡利府町菅谷字東浦	0.0500	0.0400	利府町	利府町

出典：「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成 20 年 3 月 宮城県農林水産部農村振興課)

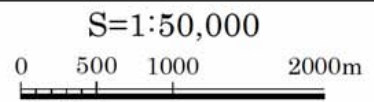


凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 河川
-  : 湖沼
-  : 堰
-  : 揚水機場

出典:「農業用水施設台帳(河川取水施設)改定五版」(平成20年3月 宮城県農林水産部農村振興課)
「河川取水施設図」(平成20年3月 宮城県農林水産部農村振興課)
<http://www.pref.miyagi.jp/nosonshin/kouikisuirityousei/jpeg/02%20yousui/y50023.jpg>

図 6.2-17 河川取水施設図



(6) 漁業権

調査範囲で漁業権が設定されている河川及び湖沼はない。

(7) 廃棄物処理施設等

仙台市及び多賀城市のごみ排出量の推移は、表 6.2-37 及び表 6.2-38 に示すとおりである。

仙台市の平成 26 年度におけるごみ排出量は 385,863t であり、平成 23 年度をピークに平成 26 年度にかけて次第に減少している。また、多賀城市の平成 26 年度におけるごみ排出量は 21,814t であった。

処理内訳では、仙台市及び多賀城市において、大半が焼却であり、約 1 割が資源化されている。仙台市において生活ごみは委託収集し処理しているが、事業ごみについては排出者の責務とし、自ら搬入出来ないものは許可業者による収集体制となっている。

調査範囲内における廃棄物処理施設は表 6.2-39 に示すとおりである。仙台市の松森工場と多賀城市、利府町、七ヶ浜町、松島町の 1 市 3 町で構成されている宮城東部衛生処理組合のごみ処理場がある。調査範囲における産業廃棄物処理業者は表 6.2-40 に示すとおり、計画地の周囲に 5 つの産業廃棄物処理業者(中間処理の許可業者)の処理施設が立地している。

調査範囲における市町村ごみ処理施設及び産業廃棄物処理業者の設置位置は図 6.2-19 に示すとおりである。

表 6.2-37 ごみ排出量の推移(仙台市)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
人口(人)	1,045,986	1,049,493	1,060,877	1,068,511	1,073,242	
ごみ総量(t)	367,436	412,717	393,848	390,383	385,863	
処理内訳(t)	焼却	319,136	346,784	340,319	336,897	333,424
	埋め立て	4,819	17,884	5,901	4,842	4,740
	資源化	43,481	48,049	47,628	48,644	47,699
	計	367,436	412,717	393,848	390,383	385,863

出典：「平成 27 年度環境局事業概要」(平成 27 年度 仙台市環境局)

表 6.2-38 ごみ排出量の推移(多賀城市)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
人口(人)	62,612	61,451	61,792	62,048	62,480	
ごみ総量(t)	20,483	23,590	22,327	21,676	21,814	
処理内訳(t)	焼却	18,113	20,354	19,414	18,994	19,051
	埋め立て	86	81	95	107	97
	資源化	2,284	3,155	2,818	2,575	2,666
	計	20,483	23,590	22,327	21,676	21,814

出典：「平成 26 年度版統計書」(平成 28 年 5 月 多賀城市)

表 6.2-39 市町村ごみ処理場概要

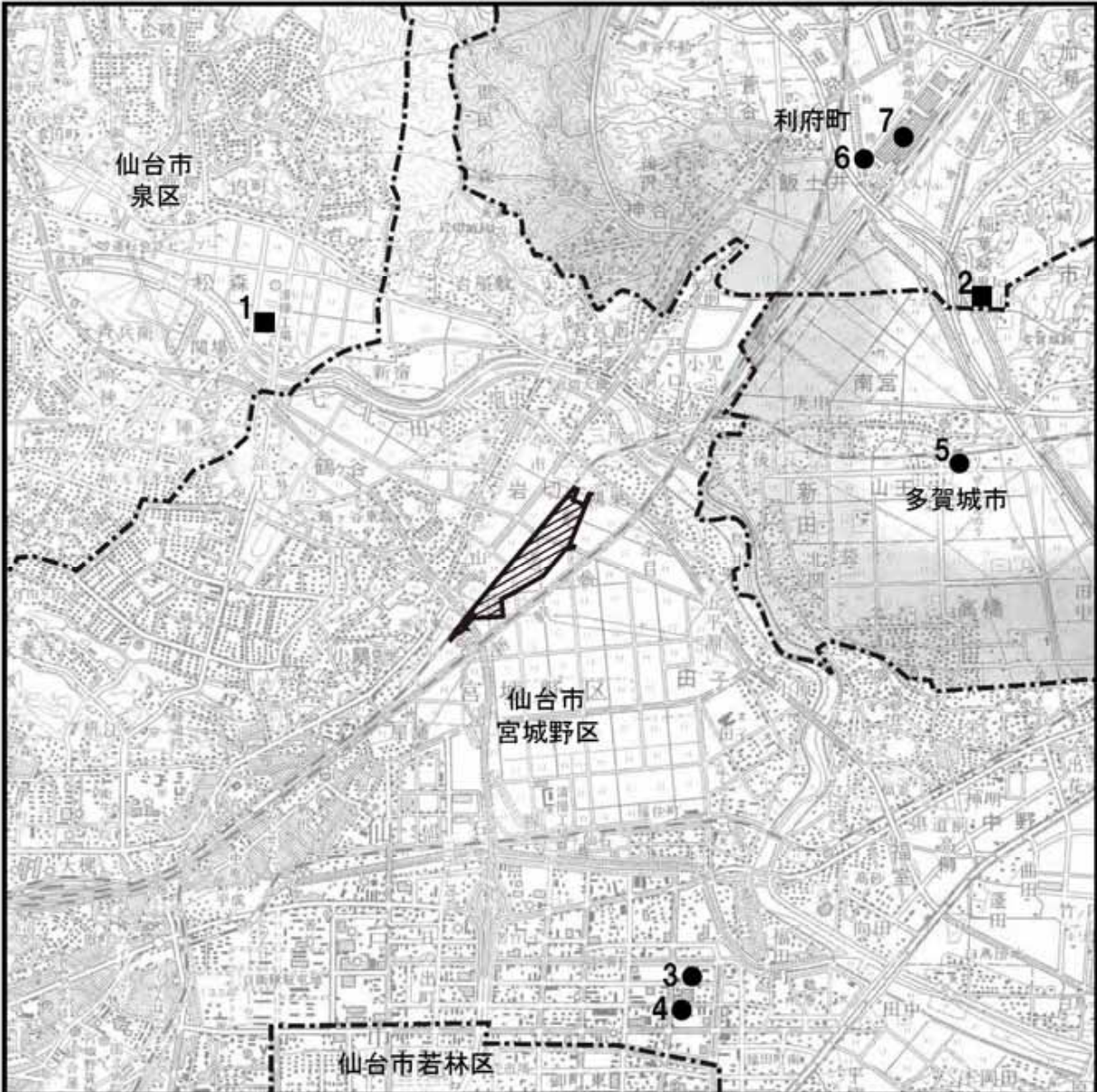
施設名		管理者	敷地面積 (m ²)	炉形式	処理能力	処理方式	選別方式	
1	松森工場	仙台市	33,924	全連続燃焼式 ストーカ炉	600t/日 (200t/24h×3 炉)	—	—	
2	宮城東部 衛生処理 組合	多賀城市 利府町 七ヶ宿町 松島町	ごみ 焼却施設	7,895	全連続燃焼式 焼却炉	180t/日 (90t/24h×2 炉)	—	—
			リサイクル 選別施設	7,895	—	30t/5h	手選別・ 機械選別 併設	5 種類 スチール缶 アルミ缶 無色ビン 茶色ビン その他色ビン
			ビン カン					—
			ペット ボトル					7,895
			プラス チック	7,895	—	10t/5h	その他プラスチック製 容器包装選別減容器	—
粗大ごみ処理施設	7,895	—	30t/5h	乾式回転式	自動選別方 式(可燃物・ 不燃物・ 地生物)			

出典：「ごみ処理施設」(仙台市 HP : <http://www.city.sendai.jp/shisetsu/kankyo/gomishori/index.html>)
「宮城東部衛生処理組合」(HP : http://www.miyagitoubu.jp/01kumiai_shoukai/kumiai_shoukai.htm)





表 6.2-40 産業廃棄物処理業者(平成 28 年 1 月 31 日現在)

許可業者名	施設所在地	中間処理できる産業廃棄物の種類(○)														事業内容備考							
		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動物固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス・コン	鉱さい		がれき類	家畜ふん尿	家畜死体	ばいじん	その他	自動車等破砕物	
3	オデッサ・テクノス株式会社	仙台市宮城野区 扇町 7-1-31	○																				造粒固化(移動式) →汚泥:120m ³ /日 (8 時間稼働)
4	大和工業株式会社	仙台市宮城野区 扇町 7-3-43	○				○						○	○									破砕(移動式)①→ 木くず:301.6t/日 (8 時間稼働) 破砕(移動式)②→ がれき類:3,696t/日 (8 時間稼働) 破砕(移動式)③→ がれき類:3,200t/日 (8 時間稼働)
5	草刈建設株式会社	多賀城市山王字 山王三区 63															○						破砕(移動式)120t/日 (8 時間稼働) 破砕(移動式)648t/日 (8 時間稼働) 破砕:がれき類 608t/8h
6	佐藤工業株式会社	宮城郡利府町 利府字新谷地脇 5-10,5-11	○		○	○																	発酵堆肥化施設→ 汚泥,排酸,排アルカリ,動 植物性残さ: 54t/日(24 時間稼働)
7	株式会社 ジェイアルテクノ サービス仙台	宮城郡利府町 利府字新谷地脇 (JR 新幹線総合 車両センター内)	○																				脱水→汚泥:8m ³ /日 (8 時間稼働)

出典：産業廃棄物処理業者名簿(平成 28 年 3 月 1 日更新 宮城県循環型社会推進課)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 市町村ごみ処理施設(1~2)
-  : 産業廃棄物中間処理施設(3~7)

出典:「産業廃棄物処理業者名簿(平成26年9月1日更新 宮城県循環型社会推進課)
「ごみ処理施設」(仙台市HP:<http://www.city.sendai.jp/shisetsu/kankyo/gomishori/index.html>)
「宮城東部衛生処理組合」(HP:http://www.miyagitoubu.jp/01kumiai_shoukai/kumiai_shoukai.htm)

図 6.2-19 市町村ごみ処理施設及び
産業廃棄物処理業者の施設設置位置



S=1:50,000
0 500 1000 2000m

6.2.4 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

調査範囲の学校，病院，社会福祉施設等は，表 6.2-41～表 6.2-42，及び図 6.2-20 に示すとおりである。

住宅の配置の状況は，「6.2.2 土地利用 (1)土地利用状況」に示したように，計画地が水田地帯(市街化調整区域)に位置し，水田等を挟んで住宅地が広がっている。計画地に近い住宅地の用途地域指定は第一種及び第二種住居地域となっている。

なお，学校，病院，文化施設，社会福祉施設等の施設配置の将来計画は確認されていない。

これら施設等に対し，主に考えられる環境影響は，以下のとおりである。

- ・工事の実施，供用後の施設の稼働及び重機等の稼働による大気環境，水環境，土壌環境等への影響
- ・工事用車両や施設への走行・運搬する車両による大気環境等への影響
- ・供用後の鉄道の走行による大気環境への影響

表 6.2-41 配慮が必要な施設等(1/2)

幼稚園		保育園	
1	岩切東光第二幼稚園	1	岩切保育所
2	上田子幼稚園	2	鶴ヶ谷保育所
3	東盛幼稚園	3	福田町保育所
4	はなぶさ幼稚園	4	田子希望園
5	東仙台幼稚園	5	東盛マイトリー園(東盛幼稚園内)
学校		6	保育所新田こぼと園
1	岩切小学校	7	ひかり保育園
2	鶴谷東小学校	8	新田すいせん保育所
3	燕沢小学校	9	福田町あしぐろ保育所
4	新田小学校	10	新田東すいせん保育所
5	田子小学校	11	仙台岩切あおぞら保育園
6	高砂小学校	12	アスク小鶴新田保育園
7	鶴が丘小学校	13	多賀城すみれ保育園
8	岩切中学校	スポーツ施設	
9	西山中学校	1	高砂庭球場
10	東仙台中学校	2	新田東総合運動場(元気フィールド仙台)
11	田子中学校	3	仙台市民球場
12	東北学院中学校	4	スポパーク松森
13	宮城県宮城野高等学校		
14	東北学院高等学校		
15	仙台市立鶴谷特別支援学校		
病院			
1	仙台市医療センター仙台オープン病院		
2	仙台東脳神経外科病院		
3	岩切病院		

出典：「宮城野区ガイド」(平成 26 年 4 月 仙台市宮城野区)

「泉区ガイド」(平成 26 年 4 月 仙台市泉区)

幼稚園等一覧(平成 26 年 4 月 1 日現在 仙台市)

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0679.html>

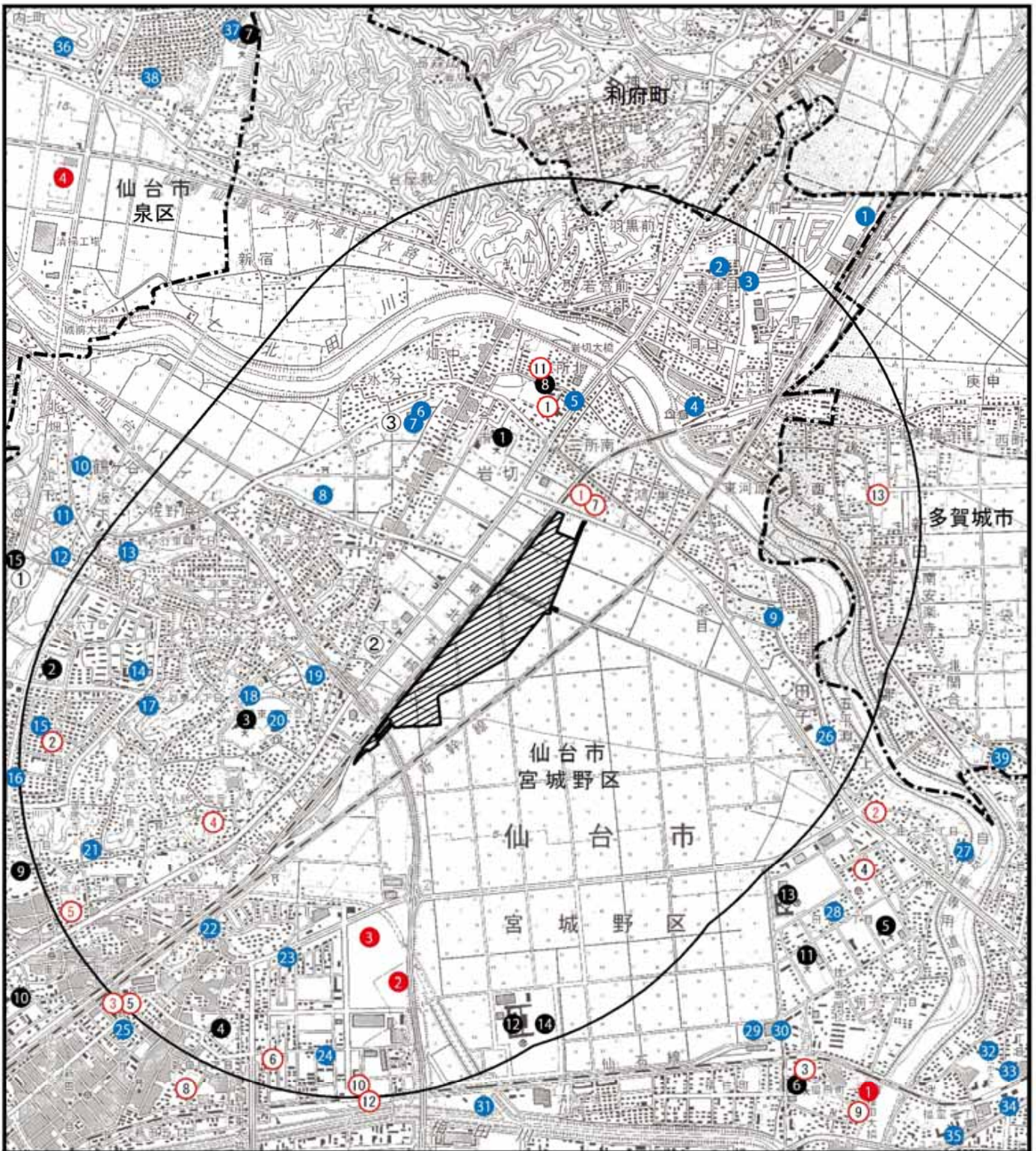
多賀城市内の保育所一覧(多賀城市)

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kodomo/hoikusyo/ko-ho-hoikusyo.html>

表 6.2-42 配慮が必要な施設等(2/2)

福祉施設			
1	サニーライフ仙台宮城野(有料老人ホーム)	21	グループホームかりんの家 (認知症高齢者グループホーム)
2	老人憩の家 岩切東	22	アサヒサンクリーン(デイサービスセンター) 東仙台デイサービスセンター (デイサービスセンター・認知症デイサービスセンター・元気応援教室) 地域包括支援センター 東仙台
3	アミーユ仙台岩切(有料老人ホーム)		
4	かむりの里(特別養護老人ホーム) ひまわり(ケアハウス) 岩切デイサービスセンターかむりの里		
5	老人憩の家 岩切	23	わかなの杜(デイサービスセンター・老人短期入所施設 ショートステイ)
6	地域包括支援センター 岩切		
7	ケアハウスインいわきり	24	ツクイサンシャイン仙台(有料老人ホーム)
8	愛の家グループホーム仙台岩切 (認知症高齢者グループホーム)	25	老人憩の家 新田
9	杜の家みやぎ(小規模多機能型委託介護)	26	グループホームデイジー (認知症高齢者グループホーム)
9	グループホームみやぎの杜 (認知症高齢者グループホーム)	27	セントケア仙台田子(小規模多機能型委託介護)
10	ムピュアライフ京原(住宅型有料老人ホーム)	28	デイサービスみやぎの杜
11	エバークリーンツルガヤ (介護老人保健施設・認知症デイサービスセンター・ 元気応援教室)	29	田子のまち(特別養護老人ホーム)
12	リーフ鶴ヶ谷(特別養護老人ホーム)	30	宮城野の里(ケアハウス) 福田町デイサービスセンターⅠ 宮城厚生福祉会福田町デイサービスセンターⅡ(認知症デイサービスセンター) 短期入所生活介護施設福田町 地域包括支援センター 福田町
13	グループホームコスモス鶴ヶ谷 (認知症高齢者グループホーム)		
14	ベネッセデイサービスセンター鶴ヶ谷 まどか鶴ヶ谷(有料老人ホーム)		
15	ミニデイサービスセンター木もれび	31	仙台市小鶴老人福祉センター
16	デイサービスあったかの家鶴ヶ谷 (デイサービスセンター)	32	セントケア仙台福室(小規模多機能型委託介護)
17	老人憩の家 鶴ヶ谷東	33	リハビリパーク高砂(介護老人保健施設)
18	老人憩の家 燕沢	34	ふくむろ接骨院デイサービスセンター
19	グループホームあたかいご燕沢東 (認知症高齢者グループホーム)	35	ショートステイみはるの杜(老人短期入所施設)
20	パルシア(特別養護老人ホーム) 燕沢デイサービスセンター 地域包括支援センター 燕沢	36	シンフォニー松森(小規模多機能型委託介護)
		37	デイサービス鶴が丘
		38	ニチイケアセンター仙台松森(有料老人ホーム)
		39	ウインズの森多賀城新田スイートホーム (有料老人ホーム)

出典：「仙台市高齢者福祉施設等マップ」(平成26年4月現在 仙台市)
宮城県社会福祉施設等一覧(平成25年6月1日現在 宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/itiran25.html>



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 関係地域の範囲
(計画地から1500mの範囲)
-  幼稚園  学校
-  病院  保育園
-  福祉施設  スポーツ施設

- 出典：1. 「仙台市高齢者福祉施設等マップ」(平成26年4月現在 仙台市)
 2. 「宮城野区ガイド」(平成26年4月 仙台市宮城野区)
 3. 「泉区ガイド」(平成26年4月 仙台市泉区)
 4. 幼稚園等一覧(平成26年4月1日現在 仙台市)
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0679.html>
 5. 宮城県社会福祉施設等一覧(平成25年6月1日現在 宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/itiran25.html>
 6. 多賀城市内の保育所一覧(多賀城市)
<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kodomo/hoikusyo/ko-ho-hoikusyo.html>

図 6.2-20 学校・病院・社会福祉施設等



S=1:25,000

0 250 500 1000m

6.2.5 環境の保全等を目的とする法令等

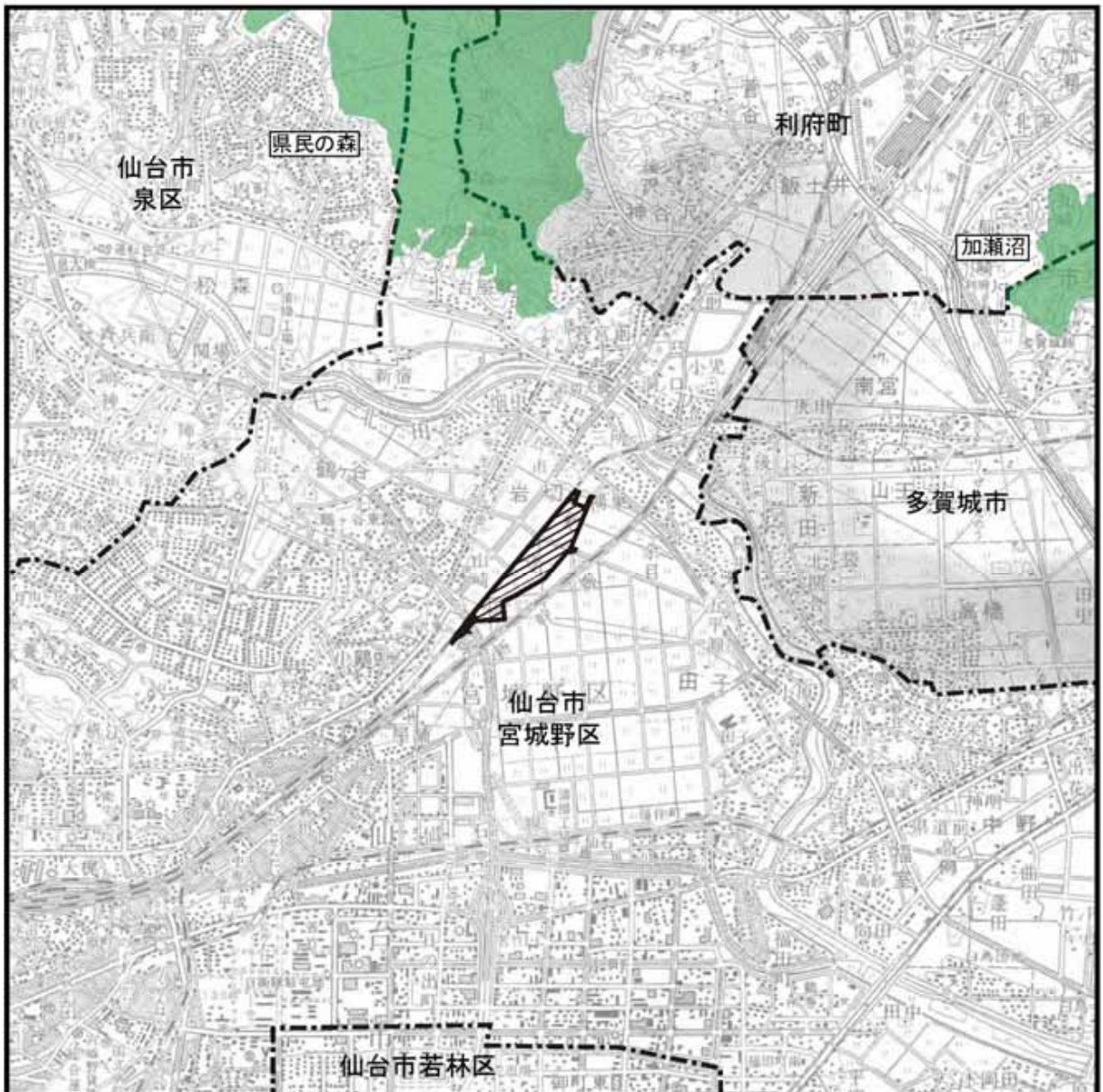
(1) 法令等に基づく指定・規制

ア 自然環境保全に係る指定地域等の状況




自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

調査範囲には、「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域として図 6.2-21 に示すとおり、県民の森及び加瀬沼がある。

なお、調査範囲には、自然公園、自然環境保全地域は存在しない。



凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 緑地環境保全地域（宮城県自然環境保全条例）

出典：「自然公園等区域閲覧サービス」（宮城県）
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html>

図 6.2-21 緑地環境保全地域



S=1:50,000
 0 500 1000 2000m

鳥獣保護区

調査範囲の鳥獣保護区等の指定状況は、表 6.2-43～表 6.2-45 及び図 6.2-22 に示すとおりである。

計画地は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区に指定されている。なお、調査範囲内には特別保護地区はない。

表 6.2-43 鳥獣保護区・特別保護地区

名称	存続期間	面積 (ha)	
		鳥獣保護区	特別保護地区
仙台	H34. 10. 31	15, 019	100
松島	H34. 10. 31	12, 414	3, 444
県民の森	H40. 10. 31	1, 430	—

出典：「平成 27 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（平成 27 年 10 月 宮城県）

表 6.2-44 特定猟具使用禁止区域（銃）

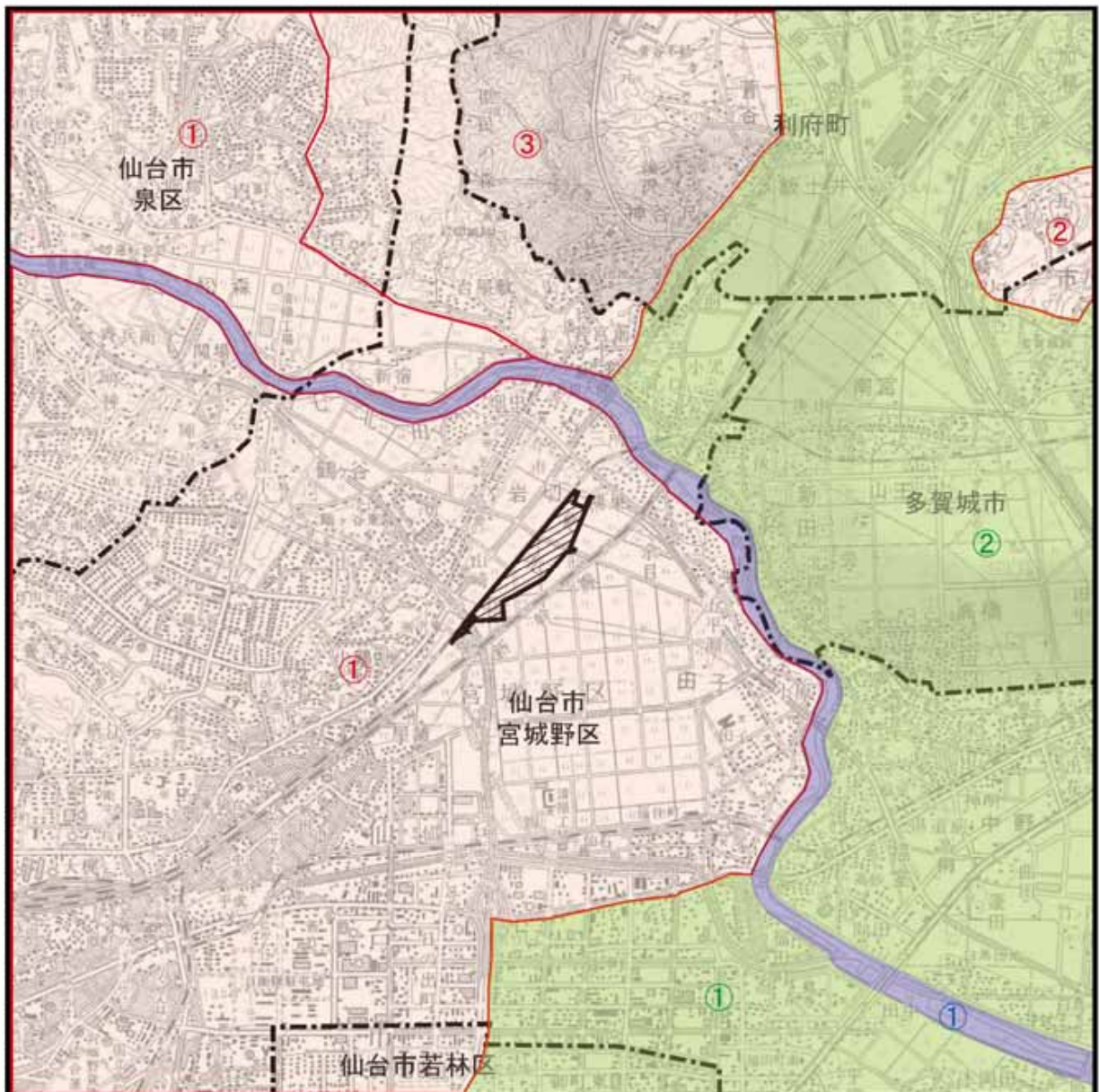
名称	存続期間	面積 (ha)
仙台	H46. 10. 31	4, 300
仙台東	H43. 10. 31	5, 454

出典：「平成 27 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（平成 27 年 10 月 宮城県）






表 6.2-45 指定猟法禁止区域（鉛製散弾）

名称	面積 (ha)
七北田川	308

出典：「平成 27 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（平成 27 年 10 月 宮城県）



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 鳥獣保護区 ①仙台 ②松島 ③県民の森
-  : 特定猟具使用禁止区域（銃） ①仙台 ②仙台東
-  : 指定猟法禁止区域（鉛製散弾） ①七北田川

出典：「平成 27 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（平成 27 年 10 月 宮城県）

図 6.2-22 鳥獣保護区等位置図



S=1:50,000
0 500 1000 2000m

風致地区

調査範囲における都市計画法に基づく風致地区の指定状況は、表 6.2-46 及び図 6.2-23 に示すとおりである。

調査範囲では、「安養寺」が風致地区に指定されている。

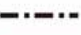
表 6.2-46 風致地区

名称	面積	計画決定年月日	地区の特性
安養寺	68.1ha	S. 45. 6. 9 県告 449 号	旧市街地の周辺部に残された自然景観とキリスト教関係施設が集まった特殊人文景観

出典：「仙台市都市計画総括図」（平成 25 年 10 月 仙台市）



凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 風致地区(安養寺)

出典：「仙台市都市計画総括図」（平成 24 年 11 月 仙台市）

図 6.2-23 風致地区



S=1:50,000
0 500 1000 2000m

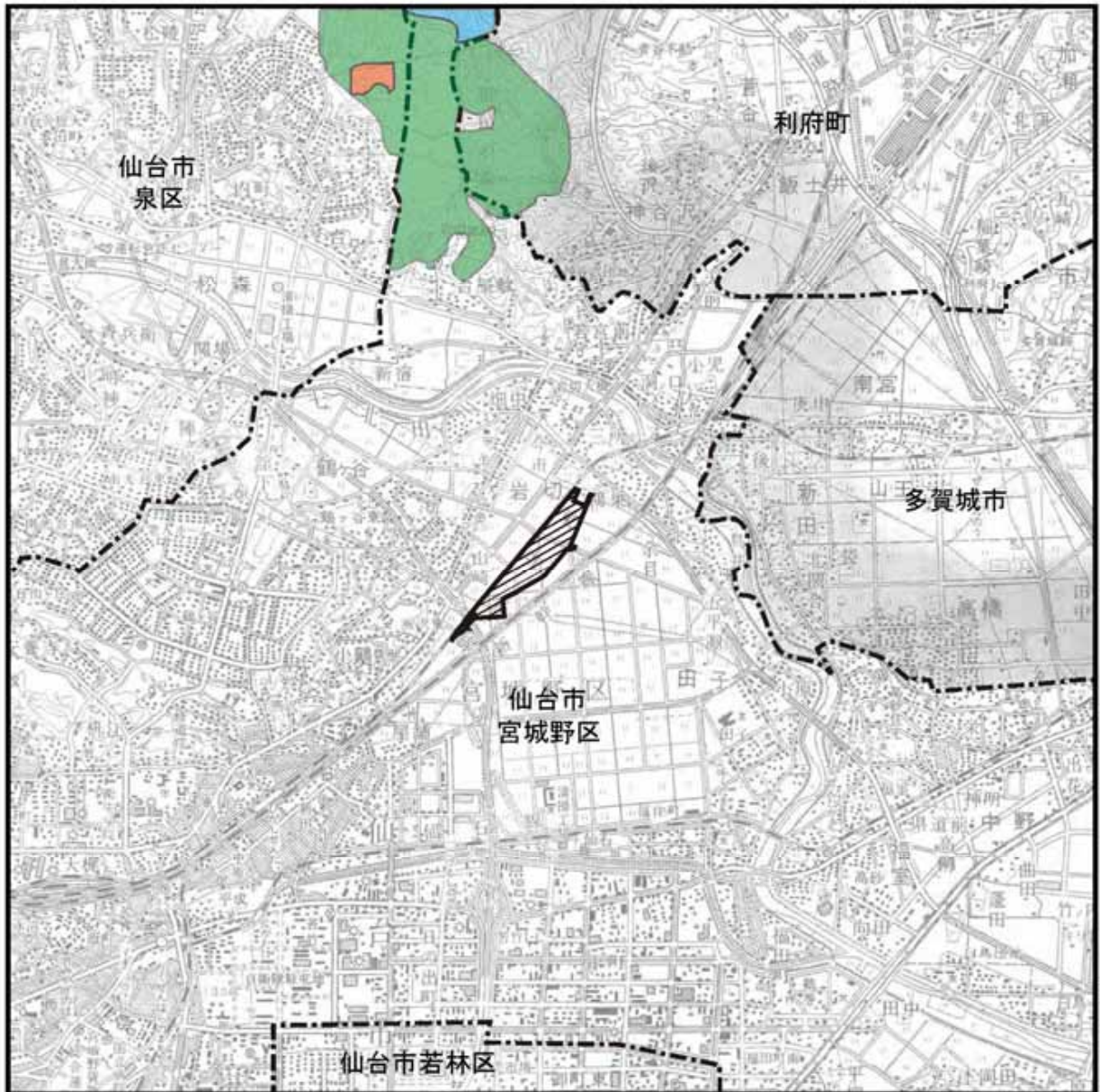
保安林

計画地周辺における森林法に基づく保安林の指定状況は、図 6.2-24 に示すとおりである。
仙台市の保安林の種別及び面積等は、表 6.2-47 に示すとおりである。

表 6.2-47 仙台市の保安林の種別及び面積等

種別	面積	備考
水源かん養	3411.87ha	山地一帯の森林
土砂流出防備	312.02ha	丘陵地縁辺の森林
土砂崩壊防備	18.30ha	山地や丘陵地の道路ぞいの急傾斜地等の森林
その他の保安林 ()は兼種分面積	493.11ha (352.56ha)	飛砂防備, 防風, 水害防備, 潮害防備, 干害防備, なだれ防止, 落石防止, 防火, 魚つき, 航行目標, 保健, 風致保安林の計

出典：「宮城南部地域森林計画書」（平成 22 年 12 月 宮城県）

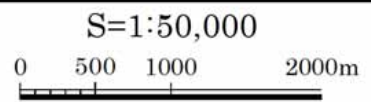


凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 水源涵養保安林
-  : 干害防備保安林
-  : 保健保安林

出典：「土地利用調整総合ネットワークシステム (LUCKY)」(国土交通省 HP)
<http://licky.tochi.mlit.go.jp>

図 6.2-24 保安林



保存樹木，保存樹林，保存緑地

調査範囲における，仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」及び多賀城市の「多賀城市樹木の保存に関する要綱」に基づく「保存樹木」，「保存樹林」，「保存緑地」の指定状況は，「6.1.4 生物環境 (1)植物 イ 保存樹木，保存樹林，保存緑地」に示すとおりである。

イ 公害防止に係る指定地域，環境基準の類型指定等の状況

大気汚染

a) 環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は，表 6.2-48 に示すとおりである。

なお，「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成 28 年 3 月 仙台市)では，定量目標として，二酸化窒素について「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm(環境基準のゾーンの下限值)以下であること」を目標としている。

表 6.2-48 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり，かつ，1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり，かつ，1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり，かつ，1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり，かつ，1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示 25 号)
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示 38 号)
 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示 4 号)
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示 33 号)

b) 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」では，固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について，物質の種類ごと，施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており，大気汚染物質の排出者等はこれらの基準を遵守しなければならない。

(粉じん)

物の破碎やたい積等により発生・飛散する「粉じん」に関して，人の健康に被害を生じる恐れがある物質である「特定粉じん(現在はアスベストを指定)」以外の粉じんである「一般粉じん」について，表 6.2-49～表 6.2-50 に示すように規制が定められている。

(ばい煙)

物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物，ばいじん(スス)，有害物質等の「ばい煙」に関して，表 6.2-51 に示す「ばい煙発生施設」について排出基準が定められている。

表 6.2-49 粉じんに係る規制の種類

一般粉じんに係る規制
破砕機や堆積場等の一般粉じん発生施設の種類ごとに定められた構造・使用・管理に関する基準

出典：「大気汚染防止法」（平成 22 年 5 月 10 日 法律第 31 号）

表 6.2-50 一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第 2 の施設番号	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力：50 t / 日以上
2	鉱物(含コークス。以下同じ。)及び土石の堆積場	面積：1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物, 土石, セメント用)	ベルト巾：75cm 以上又はバケットの内容積：0.03m ³ 以上
4	破砕機及び摩砕機(鉱物, 岩石, セメント用)	原動機の定格出力：75kW 以上
5	ふるい(鉱物, 岩石, セメント用)	原動機の定格出力：15kW 以上

出典：「大気汚染防止法」（平成 22 年 5 月 10 日 法律第 31 号）

表 6.2-51 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

No.	施設名	規模要件
1	ボイラー	・伝熱面積 10m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
2	ガス発生炉, 加熱炉	・原料処理能力 20 トン/日 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
3	ばい焼炉, 焼結炉, か燃炉	・原料処理能力 1 トン/時 以上
4	(金属の精錬用)溶鉱炉, 転炉, 平炉	
5	(金属の精製または鋳造用)溶解炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・羽口面断面積 0.5m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上
6	(金属の鍛造, 圧延, 熱処理用)加熱炉	
7	(石油製品, 石油化学製品, コールタール製品の製造用)加熱炉	
8	(石油精製用)流動接触分解装置の触媒再生塔	・触媒に附着する炭素の燃焼能力 200kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置の燃焼炉	・燃焼能力 6 リットル/時 以上
9	(窯業製品製造用)焼成炉, 熔融炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
10	(無機化学工業品または食料品製造用)反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置含), 直火炉	
11	乾燥炉	・変圧器定格容量 1000kVA 以上
12	(製銑, 製鋼, 合金鉄, カーバイド製造用)電気炉	
13	廃棄物焼却炉	・火格子面積 2m ² 以上 ・焼却能力 200kg/時 以上
14	(銅, 鉛, 亜鉛の精錬用)ばい焼炉, 焼結炉(ペレット焼成炉), 溶鉱炉, 転炉, 溶解炉, 乾燥炉	・原料処理能力 0.5 トン/時 以上 ・火格子面積 0.5m ² 以上 ・羽口面断面積 0.2m ² 以上 ・燃焼能力 20 リットル/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用)乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上
16	(塩素化エチレン製造用)塩素急速冷却装置	・塩素処理能力 50kg/時 以上
17	(塩化第二鉄の製造用)溶解槽	
18	(活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用するもの〕用)反応炉	・燃焼能力 3 リットル/時 以上
19	(化学製品製造用)塩素反応施設, 塩化水素反応施設, 塩化水素吸収施設	・塩素処理能力 50kg/時 以上
20	(アルミニウム製錬用)電解炉	・電流量 30kA 以上
21	(燐, 燐酸, 燐酸質肥料, 複合肥料製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕)反応施設, 濃縮施設, 焼成炉, 溶解炉	・燐鉱石処理能力 80kg/時 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上
22	(弗酸製造用)凝縮施設, 吸収施設, 蒸溜施設	・伝熱面積 10m ² 以上 ・ポンプ動力 1kW 以上
23	(トリポリリン酸ナトリウム製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕)反応施設, 乾燥炉, 焼成炉	・原料処理能力 80kg/時 以上 ・火格子面積 1m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
24	(鉛の第 2 次精錬〔鉛合金の製造含〕・鉛の管, 板, 線の製造用)溶解炉	・燃焼能力 10 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用)溶解炉	・燃焼能力 4 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用)溶解炉, 反射炉, 反応炉, 乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上 ・燃焼能力 4 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用)吸収施設, 漂白施設, 濃縮施設	・硝酸の合成, 漂白, 濃縮能力 100kg/時 以上
28	コークス炉	・原料処理能力 20 トン/日 以上
29	ガスタービン	・燃焼能力 50 リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	・燃焼能力 35 リットル/時 以上

出典：「大気汚染防止法」(平成 22 年 5 月 10 日 法律第 31 号)

騒音

a) 環境基準

騒音に係る環境基準は表 6.2-52 に示すとおりである。調査範囲の騒音に係る環境基準類型は図 6.2-25 に示すとおりである。

計画地は、市街化調整区域(図 6.2-4 都市計画区域図 参照)に該当するため、類型のあてはめはない。

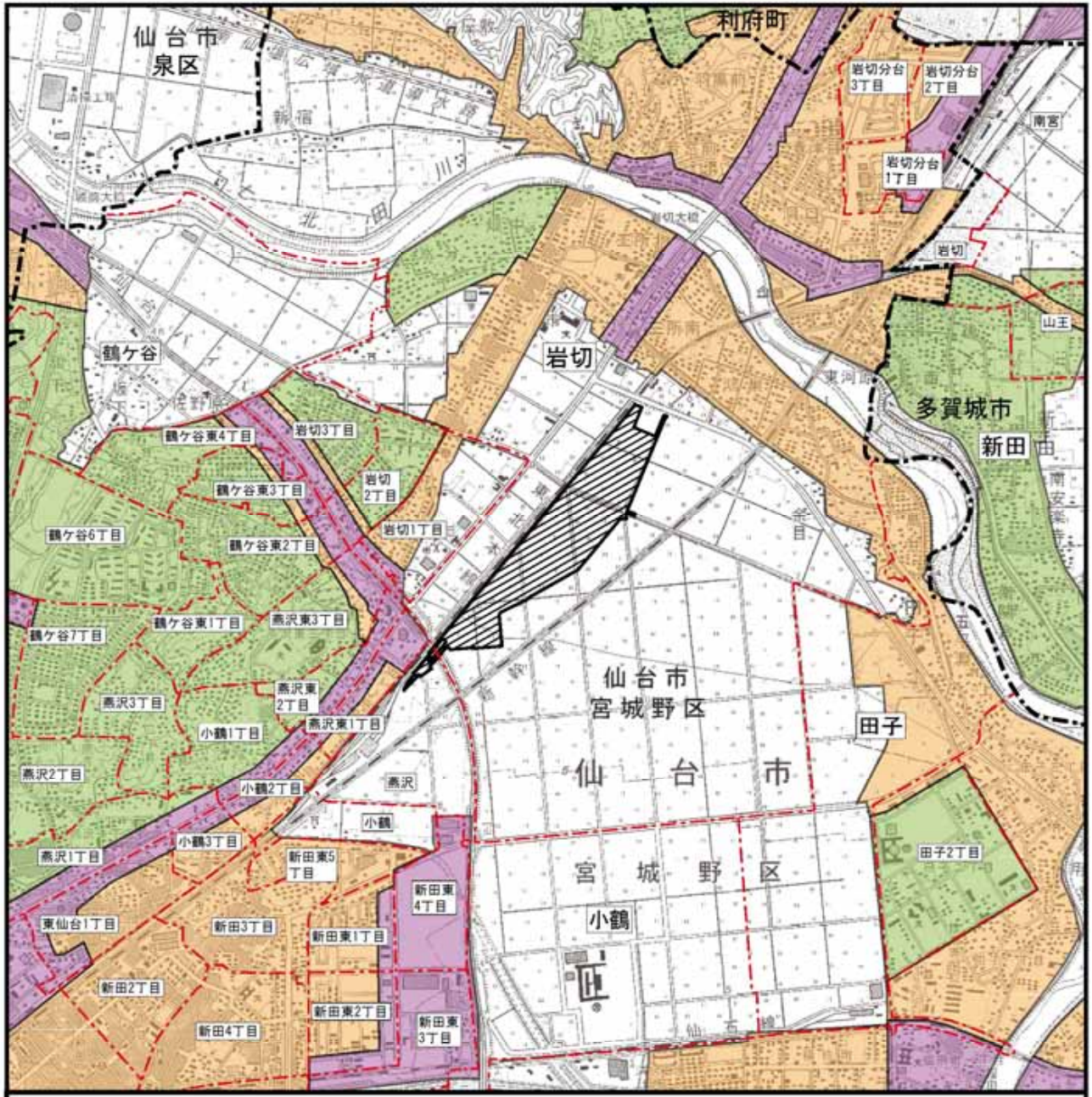
表 6.2-52 騒音に係る環境基準

地域 類型	あてはめる地域	地域の区分	基準値 (L_{Aeq})	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域(都市計画法(昭和四十四年法律第百号)第八条第一項第二号の規定により定められた文教地区(公園の区域を除く。)に限る。)		50dB 以下	40dB 以下
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 (AAの項に掲げる地域を除く。)	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
		2車線以上の車線 を有する道路に面する 地域	60dB 以下	55dB 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 (Aの項に掲げる地域に囲まれている 地域に限る。)	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
		2車線以上の車線 を有する道路に面する 地域	65dB 以下	60dB 以下
C	近隣商業地域 (Bの項に掲げる地域を除く。) 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60dB 以下	50dB 以下
		車線を有する道路に 面する地域	65dB 以下	60dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間(屋外)		70dB 以下	65dB 以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間(窓を閉めた屋内)		45dB 以下	40dB 以下


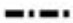




注) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲を指す。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号 改正平成12年3月28日 環境庁告示第20号)

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年3月30日 仙台市告示第126号)

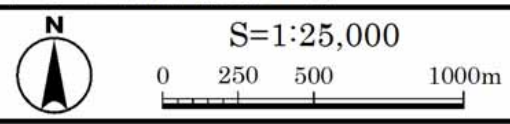


凡例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  A類型
-  B類型
-  C類型

出典：「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」
 (平成17年3月31日 宮城県告示第367号) (平成24年3月30日 仙台市告示第126号)

図 6.2-25
 騒音に係る環境基準の類型指定区分



新幹線鉄道騒音に係る環境基準は表 6.2-53, 表 6.2-54 及び図 6.2-26 に示すとおりである。計画地は、類型指定されていない。

表 6.2-53 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	地域類型を当てはめる地域	基準値
I	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ 300 メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに別表第一下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	70dB 以下
II	沿線区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第二下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	75dB 以下

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
a	80 デシベル以上の区域	3 年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに	
b	75 デシベルを超え 80 デシベル未満の区域	イ	7 年以内		開業時から 3 年以内
		ロ	10 年以内		
c	70 デシベルを超え 75 デシベル以下の区域	10 年以内	開業時から 5 年以内		

備考

- 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄の b の区域中イとは地域の類型 I に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
 - (1)既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
 - (2)工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
 - (3)新設新幹線鉄道 (1)及び(2)を除く新幹線鉄道
- 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年 7 月 29 日 環告 46)において、環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とするとされている。

- (1)測定は、新幹線鉄道のり及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- (2)測定は、屋外において原則として地上 1.2 メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
- (3)測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
- (4)評価は、(1)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
- (5)測定は、計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

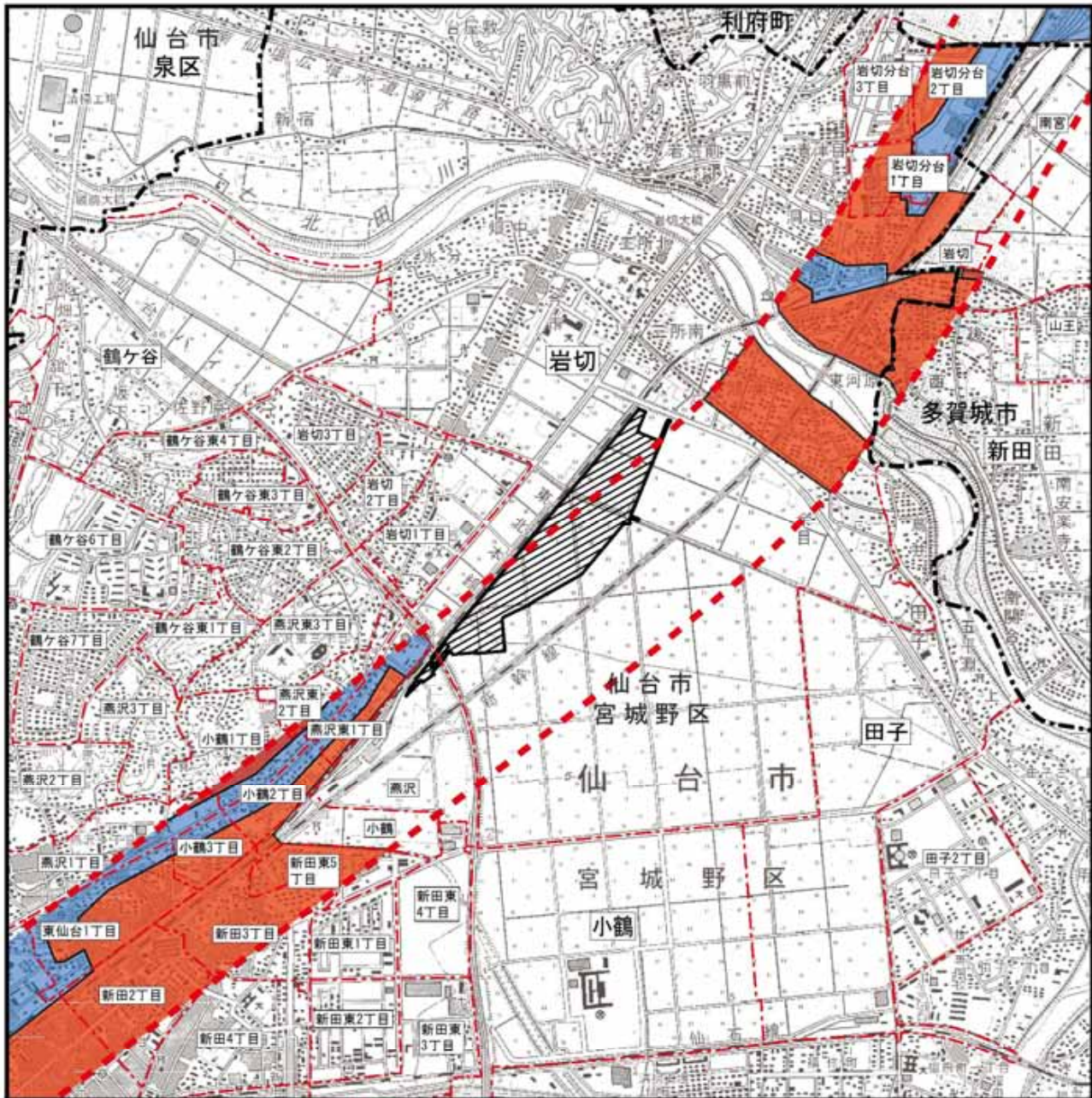
出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示」(昭和 52 年 5 月 20 日宮城県告示第 387 号)

表 6.2-54 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(別表)


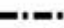




別表第一				別表第二			
下り線側		上り線側		下り線側		上り線側	
起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)
二八二・五一	二八三・三六	二八二・五一	二八三・一六	二八四・一六	二八五・一六	二八三・六六	二八五・一六
二九一・〇九	二九一・九一	二八五・一六	二八五・六六	二九二・七八	二九三・一六	二九二・七八	二九三・一六
二九六・一六	二九六・六六	二九一・〇九	二九一・九一	二九四・一六	二九六・一六	二九四・六六	二九五・一六
二九七・一六	二九七・六六	二九四・一六	二九四・六六	二九七・六六	二九八・一六	二九五・六六	二九六・一六
二九八・一六	二九九・一六	二九五・一六	二九五・六六	二九九・六六	三〇〇・〇四	二九九・六六	三〇〇・〇四
三〇一・六六	三〇二・一三	二九七・一六	二九七・六六	三〇四・七九	三〇五・一六	三〇一・四七	三〇二・一三
三〇二・六六	三〇三・八四	二九八・一六	二九九・一六	三一〇・八三	三一二・五一	三〇四・七九	三〇五・五一
三〇七・五六	三〇八・六二	三〇二・六六	三〇三・八四	三一〇・九八	三一四・六六	三一〇・八三	三一二・一三
三一五・九八	三一六・七三	三〇七・五六	三〇八・六二	三一五・一六	三一五・九八	三一三・六六	三一四・一六
三三二・六四	三三三・八一	三一二・一三	三一二・五一	三三〇・三四	三三一・一四	三一五・一六	三一五・三三
三三六・六一	三三七・一九	三一二・九八	三一三・六六	三四一・一一	三四一・五〇	三三〇・一六	三三〇・六四
三四一・五五	三四一・八六	三一五・九八	三一六・九二	三五一・六八	三五一・八四	三三七・六一	三三七・七四
三四六・六一	三四八・一一	三三二・六四	三三二・九九	三六八・六一	三六九・一一	三五一・六八	三五一・八四
三四九・一一	三四九・四七	三三三・六四	三三四・一一	三七〇・一一	三七一・六一	三五二・六一	三五三・一一
三五一・二八	三五一・六八	三三六・六一	三三七・一九	三七五・一一	三七六・一一	三五四・一一	三五六・一一
三五四・一一	三五五・一一	三四七・一一	三四八・一一	三七七・六一	三七八・一一	三五八・八二	三五九・六一
三五八・一一	三五八・六一	三四九・一一	三四九・四七			三六五・八一	三六六・一一
三六〇・六一	三六一・一一	三五一・二八	三五一・六八			三七〇・六一	三七一・一一
三六一・六一	三六二・一八	三五八・一一	三五八・六一			三七五・一一	三七六・一一
三六六・五一	三六六・一一	三六〇・六一	三六一・一一			三八二・六一	三八三・一一
三六九・一一	三七〇・一一	三六一・六一	三六二・八一			三八六・六一	三八七・一一
三七二・一一	三七二・六一	三六六・一一	三六八・一一			三八七・六一	三八八・六一
三七三・一一	三七五・一一	三六八・六一	三七〇・六一			三八九・六一	三九〇・一一
三七六・一一	三七七・六一	三七一・六一	三七二・六一				
三七九・六一	三八〇・六一	三七四・六一	三七五・一一				
三八二・一一	三八八・一一	三七六・一一	三七七・六一				
三八九・六一	三九〇・六一	三七八・四五	三七八・九三				
三九一・八六	三九二・五四	三七九・六一	三八〇・六一				
三九二・七七	三九三・六八	三八二・一一	三八二・六一				
三九六・四三	三九七・五六	三八三・一一	三八六・六一				
三九八・九二	四〇一・〇四	三八七・一一	三八七・六一				
		三九〇・一九	三九〇・六一				
		三九一・八六	三九二・五四				
		三九二・七七	三九三・六八				
		三九六・四三	三九七・四〇				
		三九八・九二	四〇一・〇四				

出典：新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示
(昭和 52 年 5 月 20 日 宮城県告示第 387 号)

備考 起点及び終点の表示は、東京を起点として軌道中心線に沿った距離(管理キロ程)による。



凡例

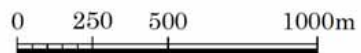
-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  : 東北新幹線鉄道の軌道中心線から両側にそれぞれ300メートル
-  : I 類型
-  : II 類型

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示」
(昭和52年5月20日宮城県告示第387号)

図 6.2-26 新幹線鉄道騒音に係る
環境基準類型指定あてはめ



S=1:25,000



b) 要請限度

自動車騒音に係る要請限度は表 6.2-55 に示すとおりである。調査範囲における自動車騒音に係る要請限度の区域の区分は図 6.2-27 に示すとおりである。

計画地は、市街化調整区域(図 6.2-4 都市計画区域図 参照)であり、b 区域にあたる。

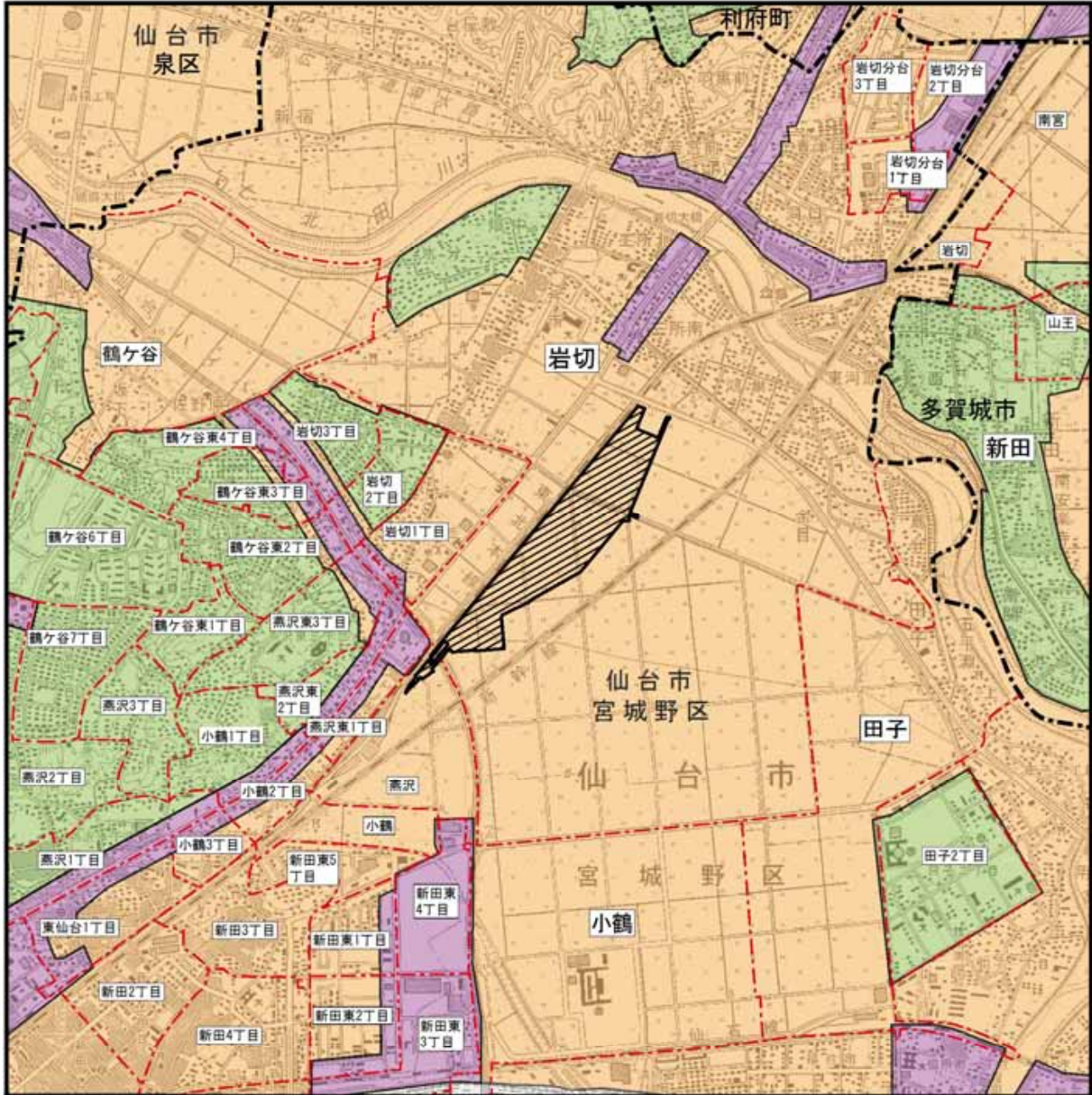
表 6.2-55 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分			要請限度 (L_{Aeq})	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	一車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 特別用途地区のうち文教地区	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域(文教地区を除く)	一車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
	近隣商業地域 (aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。) 市街化調整区域	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
c	近隣商業地域 (bの項に掲げる地域を除く。) 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間		75dB 以下	70dB 以下


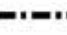




注) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲を指す。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日 総理府令第15号 改正平成12年12月15日 総理府令第150号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」(平成12年3月27日 仙台市告示第230号)



凡例

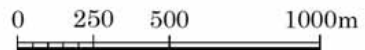
-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  a 区域
-  b 区域
-  c 区域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」平成12年3月2日総理府令第15号
(改正平成12年12月15日総理府令第150号)

図 6.2-27
自動車騒音の限度に係る区域の区分



S=1:25,000



c) 規制基準

騒音規制法，宮城県公害防止条例に基づき，工場・事業場に騒音が発生する施設（「特定施設」）を設置する場合には予め届出を行うとともに，特定施設を設置した特定工場等（「特定事業場」）の設置者は，施設を設置した区域（騒音規制法，宮城県公害防止条例）に応じた騒音の規制基準を遵守する義務がある。仙台市公害防止条例では，施設を定めずに工場等の敷地境界線上で工場等が立地する区域に応じた騒音の規制基準が定められている。

また，建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生させる作業（「特定建設作業」）については，予め届出を行うとともに，作業を実施する区域に応じた騒音の大きさの規制基準を遵守する義務がある。

工場・事業場等に係る騒音の規制基準を表 6.2-56，騒音に係る特定施設を表 6.2-57，騒音規制法に係る特定建設作業の規制基準を表 6.2-58，仙台市公害防止条例に係る指定建設作業の規制基準を表 6.2-59 に示す。

計画地は市街化調整区域（図 6.2-4 都市計画区域図 参照）にあたるため，表 6.2-56 では第二種区域，表 6.2-58～表 6.2-59 では一号区域の規制基準が適用となる。

表 6.2-56 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19～22時)	夜間 (22時～6時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域及び文教地区	50dB	45dB	40dB
第二種区域	第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，市街化調整区域及び地区の指定のない地域	55dB	50dB	45dB
第三種区域	近隣商業地域，商業地域及び準工業地域	60dB	55dB	50dB
第四種区域	工業地域	65dB	60dB	55dB

注 1) 基準は敷地境界線上。

2) 近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，または第二種中高層住居専用地域であるものについては第二種区域の基準を適用する。

3) 都市計画区域外における県条例の特定事業場は，第二種区域の基準を適用する。

4) 学校等(学校，保育所，幼保連携型認定子ども園，病院，診療所，図書館，特別養護老人ホーム)の周囲 50m の区域内は上の基準から 5dB 減じた値とする。

出典：「騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 185 号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号)

「公害防止条例施行規則」(平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号)

表 6.2-57 騒音に係る特定施設

施設番号		施設の種類	規模又は能力
騒音規制法	県公害防止条例		
1-イロハニホヘトチリヌル	4-1-(1)~(11)	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの (1) 圧延機械 (2) 製管機械 (3) ベンディングマシン(ロール式のものに限る) (4) 液圧プレス(矯正プレスを除く) (5) 機械プレス (6) せん断機 (7) 鍛造機 (8) ワイヤーフォーミングマシン (9) プラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く) (10) タンブラー (11) 切断機(といをしを用いるものに限る)	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの 原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの 呼び加圧能力 294kN 以上のもの 原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
2	4-2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
3	4-3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
4	4-4	織機	
5-イロ	4-5-(1)~(2)	建設用資材製造の用に供する施設で次に掲げるもの (1) コンクリートプラント (2) アスファルトプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のもの 混練機の混練重量が 200kg 以上のもの
6	4-6	穀物用製粉機(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
7-イロハニホヘ	4-7-(1)~(6)	木材加工用の用に供する施設で次に掲げるもの (1) ドラムパーカー (2) チッパー (3) 碎木機 (4) 帯のご盤 (5) 丸のご盤 (6) かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの 製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用にあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの 製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用にあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
8	4-8	抄紙機	
9	4-9	印刷機械(原動機を用いるものに限る)	
10	4-10	合成樹脂用射出成形機	
11	4-11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る)	
	4-12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(専ら災害その他非常用の事態に使用するものを除く)	出力が 3.75kW 以上のもの
	4-13	クーリングタワー	電動機の定格出力が 0.75kW 以上のもの
	4-14	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 15L 以上のもの
	4-15-(1)~(3)	繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの (1) 動力打綿機 (2) 動力混打綿機 (3) 紡糸機	
	4-16	コンクリート管、コンクリートボール又はコンクリートくいの製造機又はコンクリートブロック成形機	
	4-17-(1)~(5)	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの (1) ニューマチックケーソン (2) 製てい機 (3) 製びょう機 (4) 打抜機 (5) 研削機	電動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの 電動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
	4-18-(1)~(3)	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの (1) 切断機 (2) せん孔機 (3) 研磨機	

出典：「騒音規制法施行令」(昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号)
 「公害防止条例施行規則」(平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号)

表 6.2-58 特定建設作業騒音に係る基準(騒音規制法)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大 連続 作業 日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)	一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)		
1. くい打機(もんけんを除く), くい抜機 又はくい打くい抜機(圧入式を除く) を使用する作業(くい打機をアースオ ーガーと併用する作業を除く)	85dB 以下	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	10 時 間以 内	14 時 間以 内	連続 6 日 以内	日曜・休日における作業の禁止
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業(作業地点が 連続的に移動する作業は1日の作業に 係る2地点間最大距離が50mを超えない 作業に限る)							
4. 空気圧縮機(原動機の定格出力が15kW 以上を使用する作業)(さく岩機の動力 として使用する作業を除く)							
5. コンクリートプラント(混練機の混練 容量が0.45m ³ 以上)又はアスファルト プラント(混練機の混練容量が200kg 以上)を設けて行う作業(モルタルを 製造するためにコンクリートプラン トを設けて行う作業を除く)							
6. バックホウを使用する作業(原動機の 定格出力が80kW以上のものに限る, 国土交通省が定める低騒音型建設機 械を除く)							
7. トラクターショベルを使用する作業 (原動機の定格出力が70kW以上のもの に限る, 国土交通省が定める低騒音型 建設機械を除く)							
8. ブルドーザーを使用する作業(原動機 の定格出力が40kW以上のものに限る, 国土交通省が定める低騒音型建設機 械を除く)							

※1：一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲80m以内区域

※2：二号区域とは、工業地域のうち学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲80m以外区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)別表第1号の規定により指定する区域について」(平成8年3月29日 仙台市告示第186号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号)

表 6.2-59 指定建設作業騒音に係る基準(仙台市公害防止条例)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大 連続 作業 日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)	一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)		
1. ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業	80dB 以下 (但し学校等の 周囲 50m の区域 内にある場合に は 75dB 以下)	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 9 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日曜・休日における作業の禁止
2. ブルドーザー・パワーショベル・バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業							
3. 振動ローラー・タイヤローラー・ロードローラー・振動プレート・振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業							
4. はつり作業及びコンクリート仕上げ作業で原動機を使用するもの							

※1：一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域

※2：二号区域とは、工業地域のうち学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典：「仙台市公害防止条例」(平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 5 号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号)

振動

a) 要請限度

振動規制法による道路交通振動に係る要請限度は表 6.2-60 に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域(図 6.2-4 都市計画区域図 参照)にあたるため、第一種区域の要請限度が適用される。

表 6.2-60 道路交通振動に係る要請限度(振動規制法施行規則)

区域区分		時間区分	
		昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	65dB 以下	60dB 以下
	第二種区域	近隣商業地域* 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB 以下

※：近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、または第二種中高層住居専用地域であるものについては第一種区域の基準を適用する。

出典：「振動規制法第 16 条第 1 項 同法施行規則第 12 条」(改正 平成 13 年 3 月 5 日 環境省令第 5 号)
「振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 2 備考 1 に規定する区域及び同表備考 2 に規定する時間について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 190 号)

b) 規制基準

振動規制法、宮城県公害防止条例に基づき、工場・事業場に振動が発生する施設(「特定施設」)を設置する場合には予め届出を行うとともに、特定施設を設置した特定工場等(「特定事業場」)の設置者は、施設を設置した区域(振動規制法、宮城県公害防止条例)に応じた振動の規制基準を遵守する義務がある。仙台市公害防止条例では、施設を定めずに工場等の敷地境界線上で工場等が立地する区域に応じた振動の規制基準が定められている。

また、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生させる作業(「特定建設作業」)については、予め届出を行うとともに、作業を実施する区域に応じた振動の大きさの規制基準を遵守する義務がある。

工場・事業場等に係る振動の規制基準を表 6.2-61、振動に係る特定施設を表 6.2-62、振動規制法に係る特定建設作業の規制基準を表 6.2-63、仙台市公害防止条例に係る指定建設作業の規制基準を表 6.2-64 に示す。

計画地は市街化調整区域にあたるため、表 6.2-61 では第一種区域、表 6.2-63 及び表 6.2-64 では一号区域の規制基準が適用される。

表 6.2-61 工場・事業場等に係る振動の規制基準

区域区分	時間区分	昼間	夜間
		(8時～19時)	(19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域及び地区の指定のない地域	60dB 以下	55dB 以下
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB 以下	60dB 以下

- 注 1) 基準は敷地境界線上。
 2) 近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、または第二種中高層住居専用地域であるものについては第二種区域の基準を適用する。
 3) 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、第二種区域の基準を適用する。
 4) 学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 50m の区域内は上の基準から 5dB 減じた値とする。

出典：「振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 188 号)
 「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号)
 「公害防止条例施行規則」(平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号)

表 6.2-62 振動に係る特定施設

施設番号		施設の種類の種類	規模又は能力
騒音規制法	県公害防止条例		
1-イロハニホ	5-1-(1)(2)(3)(4)(5)	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの 液圧プレス(矯正プレスを除く) 機械プレス せん断機 鍛造機 ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 1kW 以上のもの 原動機の定格出力が 37.5kW 以上のもの
2	5-2	圧縮機(冷凍機に用いられるものは除く)	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
3	5-3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
4	5-4	織機(原動機を用いるものに限る)	
5-イロ	5-5-(1)(2)	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの コンクリートブロックマシン コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のもの 原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のもの
6-イロ	5-6-(1)(2)	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの ドラムバーカー チップパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの
7	5-7	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの
8	5-8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロールを除く)	原動機の定格出力が 30kW 以上のもの
9	5-9	合成樹脂用射出成形機	
10	5-10	鋳型製造機(ジョルト式のものに限る)	
	5-11(1)(2)(3)	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの 圧延機械 製管機械 ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの 電動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
	5-12	ディーゼルエンジン(専ら災害その他非常の事態に使用するものを除く)	出力が 10kW 以上のもの
	5-13	冷凍機(空調機を含む)	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの

出典：「振動規制法施行令」(昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号)
 「公害防止条例施行規則」(平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号)

表 6.2-63 特定建設作業振動に係る基準(振動規制法)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大 連続 作業 日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)	一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)		
1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く), くい抜機(油圧式くい抜機を除く), くい打ちくい抜き機(圧入式を除く)を使用する作業	75dB 以下	午前 7時 〜 午後 7時	午前 6時 〜 午後 10時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜・休日における 作業の禁止
2. 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. ブレーカーを使用する作業(手持式を除く)							

※1: 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域

※2: 二号区域とは、工業地域のうち学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典: 「振動規制法施行令」(昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号)

「振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 1 付表第 1 号の規定により市長が指定する区域について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 189 号)

表 6.2-64 指定建設作業振動に係る基準(仙台市公害防止条例)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大 連続 作業 日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)	一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)		
1. ブルドーザー, パワーショベル, バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業	75dB 以下 (但し学校等の周囲 50m の区域 内にある場 合には 70dB 以下)	午前 7時 〜 午後 7時	午前 6時 〜 午後 9時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜・休日における 作業の禁止
2. 振動ローラー, ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業							

※1: 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域

※2: 二号区域とは、工業地域のうち学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典: 「仙台市公害防止条例」(平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 5 号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号)

新幹線鉄道の列車の走行に伴い発生する振動への対策として、表 6.2-65 に示す指針等を達成する必要があるとしている。

表 6.2-65 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)

指針	<p>(1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。</p> <p>(2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。</p>
測定方法等	<p>(1) 測定単位は、補正加速度レベル(単位デシベル)を用いること。</p> <p>(2) 測定条件は、次のとおりとすること。</p> <p>ア 振動ピックアップの設置場所は、緩衝物がなく、かつ、十分踏固め等の行われている堅い場所とすること。</p> <p>イ 振動ピックアップの設置場所は、傾斜又は凹凸のない場所とし、水平面を十分確保できる場所とすること。</p> <p>ウ 振動ピックアップは、外囲条件の影響を受けない場所に設置すること。</p> <p>エ 指示計器の動特性は緩(Slow)とすること。</p>
指針達成のための方策	<p>(1) 新幹線鉄道振動の振動源対策として、構造物の振動低減対策等の措置を講ずるものとする。なお、以上の措置を講じても現在の防止技術では振動を低減することが困難な場合もあるので、早急に構造物の防振対策、振動遮断対策などの技術開発を図るものとする。</p> <p>(2) 新幹線鉄道振動の障害防止対策として、既設の住居等に対する建物の移転補償、改築及び補強工事の助成等の措置を振動が著しい地域から実施するものとする。特に、今後早急に家屋の防振対策技術の開発を図り、家屋補修等により振動の影響を軽減する措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 新幹線鉄道振動対策の実施に当たっては、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和 50 年 7 月環境庁告示第 46 号)」に基づく騒音対策その他の環境対策と有機的に連携して実施するものとする。</p>

出典：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和 51 年 3 月 12 日 環大特 32 号)

悪臭

悪臭規制に係る法規は以下のとおりである。

a) 悪臭防止法

「悪臭防止法」では、都道府県知事(政令指定都市の市長を含む)が悪臭物質の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域を指定地域として特定悪臭物質(22項目)による規制が行われている。多賀城市では、悪臭防止法による指定地域内で臭気指数による規制が行われている。

特定悪臭物質の種類及び許容濃度を表 6.2-66 に、調査範囲の規制地域を図 6.2-28 に示す。計画地は、市街化調整区域にあたるため規制区域には指定されていない。

表 6.2-66 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

No.	特定悪臭物質の種類	基準濃度	No.	特定悪臭物質の種類	基準濃度
1	アンモニア	1ppm	12	イソバレラルデヒド	0.003ppm
2	メチルメルカプタン	0.002ppm	13	イソブタノール	0.9ppm
3	硫化水素	0.02ppm	14	酢酸エチル	3ppm
4	硫化メチル	0.01ppm	15	メチルイソブチルケトン	1ppm
5	二硫化メチル	0.009ppm	16	トルエン	10ppm
6	トリメチルアミン	0.005ppm	17	スチレン	0.4ppm
7	アセトアルデヒド	0.05ppm	18	キシレン	1ppm
8	プロピオンアルデヒド	0.05ppm	19	プロピオン酸	0.03ppm
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm	20	ノルマル酪酸	0.001ppm
10	イソブチルアルデヒド	0.02ppm	21	ノルマル吉草酸	0.0009ppm
11	ノルマルバレラルデヒド	0.009ppm	22	イソ吉草酸	0.001ppm

出典：「悪臭防止法施行令第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

b) 宮城県公害防止条例

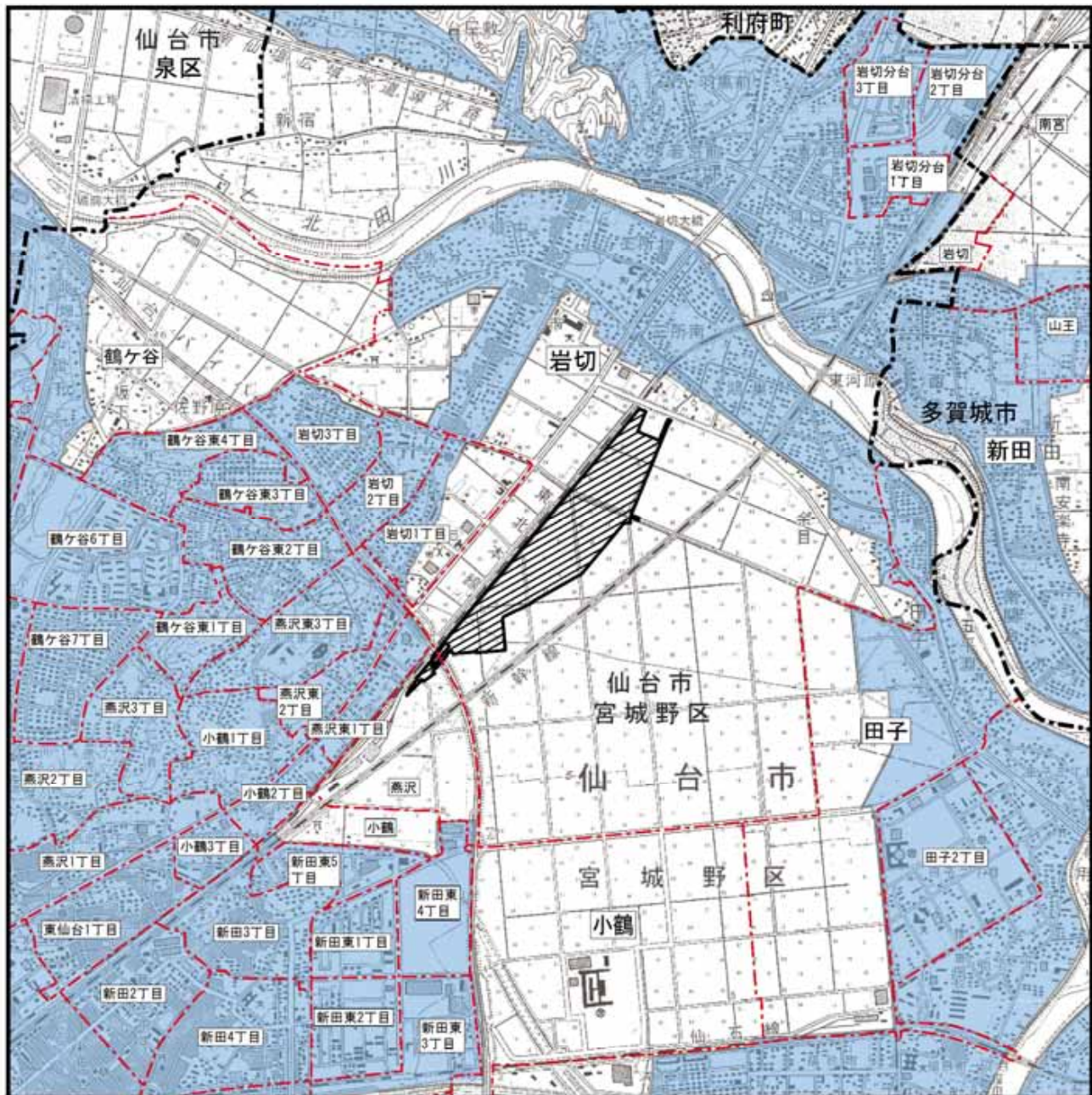
「宮城県公害防止条例」では、県内全域(悪臭防止法指定地域を除く)を対象に、特定施設に対し、臭気指数による規制基準(敷地境界線臭気指数15)が定められている。

c) 宮城県悪臭公害防止対策要綱





「悪臭防止法」及び「宮城県公害防止条例」に定めるもののほか、事業者は工場等(農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業の事業の用に供する施設及び作業)から発生する悪臭について、判定基準(敷地境界線で臭気強度1.8)を遵守するよう努め、悪臭の排出を抑制するため必要な措置を講じなければならないとされている。

d) 仙台市悪臭対策指導要綱

仙台市では、市内全域の工場・事業場を対象として臭気濃度により指導(敷地境界線で臭気濃度10)されている。



凡例

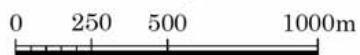
-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : 町丁目界
-  : 悪臭防止法による規制地域（仙台市及び多賀城市の市街化区域）

出典：「悪臭防止法施行令第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条に基づく規制基準」
 （平成8年3月1日 仙台市告示第109号）
 「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び臭気指数の規制基準」
 （平成15年3月31日 宮城県告示第315号）

図 6.2-28 悪臭防止法による規制地域



S=1:25,000



水質汚濁

a) 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)が設定されている。この他、人の健康の保護に関連する物質として、クロロホルム等有機化学物質、農薬等 26 項目が「要監視項目」とされ、公共用水域や地下水の水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

人の健康の保護に関する環境基準及び要監視項目の指針値は表 6.2-67 及び表 6.2-68 に示すとおりである。

表 6.2-67 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値(※)
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

※：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※：「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号 最終改正 平成 28 年 3 月 30 日 環境省告示第 37 号)

表 6.2-68 要監視項目及び指針値

公共用水域		地下水	
項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	クロロホルム	0.06mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	イソキサチオン	0.008mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	ダイアジノン	0.005mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L 以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L 以下	イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	オキシシン銅(有機銅)	0.04mg/L 以下
オキシシン銅(有機銅)	0.04mg/L 以下	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L 以下	プロピザミド	0.008mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下	EPN	0.006mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下	ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/L 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/L 以下	フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L 以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L 以下	イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L 以下
イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L 以下	クロルニトロフェン(CNP)	—
クロルニトロフェン(CNP)	—	トルエン	0.6mg/L 以下
トルエン	0.6mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下	ニッケル	—
ニッケル	—	モリブデン	0.07mg/L 以下
モリブデン	0.07mg/L 以下	アンチモン	0.02mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	全マンガン	0.2mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下	ウラン	0.002mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下		
ウラン	0.002mg/L 以下		

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」(平成21年11月30日 環水大土発第091130004号・環水大土発第091130005号)

生活環境項目について、河川ごとにあてはめるべき水域と類型を表 6.2-69～表 6.2-71 及び図 6.2-29 に示す。

調査範囲では、七北田川中流が B 類型、七北田川下流及び梅田川が C 類型に指定されている。

表 6.2-69 生活環境保全に係る環境基準(河川)(1/2)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級, 自然環境保全, 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級, 水産 1 級, 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級, 水産 2 級, 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級, 工業用水 1 級, 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級, 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級, 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	-

注 1) 基準値は日間平均値とする(湖沼, 海域もこれに準ずる)。

2) 農業利用水点については, 水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下, 溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

3) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級: 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級: ヤマメ, イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級: コイ, フナ等, β -中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級: 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級: 特殊の浄水操作を行うもの

環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

表 6.2-70 生活環境保全に係る環境基準(河川)(2/2)

イ

	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

表 6.2-71 水域類型あてはめ

水系・水域	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関
七北田川	七北田川中流(七北田橋より梅田川合流点まで)	B	ロ	S47.4.28	県
	七北田川下流(梅田川合流点より下流)	C	ロ	S47.4.28	県
	梅田川(七北田川合流点より上流)	C	イ	H17.9.16	県

注) 達成期間の欄の各記号の意義は下記のとおり。

「イ」: 直ちに達成,

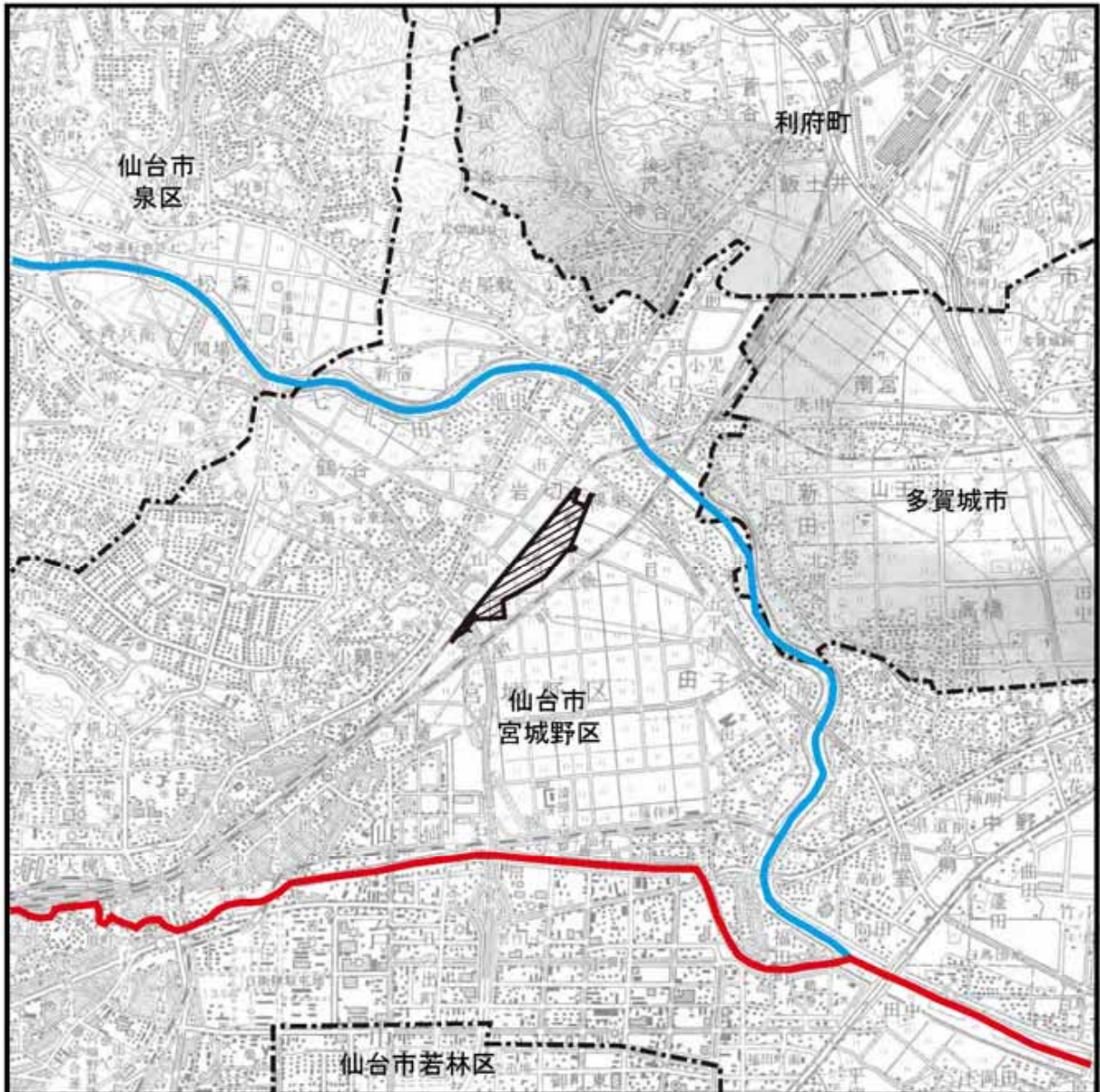
「ロ」: 5 年以内で可及的速やかに達成,

「ハ」: 5 年をこえる期間で可及的速やかに達成,

「ニ」: 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成を図る。

出典: 「環境基準の水域類型の指定」(昭和 47 年 4 月 28 日 宮城県告示第 373 号)

「環境規準と類型あてはめ」(宮城県)

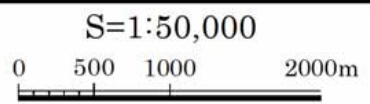


凡 例

-  : 計画地
-  : 市町・区境界線
-  : B 類型
-  : C 類型

出典：「水質環境基準と類型あてはめ」（宮城県）
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kijunandruikeih23.html>

図 6.2-29 水域類型



b) 排水基準

「水質汚濁防止法」に定められている特定施設を有する工場・事業場の排水規制は、「水質汚濁防止法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき実施されており、その排水基準は表 6.2-72 及び表 6.2-73 に示すとおりである。

表 6.2-72 水質汚濁防止法等に基づく排水基準(1/2)

区分	項目	一律排水基準(法指定)	地下浸透基準
水質に係る排水基準	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	0.001mg/L
	シアン化合物	1mg/L	0.1mg/L
	有機燐化合物 (パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及び EPN に限る。)	1mg/L	0.1mg/L
	鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.005mg/L
	六価クロム化合物	0.5mg/L	0.04mg/L
	砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.005mg/L
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	0.0005mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005mg/L
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	0.0005mg/L
	トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.002mg/L
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.0005mg/L
	ジクロロメタン	0.2mg/L	0.002mg/L
	四塩化炭素	0.02mg/L	0.0002mg/L
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.0004mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	0.002mg/L
	1,2-ジクロロエチレン	シス体として 0.4mg/L	シス体及びトランス体として それぞれ 0.004mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	0.0005mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.0006mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.0002mg/L
	チウラム	0.06mg/L	0.0006mg/L
	シマジン	0.03mg/L	0.0003mg/L
	チオベンカルブ	0.2mg/L	0.002mg/L
	ベンゼン	0.1mg/L	0.001mg/L
	セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.002mg/L
	ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L	0.2mg/L
	ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L	0.2mg/L
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L	アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては 0.7mg/L, 亜硝酸化合物にあっては 0.2mg/L, 硝酸化合物にあっては 0.2mg/L
	塩化ビニルモノマー	—	0.0002mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.005mg/L	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号 最終改正：平成 28 年 11 月 15 日 環境省令第 25 号)

「水質汚濁防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 19 日 総理府・通商産業省令第 2 号)

「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」

(平成元年 8 月 21 日 環境庁告示 39 号 最終改定：平成 26 年 3 月 20 日 環境省告示 42 号)

表 6.2-73 水質汚濁防止法等に基づく排水基準(2/2)

項目	区分	水質汚濁防止法			宮城県公害 防止条例	仙台市公害 防止条例
		一般 排水基準	特別排水基準 ^{※1※5}			
				下水道 整備区域	その他 の区域	50m ³ /日以上 25m ³ /日以上 ^{※4}
	排水	50m ³ /日以上	25m ³ /日以上		50m ³ /日以上 25m ³ /日以上 ^{※4}	50m ³ /日以上 25m ³ /日以上 ^{※4}
pH(水素指数)	海域に排出する場合	5.0～9.0	—	—	5.0～9.0	5.0～9.0
	海域以外に排出する場合	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD (海域・湖沼以外の公共用水域に排出する場合に適用)		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
COD (海域・湖沼に排出する場合に適用)		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類	5	5	5	5	5
	動植物油脂類	30	30	30	30	30
フェノール類含有量		5	5	5	5	5
銅含有量		3	3	3	3	3
亜鉛含有量		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量		10	10	10	10	10
クロム含有量		2	2	2	2	2
大腸菌群数(個/1 cm ³)		(3000)	(3000)	(3000)	(3000)	(3000)
窒素含有量 ^{※2}		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	—
リン含有量 ^{※3}		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	—

※：()の数値は日間平均値

※1：広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川農道溜池から七北田川との合流点までに排出する1日当りの排出量が25m³以上の特定事業場に適用される。

※2：青下ダム、月山池、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

※3：青下ダム、大倉ダム、月山池、七北田ダム、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

※4：宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに*1の地域に排出する場合は、1日当りの排出量が25m³以上の事業場が規制対象となる。

※5：畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排出水に係る特別排水基準は、当該排出水の量が1日につき10m³以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となる。

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年12月23日 宮城県条例第40号)

「仙台市公害防止条例」(平成8年3月19日 仙台市条例第5号)

「水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例・仙台市公害防止条例の排水基準」(仙台市)

下水道法に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水には、「下水道法」、「仙台市下水道条例」により表 6.2-74 に示すように排水基準が定められている。

表 6.2-74 下水排水基準

項目		基準値
水温		45℃未満
水素イオン濃度		5 を超え 9 (12) 未満
生物化学的酸素要求量(BOD)		600 (1200)mg/L 未満
浮遊物質(SS)		600 (1200)mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L 以下
	動植物油脂類	30 (150)mg/L 以下
よう素消費量		220 mg/L 未満
フェノール類		5 mg/L 以下
銅及びその化合物		3 mg/L 以下
亜鉛及びその化合物		2 mg/L 以下
鉄及びその化合物(溶解性)		10 mg/L 以下
マンガン及びその化合物(溶解性)		10 mg/L 以下
クロム及びその化合物		2 mg/L 以下
カドミウム及びその化合物		0.03 mg/L 以下
シアン化合物		1 mg/L 以下
有機燐化合物		1 mg/L 以下
鉛及びその化合物		0.1 mg/L 以下
六価クロム化合物		0.5 mg/L 以下
砒素及びその化合物		0.1 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg/L 以下
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/L 以下
トリクロロエチレン		0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン		0.2 mg/L 以下
四塩化炭素		0.02 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L 以下
チラウム		0.06 mg/L 以下
シマジン		0.03 mg/L 以下
チオベルカンブ		0.2 mg/L 以下
ベンゼン		0.1 mg/L 以下
セレン及びその化合物		0.1 mg/L 以下
ほう素及びその化合物		10 【230】 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物		8 【15】 mg/L 以下
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有		380 mg/L 未満
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L 以下
ダイオキシン類		10 pg-TEQ/L 以下

注 1) ()内の基準値は、一日平均排水量が 50m³ 未満の場合に適用。

2) 【 】内の基準値は、海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用。

出典：「下水道法施行令」(昭和 34 年 4 月 22 日 政令第 147 号)

「仙台市下水道条例」(昭和 35 年 10 月 10 日 仙台市条例第 19 号)

c) 農業用水基準

「農業（水稲）用水基準」は農林水産省が昭和 44 年春から約 1 ヶ年間、汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限度濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて昭和 45 年 3 月に定めた基準である。法的効力はないが、水稲の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標として利用されている。

農業（水稲）用水基準は、表 6.2-75 に示すとおりである。

表 6.2-75 農業（水稲）用水基準

項目		基準値
pH（水素イオン濃度）		6.0～7.5
COD（化学的酸素要求量）		6 mg/L 以下
SS（浮遊物質）		100 mg/L 以下
DO（溶存酸素）		5 mg/L 以上
T-N（全窒素濃度）		1 mg/L 以下
電気伝導度（塩類濃度）		0.3 mS/cm 以下
重金属	As（ヒ素）	0.05 mg/L 以下
	Zn（亜鉛）	0.5 mg/L 以下
	Cu（銅）	0.02 mg/L 以下

出典：「平成 27 年版 宮城県環境白書」（平成 27 年 12 月 宮城県環境生活部環境政策課）

地下水汚染

地下水の水質汚濁に係る環境基準として26項目設定されていた人の健康の保護に関する環境基準は、平成21年11月に新たに塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンが追加され、28項目となった。また、シス-1,2-ジクロロエチレンにかわり、1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)が追加されている。さらに、1,1-ジクロロエチレン、カドミウムについては基準値が見直され、1,1-ジクロロエチレン0.1mg/L、カドミウム0.003mg/Lに変更されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表6.2-76に示すとおりである。

表 6.2-76 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環境庁告示第10号
最終改正：平成28年3月29日 環境省告示31号)

地盤沈下

宮城県では「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき、規制地域を指定して揚水量の報告、水源転換による揚水削減の指導を行っている。対象事象実施区域は「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」で地下採取規制地域に指定されている(図 6.1-17 参照)。

土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は 27 項目について設定されている。土壌の汚染に係る環境基準は表 6.2-77 に示すとおりである。

表 6.2-77 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg, 0.01mg, 0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg, 0.03mg, 2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月 23 日 環境省告示第 46 号 最終改正：平成 28 年 3 月 29 日 環境省告示第 30 号)

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」第七条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準は表 6.2-78 に示すとおりである。

表 6.2-78 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	JIS K 0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性と換算した値とする。

2) 大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。

3) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)

日照障害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく仙台市の日影規制は表 6.2-79 に示すとおりである(図 6.2-4 都市計画区域図 参照)。

計画地は市街化調整区域であるため、日影規制の対象とならない。

表 6.2-79 日影規制

対象地域	建築基準法 別表第4(に) 欄の項	参考			
		制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間(※)	
				10m 以内	10m 超
第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが7m 超える又は3階 建以上	1.5m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地 域, 第二種中高層住居専用 地域	(二)	10m 超える	4m	4時間	2.5時間
第一種住居地域, 第二種住 居地域, 準住居地域, 近隣商 業地域, 準工業地域	(二)	10m 超える	4m	5時間	3時間

※ 「日影時間」欄に示す「10m 以内」「10m 超」は、敷地境界線からの水平距離を示す。

出典：「建築基準法」(平成20年5月23日 法律第40号)

ウ 災害防止に係る指定地域等の状況

計画地付近には、砂防指定地及び地すべり防止区域等の防災関連法律による指定区域は存在しない。

エ 景観の保全に関する条例

仙台市では、平成7年3月に「杜の都の風土を育む景観条例」を定め、「杜の都」の創造を目指して魅力ある景観形成に取り組んでいる。

平成16年には、景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されたことから、これまでの景観施策をさらに充実させ、良好な景観の形成を図るため、平成21年3月17日に景観法に基づく「仙台市「杜の都」景観計画」を策定し、7月1日より施行されている。

仙台市全域を対象とした景観計画区域内では建築物及び工作物に対する取り組みとして、届出の対象となる行為(表 6.2-80)と良好な景観形成のための行為の制限(表 6.2-81)を定めている。

表 6.2-80 届出対象行為等

届出対象規模(表のいずれかに該当するもの)	
建築物	高さが 20m を超えるもの
	延べ面積が 3,000m ² を超えるもの
工作物	高さが 30m を超えるもの
	延長が 50m を超える橋りょう, 高架道路, アーケード等 高さが 6m を超え, かつ延長が 50m を超える擁壁 (道路に沿って築造されるもの)
建築物の屋上に 工作物がある場合	工作物を含めた高さが 30m を超えるもの

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」(平成 21 年 7 月 仙台市)

表 6.2-81 景観計画区域(自然景観ゾーン)における行為の制限

対象項目		自然景観ゾーン(都市計画区域外及び市街化調整区域)
		山並み緑地ゾーン, 河川・海岸地ゾーン, 田園地ゾーン
建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根, 壁面は, 眺望に配慮し, 周囲の風景と違和感のない形態・意匠とする。 建物配置は, 地形に対峙せず, 緑地, 水辺等へのアクセスを遮らない工夫をする。 門扉等の外構施設は, 周囲の景観と違和感のないものとする。 屋外設備は, 建築物との一体化や外部からの見通しに対する遮蔽を工夫する。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 周囲からの眺望に配慮し, 背景の山並みに対し突出し風景を害しない高さとする。 里山や田園地の集落景観と調和し, 違和感のない高さとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 派手な色彩を避け, 周囲の環境に調和する色彩とする。 外壁の基調色は, 主に低彩度の色彩とする。 彩度はマンセル値によるものとし, 色相に応じて以下のものを基調とする。 色相 5R~5Y の場合, 彩度 4 以下 色相がその他の場合, 彩度 2 以下
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の自然環境を借景として取り入れる緑化を工夫する。 既存の樹木や緑, 水辺を保全し, 自然を活用した緑化を工夫する。
工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 橋りょう, 擁壁等の構造物は, 周辺環境や遠景, 中景, 近景に配慮した, 質の高いデザインと修景とする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 周囲からの眺望に配慮し, 背景の山並みに対し突出し風景を害しない高さとする。 里山や田園地の集落景観と調和し, 違和感のない高さとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 派手な色彩を避け, 周囲の環境に調和する色彩とする。

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」(平成 21 年 7 月 仙台市)

(2) 行政計画・方針等

ア 地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

仙台市総合計画

仙台市総合計画の”基本構想”においては、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示している。 ”基本構想”では、仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』」であるために、「未来を育み創造する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」の4つの都市像が掲げられている。

”基本構想”を実現するための”基本計画”では、計画期間である平成23年度(2011年度)から32年度(2020年度)までの10年間で「新たな都市のシステム確立に向けた変革の期間」と位置づけ、表6.2-82に示すように目指すべき都市像を実現するために重点政策を設定している。

表 6.2-82 重点政策

重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学びを楽しむミュージアム都市の推進 ・学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり ・地域と共に育む子どもたちの学ぶ力
地域で支え合う心豊かな社会づくり	「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・共生・健康社会づくり ・子育て応援社会づくり ・安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み
自然と調和した持続可能な都市づくり	「自然と調和し持続可能な潤いの都」を実現するため、暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素・資源循環都市づくりの推進 ・自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進 ・機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成 ・誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結びつけ、さまざまな戦略的プロジェクトを生み出しながら、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の飛躍と競争力の強化 ・東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み ・未来への活力を創る産業の育成・誘致 ・新たな都市軸の形成と活用

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年3月 仙台市）

分野別計画では、表 6.2-83 に示すように「学びの都・共生の都の実現をめざす」（3分野 30 基本的施策）、「潤いの都・活力の都の実現をめざす」（3分野 23 基本的施策）ごとに基本的施策が体系づけられている。

表 6.2-83 分野別計画

学びの都・共生の都の実現をめざす		潤いの都・活力の都の実現をめざす	
1. 学びや楽しみを多様な創造につなげる都市づくり	<p>学びの資源を生かしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化を生かしたミュージアム資源の創出と情報の発信 ・多様な学びの拠点の充実 ・学びを楽しむことのできる環境整備 ・大学等と連携したまちづくり ・若者の力を生かしたまちづくり <p>子どもたちが自ら学び成長する教育環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きる力を育む学校教育の充実 ・子どもたちの多様な学びの場となる体験機会の充実 ・子どもたちの成長を応援する地域づくり <p>文化芸術やスポーツを生かした都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の創造性を生かす文化芸術の振興 ・市民の健やかさを生み出すスポーツの振興 	1. 自然と調和し持続可能な環境都市づくり	<p>低炭素・資源循環都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素都市づくり ・資源循環都市づくり ・良好で快適な環境を守り創る都市づくり <p>自然と共生する都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の保全 ・緑と水のネットワークの形成 ・身近で魅力的な公園の整備 ・風格ある景観の形成
2. 健康で安全に安心して暮らすことができるまちづくり	<p>心身ともに健康な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの推進 ・医療・救急体制の充実 <p>災害に強い都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い都市構造の形成 ・災害への対応力の強化 ・地域の連携による防災力の向上 <p>安全・安心な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な生活基盤の整備・管理 ・地域の安全対策の充実 ・暮らしの安全の確保 	2. 魅力的で暮らしやすい都市づくり	<p>機能集約型市街地づくりと地域再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の活力を生み出す都心の機能の強化・充実 ・拠点の機能の強化・充実 ・都市構造の基軸となる都市軸の形成 ・良好な市街地の形成と郊外区域等の再生 <p>公共交通中心の利便性の高い交通体系づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道にバスが結節する公共交通ネットワークの構築 ・便利で安全な交通環境の構築 ・都市活動を支える道路ネットワークの構築
3. 共に生き自立できる社会づくり	<p>誰もが共に生き自己実現できる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとにやさしい都市環境の構築 ・男女共同参画社会の形成 ・外国人が暮らしやすい社会の形成 <p>安心して子どもを生み育てることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく元気に育つ環境づくり ・安心して子育てができる社会づくり ・子どもと子育て家庭を応援する地域づくり <p>高齢者が元気で安心して暮らすことができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいを持ち社会参加することができるまちづくり ・健康で活力に満ちた生活を送ることができるまちづくり ・介護サービス基盤の整備と支え合う地域づくり <p>障害者が安心して自立した生活を送ることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立した地域生活を送ることができるまちづくり ・安心して暮らすことができるまちづくり ・生きがいや働きがいの持てるまちづくり 	3. 成熟社会にふさわしい魅力・活力づくり	<p>都市の個性を伸ばす仙台の魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人をひきつける仙台ブランドの創造 ・広域交流機能の充実 ・世界につながる都市づくり ・東北各地域との連携の強化 <p>暮らしや雇用を支える地域経済の活力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の活性化と雇用・就業機会の拡大 ・付加価値の高い産業の振興 ・情報通信技術を生かした活力づくり ・中心部・地域商店街の活力づくり ・多面的機能を有する農林業の活性化

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成 23 年 3 月 仙台市）

仙台市都市計画マスタープラン - 都市計画に関する基本的な方針 -

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村の建設に関する基本構想(地方自治法第 2 条第 4 項)並びに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画法第 6 条の 2)に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は、本方針に基づいて行うものとしている。

本方針の計画期間は、仙台市基本構想に掲げた、21 世紀半ばを展望した都市像の実現をめざし、仙台市基本計画の計画期間とあわせ、平成 24 年度～平成 32 年度までとされている。

21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像は、表 6.2-84 に示すとおりであり、東北の発展を支え先導する役割を担い、国内外と広く交流・連携することにより都市の活力の向上を図るとともに、「杜の都」仙台の自然と調和する都市の個性と豊かさの向上によって、市民一人ひとりの暮らしを充実させることをめざすものである。

表 6.2-85、及び図 6.2-30 に示す土地利用の基本方針では、本計画地が該当する「集落・里山・田園ゾーン」の基本方針として、「自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る」、また、「田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全する」こととされている。

また、表 6.2-86 に示す都市づくりの基本的な方向においては、自然環境の保全・継承が掲げられており、1)豊かな自然環境や水環境の保全・継承、2)集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化、3)多様な生態系の保全と水源の涵養、4)東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生、を図ることとされている。

表 6.2-84 都市づくりの目標像

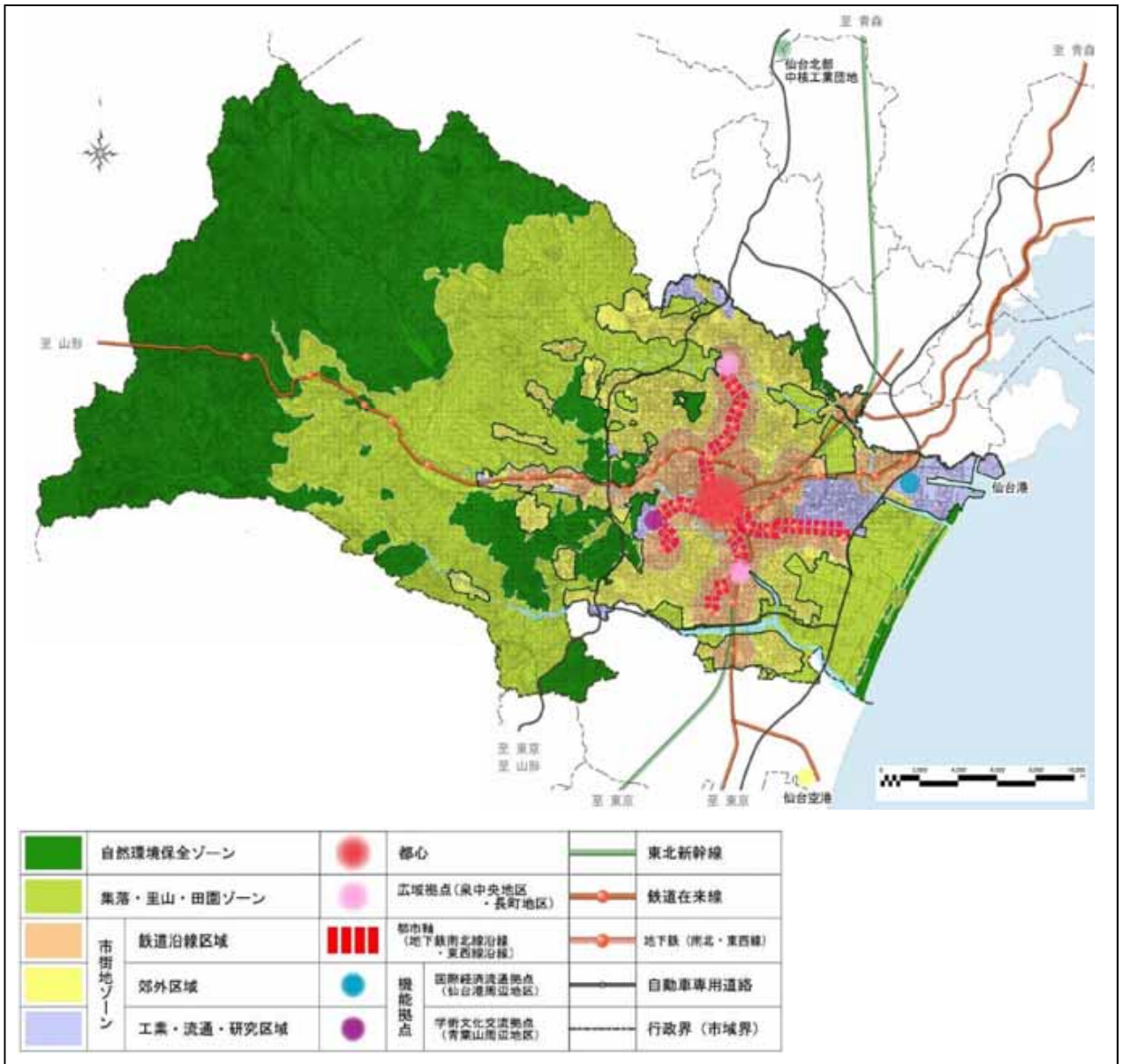
21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像	
目標像	杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市 ～活力を高め豊かさを享受できる魅力的で暮らしやすい安全・安心な都市づくり～
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機能集約型都市の形成を一層推進し、東北の中核都市にふさわしい都市機能の集積を誘導するとともに、地域の特性を最大限活かし、地域特性を最大限生かした人口規模や地域の状況変化に応じた良好で暮らしやすい市街地を形成します。 そして、豊かな自然と多様な生態系と豊かな自然環境に調和した、機能集約型都市を未来につないでいきます。 ○ 世界と東北を繋ぐゲートウェイとして、人流・物流両面での総合的な交通ネットワークの一層の充実をめざします。 また、移動が便利で快適な鉄道を中心とした総合交通体系の構築をめざすとともに、過度な自動車利用から公共交通や自転車などの交通手段への転換を促し、低炭素型の都市構造の構築をめざします。 ○ 「新次元の防災・環境都市」を形成するため、減災を基本とする多重防御の構築やエネルギー対策など、環境施策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進するとともに、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを導入した都市づくりをめざします。 ○ 「杜の都」仙台の美しさと魅力をさらに高めるため、豊富な緑と水に包まれた潤いある市街地や、地球環境にやさしい低炭素型の都市空間、歴史や文化・伝統が薫る風格ある街並み空間の創出をめざします。 ○ 多様な地域活動や市民活動をさらに発展させ、さまざまな活動主体間や市民との連携体制を強化し、市民と行政の協働・連携による都市づくりを進めていきます。 また、公共サービスの提供や都市政策の課題解決において、新しい市民協働、市民参加の枠組みを創出し、新たな市民と行政のパートナーシップによる都市づくりに取り組んでいきます。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」(平成 24 年 3 月 仙台市)

表 6.2-85 都市空間形成の基本方針

都市空間形成の基本的な考え方	
<p>○奥羽山脈から太平洋までの豊かな自然や里山，河川の豊富な水に支えられた田園が都市を囲んでいる都市を囲んでいる都市構造を「杜の都」の資産として将来に継承するため，法令などにもとづいて自然環境の一層の保全を図るとともに，魅力ある「杜の都」を創造する。</p> <p>○社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に的確に対応し，持続的な発展を支える活力と魅力あふれる都市の実現を目指す。</p> <p>⇒以上を実現するため今後，市街地の拡大は抑制することを基本とし，土地利用と交通施策の一体的推進と，暮らしに関連する施策の連携により，都心，拠点，都市軸などへそれぞれの地域特性に応じた多様な都市機能を集約し，さらに郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善する取り組みによって，「機能集約型市街地形成と地域再生」の都市づくりを進める。</p>	
土地利用の基本方針	
自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり，本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう，自然環境を保全するとともに，被災した東部地域の自然環境を再生する
集落・里山・田園ゾーン	自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら，農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。 土地利用の転換は，公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。 里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり，保全に努めるとともに，森林などの持続的な利活用，環境と調和した農林業の振興などを推進する。 田園地域は，水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに，被災した東部地域においては，生産基盤の強化などによる農地の再生と，被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。
市街地ゾーン	市街地ゾーンについては，「鉄道沿線区域」，「工業・流通・研究区域」，「郊外区域」の3つに区分し，それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。 豊かな都市環境や歴史的・文化的資産などを活かし，環境負荷にも配慮しながら活力があり魅力的な市街地空間を形成する。
鉄道沿線区域	交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに，居住機能の一層の集積を図る。 また，被災者の安全な住まいの確保に向けて，鉄道沿線区域への移転を推進する。
工業・流通・研究区域	それぞれの機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積とともに，産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積する。 また，大震災への備えとしての防災機能を高めるため，都市全体としての流通・業務機能の強化を進める。
郊外区域	市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や，生活に必要な地域交通の確保など，良好な生活環境の形成を図る。 特に，地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については，土地利用，住宅，交通，福祉など様々な分野の連携を図りながら，市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。 また，丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。
都心，拠点，都市軸形成の基本方針	
都心	東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し，商業・業務機能，国際交流機能，文化・芸術機能，居住機能など多様な機能と，利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう，都心機能を強化・拡充する。 また，都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら，東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する。
拠点	都心との機能分担や連携を図りながら，広域拠点及び機能拠点を次のように配置する。
広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し，都市圏の活動を支え，生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。
機能拠点	仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」，青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し，都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。
都市軸	東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を，十文字型の「都市軸」と位置づけ，駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。 また，被災者の安全な住まいの確保に向けて，「都市軸」への移転を推進する。
東西都市軸	地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては，西部の学術研究機能と，中心部の商業・業務機能，東部の産業機能など，多様な都市機能の集積と連携を図り，本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。
南北都市軸	都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては，都心や広域拠点との連携を強化しながら，地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）



出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月 仙台市）

図 6.2-30 土地利用方針図

表 6.2-86 都市づくりの基本的な方向

○土地利用に関する基本的な方向		自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図ります
方針	1. 都心の機能強化・拡充	1)多様な都市機能の集積・高度化 2)都市基盤の整備と市街地環境の改善 3)都心交通環境の改善・強化 4)緑あふれ風格のある魅力的な都心空間の創出 5)魅力や利便性を生かした都心居住の推進
	2. 拠点の機能強化・充実	1)広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 2)機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積
	3. 都市構造の基軸となる都市軸の形成	1)地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を生かした都市機能の集積・連携 2)南北線沿線に都心と広域拠点との連携を強化する都市機能の集積・更新 3)都市軸沿線居住の推進
	4. 良好な市街地の形成	1)鉄道沿線区域に暮らしを支える都市機能の充実 2)工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 3)大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 4)住み替えしやすい環境の構築
	5. 郊外区域の地域再生	1)暮らしを支える都市機能の維持・改善 2)生活に必要な地域交通の確保 3)さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
	6. 自然環境の保全・継承	1)豊かな自然環境や水環境の保全・継承 2)集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 3)多様な生態系の保全と水源の涵養 4)東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生
○交通に関する基本的な方向		公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります
方針	7. 鉄道を中心とした総合交通体系の構築	1)地下鉄東西線の整備 2)既存鉄道の機能強化 3)鉄道と連携したバス路線網への再編 4)交通結節機能の強化 5)都市活動を支える幹線道路網の構築 6)広域交通基盤の防災機能の強化
	8. 便利で快適な交通環境の構築	1)乗り継ぎ利便性の向上 2)利用しやすい運賃やサービスの導入 3)交通施設のバリアフリー化の推進
	9. 環境にやさしい交通手段への転換	1)過度な自動車利用から公共交通利用への転換 2)自転車利用の推進 3)公共交通などの適正な利用の推進
○防災・環境に関する基本的な方向		災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります
方針	10. 災害に強く安全で安心な都市空間の形成	1)都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 2)公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 3)高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 4)防犯に配慮した都市環境の構築 5)多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 6)丘陵地などの安全で安心な宅地の確保
	11. エネルギー負荷の少ない都市空間の形成	1)建築物などの省エネルギー性能の向上 2)地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進 3)自然の働きを生かした都市空間の形成 4)エコモデルタウンの構築
○緑・景観に関する基本的な方向		都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります
方針	12. 緑豊かで潤いある都市空間の形成	1)緑と水による潤いのある都市空間の形成 2)市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進 3)自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
	13. 風格ある都市景観の形成	1)「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 2)魅力的な街並みの形成 3)歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
○市民協働に関する基本的な方向		きめ細やかな街づくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります
方針	14. きめ細やかなまちづくりへの総合的な支援	1)地域特性に応じたきめ細かな対応 2)地域住民のまちづくり活動の支援強化 3)地域住民との情報共有
	15. 市民力の拡大と新しい市民協働の推進	1)市民参画の機会の拡充 2)まちづくり主体の交流と連携の推進 3)市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 4)復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）

杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)

「仙台市環境基本条例」(平成8年3月 仙台市条例第3号)に基づき定められた「杜の都環境プラン」は、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めるものである。

平成23年度～平成32年度までの10年間を計画期間とする「杜の都環境プラン」では、おおむね21世紀中葉を展望した環境面から目指すべき都市像(環境都市像)と、環境都市像を具現化するため4つの分野別の環境都市像が設定され、それら都市像の実現を目指していくとされている。なお、同プランは計画期間が10年間の長期に及ぶため、中間年にあたる平成27年度に中間評価が実施され、平成28年3月に計画の一部が改定されている。表6.2-87に環境都市像を示す。

表 6.2-87 環境都市像

環境都市像	
<p>「杜」と生き、「人」が生きる都・仙台</p> <p>—杜の恵みを未来につなぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへ—</p>	
分野別の環境都市像	
	<p>「低炭素都市」仙台</p> <p>まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市</p>
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 家庭やビルなどに太陽光発電システムなどの再生可能なエネルギー利用が普及し、省エネルギー性能の高い設備を備えた長寿命で高品質な建物が普及し、エネルギー効率の高い都市となっている。 地下鉄やバスの活用により、自動車に過度に依存しない交通体系が構築され、また電気自動車などの次世代自動車の普及が進み、まちの空気が澄んでいる。 森林や緑が二酸化炭素の吸収・固定に力を発揮している。森林資源は建物の素材や製品、エネルギー源として地域の中で持続的に有効利用されている。など
	<p>「資源循環都市」仙台</p> <p>資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市</p>
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 日常の生活で、ごみの発生抑制の取り組みが徹底され、環境配慮商品やリサイクル品の利用などが生活の中に定着している。 事業活動では、ごみになるものは作らない、売らないという考え方が浸透し、製造、流通、販売などの各段階で資源が有効に活用されている。 生ごみは堆肥として花壇や野菜づくりに活用されるなど、地域での資源循環の取り組みが進んでいる。など
	<p>「自然共生都市」仙台</p> <p>自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市</p>
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 山から海までの自然や生態系が保全され、自然とのふれあいの機会が豊富にある。自然との交流の中から、杜の都の自然への感性や生態系への認識がはぐくまれている。 市街地に緑があふれ、水辺で楽しめる空間がある。ビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりや自然再生により、森林や田園と市街地とが結ばれ、生物が身近なところでも見られるようになっていく。 森林や農地などの緑が守られ、資源の利活用や市民の参加・交流が盛んになっている。緑はバイオマス資源としても都市の中で持続的に有効利用されている。など
	<p>「快適環境都市」仙台</p> <p>市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市</p>
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 大気、水質などは現在の良好な状態をさらに上回る水準を保ち、安全・安心で快適な高い生活の質を支えている。 すがすがしい空気、心安らぐ鳥のさえずり、清涼でおいしい水など、高い質の環境を市民が五感で感じることができる。 歴史的・文化的な環境を大切にする価値観が浸透するとともに、それらの環境が保全・再生され、身近にふれあうことができる。 青葉山から眺める市街地とその奥に広がる太平洋、地域の人に愛されるまち並み、憩いと交流の場となる空間など、多様な環境の質を感じることができる。など

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020 [改定版])」(平成28年3月 仙台市)

「杜の都環境プラン」では、表 6.2-88 及び図 6.2-31 に示すように、都市構造や都市空間、経済・産業、社会のあり方の視点から持続可能な環境都市の将来イメージが描かれている。本計画地は郊外に該当する。

表 6.2-88 都市の将来イメージ

都市全体の将来イメージ	<p>山地地域から海浜地域までの変化に富んだ地勢、市域のおよそ6割を占める豊かな森林と、広瀬川、名取川、七北田川などの豊富な水に支えられた田園地帯とが都市を囲んでいる本市の基本構造が維持され、自然環境の保全と市街地の拡大の抑制が図られた、自然と共生した都市が構築された状態になっています。また、機能が集約された市街地は本市の持続的な発展を支えるとともに、市街地の緑は厚みを増し、遠景となる森林等の緑と一体となって美しい景観を構成するなど、「杜の都」の心地よい環境を至るところで感じ取ることができる姿となっています。</p>
地区別の将来イメージ	<p>市街地の姿</p> <p>鉄道を機軸とした公共交通体系が確立され、移動が便利で、都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み、エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており、面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。</p> <p>また、都心や拠点から離れた地域では、身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し、市民の日常生活を支えている状態になっています。</p> <p>いずれの地域でも、省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか、街路樹や公園などの緑が豊かで、緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴のある街並み、歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど、身近な場所で憩いや潤い、安らぎを感じることができる姿になっています。</p> <p>郊外部の姿</p> <p>豊かな自然環境が保全され、市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが、都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに、森林や里山の継続的な手入れによって、それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。</p> <p>また、自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み、多くの市民が満喫することができる姿になっています。</p> <p>市街地と郊外部のつながり</p> <p>自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や、海浜地域から市街地方面への風の道により、市街地のヒートアイランド現象が緩和され、また、河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。</p> <p>また、生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ、生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに、市街地の緑地にも、より多くの鳥や昆虫が見られるようになっています。</p>

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020〔改定版〕)」(平成 28 年 3 月 仙台市)



出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020〔改定版〕)」(平成 28 年 3 月 仙台市)

図 6.2-31 都市全体の将来イメージ

環境都市像を実現するために、表 6.2-89 に示すように、「低炭素都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「快適環境都市づくり」の分野別に対応する施策が設定されている。また、これらの分野に共通する「仕組みづくり」、「人づくり」などについて、「良好な環境づくりを支える仕組みづくり・人づくり」として別に施策分野を設定し、施策の実現を図ることとされている。

表 6.2-89 環境施策の展開の方向

1. 低炭素都市づくり	目標	■平成 32 年度(2020 年度)における温室効果ガス排出量を平成 22 年度(2010 年度)比で 0.8%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・気候変動によるリスクに備える ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
2. 資源循環都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度(2020 年度)におけるごみの総量を 360,000t 以下とします。 ■平成 32 年度(2020 年度)におけるリサイクル率を 35%以上とします。 ■平成 32 年度(2020 年度)における燃やすごみの量を 305,000t以下とします。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
3. 自然共生都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度(2020 年度)におけるみどりの総量(指標:緑被率)について、現在の水準を維持・向上させます。 ■生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。 ■身近な生きものの市民の認識度を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを楽しみ、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
4. 快適環境都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値 0.04ppm)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持します。 ■平成 32 年度(2020 年度)における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
5. 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	■平成 32 年度(2020 年度)における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020 [改定版])」(平成 28 年 3 月 仙台市)

「杜の都環境プラン」では、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ、「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域ごとの基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項など基本的な指針が示されている。

計画地が位置する東部田園地域の指針は、表 6.2-90 に示すとおりである。

表 6.2-90 土地利用における環境配慮の指針

東 部 田 園 地 域	基本的考え方
	<p>本地域にまとまりを持って保全されてきた農地は、本市の特色であり、保水や地下水の涵養、太平洋から本地域を抜ける海風の流入など市街地の環境を支える基盤としても重要です。また、生物多様性の観点からも、農地は独自の生態系を構成するなど重要な価値を持っています。比較的開発需要が高い地域でもありますが、食料生産の面も含め都市の持続可能性の基礎となる重要な地域であり、開発事業等はできるだけ回避されることが望まれます。</p>
	環境配慮の指針
	<ol style="list-style-type: none"> (1) 水田は気候の緩和機能や保水機能などを有することから、その保全に努め、市街地の拡大を抑制する。 (2) 未利用の有機性資源の堆肥化を進め、地域内での循環に努める。 (3) 環境にやさしい農業(土づくりと化学肥料・化学農薬の低減)等により、水田等の特徴的な生態系の維持に努める。 (4) 食料生産基地としての機能の向上を図るとともに、市民農園などを人と自然との交流の場として活用する。 (5) 澄んだ空気、清らかな水、静穏な音環境などの自然本来の環境を保ち、広大な田園、居久根に代表されるような、地域に根ざした原風景の保全に努める。 (6) 市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。 (7) 生態系を保全する活動の担い手としての市民・NPO 等の積極的な参加や自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020〔改定版〕)」(平成 28 年 3 月 仙台市)

また、「杜の都環境プラン」においては、開発事業等を実施する際の環境負荷の低減のため、表 6.2-91 に示すように企画段階、計画段階、実施段階の各段階における配慮すべき指針が示されている。

表 6.2-91 開発事業等における段階別の配慮の指針

企画段階	基本的考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 (2) 市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 (3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 (4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 (5) コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (6) 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適性かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 (7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	基本的考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 (2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 (3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 (4) 地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 (5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 (6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 (7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 (8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 (9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 (10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 (11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 (12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるように努める。
実施段階以降	基本的考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 (2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 (3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や 3R に取り組む。 (4) 緑地等の適切な維持管理を行う。 (5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020〔改定版〕)」(平成 28 年 3 月 仙台市)

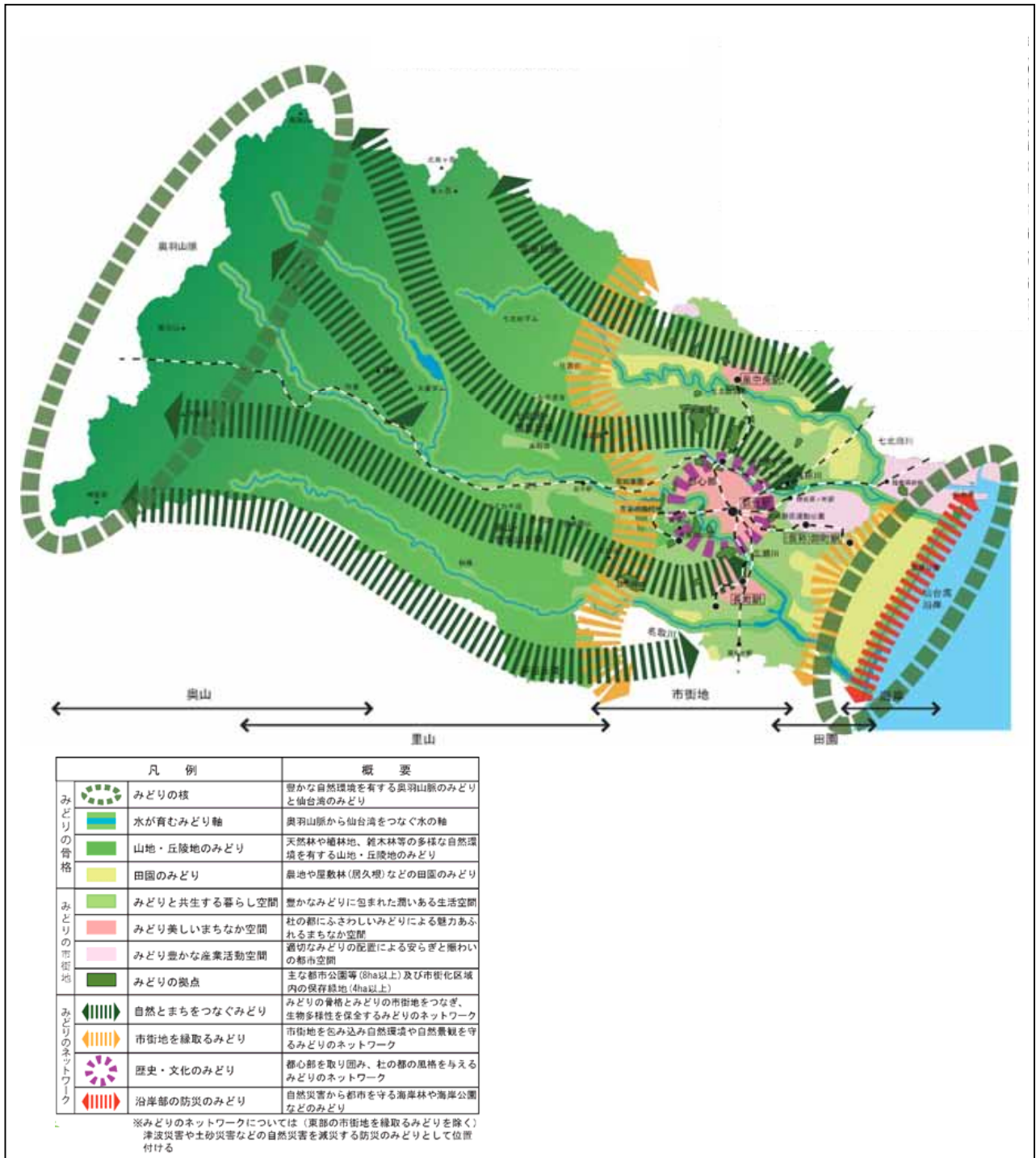
仙台市みどりの基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組を実施するにあたって、方針を示すものである。

前計画である「仙台グリーンプラン 21(仙台市緑の基本計画)」の策定から10年以上経過し、東日本大震災からの復興やみどりを取巻く社会状況の大きな変化に対応するため、これまでの施策を見直し、平成24年7月に新しい「仙台市みどりの基本計画」が策定された。

市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、東日本大震災からの復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生するとともに、奥山から海へと連続する多様なみどり、市民生活にうるおいを与えるみどり、歴史や文化と調和するみどりについて、継続的に守り育むことで、より豊かで質の高い新しい「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくこととし、基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』とされている。

基本理念に示す「百年の杜」の将来像は、図 6.2-32 に示すとおりである。みどり豊かな奥羽山脈と田園・海岸を、丘陵地や河川のみどりでつなぎ、「みどりの骨格」を充実させ、自然環境保全や景観形成、防災などのみどりの機能を向上させるため、「市街地を縁取るみどり」、「防災のみどり」、「歴史・文化のみどり」などの「みどりのネットワーク」を形成させるものである。住宅地や商業地では「みどりの市街地」をつくり、特に都心部では歴史的・文化的資源を生かしながら、「杜の都・仙台」にふさわしい風格のある都市を目指すこととしている。



出典：「仙台市みどりの基本計画」(平成 24 年 7 月 仙台市)

図 6.2-32 「百年の杜」の将来像

基本理念の「百年の杜」を実現するため、表 6.2-92 に示すとおり、みどりの質(機能)に着目した5つの基本方針と、それらに対応する7つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されており、生活環境の向上として、民間施設の緑化推進があげられている。

表 6.2-92 基本方針と重点プロジェクト

基本方針	施策体系	百年の杜づくりプロジェクト
1 安全・安心のまちづくり 地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します	自然災害から市民の安全を守るみどりを育む i) 自然災害を軽減するみどりの保全・再生 ii) 災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実 iii) 震災を教訓としたみどりの防災体制の確立	1 みどりによる津波防災プロジェクト 東日本大震災で被害を受けた東部地域のみどりについて津波防災機能を向上させ、復興のシンボルとして再生を目指します。
2 自然環境の保全・再生 奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます	都市を支えるみどりの骨格を守り、育む i) 奥羽山脈や丘陵地の森林、海岸の保全・再生 ii) 名取川、広瀬川、七北田川の保全 iii) 農用地やため池の保全・再生 iv) 市街地を縁取るみどりの保全 都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む i) 市街地の樹林地の保全 ii) 生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実 iii) 生物多様性に配慮した緑化の推進 iv) 生命を育むみどりのネットワークの形成 都市のみどりを循環させる i) みどりの有効活用 ii) 環境負荷の小さい資材の活用	2 みどりの骨格充実プロジェクト 適正な樹林地管理等によるみどりの骨格の充実や市街化区域内にある樹林地の保全等により、生態系ネットワークの形成を進めます。
3 生活環境の向上 より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます	市民ニーズに対応した多様な公園をつくる i) 都市公園の整備推進 ii) 市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進 iii) 公園緑地の管理運営の充実 快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす i) 公共施設の緑化推進 ii) 民間施設の緑化推進 iii) 住宅地の緑化推進	3 街のみどり充実プロジェクト 公共施設や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出します。 4 魅力ある公園づくりプロジェクト 市民ニーズに応じた公園整備と管理運営を進めます。
4 仙台南らしさを育む 杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります	杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる i) みどりがあふれ、にぎわいのある杜の都の顔づくり ii) 広瀬川を軸としたみどりの拠点づくり iii) 風格ある杜の都の景観づくり 歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育てる i) 歴史・文化資源と調和するみどりの充実 ii) 杜の都の原風景を残す屋敷林(居久根)、社寺林の保全と活用 iii) 歴史を刻む名木、古木などの保存と活用	5 みどりの地域資源活用プロジェクト 歴史的・文化的資源と調和するみどりや屋敷林(居久根)・社寺林等を保全・活用するとともに、これらみどりの地域資源の魅力を広く発信します。 6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト 中心市街地の緑化及び広瀬川沿いの拠点となる公園の整備により、「百年の杜」のシンボルエリアを形成します。
5 市民協働の推進 市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します。	みどりを守り、育む活動を支える i) 緑地保全や緑化推進への市民・事業者の参加促進 ii) 公園づくりや管理運営への市民・事業者の参加促進 iii) みどりの団体やみどりの人材の育成 iv) みどりのまちづくりの推進体制の強化 みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む意識を高める i) みどりのイベントの充実と開催支援 ii) みどりの広報活動の充実 iii) みどりの顕彰制度の充実 iv) みどりと人とのふれあいの場の充実	7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト みどりの活動への市民参加の促進と市民・市民活動団体・事業者が主体となる活動の支援を行います。

出典：「仙台のみどりの基本計画」(平成 24 年 7 月 仙台市)

仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020

仙台市地球温暖化対策推進計画は、平成 7 年に策定し、平成 14 年に改定した計画が平成 22 年度末をもって計画期間満了を迎えることから、計画の改定作業を進めていたが、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の影響により計画の前提となる状況が大きく変化し、電気・ガス・ガソリン等のエネルギー供給の途絶、原子力発電所の事故に端を発した電力供給のあり方の問い直しなど、計画の前提となる状況が大きく変化したことから、改定を見合わせていた。平成 27 年度に入り、日本の温室効果ガス削減目標や長期エネルギー需給見通しなど、計画を検討するにあたって必要な条件が明らかとなってきたことから、改定作業を再開し、平成 28 年 1 月 20 日に仙台市環境審議会より仙台市長へ答申書が提出され、同年 3 月に計画が改定された。計画の概要を表 6.2-93 に示す。

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を計画期間とする本計画では、杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)の個別計画として、温室効果ガスの削減目標を掲げ、低炭素都市を実現するための施策、重点プロジェクト等が掲げられている。

表 6.2-93 仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020 の概要

温室効果ガスの削減目標	2020(平成32)年度における温室効果ガス排出量を基準年度である2010(平成22)年度比で0.8%以上削減	
実施施策 (施策体系)	1. 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する (1) 都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 (2) 分散型や面的なエネルギー利用の推進 (3) 自然環境の保全と継承	
	2. 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する (1) 鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 (2) 環境負荷の小さい交通手段の選択促進	
	3. 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る (1) 省エネルギー設備・建築物の普及促進 (2) 創エネルギー(再生可能エネルギー等)の利用拡大 (3) 蓄エネルギーの普及拡大 (4) フロン類等の排出削減の徹底	
	4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める (1) 市民・事業者・市の連携による3Rの推進 (2) 廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用	
	5. 気候変動による影響を知り、リスクに備える (1) 気候変動による影響の把握と啓発 (2) 気候変動影響リスクの低減	
	6. 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる (1) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり (2) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 (3) 低炭素技術・産業の育成支援	
重点プロジェクト	1. エネルギー自律型のまちづくり 2. 低炭素な交通利用へのシフト 3. 快適な暮らしや地域経済を支える省エネ促進 4. 3R×Eで低炭素 5. 杜を守り、杜に護られる仙台 6. せんだいE-Action	
行動の指針	市民	1. まずは知る ・ 排出量やエネルギー消費量を知る ・ 削減に向けた取り組み方法や効果の情報を知る 2. 可能なところから始めてみる ・ 冷暖房の効率的な利用(効率を上げる工夫を含む) ・ 冷蔵庫や照明等家電製品の節電や節水 ・ 電車・バスの積極的な利用, エコドライブ ・ 低炭素な商品や消費行動を選ぶ 3. 機会を捉えて効果アップ ・ 家族構成など生活環境に合った省エネ製品購入 ・ 新築(マンション購入)・改築の機会を捉えた住宅の低炭素化 ・ 低公害車や低燃費車の購入 ほか
	事業者	1. まずは知る ・ 主要な設備の状況やエネルギー消費量の把握 ・ 効率的設備運用手段の情報入手 ・ 取り組み方法やその効果を共有 2. 可能なところから始めてみる ・ 事業活動を工夫 ・ 設備ごとの運用を改善 ・ 省エネ推進体制の整備(組織的な改善) 3. 機会を捉えて効果アップ ・ 計画的な機器更新 ・ 新築・改築時の省エネ機器導入 ・ 重油ボイラーから都市ガスボイラーへ更新(燃料転換) ほか
計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・事業者・行政の協働による推進 ・ 関連行政機関や教育研究機関・諸団体等との連携による推進 ・ 庁内の横断的連携による推進 ・ 進行状況の把握・評価及び公表 ・ PDCAによる推進 	

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」(平成28年3月)

ビオトープ復元・創造ガイドライン

「ビオトープ復元・創造ガイドライン」は仙台市におけるまちづくりに「ビオトープ(Bio-Tope 生物生息・生育可能な自然生態系が機能する空間)の復元・創造」の視点を加え、市域全体のビオトープネットワークをイメージしつつ、市民の身近な生活空間にいわゆる普通種を主体とした生物の生息・生育空間を確保するための基本的考え方や、技術的指針をガイドラインとしてまとめられたものである。その中で、ビオトープ保全・復元・創造の基本方針、可能性や展開方針が示されている。基本方針は、表 6.2-94 に示すとおりである。

表 6.2-94 ビオトープ保全・復元・創造の基本方針

番号	ビオトープ保全・復元・創造の基本方針	
(1)	市街地において積極的にビオトープを復元・創造する	市域全体の生物生息・生育空間確保のため、郊外の自然的地域の保全と同時に、自然が失われつつある市街地及びその周辺においては、より積極的なビオトープの復元・創造を図る。 市街地においては、特に生物生息・生育空間の確保が難しいので、まとまった専用空間に限らず、小さくとも様々な工夫による空間を確保し、それらをつなげて配置していくよう努める。
(2)	地域の環境特性を重視し、人為的改変を最小化する	ビオトープの復元・創造に当たっては、事業地を含む可能な限り広い範囲で生態系を調査し、その環境特性にふさわしいビオトープの保全・復元・創造に努める。 特に、安易な種の移入や過剰な管理は避け、地域の在来種を最低限の環境整備により呼び込み、時間をかけて自然に完成されることを基本とする。 また原生的な自然については、保全を基本とし、人為的改変は必要最小限とし、保全措置は回避、低減、代償の優先順位に沿い、慎重かつ透明性をもって選択する。
(3)	人間と他の生物の望ましい関係づくりを考える	市街地におけるビオトープの保全・復元・創造は、人との関わりが深いことから、人にとって比較的好ましい種を対象とした保護・復活等が行われることが多い。この際、その対象種が自然の循環の中で繁殖し、自生できるような食物連鎖や環境要素が必要となるが、そのためには、時として人にとって必ずしも好まれない生物や環境要素の存在をも許容し、他の生物等との共存・共生を図ることが重要である。 また、生物と人間とのふれあいの場確保と同時に、人間の立入りを制限し、生物の隠れ場所等も確保する等、適切な棲み分けに配慮する。
(4)	特定の環境要素のみならず、環境全体への影響に配慮する	生態系は、周囲の様々な環境要素と相互に影響し合っており、地域環境や地球環境を意識した視点が必要である。 特定の種や地域を対象とした保護・復活ばかりでなく、生態系全体の向上を意識し、市域外の環境要素への影響(二酸化炭素排出、資源調達や廃棄、生物の移動等)にも配慮する。

出典：「ビオトープ復元・創造ガイドライン」(平成10年5月 仙台市)

仙台市「杜の都」景観計画(杜の都の風土を育む景観づくり)

「仙台市景観基本計画」(平成9年3月 仙台市)は、「杜の都の風土を育む景観条例」(平成7年3月 仙台市)第6条の景観基本計画として、景観形成を総合的かつ計画的に進めるための景観形成の基本的な方向を明らかにしたものである。

平成16年には、景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されたことから、これまでの景観施策をさらに充実させ、良好な景観の形成を図るため、平成21年3月17日、景観法に基づく仙台市「杜の都」景観計画を策定し、7月1日より施行されている。

都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。

計画地は、景観計画区域内の自然景観「田園地ゾーン」に位置している。「田園地ゾーン」は「仙台平野に広がる穀倉地域と根白石・六郷・七郷等の農村集落からなる広大な田園地ゾーン」とされている。景観特性に応じた景観形成の方針は、「広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る」、「田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る」、「遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る」と定めている。

景観計画区域内の屋外広告物については、「看板、サインは、極端に派手な色彩の使用を避け、建築物との一体化、集約化を工夫する。」、「幹線道路沿いに設ける屋外広告物は、交差点での過度な設置を避け、街並みの美観を工夫する。」と定めている。

7. 環境影響評価項目の選定

7. 環境影響評価項目の選定

7.1. 環境影響評価要因の抽出

本事業に係るすべての行為のうち、環境への影響が想定される行為（以下、「環境影響要因」と示す）を、「工事による影響」、「存在による影響」及び「供用による影響」に分けて抽出した結果は、表 7.1-1に示すとおりとなる。

表 7.1-1 環境影響要因の抽出

環境影響要因の区分		要因の有無 ^{*1}	抽出の理由
工事による影響	資材等の運搬	○	本事業により、工事中の資材等の運搬がある。
	重機の稼働	○	本事業により、工事中の重機の稼働がある。
	盛土・掘削等	○	本事業により、盛土・掘削工事がある。
	建築物等の建築	○	本事業により、駅本屋・倉庫等の建築物の建築が予定される。
	工事に伴う排水	×	盛土・掘削等により発生する濁水以外の排水は想定されない。
	その他	×	上記以外の環境影響要因は想定されない。
存在による影響	変更後の地形	○	本事業により、地形及び農業用排水路の変更が発生する。
	樹木伐採後の状態	×	水田に建設する計画であり、計画地内に樹木は存在しないため樹木の伐採はない。
	変更後の河川・湖沼	×	計画地の北側に七北田川が位置するが、供用後における河川流等の変化が想定されないため抽出しない。
	工作物等の出現	○	本事業により、駅本屋・倉庫・調整池等の出現が予定される。
	その他	×	上記以外の環境影響要因は想定されない。
供用による影響	鉄道等の走行	○	貨物ターミナル駅への鉄道の走行が想定される。
	施設の稼働	○	施設の空調等の稼働が想定される。
	重機等の稼働	○	積荷を運搬するフォークリフト等の重機等の稼働が想定される。
	人の居住・利用	×	「人の居住・利用」は、「施設の稼働」としているため、抽出しない。
	有害物質の使用	×	有害物質を排出する設備の立地は予定していない。
	農薬・肥料の使用	×	本事業は貨物ターミナル駅の設置であり、供用後に多量の農薬・肥料の使用は想定されない。
	資材・製品・人等の運搬・輸送	○	本事業は貨物ターミナル駅の設置であり、供用後の資材・製品・人等の運搬、輸送が想定される。
	その他	×	上記以外の環境影響要因は想定されない。

注) 「要因の有無」欄は、○：有、×：無を示す。

7.2. 環境影響要素の抽出及び環境影響評価項目の選定

「仙台市環境影響評価技術指針」(平成11年4月13日 仙台市告示第189号)を参考に、本事業に係る環境影響要因と、それにより影響を受けることが想定される環境の要素(以下、「環境影響要素」という)の関係を整理し、本事業の内容、地域の特性等を勘案して影響の程度を検討した上で、環境影響評価の項目(以下、「評価項目」という)を選定した。抽出した選定項目は表7.2-1に、選定項目について選定した理由及び選定しなかった理由は表7.2-2～表7.2-5に示すとおりである。

なお、環境保全措置等により影響が軽微である等の理由から調査、予測及び評価を簡易的に行う項目については簡略化項目とし、影響が軽微である等の理由から調査、予測及び評価は行わず環境配慮によって対応する項目については配慮項目として整理した。

表 7.2-2 環境影響評価項目の選定結果まとめ(1/4)

環境影響要素		選定	環境影響要因		選定/非選定の理由
大気質	二酸化窒素	○	工事	・資材等の運搬 ・重機の稼働	工事用車両の走行，建設重機の稼働に伴う排出ガスによる影響が考えられる。
				供用	・鉄道等の走行
			供用		・重機等の稼働
				供用	・資材・製品・人等の運搬・輸送
	二酸化いおう	－	－		大規模なボイラー等燃焼施設の設置は予定していないことから，排出ガスによる影響はないと考えられる。
	浮遊粒子状物質	○	工事	・資材等の運搬 ・重機の稼働	工事用車両の走行，建設重機の稼働に伴う排出ガスによる影響が考えられる。
供用				・鉄道等の走行	ディーゼル機関車の走行に伴う排出ガスによる影響が考えられる。
			供用	・重機等の稼働	フォークリフト等の稼働に伴う排出ガスによる影響が考えられる。
供用				・資材・製品・人等の運搬・輸送	通勤，業務関連交通の走行に伴う排出ガスによる影響が考えられる。
	粉じん	※	工事	・盛土・掘削等	盛土・掘削工事において，一時的な強風による巻き上げにより粉じんの発生が予想されるものの，散水等による粉じんの発生・飛散に対する環境保全措置を行うことから，配慮項目として選定する。
有害物質	－	－		有害物質を排出する重機の稼働，設備・施設の計画はないため，影響はないと考えられる。	
騒音	騒音	○	工事	・資材等の運搬 ・重機の稼働	工事用車両の走行，建設重機の稼働に伴う建設作業騒音による影響が考えられる。
				供用	・鉄道等の走行
			供用		・施設の稼働
				供用	・重機等の稼働
供用	・資材・製品・人等の運搬・輸送	通勤，業務関連交通の走行に伴う道路交通騒音による影響が考えられる。			
	振動	振動	○	工事	・資材等の運搬 ・重機の稼働
供用				・鉄道等の走行 ・重機等の稼働	機関車の走行及びフォークリフト等の稼働及び積替え作業等に伴う振動による影響が考えられる。
※			供用	・施設の稼働	供用後における空調等の屋外設備機器からの振動の発生が考えられるが，必要に応じて免振装置等を設置し，振動の影響を低減させることにしていることから，配慮項目として選定する。
○			供用	・資材・製品・人等の運搬・輸送	通勤，業務関連交通の走行に伴う道路交通振動による影響が考えられる。
低周波音	低周波音	－	－		工事中に発破工事や周囲に影響を及ぼすような低周波音を発生する重機の使用は予定していない。また，供用後に駅内を高速で列車が走行することはなく，低周波音を発生させるような施設等の立地は予定されないため，影響はないと考えられる。
悪臭	悪臭	－	－		工事中に周辺環境に影響が生じるほどの悪臭を発生させる重機の稼働，設備の使用は予定していない。また，供用後に悪臭を発生させるような施設等の立地は予定されないため，影響はないと考えられる。

注)「選定」欄は，【○：評価項目として選定した項目，△：簡略化項目として選定した項目，※：配慮項目として選定した項目，－：選定しない項目】を示す。

表 7.2-3 環境影響評価項目の選定結果まとめ(2/4)

環境影響要素		選定	環境影響要因		選定/非選定の理由
水質	水の汚れ	※	供用	・施設の稼働	供用後に、コンテナの洗浄に伴う排水が発生するが、下水道(分流)に排水する予定であることから、配慮項目として選定する。
	水の濁り	○	工事	・盛土・掘削等	盛土・掘削に伴う裸地の出現に伴い、降雨による用水路への濁水の流入が想定され、影響が考えられる。
	富栄養化, 溶存酸素, 水温	—	—	—	計画地の生活排水は、下水道(分流)に接続される予定であり、影響はないと考えられる。
	有害物質	—	—	—	有害物質を排出する工事や設備は予定されないため、影響はないと考えられる。
底質	底質	—	—	—	有害物質を排出する工事や設備は予定されないため、影響はないと考えられる。
汚地下水	地下水汚染	※	供用	・施設の稼働	フォークリフト用の給油設備を設置するが、漏れた油の流出防止措置として排水溝を設置することから、配慮項目として選定した。
水象	水源, 河川流・湖沼, 海域・水辺環境	—	—	—	計画地の北側に七北田川が位置するが、水源及び河川流等に影響を及ぼす工事や施設の稼働はないことから、影響はないと考えられる。
	地下水・湧水	○	工事 存在	・盛土・掘削等 ・改変後の地形	盛土・掘削により、地下水に影響を及ぼす可能性があると考えられる。 地形の改変等により、計画地内及び周辺の地下水の状況の変化が考えられる。
その他	水循環	△	存在	・工作物等の出現	工作物等の出現により、地表面被覆が変化するが、浸透性舗装の設置等により適切に配慮することから、簡略化項目として選定する。
地形・地質	現況地形	○	存在	・改変後の地形	地形の改変により、現況地形及び農業用排水路が改変される。
	注目すべき地形	—	—	—	計画地の西側約200mに長町-利府線が存在するものの、本事業による地形の改変は地表面を計画していることから、長町-利府線を含めて周辺の注目すべき地形に及ぼす影響はないと考えられる。
	土地の安定性	○	存在	・改変後の地形	本事業は貨物ターミナル駅を建設するものであり、改変後の地形に関し、安全性の確保の観点から、土地の安定性への影響について把握する必要があると考えられる。
地盤沈下	地盤沈下	○	工事	・盛土・掘削等	計画地周辺は軟弱地盤であることから、工事中の盛土により、地盤の圧密沈下による影響が考えられる。
			存在	・改変後の地形	計画地周辺は軟弱地盤であることから、盛土による地形の改変により、地盤の圧密沈下による影響が考えられる。
土壌汚染	土壌汚染	※	工事	・盛土・掘削等	本事業での有害物質等の使用はない。盛土材は計画地外から搬入するが、汚染土壌の搬入を行わない。また、現時点では計画地内において土壌汚染は確認されていないが、本事業を実施するにあたっては、資料調査により事前に地歴を確認するなど、土壌汚染対策法に基づいた適切な対応をすることから、配慮項目として選定する。
			供用	・施設の稼働	フォークリフト用の給油設備を設置するが、漏れた油の流出防止措置として排水溝を設置することから、配慮項目として選定した。
障害	電波障害	—	—	—	電波障害が生じるような大規模な建築物の立地は予定されないため、影響はないと考えられる。
日照	日照障害	—	—	—	日照障害が生じるような大規模な建築物の立地は予定されないため、影響はないと考えられる。
風害	風害	—	—	—	風害が生じるような大規模な建築物の立地は予定されないため、影響はないと考えられる。

注) 「選定」欄は、【○：評価項目として選定した項目、△：簡略化項目として選定した項目、※：配慮項目として選定した項目、—：選定しない項目】を示す。

表 7.2-4 環境影響評価項目の選定結果まとめ(3/4)

環境影響要素		選定	環境影響要因		選定/非選定の理由
植物	植物相及び注目すべき種	○	工事	・盛土・掘削等	盛土・掘削に伴う植物相及び注目すべき種への影響が考えられる。
			存在	・変更後の地形 ・工作物等の出現	変更後の地形及び工作物等の出現に伴う植物相及び注目すべき種への影響が考えられる。
	植生及び注目すべき群落	○	工事	・盛土・掘削等	盛土・掘削に伴う植生及び注目すべき群落への影響が考えられる。
			存在	・変更後の地形 ・工作物等の出現	変更後の地形及び工作物等の出現に伴う植生及び注目すべき群落への影響が考えられる。
	樹木・樹林地等	—	—		計画地は、水田に位置し、樹木・樹林地等は存在しないことから、樹木・樹林地等への影響はないものと考えられる。
森林等の環境保全機能	—	—		計画地は、水田に位置し、樹木・樹林地等は存在しないことから、森林等への影響はないものと考えられる。	
動物	動物相及び注目すべき種	○	工事	・重機の稼働 ・盛土・掘削等	重機の稼働及び盛土・掘削工事に伴う騒音、振動等により動物相及び注目すべき種に対する影響が考えられる。
			存在	・変更後の地形 ・工作物等の出現	変更後の地形及び工作物等の出現に伴う動物相及び注目すべき種への影響が考えられる。
	注目すべき生息地	○	工事	・重機の稼働 ・盛土・掘削等	重機の稼働及び盛土・掘削工事に伴う騒音、振動等により注目すべき生息地に対する影響が考えられる。
			存在	・変更後の地形 ・工作物等の出現	変更後の地形及び工作物の出現に伴う注目すべき生息地への影響が考えられる。
生態系	地域を特徴づける生態系	○	工事	・重機の稼働 ・盛土・掘削等	重機の稼働及び盛土・掘削工事に伴う騒音、振動等により地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。
			存在	・変更後の地形 ・工作物等の出現	変更後の地形及び工作物等の出現による地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。
景観	自然的景観資源	—	—		計画地周辺には自然的景観資源及び文化的景観資源が存在するが、それらは計画地から離れていることから、影響はないと考えられる。
	文化的景観資源				
	眺望	○	存在	・変更後の地形 ・工作物等の出現	変更後の地形及び工作物等の出現に伴う周辺の眺望の変化が生じると考えられる。
触れ自然との場	自然との触れ合いの場	○	工事	・資材等の運搬	計画地近傍には、七北田川岩切緑地等、自然と触れ合いの場として利用されている箇所があり、資材等の運搬に伴う影響が考えられる。
			供用	・資材・製品・人等の運搬・輸送	計画地近傍には、七北田川岩切緑地等、自然と触れ合いの場として利用されている箇所があり、通勤、業務関連交通の走行に伴う影響が考えられる。
文化財	指定文化財	—	—		計画地には、指定文化財等、埋蔵文化財包蔵地は存在しない。また、計画地周辺には、指定文化財等が存在するが、直接変更するものではないことから選定しないこととした。

注)「選定」欄は、【○：評価項目として選定した項目、△：簡略化項目として選定した項目、※：配慮項目として選定した項目、—：選定しない項目】を示す。

表 7.2-5 環境影響評価項目の選定結果まとめ(4/4)

環境影響要素		選定	環境影響要因		選定/非選定の理由
廃棄物等	廃棄物	○	工事	・盛土・掘削等 ・建築物等の建築	掘削工事に伴う建設廃棄物の発生が考えられる。また、建築物等の建築に伴う廃棄物の発生が考えられる。
			供用	・施設の稼働	施設の稼働に伴う事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生が考えられる。
	残土	○	工事	・盛土・掘削等	盛土・掘削工事に伴う残土の発生が考えられる。
	水利用	○	供用	・施設の稼働	施設の稼働に伴う水利用が考えられる。
温室効果ガス等	二酸化炭素	○	工事	・資材等の運搬 ・重機の稼働	工事中における資材等の運搬及び重機の稼働に伴う二酸化炭素の発生が考えられる。
			供用	・鉄道等の走行 ・施設の稼働 ・重機等の稼働 ・資材・製品・人等の運搬・輸送	供用後における鉄道等の走行、施設の稼働及び業務関連交通等の走行に伴う二酸化炭素の発生が考えられる。
	その他温室効果ガス	—	—		六ふっ化硫黄、二酸化窒素などを発生する設備・機械の使用の予定がないため、影響はないと考えられる。
	オゾン層破壊物質	—	—		フロン等のオゾン層破壊物質を使用する工事及び施設の稼働は予定されないため、影響はないと考えられる。
	熱帯材使用	※	工事	・建築物等の建築	熱帯材使用については、非木質の型枠を極力採用し、基礎工事や地下躯体工事においては、計画的に型枠を転用することを目指すことから、配慮項目として選定する。

注) 「選定」欄は、【○：評価項目として選定した項目、△：簡略化項目として選定した項目、※：配慮項目として選定した項目、—：選定しない項目】を示す。